

【表紙】

【提出書類】 有価証券届出書

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成28年3月31日

【発行者名】 ミツビシUFJグローバルカストディ・エス・エイ
(Mitsubishi UFJ Global Custody S.A.)
(注) 平成28年5月1日付で、三菱UFJグローバルカストディ・エス・エイ(Mitsubishi UFJ Global Custody S.A.)はその名称をルクセンブルク三菱UFJインベスターサービス銀行S.A.(Mitsubishi UFJ Investor Services & Banking (Luxembourg) S.A.)へ変更する。

【代表者の役職氏名】 マネージング・ディレクター 寺脇 恒

【本店の所在の場所】 ルクセンブルク大公国、ルクセンブルク L - 1150、アールン通り 287 - 289番
(287-289, route d'Arlon, L-1150 Luxembourg, Grand Duchy of Luxembourg)

【代理人の氏名又は名称】 弁護士 三浦 健
弁護士 大西 信治

【代理人の住所又は所在地】 東京都千代田区丸の内二丁目6番1号 丸の内パークビルディング
森・濱田松本法律事務所

【事務連絡者氏名】 弁護士 三浦 健
弁護士 大西 信治
弁護士 中野 恵太
弁護士 尾登 亮介

【連絡場所】 東京都千代田区丸の内二丁目6番1号 丸の内パークビルディング
森・濱田松本法律事務所

【電話番号】 03(6212)8316

【届出の対象とした募集(売出)外国投資信託受益証券に係るファンドの名称】 MUGC GSケイマン・ファンド -
GS CoCos & キャピタル証券ファンド
(MUGC GS Cayman Fund -
GS CoCos & Capital Securities Fund)

【届出の対象とした募集（売出）外国投資信託受益証券の金額】

米ドル（毎月）クラス受益証券：

30億米ドル（約3,626億1,000万円）を上限とする。

米ドル（年２回）クラス受益証券：

30億米ドル（約3,626億1,000万円）を上限とする。

ユーロ（毎月）クラス受益証券：

30億ユーロ（約3,965億1,000万円）を上限とする。

ユーロ（年２回）クラス受益証券：

30億ユーロ（約3,965億1,000万円）を上限とする。

円（毎月）クラス受益証券：

3,000億円を上限とする。

円（年２回）クラス受益証券：

3,000億円を上限とする。

（注１）各外国通貨の円貨換算は、平成28年１月29日現在の株式会社三菱東京ＵＦＪ銀行の対顧客電信売買相場の仲値である、１米ドル＝120.87円および１ユーロ＝132.17円による。

（注２）本書の中で金額および比率を表示する場合、四捨五入してある。したがって、合計の数字が一致しない場合がある。また、円貨への換算は、本書中でそれに対応する数字につき所定の換算率で単純計算のうえ、必要な場合四捨五入してある。したがって、本書中の同一情報につき異なった円貨表示がなされている場合もある。以下同じ。

【縦覧に供する場所】

該当事項なし。

第一部【証券情報】

（１）【ファンドの名称】

MUGC GSケイマン・ファンド -

GS CoCos & キャピタル証券ファンド

（MUGC GS Cayman Fund - GS CoCos & Capital Securities Fund）

（注）MUGC GSケイマン・ファンド - GS CoCos & キャピタル証券ファンド（MUGC GS Cayman Fund - GS CoCos & Capital Securities Fund）（以下「本サブ・ファンド」または「サブ・ファンド」という。）は、アンブレラ・ファンドであるMUGC GSケイマン・ファンド（以下「トラスト」または「ファンド」という。）のサブ・ファンドである。なお、アンブレラとは、１つの投資信託の下で１または複数の投資信託（サブ・ファンド）を設定できる仕組みのものを指す。

（２）【外国投資信託受益証券の形態等】

サブ・ファンドの受益証券は記名式無額面受益証券であり、本書の日付現在、米ドル（毎月）クラス受益証券、米ドル（年２回）クラス受益証券、ユーロ（毎月）クラス受益証券、ユーロ（年２回）クラス受益証券、円（毎月）クラス受益証券および円（年２回）クラス受益証券（以下、個別にまたは総称して「ファンド証券」または「受益証券」という。また、米ドル（毎月）クラス受益証券、ユーロ（毎月）クラス受益証券および円（毎月）クラス受益証券を総称して「毎月クラス」といい、米ドル（年２回）クラス受益証券、ユーロ（年２回）クラス受益証券および円（年２回）クラス受益証券を総称して「年２回クラス」という。）の６種類がある。

受益証券について、三菱UFJグローバルカストディ・エス・エイ（Mitsubishi UFJ Global Custody S.A.）（以下「管理会社」という。）の依頼により、信用格付業者から提供されもしくは閲覧に供された信用格付、または信用格付業者から提供されもしくは閲覧に供される予定の信用格付はない。

（注）平成28年５月１日付で、三菱UFJグローバルカストディ・エス・エイ（Mitsubishi UFJ Global Custody S.A.）はその名称をルクセンブルク三菱UFJインベスターサービス銀行S.A.（Mitsubishi UFJ Investor Services & Banking (Luxembourg) S.A.）へ変更する。
以下同じ。

サブ・ファンドは、追加型である。

（３）【発行（売出）価額の総額】

米ドル（毎月）クラス受益証券： 30億米ドル（約3,626億1,000万円）を上限とする。

米ドル（年２回）クラス受益証券： 30億米ドル（約3,626億1,000万円）を上限とする。

ユーロ（毎月）クラス受益証券： 30億ユーロ（約3,965億1,000万円）を上限とする。

ユーロ（年２回）クラス受益証券： 30億ユーロ（約3,965億1,000万円）を上限とする。

円（毎月）クラス受益証券： 3,000億円を上限とする。

円（年２回）クラス受益証券： 3,000億円を上限とする。

（４）【発行（売出）価格】

管理会社、管理事務代行会社および／または日本における販売会社が申込みを受け付けた取引日における各クラスの受益証券の１口当たり純資産価格

（注１）「取引日」とは、ファンド営業日をいう。

（注２）「ファンド営業日」とは、ロンドン、ニューヨーク、ルクセンブルクおよび東京において銀行が営業している日で、かつ、ロンドン証券取引所およびニューヨーク証券取引所が営業している日（ただし12月24日およびマスター・ファンドの純資産価額の決定が停止されている日を除く。）、または管理会社および受託会社が随時定める日をいう。

（注３）ファンド証券１口当たり純資産価格については、下記(8)申込取扱場所に照会することができる。

（５）【申込手数料】

日本国内における取得申込みについては、申込金額の4.32%（税抜4.0%）を上限として日本における販売会社の裁量により決定される申込手数料が申込金額に加算される。

（６）【申込単位】

販売取扱会社により異なる。申込単位の詳細については、販売取扱会社に照会することができる。

（７）【申込期間】

平成28年４月１日（金曜日）から

平成29年３月31日（金曜日）まで

（注）申込期間における申込みは取引日に限り取り扱われる。

（８）【申込取扱場所】

サブ・ファンドの申込取扱場所については、下記に照会のこと。

ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント株式会社

ホームページ・アドレス：www.gsam.co.jp

電話番号：03-6437-1000

（９）【払込期日】

投資者による払込みの方法については下記「(12)その他（ハ）申込みの方法」を参照のこと。

日本における販売会社に支払われた申込金額の総額は、最終的に保管会社であるブラウン・ブラザーズ・ハリマン・アンド・カンパニー（Brown Brothers Harriman & Co.）（以下「保管会社」という。）のサブ・ファンド口座に、適用される取引日から起算して４ファンド営業日目の日（以下「払込期日」という。）までに各クラスの表示通貨で払い込まれる。

（１０）【払込取扱場所】

前記「(8)申込取扱場所」に同じ。

（１１）【振替機関に関する事項】

該当事項なし。

（１２）【その他】

（イ）申込証拠金はない。

（ロ）引受等の概要

管理会社は、ゴールドマン・サックス・インターナショナル（Goldman Sachs International）（以下「総販売会社」または文脈により「販売会社」という。）との間で受益証券総販売契約を平成22年２月10日付で締結し、総販売会社は、日本における販売会社との間で日本における受益証券販売契約を締結している。

日本における販売会社は、他の販売・買戻し取扱会社（以下「販売取扱会社」という。日本における販売会社が直接日本の受益者に販売する場合については、日本における販売会社も含むものとする。）を通じて間接的に受けたファンド証券の販売・買戻請求の管理会社への取次ぎを行う。

（注）販売取扱会社とは、日本における販売会社とファンド証券の取次ぎ業務にかかる契約を締結し、投資者からのファンド証券の申込または買戻請求を日本における販売会社に取り次ぎ、投資者からの申込金額の受入れまたは投資者に対する買戻代金の支払い等にかかる事務等を取り扱う取次ぎ金融商品取引業者および取次ぎ登録金融機関をいう。

管理会社は、ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント株式会社をサブ・ファンドに関して日本における代行協会員に指定している。

（注）代行協会員とは、外国投資信託受益証券の発行者と契約を締結し、ファンド証券１口当たりの純資産価格の公表を行い、またファンド証券に関する目論見書、決算報告書その他の書類を販売会社に交付する等の業務を行う協会員をいう。

（ハ）申込みの方法

ファンド証券の申込みを行う日本における投資者は、販売取扱会社と外国証券の取引に関する契約を締結する。このため、販売取扱会社は、「外国証券取引口座約款」その他所定の約款（以下「口座約款」という。）を投資者に交付し、投資者は、当該約款に基づく取引口座の設定を申し込

む旨を記載した申込書を提出する。申込金額は、口座約款に従い円貨または各クラスの表示通貨で支払われる。円貨で支払われた場合における円貨を除く表示通貨への換算は、申込注文の成立を日本における販売会社が確認した日（以下「国内約定日」という。）における東京外国為替市場の外国為替相場に準拠したものであって、日本における販売会社が決定するレートによるものとする（ただし、日本における販売会社が別途取り決める場合を除く。）。申込金額は、原則として国内約定日から起算して4国内営業日目までに（ただし、日本における販売会社が日本の投資者との間で別途取り決める場合を除く。なお、「国内営業日」とは、東京において銀行が営業している日をいう。以下同じ。）販売取扱会社に対して支払われ、日本における販売会社は払込期日に保管会社のサブ・ファンドの口座に各クラスの表示通貨で払い込む。

取得申込みについては、日本における販売会社においては、口座毎に申込金額を受益証券1口当たりの純資産価格で除して算出した口数を合計することで申込口数の合計を算出する（ただし、日本における販売会社が別途取り決める場合を除く。）。一方、管理事務代行会社においては、日本における販売会社からの申込金額合計額を受益証券1口当たりの純資産価格で除し、申込口数の合計を算出する。

（二）日本以外の地域における発行

該当事項なし。

第二部【ファンド情報】

第1【ファンドの状況】

1【ファンドの性格】

（1）【ファンドの目的及び基本的性格】

ファンドの目的、信託金の限度額および基本的性格

MUGC GS ケイマン・ファンド - GS CoCos & キャピタル証券ファンド (MUGC GS Cayman Fund - GS CoCos & Capital Securities Fund) (以下「本サブ・ファンド」又は「サブ・ファンド」という。)は、ケイマン諸島の法律に基づき、平成22年2月10日付信託証書に従って同日付で設定されたアンブレラ・ファンドである、MUGC GS ケイマン・ファンド (MUGC GS Cayman Fund) (以下「トラスト」という。)のサブ・ファンドである。なお、アンブレラとは、1つの投資信託の下で1または複数の投資信託（サブ・ファンド）を設定できる仕組みのものを指す。

サブ・ファンドは、米ドル（毎月）クラス受益証券、米ドル（年2回）クラス受益証券、ユーロ（毎月）クラス受益証券、ユーロ（年2回）クラス受益証券、円（毎月）クラス受益証券および円（年2回）クラス受益証券で構成される。米ドル（毎月）クラス受益証券および米ドル（年2回）クラス受益証券は米ドル建てであり、ユーロ（毎月）クラス受益証券およびユーロ（年2回）クラス受益証券はユーロ建てであり、円（毎月）クラス受益証券および円（年2回）クラス受益証券は円建てである。サブ・ファンドの基準通貨は米ドルである。サブ・ファンドは、ユーロ（毎月）クラス受益証券、ユーロ（年2回）クラス受益証券、円（毎月）クラス受益証券および円（年2回）クラス受益証券に関して、それぞれの表示通貨の米ドルに対する通貨エクスポージャーを回避する予定である。ユーロ（毎月）クラス受益証券、ユーロ（年2回）クラス受益証券、円（毎月）クラス受益証券および円（年2回）クラス受益証券は「為替取引対象クラス」とも総称される。

以下の表は、管理会社が投資顧問会社と別途協議のうえ決定しない限り、各分配頻度について想定される分配宣言日を示す。ただし、管理会社は投資顧問会社と協議の上、分配を行わないことがある。

	分配頻度	分配宣言日
毎月クラス	毎月	毎月10日
年2回クラス	年2回	毎年2月および8月の10日

信託金の限度額は、定められていない。

サブ・ファンドの投資目的は、ルクセンブルク大公国の法律の下で組成された投資信託であり、複数のポートフォリオにより構成される「アンブレラ・ファンド」として設立されたゴールドマン・サックス・ファンズ S.I.C.A.V.のサブ・ファンドである、ゴールドマン・サックス CoCos & キャピタル証券ポートフォリオへの投資を通じて、主に、世界の金融機関等により発行されるキャピタル証券（以下に定義する。）およびCoCos等に分散投資することにより、インカム・ゲインおよびキャピタル・ゲインからなる魅力あるトータル・リターンを追求することである。詳しくは、後記「2 投資方針（1）投資方針」を参照されたい。

ファンドの性格

サブ・ファンドは、ケイマン諸島の法律に基づきオープン・エンド型投資信託として設立された。

サブ・ファンドは、金融商品取引法（昭和23年法律第25号。その後の改正を含む。）（以下「金融商品取引法」という。）に関係する政省令に定められる「ファンド・オブ・ファンズ」である。

管理会社は、サブ・ファンドの勘定で受益証券を発行する権利を有する。日本の受益者は、日本における販売会社を通じて管理事務代行会社に対して通知することにより、毎取引日に保有する受益証券の買戻しを請求することができる。買戻価格は、適用される取引日において計算され

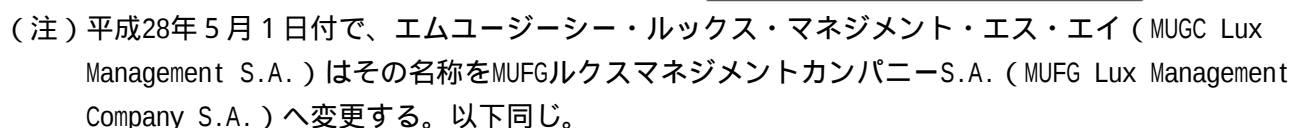
る、サブ・ファンドの関連するクラスの受益証券の1口当たり純資産価格（適用がある限りにおいて手数料および税金控除後）である。

管理会社が受託会社および投資顧問会社と協議の上、存続期間の延長を決定しない限り、サブ・ファンドは、平成36年（2024年）9月30日をもって終了する。

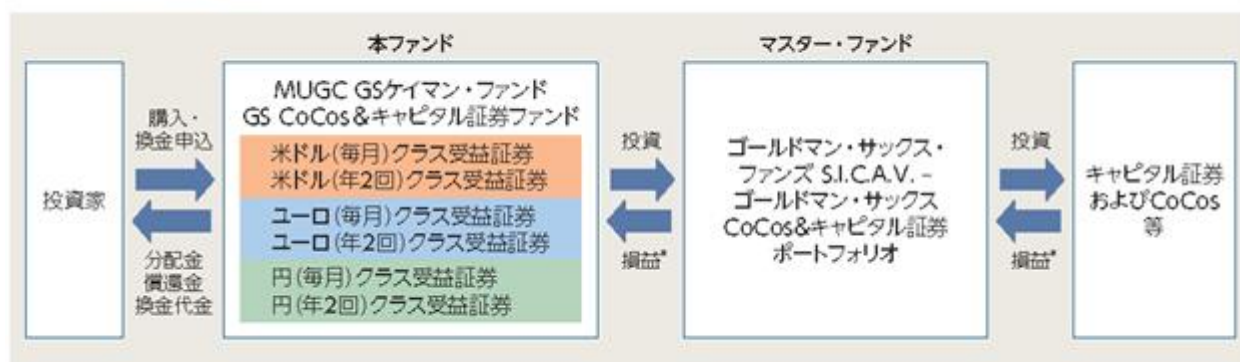
（２）【ファンドの沿革】

昭和49年4月11日	管理会社設立
平成22年2月10日	信託証書締結
平成26年4月25日	補遺信託証書締結
平成26年5月26日	ファンド証券（米ドル（毎月）クラス受益証券、米ドル（年2回）クラス受益証券、ユーロ（毎月）クラス受益証券、ユーロ（年2回）クラス受益証券、円（毎月）クラス受益証券および円（年2回）クラス受益証券）の日本における募集を開始
平成26年6月10日	サブ・ファンドの運用開始
平成27年7月27日	補遺信託証書締結

ファンドの仕組み



ファンドの仕組み



*損益はすべて投資家である受益者に帰属します。

管理会社とファンドの関係法人の名称、ファンドの運営上の役割および契約等の概要

名称	ファンド運営上の役割	契約等の概要
ミツビシＵＦＪグローバル カストディ・エス・エイ (Mitsubishi UFJ Global Custody S.A.)	管理会社	平成22年2月10日付で信託証書ならびに平成26年4月25日付および平成27年7月27日付で補遺信託証書を受託会社と締結。信託証書は、サブ・ファンド資産の運用、管理、ファンド証券の発行、買戻しおよびサブ・ファンドの終了等について規定している。
ブラウン・ブラザーズ・ハ リマン・トラスト・カンパ ニー(ケイマン)リミテッ ド (Brown Brothers Harriman Trust Company (Cayman) Limited)	受託会社	平成22年2月10日付で信託証書ならびに平成26年4月25日付および平成27年7月27日付で補遺信託証書を管理会社と締結。信託証書は、サブ・ファンドの資産の運用、管理、ファンド証券の発行、買戻しおよびサブ・ファンドの終了等について規定している。
エムユージーシー・ルック ス・マネジメント・エス・ エイ (MUGC Lux Management S.A.)	副管理会社	平成26年3月31日付で投資運用およびリスク・マネジメント委託契約(注1)を管理会社と締結。同契約は、投資運用業務およびリスク・マネジメント業務について規定している。
ブラウン・ブラザーズ・ハ リマン・アンド・カンパ ニー (Brown Brothers Harriman & Co.)	保管会社 管理事務代行会社 名義書換事務代行会社	平成20年11月3日付で保管・管理事務代行契約(注2)を受託会社と締結。同契約は、サブ・ファンドの資産保管業務、管理事務代行業務および名義書換事務代行業務について規定している。
ゴールドマン・サックス・ アセット・マネジメント・ インターナショナル (Goldman Sachs Asset Management International)	投資顧問会社 (GSAMロンドン)	平成26年4月23日付で一任投資顧問契約(注3)を副管理会社と締結。同契約は、投資運用業務について規定している。

ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント・エル・ピー (Goldman Sachs Asset Management L.P.)	副投資顧問会社 (G S A M ニューヨーク)	ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント・エル・ピーは平成19年6月29日付で副投資顧問契約（以下「副投資顧問契約（G S A M ニューヨーク）」という。）（注4）を、ゴールドマン・サックス（シンガポール）ピーティーイーは平成7年10月19日付で副投資顧問契約（以下「副投資顧問契約（G S A M シンガポール）」といい、副投資顧問契約（G S A M ニューヨーク）と併せて「副投資顧問契約」と総称する。）を投資顧問会社と締結。同契約は、副投資運用業務について規定している。
ゴールドマン・サックス（シンガポール）ピーティーイー (Goldman Sachs (Singapore) Pte.)	副投資顧問会社 (G S A M シンガポール)	
ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント株式会社	代行協会員	平成26年5月1日付で管理会社との間で代行協会員契約（平成28年3月1日付代行協会員契約の変更契約により修正済）（注5）を締結。代行協会員契約は、代行協会員業務について規定している。
ゴールドマン・サックス・インターナショナル (Goldman Sachs International)	総販売会社	平成22年2月10日付で管理会社との間で受益証券総販売契約（注6）を締結。受益証券総販売契約は、総販売会社としての業務について規定している。

（注1）投資運用およびリスク・マネジメント委託契約とは、管理会社によって任命された副管理会社が、管理会社に対し、投資運用業務およびリスク・マネジメント業務の提供を約する契約である。

（注2）保管・管理事務代行契約とは、サブ・ファンドの資産保管業務、管理事務代行業務および名義書換事務代行業務の提供を約する契約である。

（注3）一任投資顧問契約とは、副管理会社によって任命された投資顧問会社が、サブ・ファンドに対し、投資運用サービスを提供することを約する契約である。

（注4）副投資顧問契約とは、投資顧問会社によって任命された各副投資顧問会社が副投資運用業務を提供することを約する契約である。

（注5）代行協会員契約とは、管理会社によって任命された代行協会員が、サブ・ファンドに対し、ファンド証券1口当たり純資産価格の公表およびファンド証券に関する目論見書、決算報告書その他の書類の販売会社に対する交付等、代行協会員業務を提供することを約する契約である。

（注6）受益証券総販売契約とは、管理会社によって任命された総販売会社が、ファンド証券の募集の目的で管理会社から交付を受けたファンド証券を適用法令・規則および目論見書に準拠して販売することを約する契約である。

管理会社の概況

（ ）設立準拠法

管理会社は、ルクセンブルクの1915年8月10日付商事会社法（改正済）に基づき、ルクセンブルクにおいて昭和49年4月11日に設立された。1915年8月10日付商事会社法（改正済）は、設立、運営、株式の募集等商事会社に関する基本的事項を規定している。

（ ）事業の目的

事業の目的は、自己勘定および第三者の勘定で、すべての銀行業務および金融業務を引き受けることである。

（ ）資本金の額（平成28年1月末日現在）

払込済資本金の額 37,117,968.52米ドル（約45億円）

発行済株式総数 1,002,080株（一株37.04米ドルの記名式額面株式）

管理会社が発行する株式総数の上限については制限がない。

ただし、上記資本金の増減については、定款の規定に基づく株主総会の決議を要する。

() 会社の沿革

昭和49年4月11日	設立
平成18年1月1日	会社名をバンク・オブ・トウキョウ・ミツビシ（ルクセンブルク）エス・エイからバンク・オブ・トウキョウ・ミツビシＵＦＪ（ルクセンブルク）エス・エイに変更
平成19年4月2日	会社名をバンク・オブ・トウキョウ・ミツビシＵＦＪ（ルクセンブルク）エス・エイからミツビシＵＦＪグローバルカストディ・エス・エイに変更

() 大株主の状況

（平成28年1月末日現在）

名称	住所	所有株式数	比率
三菱ＵＦＪ信託銀行株式会社	東京都千代田区丸の内一丁目4番5号	638,510株	63.72%
株式会社三菱東京ＵＦＪ銀行	東京都千代田区丸の内二丁目7番1号	285,900株	28.53%

(4) 【ファンドに係る法制度の概要】

準拠法の名称

トラストは、ケイマン諸島の法律に基づき設定され、ケイマン諸島の信託法（2011年改訂）（以下「信託法」という。）に基づき登録されている。トラストは、また、ミューチュアル・ファンドとして、ケイマン諸島のミューチュアル・ファンド法（2015年改訂）（以下「ミューチュアル・ファンド法」という。）により規制されている。

準拠法の内容

() 信託法

ケイマン諸島の信託の法律は、英国の信託法を土台とし、（ケイマン諸島の特定の法律により補足される）信託法として定められている。

受託会社は、一般的な忠実義務に服し、かつ受益者に対して説明義務を負う。その機能、義務および責任の詳細は、ユニット・トラストの信託証書に記載される。

大部分のユニット・トラストは、免税信託として登録申請される。その場合、信託証書、ケイマン諸島の居住者またはケイマン諸島を本拠地とする者を（限られた一定の場合を除き）受益者とししない旨宣言した、受託会社の法定の宣誓書が登録料と共にケイマン諸島の信託登記官に届け出られる。

免税信託の受託会社は、受託会社、受益者、および信託財産が50年間課税に服さないとの約定を取得することができる。

一旦設定されたケイマン諸島の信託は、150年まで存続することができる。

サブ・ファンドは、信託証書の規定に従い、延長または期限前に終了しない限り、平成36年（2024年）9月30日に終了する。

免税信託は、信託証書の変更を信託登記官に提出しなければならない。

免税信託は、信託登記官に対して、当初手数料および年次手数料を支払わなければならない。

() ミューチュアル・ファンド法

下記「(6) 監督官庁の概要」の項を参照のこと。

(5) 【開示制度の概要】

ケイマン諸島における開示

() ケイマン諸島金融庁に対する開示

サブ・ファンドは、目論見書を発行しなければならない。目論見書は、受益証券についてすべての重要な内容を記載し、投資者となろうとする者がサブ・ファンドに投資するか否かについて十分な情報に基づく決定をなしうるために必要なその他の情報を記載しなければならない。目論見書は、サブ・ファンドについての詳細を記載した申請書とともにケイマン諸島金融庁（以下「CIMA」という。）に提出しなければならない。

サブ・ファンドは、CIMAが承認した監査人を選任し、会計年度終了後6か月以内に監査済会計書類を提出しなければならない。監査人は、監査の過程において、サブ・ファンドに以下の事由があると知ったとき、または以下の事由があると信ずべき理由があるときはCIMAに報告する法的義務を負っている。

- (a) 弁済期に債務を履行できないまたはその可能性があること。
- (b) 投資者または債権者に有害な方法で自発的にその事業を遂行しもしくは事業を解散し、またはその旨意図していること。
- (c) 会計を適切に監査しうる程度に十分な会計記録を備置せずに事業を遂行し、または遂行しようとして意図していること。
- (d) 詐欺的または犯罪的手法で事業を遂行し、または遂行しようとして意図していること。
- (e) 関係する法令に違反する方法で事業を遂行し、または遂行しようとして意図していること。

サブ・ファンドの監査人は、プライスウォーターハウスクーパース（PricewaterhouseCoopers）ケイマン諸島である。サブ・ファンドの会計監査は、米国で一般に公正と認められる会計基準または受託会社が随時文書で合理的であるとして定めるその他の一般に公正と認められる会計原則もしくは会計基準に基づいて行われる。

サブ・ファンドは、前年9月30日に終了する会計年度の監査済会計書類を6か月以内にCIMAに提出する。

() 受益者に対する開示

サブ・ファンドの会計年度末は、毎年9月30日である。会計書類は、米国で一般に公正と認められる会計基準または受託会社が随時文書で合理的であるとして定めるその他の一般に公正と認められる会計原則もしくは会計基準に従って作成される。会計年度末から6か月以内で、毎年の年次受益者集会前までに、監査済会計書類の写しが受益者に送付される。また、管理会社によって、未監査の半期報告書の写しが受益者に送付される。

日本における開示

() 監督官庁に対する開示

(a) 金融商品取引法上の開示

管理会社は、日本における1億円以上の受益証券の募集をする場合、有価証券届出書を関東財務局長に提出しなければならない。投資者およびその他希望する者は、金融商品取引法に基づく有価証券報告書等の開示書類に関する電子開示システム（EDINET）等において、これを閲覧することができる。

受益証券の販売取扱会社は、交付目論見書（金融商品取引法の規定により、あらかじめまたは同時に交付しなければならない目論見書をいう。）を投資者に交付する。また、投資者から請求があった場合は、請求目論見書（金融商品取引法の規定により、投資者から請求された場合に交付しなければならない目論見書をいう。）を交付する。

管理会社は、ファンドの財務状況等を開示するために、ファンドの各会計年度終了後6か月以内に有価証券報告書を、また、ファンドの各半期終了後3か月以内に半期報告書を、更に、ファンドに関する重要な事項について変更があった場合にはその都度臨時報告書を、それぞれ関東財務局長に提出する。投資者およびその他希望する者は、これらの書類を、EDINET等において閲覧することができる。

(b) 投資信託及び投資法人に関する法律上の届出等

管理会社は、受益証券の募集の取扱い等を行う場合、あらかじめ、投資信託及び投資法人に関する法律（昭和26年法律第198号。その後の改正を含む。）（以下「投信法」という。）に従い、ファンドにかかる一定の事項を金融庁長官に届け出なければならない。また、管理

会社はファンドの信託証書を変更しようとするとき等においては、あらかじめ、変更の内容および理由等を金融庁長官に届け出なければならない。更に、管理会社は、ファンドの資産について、ファンドの各計算期間終了後遅滞なく、投信法に従って、一定の事項につき交付運用報告書および運用報告書（全体版）を作成し、金融庁長官に提出しなければならない。

（ ）日本の受益者に対する開示

管理会社は、信託証書を変更しようとする場合であってその変更の内容が重大なものである場合等においては、あらかじめ、日本の知れている受益者に対し、変更の内容および理由等を書面をもって通知しなければならない。

管理会社からの通知等で受益者の地位に重大な影響を及ぼす事実は、販売取扱会社を通じて日本の受益者に通知される。

上記のファンドの交付運用報告書は、日本の知れている受益者に交付され、運用報告書（全体版）は電磁的方法によりファンドの代行協会員であるゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント株式会社のホームページにおいて提供される。

（６）【監督官庁の概要】

サブ・ファンドは、ミューチュアル・ファンド法に基づき規制されている。したがって、サブ・ファンド（および受託会社）は、特に、ミューチュアル・ファンド法上、ケイマン当局に申請書ならびに監査済年次財務諸表および年次報告書を提出しなければならない。サブ・ファンドは、規制された投資信託として、ミューチュアル・ファンド法に基づきCIMAの監督に服し、CIMAは、いつでも受託会社に、サブ・ファンドの財務書類の監査を行い、同書類をCIMAが特定する一定の期日までにCIMAに提出するよう指示することができる。さらに、CIMAは、受託会社にCIMAがミューチュアル・ファンド法上の義務を遂行するために合理的に必要とするサブ・ファンドに関する情報または説明を提出するよう求めることができる。受託会社は、トラストに関するすべての記録を、合理的な時間に、CIMAに提出または開示しなければならない。CIMAは、開示された記録の写しを作成し、抄本を備置することができる。CIMAの要求を遵守しない場合、受託会社は、高額の罰金に服し、CIMAは、裁判所にサブ・ファンドの解散を請求することができる。

規制された投資信託が、その義務を履行できなくなる可能性がある場合、また投資者や債権者の利益を害する方法で業務を遂行もしくは遂行を企図し、または任意解散を行おうとしている場合、CIMAは、一定の措置を取ることができる。CIMAの権限には、受託会社の免許の取消し、受託会社の交替を要求すること、サブ・ファンドの適切な業務遂行について受託会社に助言を与える者を任命すること、またはサブ・ファンドの業務監督者を任命すること等が含まれる。CIMAは、その他の権限（その他措置の承認を裁判所に申請する権限を含む。）を行使することができる。

サブ・ファンドの受託会社は、ケイマン諸島の会社として登録されており、かつ投資信託としてケイマン政府の許可を受けている。受託会社は、CIMAの監督下にある。受託会社はまた、ミューチュアル・ファンド法に基づく投資信託管理会社として許可されている。

2【投資方針】

（１）【投資方針】

投資目的

サブ・ファンドの投資目的は、ゴールドマン・サックス CoCos & キャピタル証券ポートフォリオ（ルクセンブルク大公国の法律の下で組成された投資信託であり、複数のポートフォリオにより構成される「アンブレラ・ファンド」として設立されたゴールドマン・サックス・ファンズ S.I.C.A.V.のサブ・ファンド。以下「マスター・ファンド」という。）への投資を通じて、主に、世界の金融機関等により発行されるキャピタル証券（優先証券、永久劣後債および期限付劣後債をいう。以下同じ。）およびCoCosに分散投資することにより、インカム・ゲインおよびキャピタル・ゲインからなる魅力あるトータル・リターンを追求することである。

（注１）「キャピタル証券」とは、優先証券、劣後債、CoCosなどの銀行や保険会社等の金融機関等が発行する資本性証券の総称である。

（注２）「CoCos」とは、Contingent Convertible Securities（Contingent Capital Securitiesや偶発転換社債と呼ばれることもある。）の略称で、キャピタル証券の一種である。自己資本比率が一定水準を下回った場合等において、金融機関の健全性を保つために、元本の一部もしくは全額が削減されるまたは強制的に株式に転換される等の条項が付されている。

ファンドの特色

1.主に、世界の金融機関等により発行されるキャピタル証券およびCoCos等への分散投資を通じて、インカム・ゲインおよびキャピタル・ゲインからなる魅力あるトータル・リターンを追求します。

- 世界の金融機関は、金融危機の再発を防ぎ、国際金融システムのリスク耐性を高める観点から、キャピタル証券やCoCos等の損失吸収性の高い資本性証券の発行を通じて自己資本の充実を図っています。
- キャピタル証券やCoCos等の資本性証券は、金融機関が実質的破綻状態にあると規制当局が判断した場合や自己資本比率が一定水準を下回った場合には、金融危機の拡大を未然に防ぎ公的資金の注入を最小限にするために、普通株式への転換や元本の全額削減が行われる可能性があります。
- キャピタル証券やCoCos等の資本性証券の元金の償還および利息の支払いは、普通社債に比べて優先順位が劣後するのみならず、普通株式に対しても優先順位が劣後する可能性があります。

2.3つの通貨クラスからお選びいただけます。

- マスター・ファンドの投資対象は主に米ドル建てです。米ドル建てでない場合は原則として米ドルにヘッジされます。

米ドルクラス	米ドル建て	原則として為替ヘッジを行いません。
ユーロクラス	ユーロ建て	米ドル建て資産に対して原則として対ユーロでの為替取引を行います。
円クラス	円建て	米ドル建て資産に対して原則として対円での為替取引を行います。

3.「毎月クラス」は原則として毎月10日に、「年2回クラス」は原則として毎年2月および8月の10日に収益の分配が行われます（ファンド営業日でない場合は翌ファンド営業日に収益分配を行います。）。

- ファンド営業日とは、ロンドン、ニューヨーク、ルクセンブルグおよび東京において銀行が営業している日で、かつ、ロンドン証券取引所およびニューヨーク証券取引所が営業している日（ただし12月24日およびマスター・ファンドの純資産価額の決定が停止されている日を除く）、または管理会社および受託会社が随時定める日をいいます。

※市況動向や資金動向その他の要因等によっては、運用方針に従った運用ができない場合があります。

※運用状況によっては、分配金の金額が変わる場合、あるいは分配金が支払われない場合があります。

- ◆ファンドは、金融機関以外の法人が発行する普通社債、優先証券、劣後債またはCoCosに実質的に投資することができます。なお、投資環境またはその他の要因により、キャピタル証券およびCoCosへの実質的な投資水準が低下する可能性があります。
- ◆ファンドの投資目的が達成されるという保証はなく、ファンドのポートフォリオ構築およびリスク管理または為替取引が成功するという保証もありません。

マスター・ファンド

投資顧問会社は、ルクセンブルクの2010年12月17日法パートIに基づきルクセンブルクにおいて登録され、2010年12月17日法第27条に従って自己運用法人として適格性を有する投資法人である、ゴールドマン・サックス・ファンズS.I.C.A.V.（以下「本投資法人」という。）のサブ・ファンドであるマスター・ファンドに、サブ・ファンドの資産のすべて（または実質的にすべて）を割り当てる。マスター・ファンドは、現在、ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント・インターナショナルにより運用されている（当該地位にある同社を、以下「マスター・ファンド投資顧問会社」という。）。

マスター・ファンド投資顧問会社は、ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント・エル・ピーをマスター・ファンドの副投資顧問会社として任命している。

本投資法人は、ステート・ストリート・バンク・ルクセンブルク・エス・エー（以下「マスター・ファンド管理事務代行会社」という。）を、本投資法人の各サブ・ファンドの純資産価額および投資証券1口当たり純資産価格の計算等、本投資法人の日々の管理事務業務を行う本投資法人の管理事務代行会社として任命している。マスター・ファンド管理事務代行会社は、ルクセンブルク大公国の法律に基づき設立された公開有限責任会社である。マスター・ファンド管理事務代行会社は、1990年1月19日にルクセンブルクにおいて設立され、現在、存続期間を無期限として存続している。マスター・ファンド管理事務代行会社の登記上の事務所は、ルクセンブルク大公国におけるルクセンブルクに所在する。

本投資法人は、ステート・ストリート・バンク・ルクセンブルク・エス・エー（以下「マスター・ファンド保管会社」という。）を、本投資法人の保管会社として任命している。マスター・ファンド保管会社は、ルクセンブルク大公国の法律に基づき設立された公開有限責任会社である。マスター・ファンド保管会社の主な事業は、集合投資スキームの資産の保管会社および受託会社として行為することである。マスター・ファンド保管会社は、1990年1月19日にルクセンブルクで設立され、現在、存続期間を無期限として存続している。その本店は、ルクセンブルク大公国のルクセンブルクに所在する。

マスター・ファンドの投資方針

マスター・ファンドは、主に、（投資適格セクターおよび投資適格を下回るセクターの双方にわたる）債券、株式および／または株式関連証券ならびに金融デリバティブ商品に投資する。

マスター・ファンドが投資する債券には、ルクセンブルクの法律およびマスター・ファンドの投資方針に基づいて適用される可能性のある制限に服することを条件として、あらゆる種類の債務証券および債券（固定金利および変動金利の債券、優先社債および劣後債（社債、超劣後偶発転換社債、ディベンチャー、ノートおよびコマーシャル・ペーパー等）、政府、政府機関および政府関連機関または中央銀行によって発行されたプレディ債およびその他の債券、転換債務証券および債券、アセット・バック証券、モーゲージ・バック証券、ローン担保証券、債務担保証券、優先証券、エマージング市場債券、政府および中央銀行によって発行された証券に関するリバース・レポ契約、ならびに、以下に記載されるマスター・ファンドの投資制限の範囲内で、ローン・パーティシペーションおよび／またはローン・アサインメントを含むがこれらに限られない。）が含まれ得る。ただし、かかる商品は、短期金融市場で通常取引される短期金融商品と一致し、流動性を有し、かつ、適用法および規則に従って、いつでも正確に決定されることができ、価値を有するものとする。

株式および／または株式関連証券には、株式および／または株式に関連する譲渡性のある証券（普通株式、優先株式、ワラントならびに株式、米国預託証券（ADR）、欧州預託証券（EDR）および海外株式預託証券（GDR）を取得するその他の権利を含む。）等が含まれ得る。

マスター・ファンドは、金融デリバティブ商品の使用を通じて、マスター・ファンドが保有する資産に付随する為替リスク、信用リスクおよび金利リスクの管理に関する特定の手法を利用することができ、また、その一般的な投資方針の一環として、リターンを増加させるため、および／またはヘッジ目的で、金融デリバティブ商品その他の取引についての取引を行うことができ

る。いかなる証券の空売りも行われない。ショート・ポジションは、証券化されたデリバティブ商品および証券化されていないデリバティブ商品を使用することによって達成することができる。

マスター・ファンドは、一時的な防衛目的により、運営上の必要性を充足するため、流動性を維持するため、予想される買戻しまたはマスター・ファンドの費用に資金を提供するため、または、マスター・ファンド投資顧問会社の単独の裁量によるその他の理由により、投資戦略に資産を配分せずに、現金を留保するか、または、現金残高を、マスター・ファンド投資顧問会社がその単独裁量により適切とみなす時期および商品（現金等価物およびその他の短期投資対象を含むがこれらに限られない。）に投資することができる。こうした投資対象には、短期金融商品およびその他の短期債務証券、マネー・マーケット集合投資ファンドの投資証券および銀行および証券会社との間のレポ契約が含まれる可能性がある。マスター・ファンドは、その純資産の10%を超えて、集団投資を目的とするいかなる事業にも投資しない。

トリガー事由（CoCosの発行体の支配が及ぶ事由を含む。）が、投資元本の評価および／または経過利息を永久的にゼロに償却する可能性、または、株式への転換を生じさせる可能性がある。こうしたトリガー事由には、以下の事由が含まれる可能性がある。（ ）発行銀行のコアTier 1 / 普通株Tier 1（CT1/CET1）の割合（またはその他の自己資本比率）の、あらかじめ定められた制限を下回る減少、（ ）規制当局による、あらゆる時点における、ある機関が「存続不可能」であるとの主観的な決定（すなわち、発行銀行が、発行体が債務超過となること、破産すること、支払期限が到来したその債務の大部分を支払うことができないこと、または、その他その事業を遂行できないこと、および、発行体の支配の及ばない状況においてCoCosを株式に転換することを必要とするか、または、転換させることを回避するために、公共セクターの支援を必要とするという決定）、または、（ ）国内の当局による資本注入の決定。CoCosの保有者としてのマスター・ファンドは、（ ）CoCosの保有者と同順位または下位の株式投資家およびその他の債務保有者が損失を被るよりも前に、（ ）銀行が引き続き存続している場合においても、損失を被る可能性がある。CoCosの条項は、発行者によって、および、債券によって、異なる場合がある。CoCosは、発行体の管轄に応じて、配当を停止または強制する特徴を有する場合と有しない場合とがある。例えば、スイス法においては配当の停止は認められているが、EU規制においては認められていない。配当の停止は、銀行がCoCosの利払いを停止する場合には普通株式の配当を停止しなければならないというものである。

マスター・ファンドの投資制限

- 1) マスター・ファンドの投資対象は、以下により構成されるものとする。
 - (a) 規制ある市場で許可されるか、または、取引される譲渡性のある証券および短期金融商品。
 - (b) 定期的に運営され、認知され、かつ、一般公開されている、加盟国におけるその他の規制ある市場で取引される譲渡性のある証券および短期金融商品。
 - (c) 非加盟国の証券取引所への公式上場が許可されているか、または、定期的に運営され、認知され、かつ、一般公開されている、非加盟国におけるその他の規制ある市場で取引される譲渡性のある証券および短期金融商品。
 - (d) 最近発行された譲渡性のある証券および短期金融商品。ただし、以下を条件とする。
 - (i) 発行条件に、証券取引所または上記 a) から c) で言及されるその他の規制ある市場への公式上場の許可申請が行われる旨の約束が含まれること、および
 - (ii) かかる許可が、発行から 1 年以内に達成されること。
 - (e) 定款に定められる限りにおいて、UCITS指令第 1 条(2)、(a) および(b) の意味の範囲内の、UCITS指令に従って認可されたUCITSの投資証券もしくは受益証券および / またはその他のUCIの投資証券もしくは受益証券（加盟国内に所在するか否かを問わず、UCITSとして適格性を有するマスター・ファンドの投資証券または受益証券を含む。）。ただし、以下を条件とする。
 - (i) かかるその他のUCIsが、ルクセンブルク監督当局が共同体法に定めるものと同等であると判断する監督に服すること、かつ、監督当局間の協力が十分に保証されていることを定める法律に基づき認可されていること。
 - (ii) かかるその他のUCIsの投資主または受益者に対する保護水準が、UCITSの投資主または受益者のために定められた保護水準と同等であり、特に、譲渡性のある証券および短期金融商品に関する資産分離、借入れ、貸付けならび無担保の売買に関する規則が、UCITS指令の要件と同等であること。
 - (iii) その他のUCIの業務は、報告期間中の資産および負債、収益ならびに事業運営についての評価を行うことができるように半期報告書および年次報告書で報告されること。
 - (iv) 取得が予定されているUCITSの資産またはその他のUCIの資産の合計10%までが、その設立文書に従い、他のUCITSまたはその他のUCIsの投資証券または受益証券に投資されうる。かかる制限は、マスター・ファンドが、UCITSとして適格性を有するマスター・ファンドの投資証券または受益証券に投資する場合は、適用されない。
- 本(e)項において、2010年12月17日法第181条の意味の範囲内の、複数のポートフォリオを有するUCIの各ポートフォリオは、個別の発行体とみなされなければならない。ただし、各ポートフォリオは、自らの負債および債務に個別に責任を負うことがある。
- (f) 要求に応じ払い戻されるか、または引き出される権利を有する、12ヶ月以内に満期を迎える、信用機関への預金。ただし、当該信用機関がその登録上の事務所を加盟国に有することを条件とし、当該信用機関の登録上の事務所が非加盟国に所在する場合は、当該信用機関が、共同体法に定めるものと同等であるとルクセンブルク監督当局が判断する慎重に作成された規則に従うことを条件とする。
- (g) 上記 a)、b) および c) で言及される規制ある市場で取引される金融デリバティブ商品（等価の現金決済商品を含む。）ならびに / または店頭で取引される金融デリバティブ商品。ただし、以下を条件とする。
 - (i) マスター・ファンドの定款および目論見書に記載される投資目的に従って投資することができる、本1)項に記載される商品である、金融指数、金利、外国為替相場または通貨により原資産が構成されること。

- (ii) 店頭デリバティブ取引の取引相手方は、慎重な監督に服し、かつルクセンブルク監督当局により承認されるカテゴリーに属する機関であること、および
 - (iii) 店頭デリバティブは、毎日、信頼のおける検証可能な評価を受け、かつ、マスター・ファンド主導の下でいつでもその公正な市場価格での相殺取引による売却、清算または手仕舞いが可能であること。
 - (h) 規制ある市場で取引されるもの以外の短期金融商品（かかる商品の発行または発行体それ自体が投資者保護および貯蓄の保護の目的上規制される場合）。ただし、かかる商品が、以下のいずれかに該当することを条件とする。
 - (i) 中央、地域もしくは地方の当局、加盟国の中央銀行、欧州中央銀行、欧州連合もしくは欧州投資銀行、非加盟国によって、または連邦国家の場合は連邦加盟州の一つによって、または一もしくは複数の加盟国が属する公的国際機関によって発行または保証されていること。
 - (ii) その企業の証券が、上記a)、b)およびc)で言及される規制ある市場で取引される当該企業により発行されていること。
 - (iii) 共同体法により規定される判断基準に従い慎重な監督に服する機関、または、共同体法に定めるものと同等であるとルクセンブルク監督当局が判断する慎重な規則に服し、これを遵守する機関によって発行または保証されていること、または
 - (iv) ルクセンブルク監督当局が承認するカテゴリーに属するその他の機関によって発行されていること。ただし、かかる商品への投資は、本(h)項の(i)、(ii)、(iii)に定めるものと同等の投資者保護の対象となり、またその発行体は、資本金および準備金の金額が10,000,000ユーロ以上である会社であって、かつ、指令78/660/EECに従って年次決算書を提出し、公表している会社であるか、一社もしくは数社の上場企業を含む企業グループ内で、当該グループの資金調達を担当する主体であるか、または銀行の流動化業務から利益を受ける証券化ビークルの資金調達を担当する主体であること。
 - i) 定款に定められる限りにおいて、UCITSとして適格性を有するマスター・ファンドの投資証券または受益証券。
- 2) さらに、マスター・ファンドは、以下を行うことができる。
- (a) その資産の10%を上限とする、上記第1)項で言及されるもの以外の譲渡性のある証券および短期金融商品への投資。
 - (b) 付随的な流動資産の保有（取締役会が、その投資主の最善の利益となると判断する場合、その限度を例外的かつ一時的に超過することができる。）。
 - (c) その資産の10%を上限とする、同等額の借入れ（ただし、かかる借入れは、一時的に行われることを条件とする。）。
 - (d) バック・トゥー・バック・ローンによる、外貨の取得。
 - (e) その資産の10%を上限とするローン・パーティシペーションおよび/またはローンの譲渡への投資。ただし、かかる商品は、（2010年12月17日法第1条23号ならびに2010年12月17日法の一定の定義に関する2008年2月8日付大公国規則第3条および第4条の意味の範囲内で）短期金融市場で通常取引される短期金融商品と一致し、流動性を有し、いつでも、および当該商品が以下の少なくとも1つの基準を充足する場合に正確に決定されることができる価値を有する。
 - (i) 発行から397日（同日を含む。）までに満期となること。
 - (ii) 残余満期が397日（同日を含む。）であること、または
 - (iii) 当該商品が、定期的な、少なくとも397日毎の、基準金利と一致する利回りの調整が可能となる方法で構成されること

- 3) さらに、マスター・ファンドは、各発行体に関して以下の投資制限を遵守するものとする。
- a) リスク分散に関する規則
- 以下の(1)から(5)までおよび(8)に規定される制限の計算については、同一の企業グループに属する会社は単一発行体とみなされる。
- 譲渡性のある証券および短期金融商品
- (1) マスター・ファンドは、その資産の10%超を同一機関によって発行された譲渡性のある証券または短期金融商品に投資してはならない。
- マスター・ファンドが、その資産の5%超を投資する各発行体中に保有する譲渡性のある証券および短期金融商品の価額総額は、その資産価額の40%を超えてはならない。かかる制限は、慎重な規制に準拠する金融機関への預金、またはかかる機関との店頭デリバティブ商品の取引には適用されない。
- 本(3)(a)(1)項において、マスター・ファンドは、モーゲージ・バックまたはアセット・バックされた各ポートフォリオを、かかるポートフォリオが同一のスポンサーによる支援または同一のサービス提供者によるサービスを受ける同一のマスター・トラストの一部であったとしても、個別の発行体の個別銘柄として取り扱う。
- (2) (1)項に定める10%の制限は、同一の企業グループによって発行される譲渡性のある証券および短期金融商品の場合には20%に引き上げられる。
- (3) (1)項に定める10%の制限は、譲渡性のある証券または短期金融商品が加盟国、その地方当局、非加盟国、または一もしくは複数の加盟国がメンバーである公的国際機関によって発行または保証されている場合は最大35%に引き上げられる。
- (4) (1)項に定める10%の制限は、その登録上の事務所が加盟国にあり、かつ、法律により債務証券保有者の保護を図る特別の公的監視を受ける信用機関によって発行された一部の債務証券については25%に引き上げられる。特に、かかる債務証券の発行による金額は、債務証券の有効期間全体を通して、当該債務証券に付随する請求権を保証することが可能な資産であって、発行体の破産の場合には優先順位に基づき元本の返済と経過利息の支払いのために充当されうる資産に、法律に基づき投資されなければならない。マスター・ファンドが、その資産の5%超を同一発行体によって発行されたかかる債務証券に投資する限りにおいては、かかる投資価額の総額は、マスター・ファンドの資産価額の80%を超えてはならない。
- (5) 上記(3)および(4)で言及される譲渡性のある証券および短期金融商品は、上記(1)項で言及される40%の制限を適用する目的上は考慮に入れられない。
- (6) 上記に記載する制限にかかわらず、マスター・ファンドは、リスク分散原則に従い、その資産の100%までを、加盟国、その地方当局、OECD加盟国または一もしくは複数の加盟国がメンバーである公的国際機関によって発行または保証された譲渡性のある証券および短期金融商品に投資することを認められる。ただし、() 全体のマスター・ファンドの証券は、少なくとも6つの異なる銘柄で構成されており、また() 一銘柄による証券はマスター・ファンドの資産の30%超を占めてはならない。本(6)項の規定は、連邦住宅金融抵当金庫、連邦抵当金庫、連邦政府抵当金庫および連邦住宅貸付銀行等の米国政府機関の発行する証券に投資するマスター・ファンドに関しても適用される。
- (7) 以下の(b)に定める制限を損なうことなく、上記(1)に規定される制限は、同一機関によって発行された投資証券および/または債務証券への投資については最大20%に引き上げられ、かつ、マスター・ファンドの投資方針により、ルクセンブルク監督当局によって認められ、かつ下記の基準を充たす一定の株式指数または債務証券指数構成を複製することが目指される場合、最大20%に引き上げられる。
- (i) 当該指数の構成が十分に分散されていること。
- (ii) 当該指数が、その対象市場の適切なベンチマークを表示すること。
- (iii) 当該指数が適切な方法で公表されていること。

かかる20%の制限は、特に、特定の譲渡性のある証券または短期金融商品が大半を占める規制ある市場において、例外的状況による正当化が証明される場合は35%に引き上げられる。かかる制限を限度とする投資は、単一発行体に関してのみ認められる。

- 銀行預金
- (8) マスター・ファンドは、その資産の20%超を同一機関への預金に投資することはできない。
- デリバティブ商品
- (9) 店頭デリバティブ取引および効率的ポートフォリオ運用手法におけるマスター・ファンドの取引相手方に対するリスク・エクスポージャーは、当該取引相手方が上記第1)項(f)に記載される信用機関である場合は、マスター・ファンドの資産の10%を超えてはならず、またその他の場合はその資産の5%を超えてはならない。
- (10) マスター・ファンドは金融デリバティブ商品に投資することができる。ただし、原資産に対するエクスポージャーは合計で、(1)から(5)まで、(8)、(9)、(16)、(17)に定める投資制限を超えてはならない。マスター・ファンドが指数連動型金融デリバティブ商品に投資する場合は、かかる投資は、(1)から(5)まで、(8)、(9)、(16)、(17)に定める制限に関連させることを要しない。
- (11) 譲渡性のある証券または短期金融商品にデリバティブが組み込まれている場合、(10)および(12)に定める規定を適用する際およびデリバティブ商品の取引において派生するリスクを判断する際に、当該デリバティブを考慮しなければならない。
- (12) デリバティブ商品に関しては、マスター・ファンドは、金融デリバティブ商品に関わる全体的エクスポージャーがマスター・ファンドの純資産総額を超えないことを確実にする。原則として、マスター・ファンドは、純資産価額よりも大きなグローバル・エクスポージャーを有することはなく、結果として、純資産価額の100%のマスター・ファンドのエクスポージャーには制限がある。したがって、総リスク・エクスポージャーは、マスター・ファンドが一時的に借り入れることができる純資産価額の10%を含む、純資産価額の210%よりも大きくなることはない。リスク・エクスポージャーは、原資産の時価、取引相手方リスク、事後の市場の動き、当該ポジションの清算が可能な時期を勘案して計算される。
- オープンエンド型投資信託の投資証券または受益証券
- (13) マスター・ファンドは、その資産の20%超を単一のUCITSまたは上記1)e)に記載されるその他のUCIの投資証券または受益証券に投資することはできない。
- (14) さらに、マスター・ファンドについては、UCITS以外のUCIに対し行われる投資は合計でマスター・ファンドの資産の30%を超えてはならない。
- (15) UCITSまたはUCIが幾つかのサブ・ファンドで構成されている限りにおいては、異なるサブ・ファンドの契約額に係る分離の原則が第三者との関係上保証されている場合は、各サブ・ファンドは、上記(13)に定める制限の適用上個別の主体とみなされる。
- 合計値の制限
- (16) (1)、(8)、および(9)に定める個々の制限にかかわらず、マスター・ファンドは下記を合算することはできない。
 - () マスター・ファンドの資産の20%を超える単一機関によって発行された譲渡性のある証券または短期金融商品
 - () かかる単一機関への預金および/または
 - () かかる単一機関と行われる店頭デリバティブ取引および効率的ポートフォリオ運用手法から生じるエクスポージャー
- (17) (1)から(5)まで、(8)および(9)に記載される制限は合算することはできない。したがって、(1)から(5)まで、(8)および(9)に従い、同一機関により発行された譲渡性のある証券または短期金融商品または同機関に対する預金もしくはデリバティブ商品へのマスター・ファ

ンドによる投資および効率的ポートフォリオ運用は、合計でマスター・ファンドの資産の35%を超えてはならない。

b) 支配権に関する制限

(18) マスター・ファンドは、発行体の経営に対する重大な影響力の行使を可能にするような議決権付株式を取得してはならない。

(19) マスター・ファンドは、以下を取得することはできない。

(i) 同一発行体の発行済無議決権株式の10%以上

(ii) 同一発行体の発行済債務証券の10%以上

(iii) 同一UCITSおよび/またはその他のUCIの投資証券または受益証券の25%以上

(iv) 同一発行体の短期金融商品の10%以上

() ないし()に記載される制限は、取得時に債務証券もしくは短期金融商品の総額または発行済証券の純額が計算できない場合は当該時に無視することができる。

(20) (18)および(19)に定められる制限は、以下に関しては適用されない。

(i) 加盟国またはその地方当局により発行または保証された譲渡性のある証券および短期金融商品

(ii) 非加盟国により発行または保証された譲渡性のある証券および短期金融商品

(iii) 加盟国の一国または複数国がメンバーである公的国際機関により発行された譲渡性のある証券および短期金融商品

(iv) 非加盟国で設立された会社の資本中の株式であって、当該国に登録事務所を有する発行体の証券に主にその資産を投資し、当該国の法令の下では、かかる株式保有が、マスター・ファンドのために投資法人が当該国の発行体の証券に投資することができる唯一の方法である場合。ただし、当該会社の投資方針は、本書に定められるリスク分散および支配権に関する制限について定める規制に従うものとする。

(v) 専ら自己のための投資主の請求による投資証券の買戻しに関し、子会社の所在地である国/州において運用業務、顧問業務またはマーケティング業務のみを営む子会社の資本中の株式

4) さらに、以下の制限を遵守しなければならない。

(1) マスター・ファンドは、貴金属またはこれを表章する証書を取得してはならない。

(2) マスター・ファンドは、その業務に係る直接的追求上重要である場合を除き、不動産を取得してはならない。

(3) マスター・ファンドは、当該マスター・ファンドの投資証券の購入権を保有者に付与するワラントまたはその他の証書を発行してはならない。

(4) マスター・ファンドが債務証券を取得することおよび銀行預金を保有できることを阻むことなく、マスター・ファンドは、第三者のために貸付を供与してはならず、また保証人として行為してはならない。本制限は、マスター・ファンドが、1)(e)、(g)および(h)に記載される全額払込済みではない譲渡性のある証券、短期金融商品またはその他の金融商品を取得することを妨げるものではない。

(5) マスター・ファンドは、譲渡性のある証券、短期金融商品または1)e)、g)およびh)に記載されるその他の金融商品について、決済措置のない空売りを行ってはならない。

5) 上記規定にかかわらず、

(1) マスター・ファンドは、その資産の一部を構成する譲渡性のある証券または短期金融商品に付された引受権を行使する際、必ずしも本書に記載される制限を遵守することを要しない。

- (2) マスター・ファンドの支配の及ばない理由により、または引受権の行使の結果、上記の制限を超える場合、マスター・ファンドは、投資主の利益を適正に考慮しつつ、当該状況を是正することを売買取引の優先目的としなければならない。
- 6) マスター・ファンドは、マスター・ファンドのポジションのリスクおよびマスター・ファンドのリスク特性全体に対するポジションの寄与度を常時監視および測定することを可能にするリスク管理プロセスを採用することができる。マスター・ファンドは、店頭デリバティブ商品の価格を正確かつ独自に評価できるプロセスを採用する。
- 7) マスター・ファンドのリスク管理に適用される量的制限、その目的で選択された方法ならびに主要な商品カテゴリーのリスクおよび利回りについての最近の進展に関する情報は、請求に応じて投資者に提供される。

- 8) マスター・ファンドは、ルクセンブルク監督当局により公表されるパラメーターに常時従うことを条件として、譲渡性のある証券および短期金融商品に関する手法および手段を採用することができる。ただし常に、かかる手法および手段は、ヘッジおよび投資を目的とする効率的なポートフォリオ運用のために採用されることを条件とする。かかる採用手法が金融デリバティブ商品の利用に関わる場合、かかるパラメーターは、2010年12月17日法に準拠するものとする。いかなる場合も、かかる採用手法により、投資法人が目論見書、補遺目論見書、KIID、定款および投資顧問契約に定めるその投資目的から乖離する結果となってはならない。
- 9) 定款により明確に認められる場合、マスター・ファンドは、商事会社に関する1915年8月10日法（改正済）の法人による投資証券の引受け、取得および／または保有に関する要件の適用対象となることなく、一または複数のポートフォリオ（以下「投資対象ポートフォリオ」という。）の投資証券の引受け、取得および／または保有を行うことができる。ただし、以下を条件とする。
- 投資対象ポートフォリオが、逆に、当該投資対象ポートフォリオに投資するポートフォリオに投資を行わない。
 - 定款に従い、他のUCIの受益証券への投資は、合計で、取得が予定されている投資対象ポートフォリオの純資産の10%を超えてはならない。
 - 投資対象ポートフォリオの関連する投資証券に付される議決権（もしあれば）は、当該ポートフォリオにより保有されている限り、財務書類および定期報告書における適切な処理にかかわらず、停止される。
 - いかなる場合も、投資対象ポートフォリオのかかる投資証券が投資法人により保有されている限り、かかる投資証券の価額は、法律により課される投資法人の最低純資産額を確認する目的においてはマスター・ファンドの純資産を計算する際に考慮されない。

キャッシュ運用

サブ・ファンドは、予想される買戻し、費用もしくはその他サブ・ファンドの運営上必要な場合に資金を供給するため、一時的な防衛目的のため、または、その他投資顧問会社の単独裁量により、投資戦略に資産を配分せずに、その資産の100%を現金にて保有することができ、または、その現金残高を、投資顧問会社がその単独裁量により適切とみなす時期および商品（現金等価物およびその他の短期投資対象を含むがこれらに限られない。）に投資することができる。適用法により許容される限り、サブ・ファンドは、その現金残高を、ゴールドマン・サックス・グループ・インク、投資顧問会社およびこれらの関係会社、取締役、パートナー、受託者、マネージャー、メンバー、役員および従業員（以下「ゴールドマン・サックス」と総称する。）がスポンサーとなりまたは管理するファンドを含むマネー・マーケット・ファンドまたは同様のファンドにも投資することができ、適用法により許容される限り、かかるいずれの投資に関してもゴールドマン・サックスに対して生じる報酬はサブ・ファンドに返金されない（すなわち、ゴールドマン・サックスは、サブ・ファンドおよびマネー・マーケット・ファンドの両方の運用に関して報酬を受け取るため、当該投資には、受益者によるマネー・マーケット・ファンドへの直接投資に関しては生じない「報酬の二重負担」が生じる可能性がある。）。

為替取引

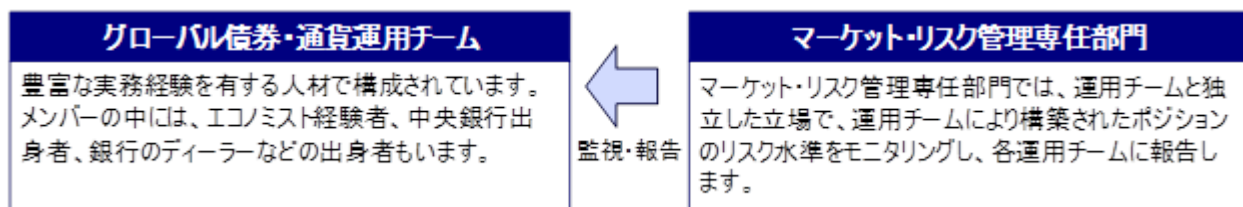
投資顧問会社は、為替取引対象クラスに関して、米ドルと各クラスの表示通貨の為替変動による影響を抑えるために為替取引を行うことができる（ただし、そうすべき義務はない。）。

（２）【投資対象】

上記「（１）投資方針」の項を参照のこと。

（３）【運用体制】

サブ・ファンドの投資顧問会社はG S A Mロンドン、副投資顧問会社はG S A MニューヨークおよびG S A Mシンガポールである。マスター・ファンドの投資顧問会社はG S A Mロンドン、副投資顧問会社はG S A Mニューヨークである。サブ・ファンドの運用は、投資顧問会社および副投資顧問会社に属する「グローバル債券・通貨運用グループ」によって行われる。同グループは世界各地に運用拠点を展開し、幅広い調査能力ならびに専門性を活用した運用を行っている。また、運用チームとは独立したマーケット・リスク管理専任部門がサブ・ファンドのリスク管理を行っている。



（注）上記運用体制およびリスク管理体制は今後変更されることがある。

（４）【分配方針】

管理会社は、投資顧問会社の指示に基づき、分配を行うことができる。分配は、毎月分配クラスに関しては毎月10日、年２回分配クラスに関しては毎年２月10日および８月10日（当該日がファンド営業日でない場合は、翌ファンド営業日。以下それぞれ「分配日」という。）（または管理会社が決めるその他の日）に行われる予定である。管理会社は投資顧問会社と協議の上、分配を行わないことがある。

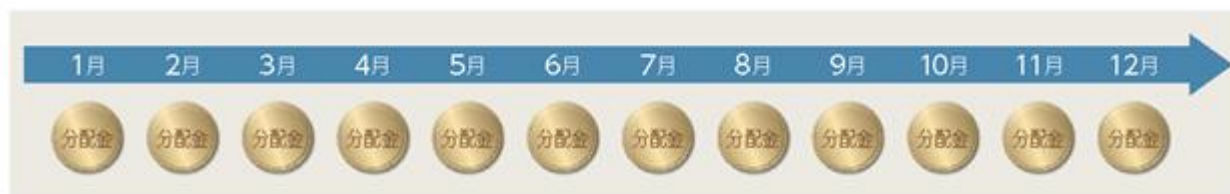
分配は、現金で行われる。分配金は、分配が宣言される分配日（同日を含む。）から起算して６ファンド営業日目、または、関連する市場の銀行が決済のために営業を行っていない場合には、その後可及的速やかに支払われる。

投資者に対する各クラスにおける分配は、当該クラスの表示通貨による販売会社への支払いを通じて、「外国証券取引口座約款」その他所定の約款の定めるところに従って、各表示通貨または円貨により行われる。

上記は、将来の分配金の支払いおよびその金額について保証するものではない。

毎月クラス

原則として、毎月10日（ファンド営業日でない場合は翌ファンド営業日。以下「分配日」といいます。）に収益の分配が行われます。ただし、将来の分配金の支払いおよびその金額について保証するものではありません。



※ 上記はイメージ図であり、将来の分配金の支払いおよびその金額について保証するものではありません。

年2回クラス

原則として、毎年2月および8月の10日（ファンド営業日でない場合は翌ファンド営業日。以下「分配日」といいます。）に収益の分配が行われます。ただし、将来の分配金の支払いおよびその金額について保証するものではありません。管理会社は、投資顧問会社と協議の上、分配を行わない場合があります。

分配金に関する留意事項

分配金は、預貯金の利息とは異なり、投資信託の純資産から支払われますので、分配金が支払われると、その金額相当分、1口当たり純資産価格は下がります。

投資信託で分配金が支払われるイメージ



分配金は、分配期間^(注)中に発生した収益（投資対象資産から生じる利息および配当等収益および評価益を含む売買益）を超えて支払われる場合があります。その場合、当月分配日（分配宣言後）の1口当たり純資産価格は前回分配日の翌日と比べて下落することになります。また、分配金の水準は、必ずしも分配期間におけるファンドの収益率を示すものではありません。

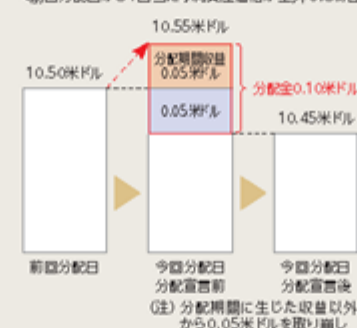
（注）分配期間とは、分配日の翌日から次の分配日までの期間を指します。

分配期間中に発生した収益の中から支払われる場合



分配期間中に発生した収益を超えて支払われる場合

<前回分配日から1口当たり純資産価格が上昇した場合>



<前回分配日から1口当たり純資産価格が下落した場合>

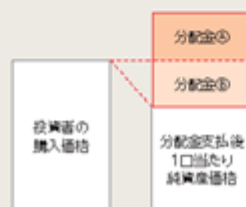


*上記はイメージであり、実際の分配金額や1口当たり純資産価格を示唆するものではありませんのでご注意ください。

*上記は便宜的に米ドルでのみ表示していますが、実際の分配金額や1口当たり純資産価格は、各クラスの表示通貨（米ドル、ユーロ、日本円）により表示されます。分配金は計算期間中に発生した収益を超えて支払われる場合がありますので、元本の保全性を追求される投資家の場合には、市場の変動等に伴う組み入れ資産の価値の減少だけでなく、収益分配金の支払いによる元本の払戻しにより、ファンドの1口当たり純資産価格が減価することにご注意ください。

投資家のファンドの受益証券の購入価格によっては、以下のとおり、分配金の一部ないし全部が、実質的には元本の一部払戻しに相当する場合があります。この場合、当該元本の一部払戻しに相当する部分も分配金として分配課税の対象となります。ファンド購入後の1口当たり純資産価格の値上がり、支払われた分配金額より小さかった場合も実質的に元本の一部払戻しに相当することがあります。

分配金の一部が元本の一部払戻しに相当する場合



分配金の全部が元本の一部払戻しに相当する場合



（注）分配金に対する課税については、後記の「4 手数料等及び税金、⑨課税上の取扱い」をご確認ください。

数年間にわたって純資産価格が下落した場合

①インカム収益を中心に分配する場合 ※年間のリターン(税引前分配金込み)が0%と仮定

※この図では、年間のリターンを一定と仮定していますが、実際の純資産価格は市場変動等により大きく下落することがあり、また、分配金額等は変動しますのでご注意ください。

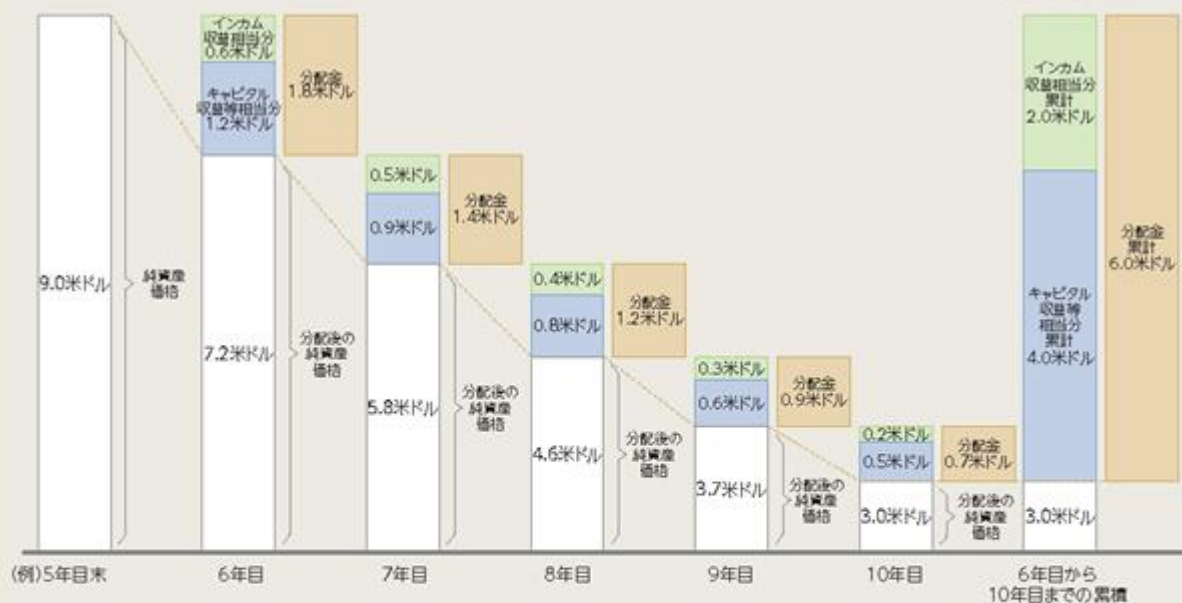
※設定時：1口＝10米ドル



②インカム収益に加え、キャピタル収益等も分配する場合 ※年間のリターン(税引前分配金込み)が0%と仮定

※この図では、年間のリターンを一定と仮定していますが、実際の純資産価格は市場変動等により大きく下落することがあり、また、分配金額等は変動しますのでご注意ください。

※設定時：1口＝10米ドル



(注) 上図はイメージ図であり、実際の分配金額や純資産価格を示唆するものではありませんのでご注意ください。

上図は①インカム収益を中心に分配した場合と、②インカム収益に加えてキャピタル収益等も分配した場合の純資産価格の変動を示しています。例えば、①と②の6年目では1年間に得たインカム収益を中心に分配を支払ったため、その分純資産価格が下落しています。一方、②の7年目では、インカム収益に加えてキャピタル収益等相当分を分配したため、①の7年目と比較するとその分さらに純資産価格が下落しています。②の6年目から10年目までに受益者は合計で6.0米ドル(インカム収益相当分2.0米ドル+キャピタル収益等相当分4.0米ドル)の収益分配を受領し、純資産価格は3.0米ドルになっています。上図の②において、キャピタル収益等を支払わなかった場合、累計でみた分配後の純資産価格は7.0米ドル(3.0米ドル+4.0米ドル)になります。

インカム収益相当分
キャピタル収益等相当分
分配金
分配後の純資産価格

*上記は便宜的に米ドルでのみ表示していますが、実際の分配金額や1口当たり純資産価格は、各クラスの表示通貨(米ドル、ユーロ、日本円)により表示されます。

（５）【投資制限】

投資制限

投資顧問会社は、日本証券業協会規則および金融商品取引法を遵守するため、サブ・ファンドが以下の投資制限に従うことを確約する。

- （ ）サブ・ファンドは、投資対象の購入、投資および追加の結果、サブ・ファンドの資産価額の50%超が、日本の金融商品取引法 第2条第1項に定義される「有価証券」の定義に該当しない資産を構成する場合は、かかる投資対象の購入、投資および追加を行わない。
- （ ）サブ・ファンドについて空売りされる証券の時価総額がサブ・ファンドの純資産価額の合計を超えないものとする。
- （ ）未払いの借入総額がサブ・ファンドの純資産価額の10%を超える場合、借入れは禁じられる。ただし、吸収合併または合併等の特別緊急事態の場合は、一時的に当該10%の制限を超える可能性がある。
- （ ）サブ・ファンドおよびサブ・ファンドのために行為する投資顧問会社は、サブ・ファンドおよび管理会社が運用するすべてのミューチュアル・ファンドにより保有されるある会社の議決権付株式が当該会社の議決権付株式の総数の50%を超えることになる場合、かかる会社の株式を取得しない。疑義を避けるために申し添えると、この制限はマスター・ファンドに対する投資には適用されない。上記パーセンテージは、買付時に計算されるかまたは時価により計算される。
- （ ）サブ・ファンドおよびサブ・ファンドのために行為する投資顧問会社は、日本証券業協会の外国証券の取引に関する規則（その後の改正および改訂を含む。）により要求される、価格の透明性を確保するための適切な措置が講じられている場合を除き、私募証券、非上場証券または不動産等の直ちに換金できない流動性に欠ける資産に、純資産価額の15%を超えて投資を行わない。この15%の制限は、直ちに換金できることを十分に示していないにもかかわらず十分な流動性があると証券がみなされる場合がある、証券の市場価格の取得可能性に関する単なる評価が含まれ得る、上記の規則の解釈に基づくものである。
- （ ）投資顧問会社は、サブ・ファンドのために、サブ・ファンドが発行した株式または証券を取得しないものとする。
- （ ）管理会社および投資顧問会社により行われる、管理会社および投資顧問会社またはその他第三者の利益を目的とした、受益者保護に反するまたはサブ・ファンドの資産の適正な運用を害するサブ・ファンドのための取引は、禁止されるものとする。
- （ ）サブ・ファンドは、マネー・マーケット・ファンドにサブ・ファンドの純資産価額の10%を超えて投資をしない。
- （ ）サブ・ファンドは、サブ・ファンドの英文補遺目論見書に別段の記載がある場合を除き、日本の一般社団法人投資信託協会が発行した規則の第17条の2（以下「規則」という。）の要件を満たす「分散型」ファンドに分類されるものとする。一の者に係る株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ取引等エクスポージャーのサブ・ファンドの純資産総額に対する比率は、規則に記載される制限に従うものとする。当該制限を超えることとなった場合には、規則に記載される制限内となるよう投資対象の調整を行う。サブ・ファンドは、サブ・ファンドの投資顧問会社または受託会社の決定に従い、日本証券業協会の規則に基づく信用リスク（サブ・ファンドが保有する有価証券その他の資産について債務不履行その他のカウンター・パーティ・リスクとして定義される。）の妥当かつ適切な管理のための指定枠組みに適合しない取引を行わない。

サブ・ファンドの投資対象の価値の変化、再構成、合併、サブ・ファンドの資産からの支払またはサブ・ファンドの受益証券の買戻しの結果としてサブ・ファンドに適用される制限を超えた場合、管理会社は、直ちにサブ・ファンドの投資対象を売却する必要はない。しかし、管理会社は、サブ・ファンドの受益者の利益を考慮した上で、違反が判明してから合理的な期間内にサブ・ファンドに適用ある制限を遵守するために合理的に可能な措置を講じるものとする。

3【投資リスク】

(1) リスク要因

サブ・ファンドへの投資はリスクを伴う。サブ・ファンドへの投資により金銭（投資額全額の場合を含む。）を失う可能性がある。サブ・ファンドへの投資は、銀行預金ではなく、米国またはその他の国の政府機関による付保または保証は行われない。サブ・ファンドへの投資リスクは、サブ・ファンドの投資対象に伴うリスクおよびサブ・ファンドの投資目的達成の能力に関連するリスクの両者から生じる。投資予定者はそれぞれサブ・ファンドへの投資が当該投資予定者に適した投資であるかどうかの決定に際し、かかるリスクを注意深く検討すべきである。かかるリスクには、以下のものが含まれるが、これに限定されない。

信用リスク

マスター・ファンドが投資することができる債務証券は、原資産の信用リスクにさらされるおそれがあり、かかる資産の債務不履行および投資先のクレジット・サポートの消滅に際し、マスター・ファンドは、投資全額を回収できないことがある。さらに、マスター・ファンドが投資する債券の発行体がマスター・ファンドが保有する債務証券につき要求される支払いを実施できない可能性もある。債務証券は、発行体の認識される信用度に基づき価値が変動することがある。政府関連機関により発行されたモーゲージ・プールについての元本および利息の支払いは、該当する政府により保証されているわけではない。よって、マスター・ファンドが保有する投資対象に関する債務不履行により、マスター・ファンドの受益者（サブ・ファンドを含む。）の投資対象の価値が下落することがある。ソブリン債またはその他のソブリン政府が保証する債務への投資は、政府による元本の払戻しおよび利息支払いの能力および意欲に関連するリスクを伴う。さらに、コマーシャル・ペーパー、銀行引受手形、預金証書およびレポ取引等の短期の現金等価の投資対象は、政府による保証はなく、債務不履行のリスクにさらされている。

債券の発行体の信用力の変化や格付けの変更により、債券価格が変動したり、財務上の問題、経営不振、その他の理由により、利息や元本があらかじめ決められた条件で支払われなくなること（債務不履行）がある。信用力の低下、格付けの引き下げ、債務不履行が生じた場合、通常、債券価格は下落し、その結果、マスター・ファンドの純資産価額が下落する可能性がある。

流動性リスク

流動性リスクとは、市場において、需要または供給が乏しいために、ある資産について、希望する時期に、希望する価格で、希望する数量を売買することができないというリスクである。比較的流動性の低いキャピタル証券は、市況に応じて、相当に低い価格で売却される可能性がある。かかる状況により、マスター・ファンドおよび／またはサブ・ファンドの純資産価額が下落する可能性がある。

金利変動リスク

金利変動により債務証券価格は変動する。一般に金利が上昇した場合には債務証券の価格は下落し、それによりマスター・ファンドおよび／またはサブ・ファンドの純資産価額が下落することがある。

為替変動リスク

ユーロ（毎月）クラス、ユーロ（年2回）クラス、円（毎月）クラスおよび円（年2回）クラスは、各クラスの表示通貨に対する米ドルの為替変動を軽減することができるが、為替取引が効果的である保証はなく、為替取引対象クラスは投資対象が発行された通貨の為替変動の影響を受ける場合がある。

為替取引

サブ・ファンドは、為替取引対象クラス受益証券を募集する予定であり、また受託会社および管理会社の単独裁量により、また受益者に対して通知を行うことなく、米ドル建てではないクラスを含む追加の受益証券のクラスを発行することができる。ただし、サブ・ファンドの投資対象は、主に米ドル建てであるかまたは米ドルにヘッジされる予定である。

いずれの為替取引対象クラス受益証券の投資家もそれぞれのクラスのクラス通貨でリターンを受け取れるよう、投資顧問会社は、その単独裁量により、為替取引を利用することにより、各クラス通貨に対する為替取引対象クラス受益証券それぞれのクラスの通貨エクスポージャーのヘッジに努めるが、そのような義務を負うものではない。為替取引が有効であるという保証はない。例えば、為替取引では、月の途中において為替取引対象クラス受益証券に配分されるサブ・ファンドの資産の値上がりまたは値下がりによる外国為替エクスポージャーの変動を考慮することは予定されていない。サブ・ファンドは、かかる通貨に関してサブ・ファンドの為替取引のためのノン・デリバブル・フォワード通貨契約を利用することを予定しているが、サブ・ファンドがこれを効果的に行えるという保証も、サブ・ファンドがノン・デリバブル・フォワード契約を締結できるという保証もできない。「リスク要因 - 先渡契約」の項を参照されたい。また、サブ・ファンドは、サブ・ファンドがクラス通貨へのヘッジまたは転換を行えない日に為替取引対象クラス受益証券の申込みまたは買戻しの請求を受領する可能性がある。そのような場合、サブ・ファンドは、サブ・ファンドが該当するクラス通貨のヘッジもしくは転換が行える日または申込みもしくは買戻しを受諾できる日まで当該申込みまたは買戻しを延期することができ、また該当する日の前後に為替取引を実行または終了することができる。したがって、いずれの為替取引対象クラス受益証券にも過度のヘッジが行われたり、ヘッジが不足する可能性がある。さらに、為替取引は、関連するクラス通貨に対する米ドルの価値の下落から受益者を完全には保護できない可能性がある。これは、特に、為替取引に関連して使用されるサブ・ファンドの原資産の評価が、為替取引が実行された時点でのかかる資産の実際的评价と大きく異なる可能性があるため、またはサブ・ファンドの資産の主な部分が直ちに確認可能な市場価格を欠いている可能性があるためである。また、保有する為替取引対象クラス受益証券が関連するクラス通貨に対する米ドルの価値の下落から投資家を保護するとしても、為替取引対象クラス受益証券の投資家は、一般に、関連するクラス通貨に対して米ドルが値上がりする場合に利益を受けられない。為替取引対象クラス受益証券の価値は、為替取引に関する損益およびコストを反映する変動にさらされる。

投資顧問会社は、為替取引の制限に努めるが、サブ・ファンドが利用する為替取引から生じる負債が、為替取引が行われる受益証券のクラスの資産を超過する場合、サブ・ファンドのその他の受益証券のクラスの純資産価額に重大な悪影響を及ぼす可能性がある。また、一般に、為替取引をする場合、証拠金もしくは決済の支払いまたはその他の目的のために、サブ・ファンドの資産の一部の使用を要する場合がある。例えば、サブ・ファンドには、特定のヘッジ商品の利用に関連して、証拠金、決済またはその他の支払いが随時（月中を含む。）要求される場合がある。また、為替取引の取引相手方により、即日を含む、短期の通知をもって支払いを要求される場合がある。その結果、サブ・ファンドは、現時点または将来の追加証拠金請求、決済もしくはその他の支払いに応じるかまたはその他の目的のために利用可能な現金を保有するため、資産をより早く清算し、および/または、サブ・ファンドのより多くの割合の資産を現金およびその他の流動性の高い証券（その割合は時として大きなものとなる可能性がある。）により保持する場合がある。サブ・ファンド

が保有する現金資産には、通常、金利が付される見込みであるが、かかる現金資産については、該当するサブ・ファンドの投資方針に従った投資が行われないこととなり、サブ・ファンド（当該為替取引の対象ではない受益証券のクラスを含む。）のパフォーマンスに重大な悪影響を及ぼす可能性がある。また、通貨市場のボラティリティおよび変化する市況に起因して、投資顧問会社は、将来の証拠金の要求の正確な予測ができない可能性があり、これにより、サブ・ファンドがかかる目的のために保有する現金および流動証券が過剰となりまたは不足する可能性がある。サブ・ファンドがかかる目的のために利用可能な現金または資産を有しない場合、サブ・ファンドは、サブ・ファンドの契約上の義務を遵守することができない可能性（追加証拠金請求もしくは決済またはその他の支払いの義務に応じられないことを含むがこれに限られない。）がある。サブ・ファンドがその契約上の義務の履行を怠る場合、サブ・ファンドおよびその受益者（当該為替取引の対象ではない受益証券のクラスの保有者を含む。）は重大な悪影響を被る可能性がある。

投資顧問会社は、投資顧問会社がその裁量により、為替取引が実行不可能もしくは不可能であるか、サブ・ファンドまたはその直接もしくは間接の投資者（当該為替取引の対象ではない受益証券のクラスの保有者を含む。）に重大な影響を及ぼす可能性があるとして判断する場合に（この場合を含むがこの場合に限られない。）、または、その他の理由により、一定期間為替取引の全部または一部を行わないことを決定する可能性がある。その結果、当該一定期間、外国為替エクスポージャーが全体的または部分的にヘッジされない可能性がある。受益者は、外国為替エクスポージャーがヘッジされない一定の期間について、必ずしも通知を受けるものではない。

いかなる時点においても、またすべてにおいて、投資顧問会社が為替取引対象クラス受益証券の通貨エクスポージャーの全部または一部についてヘッジを行い、またはかかるヘッジに成功するという保証はない。また、サブ・ファンドについてその資産の清算またはサブ・ファンドの解散が行われている期間中に為替取引を利用することは予定されていないが、投資顧問会社の単独裁量によりこれが行われる可能性もある。投資顧問会社は、その裁量により、また適用法に従い、為替取引の運用の全部または一部を投資顧問会社の一または複数の関係会社に委託することができる。

サブ・ファンドは、為替取引の実行に関連して、サブ・ファンドが必要または望ましいと判断する適切な修正をその規律文書に対して加えることができる。

価格変動（サブ・ファンドまたはマスター・ファンドの投資対象、すなわちそれらの純資産価額は、価格変動が大きくなることがある。）

マスター・ファンドおよび／またはサブ・ファンドの資産が投資できる投資対象の価格変動は、特に、金利、一般的な経済状況、金融市場の状況、特定業種の動向や傾向、発行体の財務状況、需給関係の変動、取引・財務・金融および為替に関わる規制および政府の方針、ならびに国内外の政治的・経済的自由および方針の影響を受ける。加えて、政府は、随時、直接または規制により、サブ・ファンドが間接または直接に投資する特定の市場、特に、通貨、金融商品、先物およびオプションの市場に介入する。当該介入は、しばしば直接に価格に影響することを意図して行われ、また、他の要因とともに、特に金利変動により、市場を同じ方向に急激に変動させることがある。マスター・ファンドおよび／またはサブ・ファンドは、それらが直接または間接にポジションを取引する市場または清算機関のフェイルのリスクにさらされる。金融規制の不存在および／または適切なリスク管理の欠如によるより高いリスクも存在しうる。

非米国投資

サブ・ファンドはその資本の一部を、米国市場で取引されている非米国証券に直接または間接的に、または非米国市場で取引されている非米国証券に直接投資することができる。マスター・ファンドおよび／またはサブ・ファンドは、米国、欧州、および国際預託証券を購入することができる。預託証券は、一般的に銀行または再信託会社が発行する、証券の保有者に（ ）米国の銀行ま

たは信託会社に預託している非米国発行体の証券か（米国預託証券）、（ ）非米国の銀行または再信託会社に預託している非米国または米国の発行体の証券（国際預託証券または欧州預託証券）を受領する権利が付与されている証券である。

マスター・ファンドおよび／またはサブ・ファンドは、スポンサー付きまたはスポンサーなし預託証券に投資することができる。スポンサー付きプログラムでは、発行体は、当該有価証券を預託証券の形式で取引する取決めを行う。スポンサーなしプログラムでは、発行体はかかるプログラムの設定に関わらないこともある。スポンサー付きまたはスポンサーなしプログラムに関する規制上の要件は、通常、似通っているが、スポンサー付きプログラムの設定に参加している発行体からの方が財務情報を得やすい場合がある。よって、スポンサーなしプログラムを対象とした有価証券の発行体に関する情報は入手しにくいことがあり、かかる情報と当該預託証券の市場価格に相関性がない場合もある。

さらに、非米国発行体への投資が、米ドル以外の通貨を含み、マスター・ファンドおよび／またはサブ・ファンドが、投資戦略を実施している期間中一時的に資金を当該通貨の銀行預金で保有する可能性があるため、サブ・ファンドは、通貨レートの変動（外国通貨の切り下げの結果生じたものを含む。）および為替コントロール規制の変更により、望ましい影響を受けることも、望ましくない影響を受けることもあり、様々な通貨間の変換に関わる取引費用が発生することがある。さらに、非米国企業は、米国企業に適用されるものと比して、単一の会計、監査および財務報告基準、慣習および要件に従っているわけではないため、非米国企業に関する入手可能な情報は、米国企業とは異なる種類のものであったり、米国企業よりも質の劣るものである可能性がある。非米国各国の証券取引所では、通常、米国よりも規制も緩く、当該市場は、米国で利用可能なものと同様の保護を提供していないことがある。

その上、個々の経済は、国内総生産の成長、インフレ率、資本再投資率、資源自給率、および支払残高等に関し、米国経済とは、良くも悪くも、異なることがある。

国際証券市場への投資に関するブローカー手数料、保管業務およびその他の費用は、通常、米国内よりも高額である。さらに、清算および受渡手続きは、非米国各国では、異なることがあり、特定の市場では、かかる手続きが証券取引高に追いつかず、当該取引の実施が困難になったこともある。

債務の払戻しを管理するソブリン債の発行体または政府当局が、支払期日が到来した際に、元本の払戻しまたは利息の支払いができないか、またはその意思がないこともあり、サブ・ファンドは、債務不履行に際し限定された回収しか行えないこともある。ソブリン債発行体が、元本の払戻しおよび利息の支払いを適時に行う意思、または能力は、とりわけ、キャッシュ・フローの状況、外貨準備高のレベル、支払期日に十分な外国為替が利用できること、経済全体に対する元利負担額の相対的割合、国際的な貸し手に対するソブリン債発行体の方針、およびソブリン債発行体に従う政治的規制に影響を受ける。非米国証券市場は、米国証券市場よりも、大幅に流動性が低く、変動が激しく、通貨間の為替レートの変動も大きく、通貨変換に高い費用を要する。

政府による投資制限

国によっては、政府による規則および制限により、マスター・ファンドおよび／またはサブ・ファンドが購入できる有価証券の金額および種類、または既に購入済みの有価証券の売却が制限される。かかる制限により、マスター・ファンドおよび／またはサブ・ファンドが購入できる有価証券の市場価格、流動性および権利が影響を受け、マスター・ファンドおよび／またはサブ・ファンドの費用が増加する可能性もある。さらに、投資収益および資本の両者の本国送金について、政府による一定の同意を求める等の規制に従わなければならないことがよくあり、明白な規制がない場合でも、本国送金のシステムまたは、特定の国では、非政府機関が利用できる米ドル通貨が十分でないため、マスター・ファンドおよび／またはサブ・ファンドの運営の一部に影響を与えることがある。米ドルの供給が不足している国では、マスター・ファンドおよび／またはサブ・ファンドに米ドル建ての支払義務がある発行体は、自国通貨を米ドルに変換することが困難であったり、遅れを生じたりすることがあり、マスター・ファンドおよび／またはサブ・ファンドの投資収益および

資本の本国送金を滞らせることがある。さらに、当該国の政府機関に不足する通貨の獲得につき優先権がある場合、このような困難はさらに増す可能性がある。その上、外国投資を規制する法律により、様々な度合いで、マスター・ファンドおよび／またはサブ・ファンドが数力国の証券市場に投資することができる可能性を制限または規制し、かかる規制により、一定の状況において、マスター・ファンドおよび／またはサブ・ファンドは直接投資を行うことができないこともある。

レバレッジ

投資顧問会社は、投資戦略を実行するため、運用の必要上、またはマスター・ファンドおよび／またはサブ・ファンドの予想される買戻しまたは費用の支払資金を得るためを含むがこれに限られない目的のため、投資顧問会社が単独の裁量により、適切とみなした場合、借入れまたはレバレッジを活用することができる。

マスター・ファンドおよび／またはサブ・ファンドが活用するレバレッジ額は、マスター・ファンドおよび／またはサブ・ファンドの購入および買戻しの金額および時期、ならびにマスター・ファンドおよび／またはサブ・ファンドの投資対象のパフォーマンスならびにノン・デリバラブル・フォワードの通貨契約等のデリバティブの活用によるものを含む為替取引の実施等の様々な要因により、随時、変動する。

投資顧問会社は、特定の状況において、受益証券に関する申込金の受領を予想して、取引を開始するための資金を活用することもあり、これにより、マスター・ファンドおよび／またはサブ・ファンドが当該取引に関連して被った損失を増加させる可能性がある。マスター・ファンドおよび／またはサブ・ファンドによるレバレッジの活用は、マスター・ファンドおよび／またはサブ・ファンドのポートフォリオのボラティリティを高め、追加費用を生じ、マスター・ファンドおよび／またはサブ・ファンドの投資ポートフォリオに悪影響を及ぼす可能性もある。さらに、マスター・ファンドおよび／またはサブ・ファンドに対する貸付人の利払いおよび元本払戻金の受領権は、受益者の権利に優先し、借入れの条件には、分配の実施の可能性を含め、マスター・ファンドおよび／またはサブ・ファンドの一定の活動を制限する条項が含まれることがある。

マスター・ファンドおよび／またはサブ・ファンドは、利用するレバレッジに関連して、利払手数料およびコミットメント料を含むがこれに限られない費用を負担し、かかる費用は相当な金額になる可能性もある。さらに、マスター・ファンドおよび／またはサブ・ファンドに対する貸付人の利払いまたは元本払戻金の受領権は、通常、受益者を含むマスター・ファンドおよび／またはサブ・ファンドの投資者の権利に優先し、かかる借入れの条件により、分配の実施の可能性を含め、マスター・ファンドおよび／またはサブ・ファンドの一定の活動を制限することがある。

適用法により認められる場合、マスター・ファンドおよび／またはサブ・ファンドは、裁量により、ゴールドマン・サックスまたは投資顧問会社が適切とみなすその他の関係者から、運用の必要上、費用の支払い、買戻しに関する投資および分配を行うことを目的とした場合を含むがこれに限られない目的のために、借入れを行うことができる。マスター・ファンドおよび／またはサブ・ファンドが、市場で当該時に利用可能な条件を含む、投資顧問会社およびその関係会社が管理するその他のファンドまたは勘定、もしくは、競合者に利用可能な条件で融資を得られる保証はなく、またマスター・ファンドおよび／またはサブ・ファンドがいつでも融資を受けられる保証もなく、融資を受けられる場合でも、かかる融資が、金利レートを含めマスター・ファンドおよび／またはサブ・ファンドにとって望ましい条件で行われる保証はない。レバレッジの利用は、マスター・ファンドおよび／またはサブ・ファンドのポートフォリオが被る悪影響をかなり増大させることがある。「潜在的利益相反」の項を参照のこと。

リボルビング・クレジット枠の獲得に替えて、またはそれに加えて、マスター・ファンドおよび／またはサブ・ファンドは、随時、必要な場合、限定付き与信枠を頼るのではなく、すべてまたは一部の借入必要額について資金の借入れに努めるよう決定することができる。適用法に従い、マスター・ファンドおよび／またはサブ・ファンドは、かかる方法でゴールドマン・サックスから借入れを行うことができる。よって、かかる借入れは、通常、コミットメント料の支払いはないが、限定つき与信枠がある場合よりも、借入時の利息は高くなり、マスター・ファンドおよび／または

サブ・ファンドが、かかる融資が入手できない状況が、または高金利でしか入手できない状況に陥る危険性もある。さらに、当該借入れの条項では、かかる借入れが貸付人の要求に応じて、いつでも、払戻しに感じなければならない旨規定されていることがあり、これにより、かかる要求に従う場合は、マスター・ファンドおよび／またはサブ・ファンドに重大な悪影響を及ぼすことがある。

サブ・ファンドの投資運用

投資顧問会社は、サブ・ファンドの目的達成のため、様々なモデルおよび投資戦略を活用することができる。サブ・ファンドの投資活動が成功するかどうかは、とりわけ、投資顧問会社がかかるモデルを適切に活用し、適切な投資機会を見出し、サブ・ファンドの投資戦略を上手く実施する能力に左右されるが、これらは高度の不確実性を伴う。投資顧問会社は、有価証券の評価、取引機会の発掘につき、主観的な判断を下す。かかる判断は、投資顧問会社の仮定、調査および見積に基づくため、誤りも生じる。

サブ・ファンドが資本を投資するに適切な投資機会を見出すことができるかどうかの保証はない。様々な要因により、サブ・ファンドが利用可能な投資機会の数および範囲が狭められることがある。サブ・ファンドの投資プロセスが成功する、サブ・ファンドの投資目的が達成されるという保証はない。

サブ・ファンドの投資対象の流動性の制限

投資顧問会社は、一般に取引されていないマスター・ファンドの株式に、サブ・ファンドの資産の実質的にすべてを投資する。かかる一般に取引されていない有価証券および投資対象は、直ちに処分ができないことがあり、契約上、法律上または規制上、特定の期間の売却が禁止されている場合もある。

投資の集中

投資顧問会社は、実質的にすべてのサブ・ファンドの資産をマスター・ファンドに投資する。よって、サブ・ファンドの投資先は、マスター・ファンドの戦略に集中する。

キャピタル証券（劣後債および優先証券を含む。）への投資に関連する特定のリスク

優先債務証券への投資に比べ、キャピタル証券（劣後債および優先証券を含むがこれらに限られない。）への投資は、とりわけ、価格変動リスクおよび信用リスクを比較的高める以下の特定のリスクを負う。

損失負担リスク

自己資本比率が一定水準を下回った場合や金融機関の財務状況に問題があると規制当局が判断した場合には、キャピタル証券の投資家に対して金融機関の損失の負担を強いる可能性があるため、投資元本が大幅な毀損を被るリスクがある。

劣後リスク（清算時に同一発行体のその他の債券よりもキャピタル証券の法的弁済順位が低くなるリスク）

発行体が支払不能に陥った場合、キャピタル証券保有者は、同一発行体の債券およびその他の特定の債務証券の保有者よりも下位に位置付けられる。発行体が支払不能に陥る等の事由が発生した場合、キャピタル証券保有者は、その他すべての優先順位の高い債務および負債の弁済が済むまで元本の返済を受けない（すなわち、キャピタル証券は法的に弁済が劣後する。）。また、キャピタル証券は、一般に、優先債務証券よりも低い信用格付けを格付機関から付与される。さらに、キャピタル証券の格付けの引き下げは、当該証券の価値の下落につながる可能性がある。さらに、一部のキャピタル証券については、一定の状況下において、普通株式への転換や元本の全額削減が行われる可能性、元金および利息の支払いにおいては実質的に普通株よりも優先順位が劣後する可能性がある。

繰上償還延期リスク

キャピタル証券は、満期日のある期限付き劣後証券、満期日のない永久劣後債、優先証券またはその他の証券を含むがこれに限られない。これらの証券は多くの場合、繰上償還（ほかに「コール」と呼ばれる。）条項が付されており、所定の満期日はないものの、関連する予定された繰上償還日に繰上償還されることを前提に取引される傾向がある。市況等の要因によって予定された繰上償還日に元本の繰上償還が実施されない場合、または繰上償還されないと見込まれる場合、かかる証券の価値は大きく下落することがある。

利払い変更リスク

キャピタル証券は、一般に、利息および配当の変更条項が付されていることを特徴とする。発行体の財務状況または収益動向等の要因により、証券に適用される利息または配当が支払われない可能性または繰り延べられる可能性がある。

規制環境の変化に関するリスク

キャピタル証券は、一般に、金融当局の規制および格付機関の格付基準に服する。かかる規制または基準が変更された結果、キャピタル証券市場が著しく悪影響を受ける可能性がある。

偶発資本性証券（以下「CoCos」という。）への投資に関する固有のリスク

新たな銀行規制の枠組みにおいて、金融機関は、資本バッファの引上げを求められており、この点を念頭に置いて、（「CoCo」または「CoCos」と呼ばれることが多い）劣後偶発資本性証券（以下「CoCo」または「CoCos」という。）と称する特定の種類の金融商品を発行している。CoCoの主な特性は、特定の銀行規制機関の基準に従い、銀行の自己資本規制の一部として、また欧州の特別破綻処理制度（SRR）などの新たな国際的なペイルイン制度（金融機関の破たん処理制度として、株主に加えて債券投資家に損失を負担させる仕組み）の一環として、損失を負担することができるという点である。ただし、その他の法人もCoCosを発行することができる。

CoCoの条項に基づき、投資元本の評価および／または経過利息を永久的にゼロに償却する可能性、または、株式への転換を生じさせる可能性がある、一定のトリガー事由（CoCoの発行体の支配が及ぶ事由を含む。）が発生した場合、当該証券は損失を負担することになる。こうしたトリガー事由には、以下の事由が含まれる可能性がある。（ ）発行銀行のコアTier 1 / 普通株Tier 1（CT1/CET1）の割合（またはその他の自己資本比率）の、あらかじめ定められた制限を下回る減少、（ ）規制当局による、あらゆる時点における、ある機関が「存続不可能」であるとの主観的な決定（すなわち、発行銀行が、発行体が債務超過となること、破産すること、支払期限が到来したその債務の大部分を支払うことができないこと、または、その他その事業を遂行できないこと、および、発行体の支配の及ばない状況においてCoCosを株式に転換することを必要とするか、または、転換させることを回避するために、公共セクターの支援を必要とするという決定）、または、（ ）国内の当局による資本注入の決定。さらに、トリガー事由の判断は、適用される会計規則、発行体またはそのグループの会計方針およびかかる方針の適用の変更による影響を受ける場合もある。これらの変更（発行体またはそのグループが裁量権を有する変更を含む。）は、いずれもすでに公表された財務状態に重大な悪影響を及ぼす可能性があるため、CoCos保有者の状況に及ぼす悪影響にかかわらず、本来であればトリガー事由が発生していなかったであろう状況でトリガー事由の発生をもたらす可能性がある。

かかるトリガー事由が発生した場合には、額面金額の一部もしくは全部を受け取れなくなるリスクまたは発行体の普通株に転換されるリスクがあり、CoCos保有者であるマスター・ファンドは、（ ）CoCosの投資家と同順位または下位の株式投資家およびその他の債券投資家が損失を被るよりも前に、（ ）銀行が引き続き存続している場合においても、損失を被る可能性がある。また、金融危機等の状況においては、マスター・ファンドにおける投資先の分散にかかわらず、マスター・ファンドが投資する複数またはすべてのCoCosにおいて同時にトリガー事由が発生し、マスター・ファンドおよび／またはサブ・ファンドの投資価値が極めて大幅に減少する可能性がある。

かかる証券の価格は、証券が株式に転換されるメカニズムまたは削減されるメカニズムの影響を受けることがあり、かかるメカニズムは、異なる構造および条件を有する様々な証券毎に異なる場合がある。CoCoの条項は、発行者によって、および、債券によって、異なる場合がある。

株式に転換可能なCoCosの場合、株式転換価格は、当該証券の保有者であるマスター・ファンドが転換時に被る経済的損失を決定するものであるがゆえに重要であるが、予め決定することができない。元本が削減されるCoCosの場合、元本の毀損は即座に行われる可能性があり、多くの場合、元本が償還される見込みはまったくなくなり、全損が生じる場合がある。一部のCoCosのみ、額面を上限として評価が引上げられる可能性があるが、その場合であっても長期にわたって行われる見込みである。ただし、これが可能な場合であっても、発行体は、かかる額面を上限とした評価の引上げに優先して、当該投資対象を買い戻すことができる場合があり、債券保有者の損失が生じる可能性がある。

CoCosは、株式と同様、発行体の資本構成に組み入れられているその他の債務証券と比較評価され、転換または元本削減のリスクに対する追加プレミアムが上乘せされる。異なるCoCos同士の相対的リスク度は、当該時点の自己資本比率とトリガー事由の発生水準（これに達すると、CoCoは自動的に元本削減または株式転換される。）との差に応じて異なる。トリガー事由の発生可能性を高める可能性のある要因は数多くあり、その中には発行体の支配の及ばないものもある。CoCosは、特定のシナリオにおいては、価値または流動性の低下を生じさせる可能性のある元本削減または株式転換といった特性を備えていない同一発行体のその他の劣後債とは異なる形で取引される場合がある。現在、CoCo市場は変動が激しく、資産価値に影響が及ぶ可能性がある。

特定の場合（例えば、発行体の裁量により支払いを行わない場合、および／または、分配可能利益が利息の全部もしくは一部の支払いに不十分である場合）、発行体は、債券保有者に事前の通知を行うことなく、一部のCoCosにつき、利払いの全部または一部を停止することが可能である。したがって、投資者がCoCosに関して利払いを受けられる保証はない。未払いの利息は、その後に累積されないかまたは支払われない場合があり、そのため、債券保有者は、清算時、解散時または整理時その他いずれの時点であるかにかかわらず、マスター・ファンドの価値に影響を及ぼす可能性のある過去の利息の支払いを請求する権利を有しないものとする。

CoCosに関して利息が支払われないかまたは一部のみ支払われるかにかかわらず、同一発行体によるその他の証券がCoCosよりも潜在的に優れたパフォーマンスを上げることとなる、発行体による普通株保有者に対する普通株の配当の支払い、金銭その他による分配の実施、またはCoCosと同順位の証券に係る支払いの実施については、何らの制限も設けられていない可能性がある。

クーポンの停止は、発行体および／またはその規制当局の選択肢であるが、例えば、強制繰延べは、自己資本規制（CRD IV）等および関連する適用法令の下では強制的に行われる場合もある。かかる強制繰延べにおいては、同時に株式の配当および優待も制限されることがあるが、CoCoの仕組みの中には、銀行に対し、CoCo保有者への支払いは認めていないが、少なくとも理論上は配当の支払いの継続を認めているものがある。強制繰延べは、銀行が規制当局により保有を求められる必要な資本バッファの額によって決まる。

CoCosは、一般に、発行体の資本構成に組み入れられている普通株より上位に位置付けられるため、発行体の普通株よりも優良であり、伴うリスクも少ないが、かかる証券に伴うリスクは、発行体の支払能力および／または発行金融機関の流動性に関する権利と関連している。

債券

マスター・ファンドは、その他の有価証券の中でもとりわけ、債券に投資することができる。当該有価証券への投資は、収益および元本の上昇の機会を提供し、一時的なディフェンシブ目的および流動性の確保を目的としても利用される。

債券は、発行体が元本および／または利息を将来日付において支払う債務のことであり、有価証券の中でも、企業が発行したボンド、ノートおよびディベンチャー、米国政府もしくはその政府機関もしくは政府関係機関の一つ、または非米国政府もしくはその政府機関もしくは政府関係機関の一つが発行または保証する債務証券、地方債、ならびにモーゲージ・バック証券およびアセット・

バック証券を含む。かかる有価証券には、固定または変動金利を支払うものがあり、ゼロクーポン債も含まれる。債券は、発行体または保証会社の債務に関する元本および利息の支払いが不能になるリスク（すなわち、信用リスク）にさらされており、金利感応度、発行体の信用度についての市場からの見方、および一般市場の流動性等の要因による価格変動（すなわち、市場リスク）にさらされている。さらに、モーゲージ・バック証券およびアセット・バック証券も、繰上償還リスクおよび支払延期リスクにさらされている。例えば、住宅保有者には、モーゲージの繰上返済のオプションがある。よって、住宅ローンにより担保されている証券の存続期間は、短くなることも（すなわち、繰上げリスク）、延長されることも（すなわち、延期リスク）ありうる。一般に、新規住宅ローンの金利が、現在発行済の住宅ローンに対する金利をはるかに下回っている場合、繰上償還率の上昇が予想される。反対に、住宅ローン金利が現在発行済の住宅ローンに対する金利よりも上昇している場合は、繰上償還率の減少が予想される。いずれの場合でも、繰上償還率の変動は、投資者の損失につながる可能性がある。自動車ローンを担保とした有価証券等のアセット・バック証券についても同様のことが言える。

債務証券

マスター・ファンドは、債務証券に投資する。債務証券は、通常、ボンド、ディベンチャーおよびノート、コマーシャル・ペーパーおよびローン、銀行、企業、地方政府、州政府および国家政府および国際機関が発行するその他の証券を含む。かかる債務証券の多くは、確定利付であるが、マスター・ファンドは、変動利付債務証券、または収益、販売もしくは利益に基づく未確定利益または参加権等のエクイティの特徴を有する債務証券にも投資することができる。債券価格は、通常、金利下降時には上昇し、金利上昇時には下落するため、市場利回りの変動が、マスター・ファンドの純資産価額に影響を与える可能性がある。上から４番目の格付け（スタンダード・アンド・プアーズ・レーティング・グループの「ＢＢＢ」またはムーディーズ・インベスターズ・サービス・インクの「Ｂaa」）を有する債務証券は、投資適格とみなされ、元本および利息の支払能力が充分であるとみなされるが、かかる有価証券への投資には、より高格付けの債務証券への投資よりも高いリスクが含まれており、かかる債務証券は、はっきりした投資的特徴がなく、実際、より高格付けの債券の場合よりも、元本および金利の支払能力に乏しいという投機的特徴を有している。投資適格を下回る債務証券は、ハイ・イールド債券と呼ばれる。ハイ・イールド債券は、投機的でより価格変動が激しく、金利の変動に対する価格の感応度が高く、債務不履行または信用度の低下による損失リスクが高い。ハイ・イールド証券の流通市場は、一般に、より高格付けの証券の流通市場ほど流動性がない。

ソブリン債

マスター・ファンドは、政府、政府機関および関係機関の発行する、自国通貨建て、または外貨建てのソブリン債を購入することができる。ソブリン債への投資者は、金利および元本の支払延期を含め、債務再編への参加を求められることがあり、発行体から追加融資の要請を受けることもある。現在、破産手続きの一環として、破綻したソブリン債を回収する手段はない。

国際機関債

国際機関には、経済再建または経済発展を進めるために政府機関が指定しているか、または援助している国際的な組織機構、ならびに国際的な金融機関およびその関連政府機関を含む。例として、世界銀行、欧州投資銀行、欧州復興開発銀行、アジア開発銀行および米州開発銀行がある。このような国際機関が発行する証券は、複数国の通貨単位建てのことがある。世界銀行債およびその他の国際機関債は、加盟国による購入済みであるが未払いのコミットメントにより維持されている。かかるコミットメントが、将来、実施されるか、または遵守されるという保証はない。

ブレディ債

マスター・ファンドは、「ブレディ・プラン」に基づき再建されている国のブレディ債に投資することができる。ブレディ債は、債務国が未決済の対外債務（通常、商業銀行債務）の再編を行うための手段として、ブレディ・プランの枠組みに基づき発行された債務証券である。ブレディ・プランの枠組みの中で対外債務の再編を行うに当たり、債務国は、世界銀行および国際通貨基金等の多国間機関に加えて、現時点の貸付銀行とも交渉を行う。ブレディ・プランの枠組みは、それが発展していくにつれて、商業銀行債務を新規発行の債券（ブレディ債）に転換していくことを予定している。

ブレディ債は、高いリスクを伴う場合があり、債務不履行状態に陥るか、または不履行リスクを抱える場合がある。これまでに実施されたブレディ・プランに基づく合意は、債務国が債権者と交渉した特定のオプションにより、債務および年間元利未払額の削減を達成することを規定している。そのため、国ごとにその金融パッケージは多様である。

ヤンキー債およびユーロ債

マスター・ファンドは、ヤンキー債およびユーロ債に投資することができる。ヤンキー債は、非米国発行体か、または米国発行体の非米国子会社が発行する米ドル建証券であり、主に、米国市場で取引される。ユーロ債は、世界市場で取引されている。ユーロ債の発行体は、米国内外に住所をおいている。ヤンキー債およびユーロ債のリターンは、政情の変化に影響を受け、発行銘柄の利用可能性および流動性は、特に変動の激しい市場で、制限されることがある。

ゼロクーポン債および繰延クーポン債

マスター・ファンドは、額面金額よりも大幅に割引いた価格で発行される債務証券であるゼロクーポン債および繰延クーポン債に投資することができる。当初の割引額は、およそ、満期日、または最初の利息発生日までの期間にわたり、発行時の証券市場レートを反映した金利で当該債券に複利で生じる利息総額にあたる。ゼロクーポン債は、利息の定期的支払いが不要であるが、繰延クーポン債は、通常、定期利払開始前までの繰延べ期間が規定されている。かかる投資対象は、発行体にとり、年間元利支払総額のための現金の当初の必要性を低減できる利点があり、投資対象のなかには、かかる現金の受取りの繰延べに同意する投資者をひきつけるために高利回りを提供するものもある。かかる投資は、金利が定期的に支払われる債務証券よりも金利の変動による市場価格の変動が大きく、マスター・ファンドは、現金を受領していない場合でも、かかる債務に対し収益が発生することがある。

インフレリンク債

マスター・ファンドは、インフレリンク債に投資することができる。インフレリンク債は、元本価格が、特定の市場におけるインフレ率に伴って、定期的に調整される確定利付債である。一般に、かかる証券はこれらに投資された資金の将来の購買力を保護するように設計されており、通常、一定の間隔で利払いが行われ、満期時に元本が償還される。

ただし、インフレリンク債は、実質金利が上昇している際には、価格が下落する。インフレを測定する定期的な調整率が下降している場合、インフレリンク債の元本価格は、下方修正され、その結果、当該証券に対する未払利息（減額した元本につき計算される。）は減少する。さらに、実質金利が名目金利より早く上昇している等の特定の金利環境では、インフレに対応した証券は同様の満期を有するその他の確定利付債よりも損失額が大きくなることがある。

満期時の（インフレ調整済の）当初の元本の払戻しは、一定のインフレリンク債につき、デフレ期間中であっても保証される。ただし、当該証券の最新の市場価格は、随時変動する。マスター・ファンドは、同様の保証を行っていないその他のインフレリンク債または同種の債券にも投資することができる。元本の保証が規定されていない場合、満期時に払い戻されるボンドの調整済み元本価格は、当初の元本価格より少なくなることがある。

インフレリンク債は、通常、長期にわたるインフレ傾向からの保護を想定しており、短期にインフレが進んだ場合は、価格の減少を招く可能性がある。インフレ以外の理由による金利上昇（例えば、為替レートの変動）により金利が上昇した場合、かかる上昇が証券のインフレ測定に反映されない場合、マスター・ファンドの当該証券に対する投資は保護されない。インフレ指数が商品およびサービスの価格の実質インフレ率を正確に測定することができるという保証はない。さらに、異なる国および市場でのインフレ率が一貫または関連しているという保証もない。

政府債、政府機関債および関係機関債

マスター・ファンドは、政府証券に投資することができる。政府債は、政府、政府機関もしくは関係機関の債務またはそれらが保証する債務である。これには、政府、政府機関または関係機関が発行する為替手形、譲渡性預金証書、ならびにノートおよびボンドを含む。米国財務省証券のような政府債は、政府資金の充分な信頼および信用により保証されているものもあり、発行体が政府資金からの借入を行う権利により保証されているもの、当該政府機関の債務に対する政府の自由裁量による買取権により保証されているもの、さらに、当該関係機関の信用によってのみ保証されているものがある。

非米国政府債および関連リスク

マスター・ファンドは、非米国政府債に投資することができる。サブ・ファンドによる非米国証券への投資は、非米国政府、銀行、企業またはその他の発行体により発行されているかにかかわらず、一般に入手可能な財務およびその他の情報不足、不十分な証券規制、外国源泉税およびその他の税金の賦課の可能性、戦争、没収またはその他の悪影響を及ぼす政府の行為等のため国内発行体の証券への投資に比べて、高いリスクを伴う。非米国銀行およびその非米国支店は、米国銀行監督当局により規制されておらず、通常、米国銀行に適用される会計、監査および財務報告基準により規制されていない。投資者の法的救済は、米国で利用できる救済よりもさらに限定されたものとなる可能性がある。

その他の債務証券：社債担保証券（ＣＢＯ）およびローン担保証券（ＣＬＯ）

マスター・ファンドは、優先および劣後社債、投資適格モーゲージ担保証券、社債担保証券およびローン担保証券、優先株式、社債、および銀行債務を含むがこれらに限られない、国または政府に関連のない企業またはその他の機関のその他の投資適格もしくはその他の債務証券に直接または間接に投資することができる。マスター・ファンドは、私募ベースで債務証券を取得でき、ローン・パーティシペーションへも投資できる。マスター・ファンドによるその他の投資のように、当

該債務証券向けの流動性の高い市場はなく、マスター・ファンドがかかる債務証券を希望する価格で売却または取得できる可能性が制限されることがある。

マスター・ファンドは、また、社債担保証券（以下「CBO」という。）、ローン担保証券（以下「CLO」という。）およびその他類似の証券への投資を行うことができる。これらは、商業ローン、高利回り投資適格債務、仕組み債（以下に定義する。）および債務に関連するデリバティブ商品を含む、固定資金プールである場合もあれば、「市場価格」または一任担保プールである場合もある。当該プールは、一般に、様々な信用格付けを持つクラスに分けられており、優先クラスに劣後する低格付けクラスもある。CBOおよびCLOの優先クラスは、プール内で最も高い信用格付けを有しており、最も担保保証が大きく、財務証券に対してのスプレッドの支払いが最も少ない。より低い格付けのCBOおよびCLOクラスは信用の質が低く、付随リスクに見合うように財務証券に対するスプレッドの支払いも高くなる。最低クラスは、特に、確定利息よりも、残余持分（より高いクラスが支払いを終えた後に残る資金）の支払いを受ける。CBOおよびCLOの下位クラスのリターンは、特に、担保プールのデフォルト率に影響を受けやすい。さらに、より上位のCBOおよびCLOクラスにより買戻権の行使（もしあれば）が行われ、特定のその他の事由が生じた場合、かかる下位クラスに対する利息または元本の支払いに利用可能な資金は、排除、繰延または減額されることがある。マスター・ファンドは、CBOおよびCLOの投資適格クラスへの投資を行うことができる。

さらに、マスター・ファンドが持分の売却を考えている時に、CBOまたはCLOに流動性の高い市場が存在するという保証はない。さらに、マスター・ファンドのCBOまたはCLOへの投資は、一定の契約上の譲渡制限に服することもある。

ローン・パーティシペーション

マスター・ファンドは、特定の金融機関から、該当するローンの元本の一部、および当該部分に関連する利息のすべてを受領する権利を表象するローンに参加権（以下「参加権」という。）として購入することができる。参加権の購入にあたり、マスター・ファンドは、通常、借り手ではなく、売却機関との間にだけ契約関係を生ずる。マスター・ファンドは、一般に、ローン契約の条項を借り手が遵守するように直接強制する権利、借り手に対する相殺権および売却機関が同意したローン契約に対する一定の変更に異議を唱える権利を有しない。マスター・ファンドは、関連ローンを保証する担保から直接利益を得ることはできず、売却機関に対して借り手が有する相殺権の対象になる可能性はある。

さらに、売却機関の支払不能時には、米国の法律および様々な州法に基づき、マスター・ファンドは、当該売却機関の一般債権者とみなされ、売却機関の当該ローンに対する利益またはこれに関わる担保につき、独占的または優先的請求権を持たない。結果として、マスター・ファンドは、借り手の信用リスクに加えて、売却機関の信用リスクにもさらされている。マスター・ファンド投資顧問会社は、売却機関の独立した信用分析を行っておらず、行う予定もない。

金利リスクおよび市場リスク

マスター・ファンドの投資対象にかかる利回りは、実勢金利の変動および繰上償還率の変動により影響を受ける。これにより、マスター・ファンドの資産利回りと借入率との間にミスマッチが生じ、その結果、投資による収益が減少または消滅してしまうことがある。マスター・ファンド投資顧問会社は、その単独の裁量により、主にマスター・ファンドの金利エクスポージャーをヘッジするよう努める。金利ヘッジが有効であるという保証はない。確定利付証券の価格は、金利および為替レートの変動に応じて変化する。価格が為替レートの変動により単独で影響を受ける場合を除き、金利が低下すれば、通常、確定利付証券の価格は上昇すると予想される。金利が上昇する場合、通常、確定利付証券の価格は下落し、マスター・ファンドの投資対象の価値も減少する。金利の大幅な変動、またはマスター・ファンドの投資対象の市場価格の著しい下落、もしくはその他の市場要因が、受益者のマスター・ファンドへの投資額またはその利回りの低下をもたらすことがある。金利が低下すると、マスター・ファンドが保有するモーゲージ関連証券の発行体は予定より早

く元本を支払うことがあり、マスター・ファンドは強制的により利回りの低い証券に再投資せざるを得ない。代理人が発行したモーゲージ・プールが元利金の支払いについて保証されていても、かかる保証は当該証券の市場価格の下落により生じた損失には適用されない。特定の通貨建ての確定利付証券への投資の実績は、当該通貨を発行する国の金利環境によっても左右される。

繰上償還および延期リスク

マスター・ファンドが保有する有価証券の発行体または保証会社は、特に金利が低下している時には、その有価証券の元本および／または支払期限の到来した利息を繰上償還することができる。マスター・ファンドは、当該元本を魅力的な金利で再投資することができない可能性もあり、マスター・ファンドの収益の低下を招き、さらにマスター・ファンドは支払プレミアムを失うこともある。マスター・ファンドは払い戻された元本および／または利息の価格に対する金利の低下による利益を失うこともある。一方、金利が上昇すると予想よりも繰上償還の発生率は緩やかになる。これにより、事実上、影響を受ける有価証券の残存期間が延び、より金利変動に敏感になり、マスター・ファンドの純資産価額は変動しやすくなる。繰上償還リスクにさらされている有価証券は、通常、金利が低下すれば利益を得る可能性が低下し、金利が上昇すれば、損失を被る可能性が高まる。

信用格付け

格付機関により発行される信用格付けは、格付けされた有価証券の元本および利息の支払いの安全性を評価するものである。ただし、これらは、適格未満の有価証券の市場価格リスクを評価するものではなく、したがって投資対象の真のリスクを完全に反映するものではない。さらに、格付機関は、担保の市場価格に影響する経済または発行体の状況の変化を反映して、適時に格付けの変更を行うことができる場合もあれば、できない場合もある。したがって、信用格付けは、投資の適格性の仮の指標としてのみ利用される。適格未満および同等の無格付債務への投資は、投資適格債務証券への投資の場合よりも、マスター・ファンド投資顧問会社の信用分析により依存することになる。

通常、格付機関は、方針として、債券発行体企業に対しては、当該企業が本拠とする国に対して与えられる格付けよりも高い格付けは付与しない。したがって、エマージング市場の発行体企業の格付けは、通常、ソブリン債の格付けが上限となる。

債務発行体に関する債務超過時の留意事項

債権者保護を定めた様々な法律が、マスター・ファンドの投資先である債務に適用される。本段落および次段落に記載の情報は、米国連邦破産法に服する米国発行体に関して適用される。債務超過時の留意事項は、その他の発行体については異なる。債務発行体の未払債権者、または債権者の代理人が提訴した裁判所が、発行体が公正な対価または債務を負担するための合理的相当額を受領していないと判断し、かかる債務を履行した後、発行体が（ ）債務超過であるか、（ ）当該発行体の残余資産が不合理にわずかな資本で構成される事業に従事しているか、または（ ）満期時に、かかる債務の支払能力を上回る負債が発生すると見込まれるか、または発生すると確信していると判断した場合、当該裁判所は、当該債務の全部または一部を、詐欺的譲渡行為として無効とするか、かかる債務を当該発行体の既存のまたは将来の債権者に劣後させるか、または当該債務の支払いを行うため、かかる発行体がそれ以前に支払った金額を回収するよう判決を下すことができる。前述の目的のための債務超過に対する手段は様々である。一般に、発行体は、当該時のその負債金額が公正価値で評価した財産総額を上回る場合、または現在の資産の公正な売却可能価値が、既存の負債につき、負債が確実であり満期になった時点で発生する債務を支払うために必要な金額を下回る場合、一定の時点で債務超過とみなされる。マスター・ファンドの投資先である債務の負担発生後、発行体が「債務超過」であるかどうか判断するために、裁判所がどのような基準を適用するか、または、評価の方法にかかわらず、当該負担が発生した時に発行体が「債務超過」とあると裁判所が判断しないという保証はない。さらに、マスター・ファンドの投資先である債務発行体

が債務超過の場合、かかる債務について行われた支払いにつき、債務超過前の一定期間（１年間ほど）内に行われている場合、「偏頗行為」として、否認の対象となることがある。通常、債務に関する支払いは、詐欺的譲渡行為または偏頗行為にかかわらず、否認が可能であれば、マスター・ファンドから取り戻すことができる。

マスター・ファンドは、詐欺的譲渡行為、偏頗行為または衡平法上の劣後に基づく十分な訴因の根拠を構成する行為を行うことは想定されていない。ただし、マスター・ファンドがかかる債務を取得する貸付機関またはその他の当事者がかかる行為（または当該債務およびマスター・ファンドが倒産法に服することになるその他の行為）に従事していたか否か、およびかかる行為に従事していた場合は、かかる債権者の請求が米国裁判所（またはその他の国の裁判所）においてマスター・ファンドに対して主張できるか否かに関する保証はない。

非米国発行体の負債で構成される債務は、債権者保護のために当該債務の発行国で制定された様々な法律に服する可能性がある。かかる債務超過時の留意事項および提供される保護のレベルは、各発行体の所在地または住所地となる国によって異なり、また当該発行体が主権を有するか否かによっても異なる。

転換証券

マスター・ファンドは、転換証券に投資することができ、これには社債または優先株式が含まれるが、規定の交換率で発行体の普通株式に転換可能な発行体の通常の長期普通債務証券である。すべての債務証券と同様に、転換証券の市場価格は、金利上昇局面では下落し、反対に、金利下降局面では上昇する。転換証券は、通常、同等格の非転換証券よりも低い金利または配当利回りで募集される。ただし、転換証券の転換先の普通株式の市場価格が転換価格を上回った場合、転換証券の価格は転換先の普通株式の価額を反映する傾向にある。転換先の普通株式の価格が下落すると、転換証券は、利回りベースでの取引が増大する傾向にあり、そのため、転換先の普通株式と同程度まで価格は下落しない。転換証券は、通常、発行体の資本構造上、普通株式に優先し、よって、格付けも高く、発行体の普通株式よりもリスクが低い。ただし、当該リスクが軽減される程度は、転換証券が確定利付証券としての価額より、どれだけ高い価格で販売されるかに大きく左右される。転換証券の評価に際し、マスター・ファンド投資顧問会社は、転換先の普通株式の魅力を最も重視する。

優先株式、転換証券およびワラント

マスター・ファンドは、優先株式、転換証券およびワラントに投資することができる。優先株式、転換証券およびワラントの価格は、特に株式市場の変動および転換先の普通株式のパフォーマンスの動きにつれて変化する。その価格は、発行体または市場の悪材料となる情報にも影響を受ける。したがって、例えば、発行体の転換先の普通株式の価格が変動すると、当該発行体の優先株式の価格も変動するものと予想される。ワラントについては、裏付けとなる証券の市場価格が、ワラント保有者が当該証券を購入できる規定価格を下回っている場合、ワラントの価格は下落しまたはゼロになり、そのため行使されないことがあり、これによりマスター・ファンドに当該ワラントの購入価格分（またはワラント付で発行された証券の場合、組込みワラント価格分）の損失が生じることがある。

転換証券に関して、すべての確定利付証券と同様に、当該証券の市場価格は、金利上昇時には下落し、反対に、金利低下時には上昇する傾向にある。ただし、転換証券の転換先の普通株式の市場価格が転換価格を上回った場合、転換証券は転換先の普通株式の市場価格を反映する傾向にある。転換先の普通株式の市場価格が下落した場合、転換証券は、利回りベースでの取引が増大する傾向にあり、そのため、転換先の普通株式と同程度まで価値は下落しない。転換証券は、発行体の資本構造上、普通株式に優先し、よって、発行体の普通株式よりもリスクが低い。転換証券の評価に際し、マスター・ファンド投資顧問会社は、通常、転換先の普通株式の魅力をもっとも重視する。マスター・ファンドが保有する転換証券が、繰上償還請求された場合、マスター・ファンドは、発行体が当該証券を買い戻すか、転換先の株式に転換するか、または第三者に売却することを認めなけ

ればならない。上記のいずれの行為も、マスター・ファンドの投資目的の達成に悪影響を及ぼすことがある。

発行日取引証券およびフォワード・コミットメント証券

マスター・ファンドは、金利および価格の予想される変動をヘッジするためか、または投機目的のために、「発行日取引」ベースの証券の購入および「フォワード・コミットメント」ベースの証券の売買を行うことができる。かかる取引は、マスター・ファンドが将来の日付（一般に少なくとも1または2ヶ月後）に証券の売買を行う旨の約定を伴うものである。売買を行う証券の価格は、通常、利回りで表示され、約定が行われた時点で確定しているが、当該証券の引渡しおよび支払いは後日行われる。フォワード・コミットメントに従いまたは発行日取引ベースで購入された証券に対しては、マスター・ファンドに引き渡されるまでは、利益は発生しない。発行日取引証券およびフォワード・コミットメントは、決済日前に売却することができる。マスター・ファンドが、発行日取引証券の取得権利をその取得前に処分する場合、またはフォワード・コミットメントに対する引渡権または受領権を処分する場合には利益または損失が生じる。発行日取引ベースで購入した証券が引き渡されないリスク、およびフォワード・ベースでマスター・ファンドが売却した証券の購入者が購入義務を履行しないリスクがある。かかる場合、マスター・ファンドには損失が発生する可能性がある。

発行体リスク

マスター・ファンドが直接または間接に取得した有価証券の発行体は、高度の経営リスクおよび財務リスクを有することがある。かかる会社は、発展の初期段階にあり、経営実績がなく、赤字経営であるかもしくは経営実績に大きな変動があり、多大な陳腐化のリスクを伴う製品に関して急速に変化する事業に従事しているか、その経営を支援し、拡大するための資金調達をし、もしくは競合上の地位を維持するのに膨大な追加資金が必要であるか、またはその他財務状況が脆弱である可能性がある。

さらに、マスター・ファンドが取得した有価証券の発行体は、高度にレバレッジされていることがある。こうした会社およびその投資者に対し、レバレッジは、重大な悪影響を及ぼすことがある。このような会社は、財務および経営の制限約款に服しており、レバレッジが、将来の経営および資金需要につき資金調達をする能力を損なうことがある。その結果、このような会社が事業および経済状況の変動ならびに事業機会に対応する柔軟性は、制限されることがある。レバレッジを効かせた会社の収益および純資産は、借入金を活用していない場合と比べて、大きい比率で増減する傾向がある。

さらに、かかる会社は、より大きな資金源、より大規模な発展、製造、マーケティングおよびその他の能力ならびに適格な経営力および技術力を持つ人材を多数有する会社との競争といった、激しい競争に直面することがある。

小規模資本／経営実績が少ない会社

随時、マスター・ファンドの資産の相当な部分を直接または間接に小規模資本会社の有価証券および設立後間もない会社の有価証券に投資することができ、これとは逆に、マスター・ファンドは当該有価証券について相当額のショート・ポジションを設定することができる。小規模資本会社は、通常、一般投資家にはよく知られておらず、より大規模な資本を有する会社よりも投資者対応が少ない。その結果、小規模資本会社は、投資者に見落とされやすいか、その収益力につき過小評価されている。このような市場の相対的な非効率性は、長期的な資本の成長につきより大きな機会を提供することもある。ただし、歴史的に見て、当該有価証券は、スタンダード&プアーズ500インデックスに含まれるより大規模資本のより確立された会社の有価証券よりも価格変動が激しい。小規模資本および設立後間もない会社の有価証券は、当該会社の生産ライン、販売経路ならびに財務および経営資源に限りがあるという理由から、より高い投資リスクを伴う。さらに、たいいていは、かかる会社に関する一般に入手可能な情報は、より大規模で確立された事業者より少ない。小規模

資本会社の有価証券は、店頭または地方の取引所で取引されることが多く、全国的な証券取引所の通常の取引量程度の取引がない。よって、マスター・ファンドは、より大規模で確立された会社の有価証券に関する売却またはショート・ポジションのカバーに要する時間よりも長い（かつ望ましくない可能性のある）時間をかけて、当該証券を売却するか、またはショート・ポジションをカバーしなければならない。小規模資本会社への投資は、前述の留意事項に加えて、取引量が少ないため、その他の種類の有価証券よりも、より評価が難しいことがある。経営実績が少ない会社への投資は、確立された経営実績を有する会社への投資に比べて、より投機的であり、より高いリスクを伴う。さらに、こうした種類の投資は、取引コストも、より大規模な資本を有する会社よりも高いことが多い。

非米国取引所の取引

マスター・ファンドは、直接または間接に、米国外に所在する取引所で先物および有価証券を取引することができる。米国内の取引所と異なり、一部の非米国取引所は、取引者が商品契約を締結した個々のメンバーのみがそのパフォーマンスに責任を有し、取引所またはその決済機関（もしあれば）はその責任を負わない「プリンシパル市場」である。非米国取引所における取引の場合、マスター・ファンドは、取引相手方が契約を履行できないか、または当該契約の履行を拒否するリスクにさらされている。さらに、世界的に、通常、世界の株式取引所、決済機関および決済組織は、米国内と比べて、より政府の監督および規制が少ないため、マスター・ファンドは、ポジションの取引を行う取引所またはその決済機関もしくは決済組織の不履行リスクにもさらされており、金融上の不法行為が発生し、ならびに／または適切なリスクの監視および管理が不足するリスクがより高くなることもある。

デリバティブ商品全般

マスター・ファンドは、投資戦略上、デリバティブを広く活用することができる。デリバティブは、少なくとも部分的に、投資先の資産、指数または金利のパフォーマンスから、そのパフォーマンスを派生させている金融商品である。デリバティブの例としては、スワップ契約、先物契約、オプション契約および先物契約に対するオプションを含むが、これらに限られない。先物契約は、買い手および売り手の両当事者間で、特定の商品または金融商品を指定価格で将来の指定日において交換するための、上場された契約である。オプション取引は、通常、特定の価格で将来の指定日に商品または金融商品を売買する権利（行使されることもされないこともある。）をいう。

特定のデリバティブおよびマスター・ファンドのポートフォリオ全般の性質によるが、マスター・ファンドのデリバティブの活用は、有価証券またはより伝統的な投資対象に直接投資する場合に伴うリスクとは異なる、またはより大きなリスクを伴う可能性がある。マスター・ファンドが特定の有価証券への投資を行い、そのポートフォリオのリスクレベルを増減させ、またはリスクの性質を変更することができるのと同様の方法で、マスター・ファンドは、デリバティブにより、ポートフォリオのリスクレベルを増減させ、ポートフォリオがさらされているリスクの性質を変更することができる。一定のスワップ、オプションおよびその他のデリバティブ商品は、市場リスク、流動性リスク、相手方信用リスク、法的リスクおよび運営上のリスクを含む様々な種類のリスクを伴っている。さらに、スワップおよびその他のデリバティブには、多大な経済的レバレッジが掛けられる可能性があり、膨大な損失リスクを有する場合もある。

デリバティブは、そのコストが示すものよりも大きな投資エクスポージャーを有する場合があります、これは、デリバティブへの少額の投資が、マスター・ファンドのパフォーマンスに多大な影響を及ぼす可能性があることを指す。マスター・ファンドが不適切な時期にデリバティブに投資を行うか、市場判断を誤った場合、かかる投資によりマスター・ファンドのリターンは低下し、相当額の損失を被ることもある。デリバティブは、市場リスク、流動性リスク、組入れリスク、取引相手方の財務健全性、信用および実績リスク、法的リスクおよび運営リスクを含むその他の様々なリスクにもさらされている。デリバティブがその他の投資対象との相関性に乏しい場合、または流通市場が流動性に欠けるため、マスター・ファンドが当該ポジションを清算できない場合にも、マス

ター・ファンドは損失を被ることがある。多くのデリバティブ市場は、流動性がないか、または突然流動性がなくなることがある。流動性の変動は、デリバティブ価格に重大かつ急速な予想不能の変動をもたらすことがある。

かかる取引の締結は、マスター・ファンドの純資産価額に多大な悪影響を及ぼす可能性のあるマスター・ファンドの損失リスクを伴う。ある特定の時期にある特定の先物契約につき、流動性のある市場が存在するという保証はない。

コール・オプション

マスター・ファンドは、直接または間接に、コール・オプションを売買することができる。コール・オプションの売買にはリスクが伴う。カバーされたコール・オプションの売り手（売主）（売主が売買対象の有価証券を保有している場合）は、売買対象の有価証券の市場価格が、かかる売買対象証券の購入価格から受取りプレミアムを差し引いた金額を下回って下落するリスクを引き受け、売買対象証券がオプションの行使価格を上回る利益を獲得する機会を放棄する。カバーされていないコール・オプションの売り手は、オプションの行使価格を超えて、売買対象証券の市場価格が理論上は無制限に上昇するリスクを引き受ける。

コール・オプションの買い手は、コール・オプションへの投資の全額を失うリスクを引き受ける。コール・オプションの買い手が売買対象証券を空売りする場合、コール・オプションの損失は、売買対象証券の空売りによる利益によりすべてまたは部分的に相殺される。

プット・オプション

マスター・ファンドは、直接または間接に、プット・オプションを売買することができる。プット・オプションの売買にはリスクが伴う。カバーされたプット・オプションの売り手（売主）（売主が売買対象の有価証券についてショート・ポジションを有する場合）は、売買対象証券の市場価格が、かかる売買対象証券の（ショート・ポジション設定時の）売買価格に受取りプレミアムを加えた額を上回って上昇するリスクを引き受け、売買対象証券がオプションの行使価格を下回る利益を獲得する機会を放棄する。プット・オプションの売り手が売り出したプット・オプションの行使価格と同額またはそれ以上の行使価格を有する同数の株式をカバーするプット・オプションを所有する場合、かかるポジションは、かかるオプションが売り出されたオプションと同時にまたはそれ以降に満了する場合、「完全にヘッジ」されることになる。カバーされていないプット・オプションの売り手は、当該オプションの行使価格を下回って、売買対象証券の市場価格が下落するリスクを引き受ける。

プット・オプションの買い手は、プット・オプションへの投資の全額を失うリスクを引き受ける。プット・オプションの買い手が売買対象証券を保有している場合、当該プット・オプションの損失は、売買対象証券に生じる利益により、すべてまたは部分的に相殺される。

スワップ契約

マスター・ファンドは、直接または間接にスワップ契約を締結することができる。スワップ契約は、金利、指数、証書または一定の証券および特定の「想定金額」に関連して算出される支払予想を交換することを両当事者が合意する、非公開で交渉される店頭デリバティブ商品である。スワップは、市場リスク、流動性リスク、組入れリスク、課税リスクならびに取引相手方の財務健全性や信用度に関連したリスクを含む相手方不履行リスクなどの様々な種類のリスクを伴う。スワップは、個別に交渉され、様々な異なる種類の投資対象または市場要因に対するエクスポージャーを持つ組入れにすることができる。その組入れにより、スワップは、株式もしくは債務証券、（米国または海外の）長期もしくは短期の金利、外貨の価値、モーゲージ・バック証券、法人借入レートまたは証券価格、証券バスケットもしくはインフレ率などその他の要因に対するマスター・ファンドのエクスポージャーを増減させ、さらにマスター・ファンドのポートフォリオのボラティリティ全般を増減させることもある。スワップ契約は、様々な形式をとることでき、多様な名称で知られている。マスター・ファンドは、マスター・ファンド投資顧問会社が、その他の形式が投資目的およ

び方針に合致していると判断すれば、特定のスワップ契約の形式に制限されない。スワップのパフォーマンスを左右する最大の要因は、個々の株式価額、特定の金利、通貨、または、取引相手方に対して支払うもしくは取引相手方から支払われる金額を決定するその他の要因の変更である。スワップによりマスター・ファンドの支払いを求められる場合、マスター・ファンドは、支払期限が到来した時点で、かかる支払いに利用できる十分な現金を用意しておかなければならない。さらに、取引相手方の信用が下落した場合、スワップ契約の価値も下落し、マスター・ファンドに損失をもたらす可能性がある。

先物

マスター・ファンドは、直接または間接に、投資戦略の一部として、先物を利用することができる。先物のポジションは、特定の商品取引所が、「１日の価格変動制限」または「１日の値幅制限」とよばれる規制により１日の特定の先物契約金額の変動を制限しているため、流動性に欠けることがある。かかる１日の値幅制限に基づき、１取引日において、１日の値幅制限を超えた価格で、取引を行うことはできない。特定の先物契約の価格が、１日の値幅制限の金額分上昇または下落した場合、当該契約のポジションは、取引参加者が、かかる制限金額または当該制限内の金額で取引を行う意思がない限り、取得することも清算することもできない。取引所またはＣＦＴＣ（後に定義される。）が、特定の契約の取引を停止するか、特定の契約を直ちに清算し、決済するよう命じるか、または特定の契約の取引を清算の目的に限って実施するよう命じる可能性もある。前述のような状況により、マスター・ファンドは、不利なポジションを直ちに清算することができず、また多大な損失を被る可能性もある。よって、マスター・ファンドへの投資は、マスター・ファンドの通常の買戻日が延期されたことにより重大な影響を受けない一定の知識ある投資者にのみ適している。

非米国先物取引は、非米国取引所において、その取引を実施し、決済する。これは、ある取引所で実施された取引が、別の取引所のポジションを清算するかまたは設定するように、国外の取引所が、国内の取引所と形式上「リンクして」いる場合も該当する。国内の組織が、このような取引所における取引の実施、引渡しおよび決済を含む非米国取引所の活動を規制することはなく、通常、国内の規制機関には、非米国取引所の規則または非米国の法律の施行を強制する権限はない。さらに、かかる法律または規制は、当該取引が発生する米国以外の国ごとに異なる。このような理由により、マスター・ファンドは、国内の裁判外紛争解決手続きを利用する権利を含む、国内取引に適用される特定の保護を得られるとは限らない。特に、顧客から海外先物取引の証拠金として受領した資金について、国内取引所の先物取引の証拠金として受領した資金と同様の保護は提供されない。さらに、非米国先物またはオプション契約の価格、およびこれにより生じる損益の可能性は、注文を行った時点と、非米国先物契約が清算され、または非米国オプション契約が清算されもしくは実施された時点の間の為替レートの変動による影響を受けることがある。

投機目的での先物の利用の成功は、当該市場の方向性の変化を正しく予測できるかどうかに影響され、取引がヘッジ目的で締結される場合は、ヘッジする取引と先物契約の価格変動の適切な相関関係を解明できるかどうかに影響される。

ヘッジ取引

マスター・ファンド投資顧問会社は、通貨ヘッジおよび金利ヘッジを含むヘッジ技術を駆使する予定である。かかるヘッジ技術が有効であるか、またはこれを利用しなかった場合よりも好ましいリターンが生じるという保証はない。さらに、かかるヘッジ技術は、マスター・ファンドが投資する有価証券およびその他の証券の評価額の変動から、投資者を保護することが目的であり、マスター・ファンドは、通常、かかる有価証券およびその他の証券の価値が上昇した場合は、恩恵を受けない。

マスター・ファンド投資顧問会社は、また、マスター・ファンドが直接または間接的に投資している有価証券およびその他の証券の価額が下落したことによる損失リスクの最小化の追求を含め、その他の状況において、ヘッジ技術を活用することができる。かかるヘッジ技術が成功するという

保証はなく、かかるヘッジ技術は、ヘッジ・ポジションの価値の上昇から生じる潜在的利益を制限する傾向がある。

ヘッジ技術には、先物契約、証券に係る上場および店頭プット・オプションおよびコール・オプション、金融指数、為替先物予約、差金決済の為替先物予約ならびに様々な金利取引（「ヘッジ商品」と総称する。）を含む多様なデリバティブ取引が含まれる。ヘッジ技術は、投資先の投資対象のリスクとは異なるリスクを有する。特に、ヘッジ商品の価格変動とヘッジ対象のポジションの価格変動の相関性の程度は様々であり、これによりヘッジによる損失が、マスター・ファンドのポジションの評価額に対する利益額よりも大きくなる可能性も生じる。さらに、特定のヘッジ商品および市場は、あらゆる場合に流動性がないことがある。その結果、変動の大きな市場では、マスター・ファンド投資顧問会社は、当初証拠金をはるかに上回る損失を被ることなく、かかる商品の一部の取引を手仕舞うことができない可能性もある。マスター・ファンド投資顧問会社がヘッジを成功させることができるかは、投資顧問会社が、確実なものではないが、適切な市場動向を予測できるかどうかにかかっている。

先渡契約

サブ・ファンドを代理して行為する投資顧問会社およびマスター・ファンドを代理して行為するマスター・ファンド投資顧問会社は、直接または間接的に、取引所で取引されておらず、一般に規制されていない、先渡契約、ノン・デリバラブル・フォワード通貨契約およびそのオプションを締結することができる。先渡契約には1日の値幅制限はない。マスター・ファンドおよび/またはサブ・ファンドが口座を維持する銀行およびその他のディーラーは、マスター・ファンドおよび/またはサブ・ファンドに対して、かかる取引につき、証拠金を預託するよう求めることができるが、証拠金の要件は、通常、最小限が全く存在しない。マスター・ファンドおよび/またはサブ・ファンドの取引相手方は、かかる契約につき、継続して相場を形成する必要はなく、当該契約には、流動性がない期間があり、これが長期にわたる場合もしばしば起こる。特定の取引相手方が、先渡契約の相場価格の提示の継続を拒否した期間や、スプレッド（取引相手方が購入を予定している価格と売却を予定している価格との差額）が異常に広い相場価格を提示する期間も発生している。先渡契約の取決めは、1名または数名の取引相手方との間で行われるため、かかる取決めが多数の取引相手方と行われる場合よりも、流動性の問題が大きくなることがある。政府当局によるクレジット・コントロールの強制により、かかる先渡取引が、上記の強制がなければ、マスター・ファンド投資顧問会社および/または投資顧問会社がマスター・ファンドおよび/またはサブ・ファンドに勧めたであろう水準以下に制限されることがあり、マスター・ファンドおよび/またはサブ・ファンドに損害をもたらすこともある。さらに、マスター・ファンドおよび/またはサブ・ファンドが取引する市場で、異常に大量の取引、政治的干渉またはその他の要因により、市場崩壊が生じることもある。市場の流動性欠如または崩壊が、マスター・ファンドおよび/またはサブ・ファンドに多大な損失をもたらすことがある。さらに、マスター・ファンドおよび/またはサブ・ファンドは、決済不能に関するリスクに加えて、取引相手方に関する信用リスクにもさらされる。かかるリスクは、マスター・ファンドおよび/またはサブ・ファンドに多大な損失をもたらすことがある。

スプレッド取引のリスク

マスター・ファンドおよび/またはサブ・ファンドは、スプレッド取引を行う場合、かかるスプレッドを構成する当該ポジションの投資先の通貨の価格が、スプレッドのポジションが維持される間に、同一方向に変動しないか、または同程度変動しないというリスクにさらされる。このような状況では、マスター・ファンドおよび/またはサブ・ファンドは、スプレッド・ポジションの一方または両方の契約で損失を被る可能性がある。

仕組み債

マスター・ファンドは、特定の通貨価格、金利、商品、指数またはその他の金融指標（以下「参照対象」という。）の変動、または二つ以上の参照対象の関連した変動を参照して決定される価格

を有する証券（以下、総称して「仕組み債」という。）に投資することができる。金利または満期時もしくは償還時に支払われる元本の金額は、適用される参照対象の変動により、上下する。仕組み債は、プラスにもマイナスにも指数化されており、参照対象の上昇は、金利または満期時の担保価格を上昇させることも、下落させることもある。さらに、金利または満期時の担保価格の変動は、参照対象の価額の変動を掛け合わせたものである。よって、仕組み債は、その他の種類の確定利付証券に比べ大きな市場リスクを抱えており、またより変動が激しく、流動性が低く、かつより単純な証券よりも正確に値付けすることが難しい。

マスター・ファンドは、住宅および商業モーゲージ関連およびその他のアセット・バック証券（つまり、ホーム・エクイティ・ローン、割賦販売契約、クレジット・カード債権またはその他の資産により担保された証券）に担保される仕組み債に投資することができる。多くの仕組み債は、非常に複雑である。さらに、多くの仕組み債は、金利の変動および／または繰上償還に敏感であり、そのリターンは、金利、繰上償還またはその両者の比較的わずかな変動でも大きな変動にさらされることがある。仕組み債のリターンは、多くの場合、変動が大きく、レバレッジが仕組み債の構造に内在しているものもあり、これが相当な額である場合もある。さらに、マスター・ファンドが売却したい時に、仕組み債の流動市場が存在するという保証はない。マスター・ファンドは、金利変動、繰上償還リスクおよび原資産の価額の下落またはその他の要因による抵当権の実行増加リスクに対する保護を目的として、特定の場合にヘッジ取引を行うことができるが、かかるヘッジ取引が当該リスクからマスター・ファンドを完全に保護するという保証はなく、また投資先証券のリスクとは異なるリスクを伴うことがある。仕組み債を担保するモーゲージおよびその他のローンの抵当権が実行された場合、かかるローンを担保している原資産の価額が、ローンおよび抵当権実行費用額と同額となる保証はない。

マスター・ファンドは、かかる証券のより優先順位の高いクラスに劣後する仕組み債に投資することができる。マスター・ファンドが投資できるその他の劣後証券と同様に、劣後仕組み債は、より優先順位の高いクラスへの元本支払請求額が全額支払われた場合にのみ、元本の払戻しを受ける権限を有し、持分の分配受領に関する権利も劣後している。かかる劣後仕組み債は、より優先順位の高いクラスの仕組み債に比べかなり重大な未払いリスクを伴っており、またより変動が激しく、流動性が低く、かつより単純な証券よりも正確な値付けが困難である。

私募および規則144 A 証券

前記「投資戦略」に記載のマスター・ファンドの特定の私募債への投資制限に従う限り、マスター・ファンドは、組織的市場が存在しない私募債に投資することができる。取引市場が欠如していると、私募債の市場価格を確定することは困難である。私募債の処分は、交渉に多大な時間を要し、法的費用を伴うものであり、またマスター・ファンドがかかる証券を受入れ可能な価格で早期に売却することは困難であるか、不可能である。

マスター・ファンドは、米国証券法の規則144 Aに基づく「適格機関投資家」に対してのみ募集および販売ができる制限付証券に投資することができる。規則144 A 証券の流動性は、当該証券の流動性市場が発達していないか、または適格機関投資家が、当該証券の購入に当面の間無関心となった場合に悪化することがある。かかる一般に取引されていない有価証券および金融商品は、直ちに処分できず、また場合によっては、契約上、法律上または規制上、特定の期間につき処分が禁止されることがある。上述の状況によって、マスター・ファンドが望ましくないポジションを直ちに清算することができず、適時に引出しまたは買戻しを求める受益者に対し分配を行えないことがある。

複合取引

マスター・ファンドは、マスター・ファンド投資顧問会社の単独の裁量により、単独または複合戦略の一部として、単独のデリバティブではなく、複数のオプション取引、複数の先物取引、複数の通貨取引（為替先物予約を含む。）、複数の金利取引ならびに先物、オプション、通貨および金利取引を組合せた取引を含む複合取引を行うことができる。複合取引は、通常、構成する取引のそれぞれに内在するリスク要因を伴う。複合取引は、通常、複合戦略が、リスクを引き下げ、その他

の方法で望ましいポートフォリオ運用の目的をより効率的に達成できるというマスター・ファンド投資顧問会社の判断に基づき、受託会社により行われるが、かかる複合が、かえってリスクを増大させ、またはマスター・ファンドの目的の達成を妨げる可能性がある。

頻繁な取引および回転率

マスター・ファンド投資顧問会社は、通貨、有価証券およびその他の投資対象につき、頻繁な取引を行うことができる。頻繁な取引は、通常、マスター・ファンドのパフォーマンスに悪影響を及ぼす可能性のある取引コストの上昇を招く。さらに、マスター・ファンドは、短期市場の考察を基準に投資を行う。マスター・ファンド内の回転率は高く、多額のブローカー手数料、報酬およびその他の取引コストが発生する可能性があり、マスター・ファンドの実績に悪影響を及ぼすことがある。

短期金融市場およびその他の流動性証券

マスター・ファンドおよび／またはサブ・ファンドは、予想される買戻し、費用またはその他のマスター・ファンドおよび／またはサブ・ファンドの運営上必要なものに資金を提供するため、マスター・ファンド投資顧問会社および／または投資顧問会社の単独の裁量による一時的なデフエンス目的またはその他の理由で、マスター・ファンドおよび／またはサブ・ファンドの投資方針に従った投資を中断し、その資産の100%を上限として現金にて留保するか、または、当該時の現金残高を、現金等価物およびその他の短期投資対象を含むがこれに限られないマスター・ファンド投資顧問会社および／または投資顧問会社が適切と認めた商品に投資することができる。マスター・ファンドおよび／またはサブ・ファンドは、また、現金残高をゴールドマン・サックスが出資または運用しているファンドを含む短期金融証券や同様のファンドに投資することができ、マスター・ファンドおよび／またはサブ・ファンドはかかる投資につき、ゴールドマン・サックスに発生する報酬の払戻しを受けない。短期金融証券は、短期の確定利付債務であり、通常、1年以下の残存期間を有し、米国または非米国政府の証券、コマーシャル・ペーパー、譲渡性預金証書、銀行が発行する銀行引受手形、およびレポ契約を含む。マスター・ファンドおよび／またはサブ・ファンドは、サマスター・ファンドおよび／またはブ・ファンドの資産の大部分が主要な投資戦略に従って投資されない間は、その目的を達成できない可能性がある。

ブローカー、取引相手方および取引所の不履行

マスター・ファンドおよび／またはサブ・ファンドは、上場取引か、取引所外取引かにかかわらず、サブ・ファンドが取引を行う相手方、取引に利用するブローカー、ディーラーおよび取引所の信用リスクにさらされている。サブ・ファンドのプライムブローカーまたはその他の当事者は、サブ・ファンドの資産をサブ・ファンドに対して提供される証拠金貸付またはその他の融資に対する担保として保有することができる。かかる取決めの条項および適用法に従い、担保権者は、担保権者が行った証券貸付またはその他の取引に関連して、当該資産の再担保が認められる。サブ・ファンドは、ブローカーの破産や当該ブローカーがサブ・ファンドのために取引を実行および決済するために利用する決済代理人の破産、または取引所の決済機関の破産の場合におけるブローカーに預託した資産の損失リスクにさらされている。

さらに、商品取引所法により商品ブローカーは顧客資金を分別管理するように求められているが、商品ブローカーが顧客資金を適切に分離していない場合、サブ・ファンドは、当該ブローカーが破産しまたは支払不能に陥った場合に、当該ブローカーに預託している資金を失うリスクにさらされている。非米国の監督局は、顧客資金の分離保管をブローカーに義務付けていないこともあるため、サブ・ファンドは、非米国ブローカーに預託した資金を失うリスクにさらされている。サブ・ファンドは、投資顧問会社、または資金の分別管理を求められていないその他の外国為替ディーラーのいずれかとの外国為替取引につき証拠金を設定することを求められる（ただし、かかる資金は、通常、サブ・ファンドの名義で外国為替ディーラーの帳簿および記録に分離勘定で保持される。）。商品ブローカーもしくは非米国為替ディーラーの別の顧客または商品ブローカーもし

くは非米国為替ディーラー自身がその顧客の勘定における多額の欠損金を支払うことができないといった特定の状況で、サブ・ファンドは、資金が適切に分別管理されていても、当該ブローカーまたはディーラーに預託した資金の損失リスクにさらされることがある。

サブ・ファンドが取引を行う相手方、もしくは取引に利用するブローカー、ディーラーおよび取引所の破産、または前段落に記載の顧客資金の損失が生じた場合、サブ・ファンドは、当該者が保有する資産、または所有する金額のいずれかにつき、サブ・ファンドに属することが明らかな場合でも回収できないこともあり、またかかる資産または金額が回収可能な場合でも、サブ・ファンドは、その金額の一部しか回収できないこともある。さらに、サブ・ファンドが当該資産または金額の一部を回収できる場合でも、かかる回収には、相当の時間を要する可能性がある。サブ・ファンドの財産の回収可能金額を受領するまでは、サブ・ファンドは、当該者が保有するポジションを取引したり、または当該者がサブ・ファンドに代わり保有するポジションおよび現金を譲渡したりすることはできない。これは、サブ・ファンドに多大な損失をもたらす。

サブ・ファンドは、「店頭」または「ディーラー間」市場での取引を行うことができる。当該市場への参加者は、通常、「取引所を基本とした」市場の構成員のような信用評価および規制監督の対象とならない。サブ・ファンドがスワップ、デリバティブもしくは合成商品、または当該市場におけるその他の店頭取引に投資する場合は、サブ・ファンドは、取引する当事者に関する信用リスクを引き受け、かつ決済不履行リスクも負担する。かかるリスクは、通常、決済機関保証、日々の値洗いおよび決済、仲介者に適用される分離要件および最低資本要件などの特徴を有している上場取引に伴うリスクとは大幅に異なる。二者の取引相手方間で直接行われる取引は、通常、かかる保護の恩恵を受けず、よって、サブ・ファンドは、とりわけ契約条項に関する論争によるか、または信用もしくは流動性問題により、取引相手方が合意した条件に従って取引を決済しないリスクにさらされる可能性がある。このような「取引相手方リスク」は、満期までの期間が長く、何らかの出来事が決済を妨げる可能性が高い契約の場合に大きくなる。一または任意の人数の取引相手方とのサブ・ファンドの取引不能、取引相手方またはその財務能力に関する独立した評価の欠如、および決済を実行すべき規制のある市場の欠如により、サブ・ファンドに損失が生じる可能性が高まる。

サブ・ファンドは、直接または間接的な有価証券、通貨、デリバティブ（スワップ、先渡契約、先物、オプションならびに現先およびリバース・レポ契約を含む。）および（投資方針により認められている）その他の商品を自己取引することができる。このように、譲受人または取引相手方としてのサブ・ファンドは、対象証券、先物またはその他の投資対象の清算の遅延と、（ ）サブ・ファンドが取引する相手である本人側による当該取引の履行不能または履行拒絶に係るリスク、（ ）サブ・ファンドが担保に関する権利を行使しようとする期間における当該担保の価値の下落可能性、（ ）移転、譲渡または交換したポジションにつき、担保を追加または再設定する必要性、（ ）当該期間中の収益レベルの低下および収益を得ることができないこと、（ ）権利行使にかかる費用、ならびに（ ）スワップ契約に基づく特定の権利の執行可能性に関する法的不確実性およびスワップ契約上提供された担保に対する優先性の欠如の可能性から生じる損失を含む損失の両者を被る可能性がある。このような不履行または拒絶は、債務超過、破産またはその他の理由によるかを問わず、サブ・ファンドに多大な損失をもたらす可能性がある。サブ・ファンドは、取引戦略が十分にかかる契約を相殺するであろうその他の取引につき、第三者の不履行によってかかる取引の履行を免除されない。

投資および取引リスク

サブ・ファンドを通じたマスター・ファンドへの投資には、すべての投資金額を失うというリスクも含めた高いリスクを伴う。マスター・ファンドは、マスター・ファンドの資産を投資している市場のボラティリティから生じるリスク、集中リスク、レバレッジ・リスク、デリバティブ商品の潜在的な非流動性から生じるリスク、取引相手方およびブローカーの不履行による損失リスク、ならびに買戻請求に応じるための借入リスクを含む、重大なリスク上の特徴を有する戦略および投資技術を用いる金融商品に投資し、積極的に取引を行う。マスター・ファンドの投資戦略が成功するか、またはポートフォリオの組合せおよびリスク管理または為替取引戦略が成功するという保証や

表明はない。マスター・ファンドの投資戦略は、証拠金取引、オプション取引、先渡し契約、差金決済の為替先物予約および先物契約等の投資技術を活用することができ、これらには、多大なボラティリティが含まれ、一定の状況では、マスター・ファンドが被る可能性のある悪影響を著しく増大させることがある。マスター・ファンドが行ったすべての投資は、投資金を失うリスクを伴う。投資結果は、時間の経過とともに大きく変化する。「投資目的」および「マスター・ファンドの投資戦略」の項を参照のこと。

投資金の一部またはすべてを失う可能性があり、投資予定者は、かかる損失の結果に容易に耐える場合以外は、受益証券を購入すべきでない。

戦略リスク

戦略リスクは、投資顧問会社が活用する投資戦略の経済上の実行可能性の悪化に関連する。定量的およびファンダメンタルな投資分析が正確であり、かかる戦略に基づく投資戦略が成功するという保証はない。投資顧問会社は、随時、定量投資戦略を修正または調整することができる。

規制当局の監督の制限

サブ・ファンドは、非公開の投資会社が利用可能な免除を利用するため、投資会社法に基づく投資会社として登録しておらず、登録する予定もない。よって、様々な投資者保護を提供している投資会社法の規定（とりわけ、投資会社に利害関係のない取締役を過半数有すること、レバレッジの制限を行うこと、投資会社とその関係会社間の取引を制限すること、投資会社の保管する有価証券を、常時、他の者の有価証券とは個別に分別管理し、かつ当該有価証券が当該投資会社の資産であるものと明確に特定して記載することが求められ、顧問会社および投資会社間の関係を規定することも求められる。）が適用されない。いつでも、サブ・ファンドの有価証券およびその他の資産の大部分は、登録投資会社の場合に要求されるように当該資産を個別に分別管理していない仲介会社で保持される。1970年米国証券投資者保護法（改訂済）の規定に基づき、かかる仲介会社の破産または不履行は、当該有価証券およびその他の資産の保管が登録投資会社に適用される要件に従って保持されていた場合よりも、サブ・ファンドにより甚大な悪影響を及ぼす傾向がある。サブ・ファンドが委託した資産を保管会社が自身のために利用することができるというリスクもある。

さらに、投資顧問会社は、商品取引所法の規則第4.13(a)(4)に基づく商品ファンド運営者（以下「CPO」という。）として米国商品先物取引委員会（以下「CFTC」という。）への登録を免除されている。よって、投資顧問会社は、受益者に対して、認証済年次報告書およびその他商品取引所法に従い配布を求められる開示書類を公布する必要はない。かかる資料には、本書またはサブ・ファンドが受益者に提供する報告書に含まれない、同法で要求される特定の開示事項が含まれる。

さらに、非米国人に対する受益証券の募集および販売は、証券法に基づくレギュレーションSに従い、同法に基づく登録が免除されているため、英文目論見書は、SEC、CFTCまたはその他の米国規制当局のいずれにも提出または検討されていない。

前述にかかわらず、サブ・ファンドは、1956年米国銀行持株会社法（改訂済）（以下「BHCA」という。）に基づく銀行持株会社（以下「BHC」という。）であるゴールドマン・サックスに適用される規制による影響を受ける。「銀行持株会社としての規制」の項を参照のこと。

潜在的利益相反

ゴールドマン・サックス（その関係会社およびスタッフを含む。）は、銀行持株会社であり、世界中に投資銀行、証券会社、資産運用会社および金融サービス会社としてフルサービスを提供する企業であり、世界の金融市場の主要な参加者である。その結果、ゴールドマン・サックスは、多くの事業に従事し、投資者、投資銀行、リサーチ提供会社、投資顧問会社、融資会社、顧問会社、マーケット・メーカー、自己勘定トレーダー、プライムブローカー、貸出人、代理人およびプリンシパルなどとして、サブ・ファンドに関わる持分に加えて、世界中の債券、通貨、商品、株式、銀行ローン、およびその他の市場に持分を有している。かかる追加業務および持分は、潜在的な利益

相反を生じる可能性がある。かかる潜在的な利益相反の一部については、「潜在的利益相反」の項に記載される。

法務上、税務上および規制上のリスク、受益者に関する情報開示

法務上、税務上および規制上の変更は、サブ・ファンドの存続期間中に起こることもあり、サブ・ファンドに悪影響を及ぼすこともある。デリバティブ商品の規制上および税務上の環境は、徐々に発展中であり、デリバティブ商品の規制および税務の変更はサブ・ファンドが保有するデリバティブ商品の価格、および投資顧問会社の取引戦略を遂行する能力に悪影響を及ぼすこともある。例えば、最近提出されたある非米国企業および租税回避地で設立された企業に対する法規、および将来の法規は、実施されれば、サブ・ファンドまたはその受益者の一部もしくはすべてに重大な税金もしくはその他の費用を生じさせるかもしれない。同様に、レバレッジを効かせた投資者やヘッジファンドの規制環境も漸次変化しており、レバレッジを効かせた投資者またはヘッジファンドの規制に直接または間接的な変更が行われれば、サブ・ファンドおよび投資顧問会社が投資目的および／または取引戦略を遂行する能力に悪影響を与えることもある。同じく、投資顧問会社の取引戦略遂行能力は、ゴールドマン・サックスのその他の活動のために賦課される可能性のある要件（ゴールドマン・サックスがBHCとして規制を受けることを選択した結果としての要件を含むが、これに限られない。）または一定の投資者もしくは一定のタイプの投資者によるサブ・ファンドへの投資の結果として賦課される可能性のある要件などの追加の規制要件、またはサブ・ファンドに適用される規制要件の変更により、悪影響を受けるかもしれない。特定の状況において、サブ・ファンドは、そのような状況でなければ当該有価証券が投資顧問会社にとって適切な投資機会になりえたにもかかわらず、当該有価証券の購入または保有を禁じられることがある。下記「銀行持株会社としての規制」の項を参照のこと。

サブ・ファンドへの投資に伴う一定の税務リスクは、以下に記載する。

さらに、受託会社、投資顧問会社もしくはその関係会社および／またはサブ・ファンドの業務提供会社もしくは代理人は、随時、サブ・ファンドが保有する投資対象、受益者の名称ならびに受益権の名義およびレベルを含むが、これらに限られないサブ・ファンドおよび受益者に関する一定の情報を（ ）開示企業に対して管轄権を有するか、管轄権を主張する法域、またはサブ・ファンドが直接もしくは間接的に投資を行う法域の規制当局、または（ ）サブ・ファンドの受託会社または投資顧問会社の取引相手方または業務提供者に対して、開示するよう要請されるか、または、単独の裁量により、開示するのが望ましいと判断することがある。販売契約の締結により、各受益者は、当該受益者に関するかかる開示につき同意したものとする。

ケイマン諸島—金融口座情報の自動的交換

ケイマン諸島は、国際的な税務コンプライアンスの向上および情報交換の促進のため、米国および英国との間で2つの政府間協定に調印した（以下、米国との間の協定を「US IGA」といい、英国との間の協定を「UK IGA」という。）。また、ケイマン諸島は、60カ国を超える他の諸国とともに、金融口座情報の自動的交換に関するOECD基準—共通報告基準（以下「CRS」といい、US IGAとUK IGAとあわせて「AEOI」という。）を実施するための多国間協定に調印した。

US IGAおよびUK IGAの効力を生じさせるため、またCRSの効力を生じさせるため、2014年7月4日および2015年10月16日付でそれぞれケイマン諸島規則が発行された（以下「AEOI規則」と総称する。）。AEOI規則に基づき、ケイマン諸島税務情報局（以下「ケイマン諸島税務情報局」という。）は、US IGAおよびUK IGAの適用に関する手引書を公表しており、CRSに関する指針を発行する権限を有する。

ケイマン諸島のすべての「金融機関」は、AEOI規則の登録、デュー・ディリジェンスおよび報告要件を遵守する義務を負う。但し、かかる金融機関が一または複数のAEOI制度に関して

「非報告金融機関（関連するＡＥＯＩ規則に定義される。）」となることを認める免除に依拠することができる場合はこの限りではない。ファンドは、対象となる限り、ＡＥＯＩ規則の要件を遵守することを意図している。

ＡＥＯＩ規則により、報告金融機関は、特に、（ ）（ＵＳ ＩＧＡに該当する場合のみ）グローバル仲介人識別番号（以下「ＧＩＩＮ」という。）を取得するために米国内国歳入庁（以下「ＩＲＳ」という。）に登録すること、（ ）ケイマン諸島税務情報局に登録し、これにより「報告金融機関」としての自らの地位をケイマン諸島税務情報局に通知すること、（ ）「報告対象口座」とみなされるか否かを確認するため、自らの口座のデュー・ディリジェンスを実施すること、および（ ）かかる報告対象口座に関する情報をケイマン諸島税務情報局に報告することを義務付けられている。ケイマン諸島税務情報局は、毎年、ある報告対象口座に関連する海外の財政当局（すなわち、米国報告対象口座の場合はＩＲＳ、英国報告対象口座等の場合は英国歳入関税庁）に対し、ケイマン諸島税務情報局に報告された情報を自動的に送信する。非報告金融機関は、ＡＥＯＩ規則に基づき、いかなる義務も有していない。

ＵＳ ＩＧＡの定めにより、ＵＳ ＩＧＡを実施するＡＥＯＩ規則を遵守するケイマン諸島金融機関は、米国ＦＡＴＣＡのデュー・ディリジェンスおよび報告要件を充足するとみなされ、したがって米国ＦＡＴＣＡの要件を「遵守しているとみなされ」、ＦＡＴＣＡ源泉徴収税（現在は30%の税率）を課税されることはなく、また、非協力的口座を解約する必要はない。ケイマン諸島報告金融機関は、ＦＡＴＣＡ源泉徴収税の課税を免除されるために、自らの米国ＦＡＴＣＡ上の地位に関し、米国の納税申告用紙に身元証明確認書類を添付して米国源泉徴収代理人に対して提供することが必要となる場合がある。米国ＦＡＴＣＡ源泉徴収税は、ＵＳ ＩＧＡの条項に基づき、ファンドへの支払に対して課されないが、ファンドが「重大な不遵守」の結果として不参加金融機関（ＵＳ ＩＧＡに定義される。）とみなされた場合には、この限りではない。ＵＳ ＩＧＡを実施するＡＥＯＩ規則の下では、ケイマン諸島金融機関は、米国ＦＡＴＣＡその他による口座保有者への支払に対して税金を源泉徴収する義務を負わない。

ファンドおよび／もしくはサブ・ファンドへの投資ならびに／またはこれらへの投資の継続により、投資者は、ファンドおよび／またはサブ・ファンドに対する追加情報の提供が必要となる可能性があること、ファンドのＡＥＯＩ規則への遵守が投資者情報の開示につながる可能性があること、および投資者情報が海外の財政当局との間で交換される可能性があることを了解したとみなされるものとする。投資者が（結果にかかわらず）要求された情報を提供しない場合、受託会社は、その裁量において、対象となる投資者の強制買戻しまたは登録抹消を含むがこれに限られない対応措置を講じおよび／またはあらゆる救済措置を求める権利を留保する。

ＵＳ ＩＧＡ、ＵＫ ＩＧＡもしくはＣＲＳのいずれか、ＡＥＯＩ規則またはこれらに基づく関連規制のいずれかを遵守するために受託会社によりまたは受託会社のために講じられる対応措置または実施される救済措置の結果として生じる一切の損害または負債に対し、かかる対応措置または救済措置の影響を受ける投資者は、受託会社（またはその代理人）に対する請求権を有しないものとする。

銀行持株会社としての規制

2008年9月、ゴールドマン・サックスはＢＨＣＡに基づくＢＨＣとして登録することを選択した。さらに、ゴールドマン・サックスは、最近、一定の基準を満たしたＢＨＣに与えられる資格であるＢＨＣＡに基づくＦＨＣ（金融持株会社）になった。ＦＨＣは、ＦＨＣでないＢＨＣよりもより広範な活動に従事できる。ただし、ＦＨＣおよびその関係会社の活動は、ＢＨＣＡおよび関連規則により課される一定の規制に服していなければならない。ゴールドマン・サックスは、サブ・ファンドをＢＨＣＡの意味の範囲内で「支配」しているとみなされるため、かかる規制はサブ・ファンドにも同様に適用されると予想される。よって、ＢＨＣＡおよびその他の適用される銀行法、規則、規定およびガイドライン、ならびに適切な規制当局による解釈および管理により、投資顧問会社、ゴールドマン・サックスおよびその関係会社を一方当事者とし、サブ・ファンドを他方

当事者とした取引および関係が制限され、サブ・ファンドによる投資および取引ならびにサブ・ファンドの運用を制限されることがある。例えば、ゴールドマン・サックスおよびサブ・ファンドに適用されるＢＨＣＡ規制は、とりわけ、投資顧問会社がサブ・ファンドを代理して特定の投資を行う能力、特定の投資の規模を規制し、サブ・ファンドの投資対象の一部またはすべての保有期間に上限を設定し、投資顧問会社が、サブ・ファンドの投資先である会社の管理および運営に参加できる可能性を制限し、ゴールドマン・サックスがサブ・ファンドに投資する能力を制限する。さらに、特定のＢＨＣＡ規制は、関連企業により所有、保有または管理されているポジションの合算を要請する。このように、一定の状況で、ゴールドマン・サックスおよび関係会社（投資顧問会社を含む。）が顧客および自己の勘定で保有するポジションは、サブ・ファンドが保有するポジションと合算しなければならないことがある。かかる場合、ＢＨＣＡ規制が保有するポジション額に上限を課す場合、ゴールドマン・サックスは、自己勘定またはその他の顧客の勘定で、投資を行うために利用可能な能力を利用することができる。これによりサブ・ファンドは一定の投資対象を制限および／または清算しなければならないことがある。下記「潜在的利益相反」の項を参照のこと。

かかる規制は、とりわけ、サブ・ファンドの投資戦略内で投資顧問会社の一定の戦略を実行する能力または一定の有価証券を取引する能力に影響を与えることで、サブ・ファンドに重大な悪影響を及ぼすことがある。さらに、ゴールドマン・サックスは、将来ＦＨＣとしての資格を停止することもあり、サブ・ファンドが追加規制の対象となることもある。さらに、ゴールドマン・サックス、サブ・ファンドに適用される銀行規制要件が、変更されない、またはかかる変更が、サブ・ファンドに重大な悪影響を及ぼさないという保証はない。

ゴールドマン・サックス、サブ・ファンドまたは投資顧問会社およびその関係会社が運用するその他のファンドおよび勘定に対する銀行監督規制の影響または適用を軽減または排除するため、受託会社が、投資顧問会社と協議の上、将来、サブ・ファンドを再編するか、ゴールドマン・サックスが、将来、投資顧問会社を再編する可能性がある。ゴールドマン・サックスは、別の会社をゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント・インターナショナルもしくはゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント・エル・ピーの代わりにサブ・ファンドの投資顧問会社とすることにより、または受託会社と協議の上決定するその他の手段を用いて、このような結果を達成するよう努めることもある。かかる譲受人または代替人は、ゴールドマン・サックスに関連のない者とする。

受益証券の流動性の制限

受益証券は自由に譲渡できないため、サブ・ファンドへの投資は、流動性が制限されている。買戻しの権利が制限されているため、不確定な期間につき、各受益者は、サブ・ファンドへの投資の経済的リスクに耐える心構えがなければならない。受益証券は、本書に記載され、サブ・ファンドの補遺信託証書、販売契約および英文目論見書に規定される譲渡制限が付されている。通常、受益者は、投資顧問会社と協議の上、受託会社の事前の書面による同意なく、受益証券または受益証券の受益権もしくはその他の権利を売却、委譲、譲渡、質入れまたはその他の方法で処分することができない。これは、法律または契約の執行（受益者の死亡、無能力、債務超過または破産の宣告に基づく法の執行による場合を除く。）による場合も含むがこれに限られない。サブ・ファンドは、通常、レギュレーションＳに定義される非米国人である者で、かつその他の適用ある法的要件に従う者に対する譲渡にのみ同意する。

さらに、買戻しは、買戻後の保有要件に従うものとし、特定の状況で制限または停止することがある。サブ・ファンドは、一般に取引されていない有価証券および金融商品に投資することができる。このように一般に取引されていない有価証券および金融商品は、直ちに処分することができず、契約上、法律上、または規制上の特定の期間の処分禁止の対象となる場合もある。買戻しについては、受託会社は、投資顧問会社と協議の上、かかる留保金が、会計基準により強制されていない場合でも、買戻手取金から費用、負債または偶発費用にあたる金額を留保することができる。サブ・ファンドは、一般に、買戻受益証券についての買戻金およびその他の分配金（もしあれば）を現金で支払う予定である。ただし、受託会社は、投資顧問会社と協議の上、買戻しに関わる分配金

を含むがこれに限られない分配を現物で受益者に支払う権利を有する。下記「現物支払」の項を参照のこと。

一もしくは複数の受益者または元受益者が、買戻金の一部またはすべてを投資顧問会社またはその関係会社が運営する別の投資信託または投資ビークルに投資することを意図して、サブ・ファンドから受益証券を買い戻した場合、受託会社は、投資顧問会社と協議の上、当該買戻日にサブ・ファンドから受益証券を買い戻したその他の受益者または元受益者へ買戻金の支払いを行うより前に、かかる受益者または元受益者に対して、かかる買戻金の全額または一部を支払うことができ、かかるその他の受益者または元受益者への買戻金の支払いを、サブ・ファンドによる資産売却その他が行われるまでの間、延期することができる。

よって、サブ・ファンドへの投資は、サブ・ファンドの受益証券および原投資対象の流動性が限定されていることに関連したリスクに耐えうる投資者にのみ適している。

申込金の受領前、および申込効力発生日前の取引

サブ・ファンドは、投資顧問会社の単独の裁量により、予想される申込みを前提に、申込みの効力発生日以前にいつでも取引を開始することができる。さらに、前述の一般性を限定せず、投資顧問会社の単独の裁量により、サブ・ファンドは、申込みに関わる資金の受領を前提に、申込みの効力発生日以降であれば、かかる資金が当該効力発生日に受領されていない場合でも、取引を実施できる。販売契約に従い、投資者または投資予定者は、申込みの効力発生日時点における当該金額の受領を前提にしたサブ・ファンドの取引の結果生じた損失または費用を含む、申込金の不払いまたは支払遅延に起因してまたはそれに関連して生じる損失または費用に対する責任を有する。こうした行為は、サブ・ファンドに悪影響を及ぼすことがある。申込金の不払いまたは支払遅延は、サブ・ファンドに損失および費用を生じさせ、サブ・ファンドは該当する投資者または投資予定者からかかる損失または費用を完全には取り戻せないことがある。さらに、投資顧問会社は、実施されていない申込みを予想して、サブ・ファンドのために投資またはその他ポートフォリオ決定を行うことができるが、かかる申込みが行われないことや、遅延がわかった場合には、サブ・ファンドのポートフォリオに悪影響を及ぼすことがある。

さらに、かかる取引は、サブ・ファンドがさらされているレバレッジの金額を増大させることになる。サブ・ファンドへの投資者（申込みを行っている投資者ではなく）は、申込みを予想して取引日前に行った取引につき、市場リスクおよびリターン、ならびに信用リスクを負う。

大量買戻し

限られた期間内にサブ・ファンドの大量買戻しが行われた場合、サブ・ファンドが、不適切な時期または望ましくない条件で、満期前のポジションを現金化せずに、かかる買戻請求に応じるための十分な資金を提供することは困難である。さらに、サブ・ファンドのある特定の取引日に大量の買戻しが行われているかどうかに関わらず、ある期間にわたり、大量の買戻しが起こった場合、サブ・ファンドの純資産価額の減少が起こり、サブ・ファンドが利益をあげることに、または損失を回収することが困難になることがある。サブ・ファンドの投資者は、サブ・ファンドから特定の取引日における大量の買戻請求につき通知を受領することはなく、よって、かかる買戻しを請求した受益者より前または同時に、自身の投資額またはその一部を買い戻す機会はない。

大量買戻しのリスクは、サブ・ファンドの受益者が投資顧問会社の関係会社を含む貸し手に対して、受益証券の担保権を差し入れた場合にも高まる。借り手がかかる権利を行使した場合、大量の買戻しが発生し、サブ・ファンドのポートフォリオに重大な悪影響を及ぼすことがある。

現物支払

サブ・ファンドは、通常、買戻受益証券の分配金および買戻金を現金で支払う予定である。ただし、サブ・ファンドがサブ・ファンドの受益証券の買戻しにつき、買戻しの資金となる十分な現金を有している保証はない。サブ・ファンドは、一定の状況で、適用法が認める限り、現金の支払いがサブ・ファンドまたは受益者に重大な悪影響を及ぼす結果となる場合を含め、買戻しの支払いま

たはその他に際して、現物による分配を行うことができる。受益者への現物分配は、サブ・ファンドにより、とりわけ（ ）サブ・ファンドが保有する有価証券またはその他の資産の受益者への分配、（ ）サブ・ファンドが保有する有価証券またはその他の資産に最終的に実現する純手取金を受領する権利の受益者への分配（例えば、証書または手形の発行、または特別目的ビークルに対する持分の分配による。）、または（ ）別の方法で、サブ・ファンドが保有する有価証券またはその他の資産に対する経済的持分を受益者に対して付与することで行われる。投資顧問会社と協議の上、受託会社が、かかる投資対象または有価証券の分配を行う意思がある場合、投資顧問会社は、該当する受益者に通知し、かかる通知により、受益者が投資顧問会社に対して、投資顧問会社が指定した期間内に、書面により当該受益者がかかる現物分配の受領を望まない旨通知した場合は、サブ・ファンドまたは投資顧問会社は、受益者のためにかかる資産を現金化する合理的努力を行い、これによりもたらされた現金手取金を受益者に対して分配する。受益者は、このように分配された投資対象または有価証券のリスク、およびかかる現金化に対するリスクを負い、かかる分配または現金化に関連する費用、経費、損失および負債の支払い（およびかかる分配または現金化による手取金からの控除）を求められることがあり、これには、かかる投資対象または有価証券を処分するためにブローカー、代理人または第三者により請求される手数料を含み、さらに売却時、特に満期前に売却された場合は、かかる投資対象、有価証券または財産の買戻価額よりも少ない金額を受領することになる可能性がある。かかる投資対象または有価証券の換金の実行には、かなりの時間を要し、実現手取金は、受益者が当該資産を保有していた場合に受領していたであろう金額、または受益者への分配につき評価の目的で当該資産に割り当てられた価額よりも大幅に少なくなる可能性がある。

評価、直ちに市場価格が確定できない資産

サブ・ファンドの特定日の純資産価額は、サブ・ファンドの資産が当該日に現金化された場合に決定されるサブ・ファンドの純資産価額よりも大幅に多いこともあれば、少ないこともある。例えば、サブ・ファンドが特定の日に、ある資産、またはその資産のすべてもしくは大部分を売却しなければならない場合、サブ・ファンドが当該資産の売却にあたり実現する実際の価格は、サブ・ファンドの純資産価額に反映される当該資産の価額よりも大幅に低いことがある。変動の激しい市況では、特定の資産の市場において、流動性が低下することもあり、これにより、サブ・ファンドの純資産価額に反映される当該資産の価額よりも大幅に低い清算価額となることもある。

サブ・ファンドは、直ちに市場価額が確定できない（非公開会社および仕組み債を含むが、これらに限られない。）資産に投資することができ、サブ・ファンドの純資産価額は（管理報酬の算出に関わる場合を含むがこれに限られない。）当該資産の評価に影響される。直ちに市場価額が確定できない資産の評価に際し、サブ・ファンド（またはその関連したまたは独立した代理人を含む。）は、ディーラーが提供する相場または第三者、投資顧問会社および／または投資顧問会社の関係会社が開発したプライシング・モデルを利用することができる。かかる手法は、間違いもありうる仮定および見積を基準としている。

直ちに市場価格が確定できない資産の価額に伴う不確実性ゆえ、サブ・ファンドの純資産価額に反映される当該資産の価額は、サブ・ファンドが当該資産を現金化できる価格とは大きく異なることもある。直ちに市場価格が確定できない資産の価額は、例えば、年度末監査の結果を含むサブ・ファンドが当該時点で入手可能な評価情報を元にした後からの調整が行われることがある。当該資産の価額に対する調整は、サブ・ファンドの純資産価額の調整を招くことがある。「調整」の項を参照のこと。

投資顧問会社、または直ちに市場価額が確定できない資産を含むサブ・ファンドの資産評価に関わるその他の当事者は、かかる資産の評価にあたり、当該価額が当該者の報酬に影響を与えるため、利益相反に直面することがある。

さらに、申込みまたは買戻しが行われるマスター・ファンドのいずれかの取引日において、マスター・ファンドの取締役会は（一般的な市況およびマスター・ファンドの規模に関連してマスター・ファンドの投資主（以下「投資主」という。）もしくは潜在的投資主が要求する申込みまた

は買戻しの水準を含むが、これらに限られない、自らが適切と判断する合理的な要因に基づき）、投資証券１口当たり純資産価格に、希薄化による調整を適用することを決定することができる。かかる調整は、関連する投資証券のクラスの純資産価額を調整することによって、アクティブな投資主にマスター・ファンドの潜在的な投資活動の見積費用を移譲し、これに従い、マスター・ファンドの長期投資主を、継続的な申込活動および買戻活動に関連する費用から保護することを目的としている。希薄化による調整は、マスター・ファンドの投資対象の取引スプレッド、取引により生じるあらゆる税金および手数料の価格を考慮することができ、市場の影響に関する引当金を含むこともできる。

いずれかの取引日においてマスター・ファンドが発行する投資証券に関してマスター・ファンドが受領する申込代金の総額が、当該取引日にマスター・ファンドが買い戻す本投資証券に関してマスター・ファンドが支払う買戻代金の総額を実質的に超過する場合、マスター・ファンドは、買い値に基づき評価されるものとする。

マスター・ファンドの純資産価額を、買い値または売り値のいずれに基づき評価するかという決定は、取引日の取引活動に依拠するため、マスター・ファンドの取引活動と反対方向の取引を行う投資主は、マスター・ファンドの他の投資主の費用負担により利益を享受する可能性がある。さらに、マスター・ファンドの純資産価額および短期の運用成績については、かかる評価方法によりボラティリティが増大する可能性がある。

調整

管理会社は、発行日における有効な純資産価額が不正確であったために、不正確な受益証券口数が受益者に対して発行されていたと判断された場合いつでも、かかる受益者の公平な取り扱いのために必要と判断する取決めを実行する。かかる取決めには、当該買戻しまたは発行の後（場合による。）にかかる受益者が保有する受益証券口数が、正しい純資産価額で発行されていたであろう受益証券口数になるように、当該受益者の保有の一部を追加支払いなしに買い戻すこと、または当該受益者に新規受益証券を支払いなしに発行すること（必要に応じる。）を含む。さらに、受益証券の買戻し後いつでも（サブ・ファンドから受益者が受益証券を完全に買い戻す場合を含む。）、当該買戻しに従い当該受益者または元受益者に支払った金額が著しく不正確であると（受益者または元受益者が当該受益証券を購入したか、買戻しが実施された時点の純資産価格が著しく不正確である場合を含む。）判断された場合、どちらの場合も利息は付さず、サブ・ファンドは、当該受益者または元受益者に対して、当該受益者または元受益者が正しい純資産価格でかかる買戻しが実施されていたならば受領する権利があったであろうと判断された追加金額を支払うか、または投資顧問会社と協議の上、当該受益者または元受益者から、当該受益者または元受益者が受領したと判断された超過金額の支払いを求める（当該受益者または元受益者は、これを支払わなければならない。）。サブ・ファンドが受益者または元受益者から当該金額の支払いを求めないことを選択するか、受益者または元受益者から当該金額を回収できない場合、サブ・ファンドの純資産価額は、かかる金額が回収される場合よりも低くなる。

受益証券の追加募集に適用される特別留意事項

サブ・ファンドは、投資顧問会社により、サブ・ファンドの補遺信託証書に従い決定された受益証券の追加申込みを受け付ける。受益証券の追加購入は、かかる購入前のサブ・ファンドの投資ポートフォリオにおける既存の受益者の間接的持分を希薄化させる。これは、将来のサブ・ファンドの投資がそれまでのサブ・ファンドの投資を下回る実績だった場合、既存の受益者のサブ・ファンドへの持分に悪影響を与えることもある。

さらに、受益証券の当初募集後に取得された受益証券は、多大なオープン・ポジションを有する運転資金に対する持分を表象している。かかる受益証券が当該受益証券の取得以前の期間につき保有していたサブ・ファンドのオープン・ポジションに対する持分を有するため、かかるポジションに対する投資顧問会社の取引アプローチの適用が、追加受益証券のパフォーマンスと、これ以前に発行済の受益証券のパフォーマンスに対するものとは、質的に異なる効果を生じる可能性がある。

例えば、未決済取引が多大な利益を発生させた後は、（一定のレベルまでの）その後の損失は、それ以前の利益の一部に限った割戻しであるとみなされ、実質的な損ではないとみなされるため、多くの取引アプローチが、ポジションの損失に対する許容度が上がる中で、より積極的になり、ポジションの規模が増大する。継続募集の受益証券の購入者は、当該受益証券を購入した日以前のオープン・ポジションにかかる利益の恩恵を受領することはないため、その後の損失は、当該投資についての完全な損失となり、一部利益の割戻しとはならない。さらに、特定の取引アプローチが、事前に決定した利益額を発生させた後は、ポジションを清算または部分的に清算することにより、利益確定戦略を採ることがある。新規受益証券が、発行日以前のかかる利益の恩恵を受けないため、当該受益証券を保有する受益者は、投資顧問会社の「利益確定」により（大きな利益を継続して生み出していた）ポジションを清算させられ、全く自身の利益になっていないということになる。特定のポジションのパフォーマンスだけでなく、ポートフォリオ全般のパフォーマンスに基づく同様の分析を適用する一般に同様の効果を有するアプローチもある。

法律顧問

受託会社、管理会社、ならびにその一部の代理人および／または関係会社（併せて「受託側当事者」という。）は、助言を与える法律顧問（以下「法律顧問」という。）を起用している。法律顧問は、その他の受託側当事者の法律顧問も行っている。受託側当事者の代理につき、法律顧問は、受益者を代表するものではない。サブ・ファンドは、受益者を代表する独立した法律顧問を起用していない。

ＥＲＩＳＡ法およびその他の年金に関わる考察

サブ・ファンドは、（1974年従業員退職所得保障法（改正済）（以下「ＥＲＩＳＡ法」という。）第3（42）条およびこれに基づく規則に定義される）「年金投資家」が、発行済クラス受益証券の25%（または米国労働省が公布する規則に規定されるさらに高い割合）以上を保有することを認める予定はない。よって、サブ・ファンドは、その資産がＥＲＩＳＡ法タイトル、または1986年米国内国歳入法（改正済）第4975条に服する「年金資産」とみなされないことを期待しており、これが該当する場合となるかの保証はない。サブ・ファンドの資産が「年金資産」とみなされる場合（つまり、サブ・ファンドのいずれかの受益証券クラスの25%以上が、ＥＲＩＳＡ法第3（42）条に定義の「年金投資家」により保有されている場合）、サブ・ファンドは、とりわけ、サブ・ファンドのために行う投資につき、サブ・ファンドが、ゴールドマン・サックスおよびその関係会社との取引、およびそれらを通じての取引を禁じられる可能性があることを含むがこれに限られない本書に記載の活動を実行する能力につき一定の制限に服する可能性がある。さらに、かかる場合、受託会社は、年金投資家またはＥＲＩＳＡ法タイトル、または歳入法第4975条の対象とならないその他の従業員年金につき、その他の投資者が当該時点でサブ・ファンドの持分の買戻しまたは譲渡が認められていないことに関わりなく、サブ・ファンドへの持分のすべてまたは一部を減額または終了するよう要請することができる。

クラス間で連帯する債務

サブ・ファンドのクラスは、個別の法的な主体ではない。内部の会計上の目的のため、各クラスのために個別の口座が開設され、当該クラスに帰属するサブ・ファンドの資産が割り当てられ、そこから当該クラスに明確に割り当てられるサブ・ファンドの債務が控除される。クラスについて債務超過または償還が生じた場合（すなわち、クラスの資産が債務を返済するために十分でない場合）、個別のクラスに関して未払いとなっている金額のみならず、サブ・ファンドのすべての資産がそのクラスの債務を弁済するために用いられる。ある一つのクラスに帰属する資産について、他のクラスに帰属する資産を超過する債務から分離することは不可能である。よって、例えば、一つのクラスの口座において債務が生じ、当該債務について債権者がサブ・ファンドに対する勝訴判決を得た場合、クラスに関係なくサブ・ファンドのあらゆる資産が当該判決内容を充足させるために用いられる。

リスク説明の限界

これまでのリスク要因の項目が、サブ・ファンドへの投資に含まれるリスクの完全な一覧または説明とはならない。受益者となろうとする者は、サブ・ファンドへの投資を決定する前に、本書、マスター・ファンドの募集文書（要求に応じて入手可能）ならびにサブ・ファンドの信託証書および補遺信託証書をすべて読み、自身の投資、法律、税金、会計およびその他のアドバイザーと相談すべきである。さらに、サブ・ファンドの投資方針は、いずれ発展および変更が行われるため、サブ・ファンドへの投資は、異なる追加リスク要因にさらされることがある。

一般的な投資および取引リスク

サブ・ファンドへの投資には、すべての投資金額を失うというリスクを含む高いリスクを伴う。投資顧問会社は、マスター・ファンドの投資プログラムおよびリサーチ技術が、有価証券その他金融商品の慎重な選択を通じて元本欠損のリスクを抑えるものと確信している。マスター・ファンドの投資プログラムは、外国為替取引、有価証券、指数および外国通貨のオプション、先物、先物オプション、発行日取引証券およびフォワード・コミットメント証券、ならびに組入れ証券の貸借等の投資技術を活用する場合があるが、こうした実務は、一定の状況において、マスター・ファンドが被る可能性のある悪影響を著しく増大させる可能性がある。かかる技術は、ヘッジ目的およびリスク管理目的で用いられ、また、一定の場合においてはトータル・リターンを増加を追求するために用いられる。トータル・リターンを増加させるための当該運用技術の使用は投機的実務とみなされる可能性があり、マスター・ファンド投資顧問会社が、証券の価格、利率または通貨の価格の変動の予測を誤った場合における損失のリスクを伴う。マスター・ファンドの投資プログラムが成功するか、活用される投資技術もしくは実施される投資が互いに相関性が低い、またはマスター・ファンドのリターンが投資家の典型的投資ポートフォリオとの相関性が低いという保証や証明はない。マスター・ファンドがそのすべての元本を投入するにふさわしい投資機会を発見できるという保証はない。マスター・ファンドが投資を追求する市場のボラティリティおよび価格設定の非効率性の減少ならびにその他の市場要因は、マスター・ファンドの投資戦略の利用可能機会の数および範囲を減少させる可能性がある。元本の一部または全部を失う可能性があり、投資予定者は、かかる損失の結果に容易に耐えうる場合以外は、受益証券を購入すべきでない。

現金等価物

マスター・ファンドは、予想される償還、費用もしくはその他のマスター・ファンドの運営上必要なものに資金を提供するため、またはその他マスター・ファンド投資顧問会社の単独の裁量により、投資プログラムへの投資を中断して、マスター・ファンド投資顧問会社が単独の裁量により適切と認める時期および商品において、マスター・ファンドの資産の一部もしくは全部を一時的な目的により現金等価物に投資するか、または現金等価物を保有することができる。現金等価物は、通常、満期まで1年以下の残存期間を有する短期の有価証券または債務であり、これには、米国財務省証券、コマーシャル・ペーパー、譲渡性預金証書、銀行引受手形、およびかかる商品により担保に供された短期レボ取引が含まれるがこれらに限られない。マスター・ファンドは、マスター・ファンドの資産がその主要な投資戦略に従って実質的に投資されない間は、その目的の達成を妨げられる可能性がある。さらに、特定の商品（例えば、コマーシャル・ペーパー）の移転は、通常、発行体により制限され、また、かかる商品の流通市場は存在しない。現金および現金等価物は、一般的な発行体または保証会社の債務不履行のリスクにさらされており、したがって、マスター・ファンドもまた、関連ある発行体または保証会社の債務不履行の場合には損失を被るおそれがある。「債務証券全般」の項を参照のこと。

レボ取引

レボ取引への投資の主要なリスクは、売り手が債務不履行となった場合に、関連あるレボ取引に關係してマスター・ファンドが保有する投資先の有価証券およびその他の担保の売却による手取金

が買戻価格よりも低額である限り、マスター・ファンドが損失を被るおそれがあることである。買戻期間が終了するかまたは当該レポ取引の相手方により当該有価証券を買い戻す権利が行使される時まで、マスター・ファンドは、レポ取引の目的物である有価証券を売却しない可能性がある。マスター・ファンドは、レポ取引を行う場合、自己の投資証券（以下「投資証券」という。）の償還に関する債務が確実に履行できるようにすることを目指す。ただし、投資先の有価証券の清算の遅滞、ならびに(a)マスター・ファンドがその権利を行使しようとする期間における投資先の有価証券の価額の下落可能性、(b)当該期間に投資先の有価証券の収益を手に入れられない可能性、および(c)権利行使の費用を含む、売り手が自己の買戻義務を履行できない場合の損失リスクが存在する可能性がある。

リバース・レポ取引

マスター・ファンドは、リバース・レポ取引を行うことができる。リバース・レポ取引は、通常、当事者が銀行または証券会社に有価証券を売却すると同時に、売り手が、特定日に（金利を反映した）固定価格で当該有価証券を買い戻すことに合意する取引であり、目的によっては、借入れの一形態とみなされることもある。かかる取引には、引き渡された組入れ証券の価額が、かかる取引の終了時に支払わなければならない価格を下回って下落するリスク、またはリバース・レポ取引の他方当事者が、予定どおりに取引を完了することができないか、もしくは完了する意思がないというリスクがあり、これらはマスター・ファンドに損失をもたらす可能性がある。リバース・レポ取引は、マスター・ファンドの投資ポートフォリオのボラティリティを増加させる可能性もあるレバレッジの一形態である。

不確定な税務ポジション

投資予定者は、税法および税務規定が継続して変更されていること、ならびに変更が遡及的に行われることもあることに留意しなければならない。さらに、特定の税務当局による税法および税務規定の解釈および適用が、明白でなく、一貫しておらず、不透明である場合がある。過去の実現または未実現利益に対するものを含むマスター・ファンドの潜在的な税金債務およびその評価において税金債務を反映していないマスター・ファンドによる投資に起因して発生する債務が不確定である結果、ある取引日のマスター・ファンドの純資産価額が、かかる債務（遡及的に有効となり賦課されるものを含む。）を正確に反映していないことがある。さらに、ある取引日のマスター・ファンドの純資産価額が、その後支払うことのない潜在的な税金債務に対する引当金を反映していることもある。会計基準が変更されることもあり、これにより、以前は引当てを要請されていなかった潜在的な税金債務のために、または最終的にマスター・ファンドが当該税金債務の対象になるとは予想されない状況において、マスター・ファンドが引当てを行う義務が発生することもある。

マスター・ファンドが、後に税金債務のための引当てを決定するか、および／もしくは以前は発生しなかった税金債務に関連して支払いを要求される場合、ならびに／またはいずれかのマスター・ファンドの投資対象（過去の投資対象を含む。）がその評価に反映していなかった税金債務を生じさせる場合、かかる決定または支払いによる金額は、通常、当該税金に関わる収益の発生時点または取引の実施時点ではなく、かかる決定または支払いの時点の（サブ・ファンドを含む）マスター・ファンドの投資主間で配分される。さらに、マスター・ファンドが、潜在的税金債務の引当金が、当該税金に対する債務を上回っているかまたは将来上回ると後に決定した場合、かかる決定から生じた利益は、通常、当該税金が発生した収益の発生時点または取引の実施時点ではなく、かかる決定時点のマスター・ファンドの投資主間で配分され、それ以前にマスター・ファンドの投資証券を償還した投資主は、追加配分を受領することはなく、その他当該利益を配分されることはない。投資主は、いずれの上記決定または支払いについても通知を受けない。

税金に対する債務が発生していない時期にマスター・ファンドの投資証券に投資する投資主は、当該投資主が当該投資時に当該債務が発生していたときに投資していた場合よりも高い純資産価額で、マスター・ファンドの投資証券に投資することになる。さらに、マスター・ファンドのリターンは、これら追加の資産がマスター・ファンドの通常の投資政策に従い投資されていたであろうと

いう点で、偶発的なレバレッジ効果にさらされたとみなされることがある。他方、税金に対する潜在的な債務が発生している時期にマスター・ファンドの投資証券を償還する投資主は、当該償還時に当該債務が発生していなかった場合よりも低い純資産価額でマスター・ファンドの投資証券を償還することになる。かかる状況において、マスター・ファンドもまた、その発生した税金が実質的に支払われない場合に、偶発的な過小投資効果にさらされたとみなされることがある。

仕組み商品

マスター・ファンドのレベルにおいて、限られた期間内に大量の買戻請求が集中するというリスクは、マスター・ファンドが仕組み商品の募集に直接または間接的に関連する投資対象（かかる仕組み商品、特に、満期が決まっている仕組み商品に基づくポジションのヘッジに関連するものを含むが、これに限られない。）を受け入れた場合に高まる可能性がある。マスター・ファンドは、取締役会がその単独裁量により決定するところに従い、かかる投資対象を受け入れる場合もあれば、受け入れない場合もあるが、かかる投資は、いつでも、最大でマスター・ファンドの純資産価額の100%を占める可能性がある。「大量買戻し」の項を参照のこと。

債務証券全般

社債は、特に、発行体または保証会社が債務に関する元本および利息の支払いを履行することができないリスク（信用リスク）にさらされており、また、金利感応度、発行体の信用度についての市場からの見方および全般的な市場の流動性（市場リスク）等の要因による価格変動の影響を受ける可能性もある。低格付または無格付証券（すなわち、ジャンク債）は、主に一般的な金利水準の変動に反応する高格付証券に比べ、市場リスクおよび信用リスクに影響を及ぼす動向に反応しやすい傾向にある。マスター・ファンド投資顧問会社は、マスター・ファンドに関する投資決定を行う際、信用リスクと市場リスクの両方を考慮する。

仕組み債に関して、これらは、より単純な証券に比べ、変動が激しく、流動性が低く、かつ、正確な値付けが困難な可能性もある。

債務証券の価格は一般に実勢金利とは逆に変動するため、債務証券の売買取引のタイミングによっては、元本の値上がりまたは値下がりが生じる可能性がある。

マスター・ファンドによる債務証券への投資は、早期償還条項、借換オプション、繰上償還オプションまたは類似の条項が付される場合があり、それぞれの場合において、発行体は、マスター・ファンドにより保有される債券の元本を予定よりも早く払い戻さなければならなくなる可能性がある。これは、金利が下落した場合、または発行体の業績により債務の借換えをより低コストで行うことが可能となった場合に起こり得る。投資の早期返済は、マスター・ファンドの投資目的および投下資本からの利益に重大な悪影響を及ぼす可能性がある。

運用実績の欠如；関連ファンドの過去の実績

マスター・ファンドおよびサブ・ファンドは、投資予定者がパフォーマンスの見込みを評価する基準となる運用実績が限られている。マスター・ファンドおよびサブ・ファンドまたはゴールドマン・サックスが運用するその他の勘定の過去の実績は、マスター・ファンドまたはサブ・ファンドの将来の成績を示すものと解釈すべきではない。ゴールドマン・サックスが運用するその他のファンドまたは勘定は、現在または過去においてマスター・ファンドまたはサブ・ファンドの投資プログラムと類似しているまたは異なる投資プログラムを有しているが、それらの成績は、マスター・ファンドまたはサブ・ファンドが達成し得る成績を示すものではない。マスター・ファンド投資顧問会社および投資顧問会社は、それぞれ、様々な証券ポートフォリオに投資し、かかるその他のファンドおよび勘定とは異なる投資戦略および投資技術をそれぞれ採用することができる。よって、マスター・ファンドおよびサブ・ファンドの成績は、かかるその他のファンドおよび勘定が示す成績とは異なる場合があり、かかる成績とは独立したものである。さらに、過去の実績は、将来のリターンの保証とはならない。

マスター・フィーダー構造

サブ・ファンドは、「マスター・フィーダー」構造の一部として設定されている。マスター・フィーダー構造、特に、同一ポートフォリオに投資する投資ビークルが複数存在することにより、投資者に一定の固有リスクが生じる。サブ・ファンドは、マスター・ファンドに投資する他の法主体の行為により重大な影響を受ける場合がある。一例を挙げると、マスター・ファンドの他の投資主がマスター・ファンドに対する自らの持分の一部または全部を償還した場合、マスター・ファンドひいてはサブ・ファンドは、按分して負担する運営費用がより高額となる場合があり、よって、リターンが減少することとなる。同様に、マスター・ファンドは、他の投資主からの償還により分散度が低下する場合があり、その結果、ポートフォリオ・リスクが増加することとなる。マスター・ファンドは、マスター・ファンドの直接または間接の投資者の一部に対する規制上の制限その他により、一部の金融商品に対する自らの投資活動を制限し、または一部の金融商品への投資を禁止される場合があり、これにより、マスター・ファンドひいてはサブ・ファンドのパフォーマンスに悪影響が及ぶ可能性がある。

さらに、マスター・ファンド投資顧問会社は、原則として、マスター・ファンドの絶対リターンを求めてマスター・ファンドを運用し、サブ・ファンドの投資者の課税上の地位を考慮していない。ただし、マスター・ファンド投資顧問会社は、その単独裁量により、いつでも随時、資産を購入するか売却するか、サブ・ファンドに対する投資対象の配分を直接行うべきか間接的に行うべきか、マスター・ファンドの他の投資主に対する投資対象の配分を直接行うべきか間接的に行うべきか、またはその他の投資判断について決定する際、マスター・ファンドの投資者の全部または一部の課税上の地位を考慮することができる。これは、一部の投資主に悪影響を及ぼす可能性がある。一例を挙げると、マスター・ファンド投資顧問会社は、当該投資がサブ・ファンドの一部の投資者に税務上の悪影響を及ぼし得るという理由により、サブ・ファンド以外のマスター・ファンドの投資主に対してのみ機会を配分することを決定することができ、その場合、（たとえ、当該投資がサブ・ファンドの他の一部の投資者に税務上の悪影響を及ぼさないとしても、）サブ・ファンドの投資者全員がかかる機会に参加できないこととなる。

マスター・ファンドへの投資全般

サブ・ファンドはその資産の全部または実質的に全部をマスター・ファンドに配分しようとするため、サブ・ファンドに対する投資主の投資は、マスター・ファンドの投資政策および投資判断により影響を受ける。マスター・ファンドに配分されたトラスト資産の純資産価額ひいてはサブ・ファンドの純資産価額は、特に、世界の商品市場に関する様々な市場要因および経済的要因に応じて変動する。マスター・ファンドが活用することのできる投資戦略および投資技術に関連して生じる一定のリスクおよびその他の留意事項は、さらに後述される。

投資運用

マスター・ファンド投資顧問会社は、マスター・ファンドおよびサブ・ファンドの目的達成を追求するにあたり、様々なモデルおよび投資戦略を活用することができる。マスター・ファンドの投資活動が成功するか否かは、とりわけ、マスター・ファンド投資顧問会社のかかるモデルを適切に活用する能力、適切な投資機会を見出す能力ならびにマスター・ファンドおよびサブ・ファンドの投資戦略を上手く実施する能力に左右されるが、これらの能力は、それぞれ高度な不確実性を伴う。マスター・ファンド投資顧問会社は、有価証券の評価および取引機会の発掘につき、主観的な判断を下す。かかる判断は、マスター・ファンド投資顧問会社の仮定、調査および見積りに基づくため、誤りも生じる。

マスター・ファンドが資本を投資するのに適切な投資機会を見出すことができるという保証はない。様々な要因により、マスター・ファンドが利用可能な投資機会の数および範囲が狭められることがある。マスター・ファンドひいてはサブ・ファンドの投資プロセスが成功する、また、マスター・ファンドおよびサブ・ファンドの投資目的が達成されるという保証はない。

投資顧問会社およびマスター・ファンド投資顧問会社への依存；受益者は、サブ・ファンドまたはマスター・ファンドの運営には参加しない

投資顧問会社は、サブ・ファンドの投資プログラムを管理し、マスター・ファンド投資顧問会社は、マスター・ファンドの投資プログラムを管理する。マスター・ファンドおよびサブ・ファンドの成功は、とりわけ、投資顧問会社およびマスター・ファンド投資顧問会社がマスター・ファンドおよびサブ・ファンドの投資プログラムを展開する能力と上手く実施する能力とにかかっている。マスター・ファンド投資顧問会社がこれを実行できるという保証はない。マスター・ファンド投資顧問会社が行った決定により、マスター・ファンドひいてはサブ・ファンドは、損失を被ること、または、かかる決定がなければ投資できたであろう収益機会を逃すことがある。

さらに、投資顧問会社もしくはマスター・ファンド投資顧問会社またはその人員のいずれかが、サブ・ファンドおよびマスター・ファンドに助言し続け、それらのために取引し続けるという保証はない。サブ・ファンドまたはマスター・ファンドが、投資顧問会社もしくはマスター・ファンド投資顧問会社またはその主要人員から業務の提供を受けない場合、サブ・ファンドおよびマスター・ファンドは、悪影響を被る可能性があり、これにより最終的にサブ・ファンドの清算が引き起こされることがある。例えば、規制またはその他の理由により、ゴールドマン・サックスの役員またはその他の従業員に対して一般的にまたは特定の状況下で支払われ得る報酬額が、金額または形式上制限される可能性がある。その結果、特定の主要人員は、投資顧問会社またはマスター・ファンド投資顧問会社との雇用関係を終了する可能性がある。

受益者は、マスター・ファンドまたはサブ・ファンドの事業の日々経営または管理に参加する権利または権限を有さず、マスター・ファンド投資顧問会社が行った特定の投資またはかかる投資の条件につき評価する機会も有しない。

マスター・ファンドおよびサブ・ファンドの資産が限定される可能性

マスター・ファンドは、それぞれ資産が比較的限定されていることがあり、投資につき最低残高を通常要求される特定の商品における各々の取引能力が制限されることがある。その結果、マスター・ファンドおよび／またはサブ・ファンドは、追加の投資を受けるまでの間、自らが利用できる投資戦略に関して制限を受けることがある。さらに、マスター・ファンドおよび／またはサブ・ファンドの資産規模が小規模である場合、投資戦略または投資商品に広くポートフォリオを分散させづらい。マスター・ファンド投資顧問会社および／または投資顧問会社は、その単独裁量により、特定の投資戦略および取引の活用を制限または除外するよう選択することができる。マスター・ファンドおよび／またはサブ・ファンドは、将来の買戻しの結果自らの資産規模が低下した場合、同様の制約に直面することがある。「大量買戻し」および「仕組み商品」の項を参照のこと。

ゴールドマン・サックスの投資

適用法により許可される範囲内で、ゴールドマン・サックス（GSAMIを含む。）により管理される一または複数の投資ピークル（各投資ピークルを「フィーダー・ファンド」という。）は、いつでもおよび随時、マスター・ファンドに多額の投資を行うことができるが、これを行う必要はない。ゴールドマン・サックスおよびゴールドマン・サックス関連の投資家（いずれかのフィーダー・ファンドを含む。）は、その単独の裁量において、受益者に通知することなく、そのマスター・ファンドへの投資を償還することができる。かかる投資は、マスター・ファンドの純資産の大きな割合を占めることがある。一または複数のフィーダー・ファンド（サブ・ファンドを含む。）は、随時、マスター・ファンドの発行済持分の全部または実質的に全部を保有することがある。

マスター・ファンド投資顧問会社およびフィーダー・ファンドの投資顧問会社としてのゴールドマン・サックスの立場により、かかるフィーダー・ファンドは、他の場合においては入手しなかったであろうマスター・ファンドに関する情報を入手することがあり、ゴールドマン・サックスまたはかかるフィーダー・ファンドは、受益者に対してかかる情報を開示する義務を負わない。かかる情報は、マスター・ファンドによる投資の実績もしくは予想実績またはマスター・ファンドの一ま

たは複数の投資家により行われるかもしくは行われる予定である償還についての知識を含むが、これに限られない。ゴールドマン・サックスは、かかる知識に基づき、フィーダー・ファンドにマスター・ファンドへの投資またはマスター・ファンドからの償還を行わせることがあり、受益者はかかる投資または償還につき通知されない。

フィーダー・ファンドは、その単独の裁量において、そのマスター・ファンドにおける持分の全部または大部分を受益者に通知することなく償還することがあり、これにより、値付けの観点から見て最も好ましい清算実施時期の前にマスター・ファンドによる投資の清算が行われることがあり、マスター・ファンドひいてはサブ・ファンドの投資ポートフォリオおよび投資実績に対して重大な悪影響を及ぼす可能性がある。さらに、マスター・ファンドが、マスター・ファンドの他の投資家（サブ・ファンドを含む。）の償還請求に対する資金提供のためのかかるフィーダー・ファンドによる償還に資金を提供した後、十分な現金または流動性のある投資対象を保有していないことがある（これによりサブ・ファンドが受益者の受益証券を買い戻す能力が制限される。）ため、かかるフィーダー・ファンドによる償還は、サブ・ファンドが受益者の受益証券を買い戻す能力を制限する。フィーダー・ファンドによるマスター・ファンドの持分の大量買戻しは、マスター・ファンドひいてはサブ・ファンドの純資産価額に重大な悪影響を及ぼすおそれがある。さらに、フィーダー・ファンドによる追加申込みは、かかる追加申込みの前に存在していたマスター・ファンドのポジションに関して、サブ・ファンドの受益者に対して希薄化をもたらす可能性があり、かかる追加申込みの前に存在していたものよりも投資ポートフォリオ全般の品質の低下をもたらす可能性がある。

マスター・ファンドによるリスク・バジェティング

マスター・ファンド投資顧問会社は、通常、マスター・ファンド投資顧問会社がいつでもおよび随時決定するそのリスク・バジェットに従い、マスター・ファンドの資産をマスター・ファンドの様々な投資対象および投資戦略に配分するよう努め、その単独の裁量によりこの配分を随時リバランスする。マスター・ファンド投資顧問会社は、マスター・ファンド投資顧問会社がかかる配分時においてリスクに対するリターンが最大化されると考える方法で、様々な投資エクスポージャーにリスクを配分するよう努めるが、マスター・ファンド投資顧問会社がこれに成功するという保証はない。マスター・ファンド投資顧問会社は、マスター・ファンドの投資戦略の使用および各戦略における多数の小規模なエクスポージャーの設定により達成される分散は、当該目的に合致していると考えているが、マスター・ファンド投資顧問会社は、追加の投資戦略を活用するかまたはいずれかの投資戦略を排除もしくは交換する完全な裁量を有しており、これによって、いつでも、マスター・ファンドがただ一つの投資戦略を利用することになる可能性があり、また、マスター・ファンドが利用する戦略が、十分に分散されていること、または互いに相関性が低いことについての保証はない。効果的なリスク・バジェティングには、リスクの予測能力が要求されるが、リスクが適切に予想されるか、またはかかる戦略の実行が成功するという保証はない。

マスター・ファンドの戦略間および投資対象間におけるマスター・ファンドの資産の配分も、マスター・ファンド投資顧問会社の利用する予測モデルのアウトプット、またはマスター・ファンド投資顧問会社が配分を行う際に活用し得る裁量権に基づき、随時変更することができる。当該予測モデルは、とりわけ、戦略および投資対象のリスクレベルおよびボラティリティ、ならびに戦略および投資対象間の相関性に対する、相対的なリターンを予想する。ただし、当該モデルは、特定の戦略および投資対象に関する過去のデータの不足、特定のデータに関する裏付けとなる仮定もしくは見積りの誤り、もしくは当該モデルのその他の欠陥、または、将来の事象が必ずしも過去の典型に従わないことを含む様々な理由により、かかる要因を正確に予想することができないことがある。マスター・ファンド投資顧問会社の予測モデルが適切であり、マスター・ファンド投資顧問会社が適切に当該予測モデルを活用し、またはマスター・ファンド投資顧問会社によるリスク・バジェティングの利用が適切であるという保証はない。

マスター・ファンドへの投資に付随する費用および報酬

サブ・ファンドおよび間接的に受益者は、マスター・ファンドへの自らの投資を通じ、マスター・ファンドの設立費用、募集費用および運営費用（マスター・ファンドが自らの管理事務代行会社またはその他のサービス提供者と交渉する可能性がある報酬のうちサブ・ファンドに配分可能な部分を含む。）のうちサブ・ファンドの配分可能な部分を含むが、これらに限られないサブ・ファンドの費用のすべてを負担する。よって、サブ・ファンドによるマスター・ファンドへの投資の結果、受益者には、マスター・ファンドへの直接投資（すなわち、サブ・ファンドを通じて間接的に行われない投資）に関して本来生じることのない複数の階層において類似の種類の費用（ゴールドマン・サックスまたはその関係会社に支払われるべき報酬を含む。）が発生することになる。

戦略リスク

戦略リスクは、マスター・ファンド投資顧問会社が活用する投資戦略に関する経済上の実行可能性の低下に関連する。定量的およびファンダメンタルな投資分析が正確であり、またはかかる戦略に基づく投資プログラムが成功するという保証はない。マスター・ファンド投資顧問会社は、随時、自らの定量投資戦略を修正または調整することができる。

潜在的利益相反

サブ・ファンドに関係する利益相反の概要：

ゴールドマン・サックス・グループ・インクは銀行持株会社で、世界中でフルサービスを提供する投資銀行、証券会社、資産管理会社兼金融サービス会社であり、世界の金融市場における主要な参加者でもある。そのため、同社は、サブ・ファンドが直接、間接を問わず投資を行う世界の債券市場、為替市場、商品市場、株式市場、銀行ローン市場およびその他の市場において、投資者、投資銀行、調査会社、投資顧問会社、融資会社、顧問会社、マーケット・メーカー、自己勘定トレーダー、プライムブローカー、貸出人、代理人および本人として行為し、かつ、直接的または間接的なその他の利害関係を有する。その結果、ゴールドマン・サックス・グループ・インクおよび投資顧問会社ならびに両社の関係会社、取締役、パートナー、受託者、経営者、メンバー、役員および従業員（本「潜在的利益相反」の項において、以下総称して「ゴールドマン・サックス」という。）は、サブ・ファンドの運用、販売、投資活動、事業運営または分配に携わる可能性のある者を含めて、サブ・ファンドの運用以外の業務に従事し、利害関係を有する。かかる業務に関連してサブ・ファンドが報酬を受け取る権利はない。こうした活動および利害関係には、サブ・ファンドまたはサブ・ファンドのサービス提供者が直接的または間接的に売り買いする有価証券、金融商品または企業における助言、取引、金融その他に関する複数の潜在的利害関係を含む。これらは受益者が考慮すべき問題であり、サブ・ファンドに不利益となる利益相反を引き起こす恐れがある。本項に記載するほかにも、ゴールドマン・サックスの現在および将来の活動によっては更なる利益相反が発生する可能性がある。

投資顧問法に基づく登録投資顧問（以下に定義する。）として、各投資顧問会社は証券取引委員会（SEC）にフォームADVを提出する義務を負う。フォームADVには投資顧問会社の運用資産、報酬体系の種類、投資対象の種類、潜在的利益相反およびその他の関連情報が記載されている。各投資顧問会社のフォームADV、パート の写しはSECのウェブサイト（www.adviserinfo.sec.gov）で入手することができる。また各投資顧問会社のフォームADV、パート の写しは請求に応じて受益者または潜在的受益者に提供される。受益者はサブ・ファンドに投資することによって、ゴールドマン・サックスに関する潜在的利益相反が存在することおよびこうした利益相反に直面しながらサブ・ファンドは運営されることを了解し、承諾したと見なされる。

ポートフォリオ決定、受益証券の販売、および投資機会の配分に関する潜在的利益相反 - ゴールドマン・サックスの他の業務がサブ・ファンドに影響を及ぼす可能性：

投資顧問会社はサブ・ファンドの投資顧問会社としての義務に従ってサブ・ファンドに関する決定を下す。ただし、ゴールドマン・サックスの活動は幅広いことから、ゴールドマン・サックスの他の業務がサブ・ファンドに悪影響を及ぼす可能性がある。上記「サブ・ファンドに関する利益相反の概要」の第一段落に記載するとおり、ゴールドマン・サックスが様々な活動に従事し、利害関係を有する結果として、サブ・ファンドは、ゴールドマン・サックスが投資銀行業務またはその他のサービスを提供しているかまたは提供しようとしている法主体と複数の取引関係を結ぶ、かかる法主体に投資する、取引を行う、議決権に関する決定を下す、またはかかる法主体からサービスを受ける可能性がある。またゴールドマン・サックスがマーケットメイクを行う有価証券またはその他に直接、間接を問わずゴールドマン・サックスがその他の利害関係を有する有価証券の取引をサブ・ファンドが引き受ける可能性もある。さらに、投資顧問会社はサブ・ファンドを適切に運用する義務に従ってサブ・ファンドに関する決定を下すが、投資顧問会社が一部のポートフォリオ、投資、サービス提供者またはその他の決定に関してサブ・ファンドのために決定を下した結果として、ゴールドマン・サックスが得る手数料、配分、報酬その他の利益（ゴールドマン・サックスの取引関係に関する利益を含む。）が、サブ・ファンドにとって同様に妥当であったと思われる別の決定を下した場合よりも大きくなる可能性がある。例えば、投資顧問会社が、外部の事務管理人またはサービス提供者を雇用する代わりに、ゴールドマン・サックスまたはゴールドマン・サックスの関係会社に事務管理またはその他のサービスを提供させる決定を下す場合である（ただし、かかる契約は、サブ・ファンドがその単独裁量により決定した商業上合理的な条件に基づくことを条件とする）。

ゴールドマン・サックスまたは仲介業者の金銭上およびその他の利害関係がゴールドマン・サックスまたは仲介業者が受益証券の販売を促進するインセンティブになる可能性：

ゴールドマン・サックス、そのスタッフおよびその他のサービス提供者は、サブ・ファンドの受益証券の販売促進に利害関係を有する。ゴールドマン・サックスとそのスタッフの双方に関して、サブ・ファンドへのサービスおよびサブ・ファンドの持分の売却に関する報酬と収益性は、その他の商品に関するサービスおよびその他の商品の販売よりも大きいことがある。

販売関連のインセンティブに関して利益相反が発生することがある。ゴールドマン・サックスとその販売スタッフは、サブ・ファンドまたは受益者から徴収する報酬および手数料の一部を直接的または間接的に受け取ることがある。ゴールドマン・サックスおよびその顧問またはその他のスタッフは運用資産額の増加によって利益を得ることもある。一部の商品またはサービスについては報酬および手数料が大きい場合があり、サブ・ファンドに代わって実施する取引またはサブ・ファンドの運用からゴールドマン・サックスと同社のスタッフが得る報酬および収益性は、その他の商品よりも大きいことがある。

ゴールドマン・サックスおよびそのスタッフは、サブ・ファンドに関して、外部の投資顧問が助言を提供するアカウントよりも大きな報酬または利益を得ていることがある。また、外部の投資顧問にはゴールドマン・サックスが自身の顧問報酬の一部を支払うことまたはポートフォリオ運用、仲介取引、アカウントサービスを含むその他の報酬の取決めに関する報酬差があることがある。報酬差はゴールドマン・サックスおよびそのスタッフにとって、外部の投資顧問が運用するその他のアカウントもしくは商品よりもサブ・ファンドを推奨する、またはその他のアカウントもしくは商品とは異なるサブ・ファンドの取引を執行する金銭的インセンティブになることがある。

また、ゴールドマン・サックスはサブ・ファンドを推奨するかまたはサブ・ファンドとの間もしくはサブ・ファンドのための取引に従事する販売業者、コンサルタントその他の者と関係を持ち、これらの者からサービスもしくは商品を購入またはこれらの者にサービスもしくは商品を販売することがある。例えば、ゴールドマン・サックスは、業界およびコンサルタントが後援する協議会に定期的に参加し、コンサルタントまたはその他の第三者からゴールドマン・サックスがそのス

タッフおよびその事業にとって有用と考える教育、データ関係またはその他のサービスを購入することがある。コンサルタントから購入する商品およびサービスには、ゴールドマン・サックスが投資運用手法に関するコンサルタントの見方を理解する手助けとなるものを含むがこれに限られない。コンサルティングもしくはその他のサービスを提供する、またはサブ・ファンドの潜在的投資者に従業員給付基金のサービス基盤を提供するコンサルタントおよびその他の第三者が受益証券またはゴールドマン・サックスのその他の商品の販売に関連してゴールドマン・サックスまたはサブ・ファンドから報酬を受け取ることがある。例えば、ゴールドマン・サックスは、投資顧問会社が提供、後援、運用または助言を行うミューチュアル・ファンド、集合信託またはその他の商品もしくはサービスへの投資に関してコンサルタント、サービス提供者およびその他の仲介業者と収益または報酬分配に関する取決めを結ぶことができる。また、ゴールドマン・サックスは業界全体の組織、国または地方公共団体の機関の会費を支払う、またはその他投資業界の関係者（受託者、受託者、コンサルタント、事務管理人、国および地方公共団体の職員ならびにその他の顧客を含むがこれらに限られない。）のための協議会および教育フォーラムを後援する手助けを行うことがある。ゴールドマン・サックスは、こうした組織に加入することにより、協議会や教育フォーラムに参加することができ、かつ、協議会の参加者と交流し、参加者の考え方や課題について理解を深めることができる。さらに、ゴールドマン・サックスのスタッフ（投資顧問会社の従業員を含む。）は、サブ・ファンドに投資を行っている、またはサブ・ファンドへの投資を推奨する、もしくは受益証券を販売している発行体、販売業者、コンサルタントおよびその他の者と取締役、顧問、仲介人またはその他の関係を有することがある。さらに、ゴールドマン・サックス（投資顧問会社を含む。）は団体（顧客または顧客のスタッフと関係を有する団体を含む。）に慈善寄付を行うことがある。ゴールドマン・サックスのスタッフは政治献金を行うことができる。本項に述べる関係および取決めの結果として、コンサルタント、販売業者およびその他の者はサブ・ファンドの販売促進またはその他のサブ・ファンドとの取引に関連して利益相反に直面する恐れがあり、サブ・ファンドの販売促進または一部のポートフォリオ取引の促進を行うインセンティブとなる可能性がある。

ゴールドマン・サックスの一または複数の部門が特定の投資機会を投資顧問会社に紹介する、またはその他投資顧問会社にサービスを提供する、もしくは投資顧問会社とその他の取決めを結ぶことがある。こうしたゴールドマン・サックスの一または複数の部門が関係する紹介、サービスまたはその他の取決めに関連して、投資顧問会社がサブ・ファンドから受け取った手数料またはその他の報酬を部門の間で分け合う場合がある。

ゴールドマン・サックスまたはサブ・ファンドは、サブ・ファンド、クライアント／ＧＳアカウント（以下に定義する。）およびその他の商品の販売を促進するために、適宜指定ディーラーおよびその他の金融仲介機関（以下「仲介業者」という。）に支払いを行うことができる。募集手数料、販売委託手数料または類似の販売手数料に加え、かかる支払いは、個別的な料金をサブ・ファンド、クライアント／ＧＳアカウントまたはその他の商品に賦課するのではなく、ゴールドマン・サックスの資産またはゴールドマン・サックスに対する支払い金額の中から支払うことができる。こうした支払いは、とりわけ、次のサービスに対する仲介業者の報酬とすることができる。サブ・ファンド、クライアント／ＧＳアカウントおよびその他の商品のマーケティング（仲介業者が適宜後援する優先もしくは推奨ファンドのリストまたは特定の販売プログラムにサブ・ファンド、クライアント／ＧＳアカウントおよびその他の商品を織り込むことになるかまたはこれに関連する支払いを構成する。）、仲介業者の証券外務員または販売員との接触（協議会およびその他の会議の席上を含む。）、スタッフの研修および教育の支援、サブ・ファンド、クライアント／ＧＳアカウントおよびその他の商品に投資者を誘導する「仲介料」または「紹介手数料」、サブ・ファンド、クライアント／ＧＳアカウントおよびその他の商品の販促支援（仲介業者の顧客、証券外務員および販売員とのコミュニケーションの促進を含む。）の提供に関するマーケティング・サポート料、ならびに／またはサブ・ファンド、クライアント／ＧＳアカウントおよびその他の商品の販売およびマーケティングの支援を企図したその他の特定のサービス。かかる支払いはドル建ての定額である

場合、仲介業者が保持する顧客勘定の数に基づく場合、関連する仲介業者の顧客に販売されるかもしれないしくは当該顧客が保有する持分の評価額に対する割合に基づく場合、または別の基準で計算される場合がある。また、当該支払いは、適用される規則で認められる範囲内で、一部の商品の販売を促進するための様々なキャッシュおよびキャッシュ以外のインセンティブの取決めへの拠出金とすることも、また様々な教育プログラム、販売コンテストおよび／または販促活動を後援する資金とすることもできる。さらに、適用法に従って、かかる支払いを教育、販売および販促プログラムに関する仲介業者とその販売員およびゲストの旅費、食費、宿泊費および接待費の支払いに充てることもできる。ゴールドマン・サックスによる追加の支払いは、会計補助、事務管理および／または投資処理サービスもしくはその他の投資者サービスについて、かかる商品によるこれらのサービスに関して支払われる手数料に加えて、仲介業者に報酬を支払うことも可能である。

ゴールドマン・サックスまたはサブ・ファンドによる支払いは仲介業者ごとに異なることがある。かかる支払いは様々な要素（資産を取得し、維持する能力、ターゲット市場、顧客対応、サービスの質、業界内の評判を含むがこれらに限られない。）を踏まえて交渉することができる。支払いの取決めには、仲介業者を通じて販売または投資された金額のドル換算額の増加に応じて報酬の率が変化することを定める報酬の区切り点を織り込むことができる。このような支払いおよび仲介業者が自身の証券外務員または販売員に報酬を支払う基準があることは、個々の仲介業者、証券外務員または販売員が支払われる報酬の水準等に基づいて特定の商品を強調、宣伝または推奨するインセンティブになる可能性がある。

サブ・ファンドと他のゴールドマン・サックスのアカウントとの間の投資機会の配分に関する潜在的利益相反：

ゴールドマン・サックスは、投資対象の配分またはサブ・ファンドに関する投資決定に関連して、ゴールドマン・サックスまたはそのスタッフ（投資顧問会社のスタッフを含む。）が利害関係を有する状況を含めて、潜在的な利益相反を有する。例えば、サブ・ファンドは、ゴールドマン・サックス（投資顧問会社を含む。）が後援、運用もしくは助言を行う現在や将来のアカウントもしくはファンド（同じポートフォリオ・チームが運用するものを含む。）またはゴールドマン・サックス（投資顧問会社を含む。）もしくはそのスタッフが利害関係を有する現在や将来のアカウントもしくはファンド（以下総称して「クライアント／GSアカウント」という。）と、投資機会を求めて競争することがある。クライアント／GSアカウントは、ゴールドマン・サックス（投資顧問会社を含む。）および潜在的にはゴールドマン・サックスのスタッフ（投資顧問会社のスタッフを含む。）に高い手数料またはその他の報酬（実績ベースの報酬、株式またはその他の持分を含む。）を提供することがある。

ゴールドマン・サックスは、サブ・ファンドと同様の投資目的を有するクライアント／GSアカウントを後援、運用もしくはこれに助言を行うことができる、および／またはサブ・ファンドが投資する有価証券もしくはその他の商品、セクターもしくは戦略に投資もしくはかかる投資を売却することができる。これは、特に投資対象の利用可能性または流動性が限られる場合に、クライアント／GSアカウント（サブ・ファンドを含む。）の間に潜在的な利益相反および潜在的な格差を生む可能性がある。例えば、エマージング市場、高利回り債、確定利付き証券、規制された業界および新規株式公募／新発債（これらに限られない。）は利用可能性が制限される場合がある。複数のクライアント／GSアカウント（ゴールドマン・サックスとそのスタッフが利害関係を有するアカウントを含む。）、ゴールドマン・サックスの他の顧客またはゴールドマン・サックス自身による投資取引は、クライアント／GSアカウント（サブ・ファンドを含む。）が保有する有価証券の価値、価格または投資戦略（特に小型株戦略、エマージング市場戦略または低流動性戦略だが、これらに限られない。）に希薄化またはその他に悪影響を及ぼす恐れがある。

投資顧問会社は、合理的とその単独裁量で判断する方法で、投資顧問会社がサブ・ファンドと他のクライアント／GSアカウントとの間で投資機会を配分し、売買決定を下すことを定めた方針および手続きを策定した。かかる方針の結果として、限られた機会をクライアント／GSアカウントの間で比例配分することになる場合もあるが、各クライアント／GSアカウントの目的、制限および要件に関連して限られた機会の最適な活用に関する投資顧問会社の誠実な評価を元に、下記を含めた様々な要素を適用し、様々な要素を織り込んだ配分となる場合もある。投資顧問会社はアカウントの運用に関係するすべての要素を考慮した上ですべての顧客を適切に取り扱うよう努力するが、下記の要素を適用した結果、一部のアカウントは配分を受けるのに、他のアカウントは配分を受けられない場合がある。債券ポートフォリオの運用においては、債券戦略に適当な複数の投資対象またはほぼ同じ投資対象が利用可能である場合が多いため、またベンチマーク要因、ヘッジ戦略の違いまたはその他の理由のため、非比例配分が頻繁に行われることがあるが、その他の分野においても非比例配分が行われる可能性がある。下記のとおり、これらの要素を適用した結果、ゴールドマン・サックスとその従業員が他のクライアント／GSアカウント（サブ・ファンドを含む。）に割り当てられない配分または投資機会を得ることがある。配分は様々な要素に基づき、常に運用資産を元に比例配分されるとは限らない。

投資顧問会社は様々な要素を踏まえて、サブ・ファンドおよびその他のクライアント／GSアカウントに関する配分関連の決定を下すことができる。投資顧問会社の合理的判断を駆使して適用されるこれらの要素は（ ）アカウントの投資期間、投資目的および投資ガイドライン、（ ）戦略ごとの様々な投資水準、（ ）顧客固有の投資ガイドラインと投資制限（空売りまたはその他の手法によるヘッジ能力を含む。）、（ ）関係するクライアント／GSアカウントの予想される将来の受容度、（ ）完全に方向付けられた証券取引口座、（ ）アカウントの税敏感性、（ ）適格性の要件および投資機会の内容、（ ）アカウントの回転率に関するガイドライン、（ ）現金および流動性の問題（投資資金の利用可能性を含むがこれに限られない。）、（ ）関係するアカウントの相対的規模および予想される将来の規模、（x ）その他の適当な投資機会の利用可能性、（x ）一部のアカウントに影響を及ぼす規制上の制限、ならびに（x ）最低表示金額、最低注文単位、小額免除の水準および取引単位の問題を含む可能性がある（しかし、これらに限られない。）。適格性の問題には（ ）様々なアカウントに対する有価証券の相対的魅力、（ ）アカウントのポジションの集中、（ ）アカウントのベンチマークおよびベンチマーク敏感性に関する有価証券の妥当性、（ ）アカウントのリスク選好度、リスク・パラメーターおよび戦略配分、（ ）ゴールドマン・サックスがアカウントにとって魅力的と判断する有価証券の入れ替え機会の利用、（ ）ペア取引におけるポジションのヘッジに関する問題、ならびに／または（ ）アカウントのサブセットをある業界に投資させることに関連する問題などを含む可能性がある（しかし、これらに限られない。）。またゴールドマン・サックスの一部のスタッフがーまたは複数のファンド、アカウントまたは顧客に専念していることが、当該スタッフが見つけた投資機会の配分を決定する要素となる可能性がある。また評判またはその他の問題も検討の対象となることがある。これらの原則の適用は、長期的にパフォーマンスのばらつきが発生する原因となる可能性がある。

利用可能性が限られている投資対象および取引の配分に加えて、ゴールドマン・サックスは、随時、新たな投資機会および／または取引戦略を開発し、実行することができ、またかかる戦略がすべてのアカウントの目的と一致する場合であっても、これらの戦略がすべてのアカウント（サブ・ファンドを含む。）に利用されたり、利用されるアカウントの間で比例的に用いられたりしない可能性がある。ゴールドマン・サックスは、戦略の適合性およびその他のポートフォリオ運用の問題の要素（アカウントのかかる戦略に関する受容度、戦略の流動性とその投資対象商品、アカウントの流動性、アカウント全体のポートフォリオ構成と比較した戦略の事業リスクおよびアカウントの戦略に関する有効性または利回り予想ならびにゴールドマン・サックスが関連性を有するとその単独裁量により判断するその他の要素を含むがこれらに限られない。）を踏まえて決定を下す。例えば、こうした決定には、特定の戦略がアカウント全体の規模によっては大した効果を上げないとい

うこと、戦略に合致する投資機会が限られること、およびアカウントに関するその他の戦略の利用可能性といった問題を含む場合がある（しかし、その必然性はない。）。サブ・ファンドは、サブ・ファンドには配分（またはサブ・ファンドには十分に配分）されずに他のクライアント／ＧＳアカウントに配分される投資対象に関して報酬を受け取る権利はない。

市況が異常な期間中は、投資顧問会社は通常の取引配分慣行から逸脱することがある。例えば、レバレッジを掛けられていないおよび／もしくはロング・オンリーのファンドまたはレバレッジを掛けられているおよび／もしくはロング・ショートファンドもしくはアカウントと通常は並行して運用されるアカウントの運用に関してこうした逸脱が発生することがある。かかる期間中、投資顧問会社は配分（ゴールドマン・サックスおよび／またはそのスタッフが利害関係を有するアカウントに対する配分を含む。）の決定に関連して、その単独裁量で決定する厳格な手続きを行うよう努力する。

サブ・ファンドとその他のクライアント／ＧＳアカウントとの間で投資機会または注文を配分する際に、ゴールドマン・サックスとそのスタッフの利害関係のためまたはゴールドマン・サックスがあるクライアント／ＧＳアカウントの配分に対して別のクライアント／ＧＳアカウントと比べて高い手数料または報酬を受け取る可能性があるため、潜在的利益相反が生じ得るが、投資顧問会社はこうした利害関係またはより高額の手数料もしくは報酬に基づいて配分の決定を下さない。

アカウント間の配分の決定は、アカウントまたはアカウント・グループに多少有利になることがある。このような配分の結果、サブ・ファンドによる投資の額、時期、構成または条件が他のクライアント／ＧＳアカウントの投資およびパフォーマンスと異なる可能性があり、他のクライアント／ＧＳアカウントと比べてパフォーマンスが低くなる可能性がある。良好なパフォーマンスをするが配分を受けないクライアント／ＧＳアカウント（サブ・ファンドを含む。）は結果的にパフォーマンスが低下する可能性がある。

上記にかかわらず、サブ・ファンドは、ゴールドマン・サックスの部門や関係会社が見つけた投資機会を提供される場合もあれば、提供されない場合もあるが、いずれの場合も投資機会に対する権利は有しない。かかる投資機会またはその一部は、他のクライアント／ＧＳアカウント、ゴールドマン・サックス、サブ・ファンドの全部もしくは一部の投資者またはゴールドマン・サックスがその単独裁量で決定するその他の個人もしくは団体に提供される可能性がある。サブ・ファンドはかかる投資機会に関する権利を有さず、かつ、報酬も受け取らない。

投資顧問会社によるサブ・ファンドの運用に関するその他の潜在的利益相反 - ゴールドマン・サックスが保有する情報に関する潜在的な制限および問題点：

ゴールドマン・サックスの様々な部門の間で情報バリアが設けられていることにより、投資顧問会社は原則としてゴールドマン・サックスの他の分野の情報を入手することはできず、かつ、ゴールドマン・サックスの他の分野のスタッフと意見を交わすことはできない。したがって、投資顧問会社は原則としてゴールドマン・サックスの他の部門が保有する情報の恩恵を受けながらサブ・ファンドを運用することはできない。ただし、投資顧問会社はゴールドマン・サックスの他の分野のスタッフもしくはゴールドマン・サックスと関係のない者と意見を交換することができる、またはかかるスタッフで構成される投資政策委員会を設立することができる（しかし、そのような義務はない。）。状況によっては投資顧問会社の関係会社のスタッフがサブ・ファンドのポートフォリオ運用取引に関する提案を行い、またはかかる取引に関する決定を下し、通常は一般公開されていないサブ・ファンドに関する投資顧問会社の投資活動計画に関する情報を入手することがある。かかる者には、自身の顧客、非公開またはその他の業務に関連して知らされ、または開発した情報または戦略をサブ・ファンドが使用するために提供する義務はない。またゴールドマン・サックスは、一般に公表する前に調査または分析を提供する義務を負わない。

投資顧問会社は、サブ・ファンドの投資方針に基づいてサブ・ファンドに関する決定を下す。投資顧問会社は、ゴールドマン・サックスとそのスタッフが開発した特定のファンダメンタル分析および専用の技術的モデルを随時利用することができる。しかし、ゴールドマン・サックスは、かかる分析およびモデルに従ってサブ・ファンドに代わって取引を執行する義務を負わない。さらに、ゴールドマン・サックスは情報を求める義務ならびにゴールドマン・サックスのスタッフが知ったかまたは他の顧客もしくは業務に関連して開発されたかもしくは使用された情報、投資戦略、投資機会もしくはアイデアをサブ・ファンドに提供したり、サブ・ファンドと共有したりする義務を負わない。ゴールドマン・サックスはサブ・ファンドのための取引以外の自己勘定の取引を制限することができる、その逆も同様である。ゴールドマン・サックスおよびその一部のスタッフ（投資顧問会社のスタッフまたはサブ・ファンドに助言またはその他にサービスを提供しているゴールドマン・サックスのその他のスタッフを含む。）はゴールドマン・サックスのスタッフ全員には提供されていない情報を有することがあり、かかるスタッフはかかる情報に基づいてサブ・ファンドに悪影響を及ぼすような行動を取る可能性がある。ゴールドマン・サックスによる自己勘定取引またはその他のクライアント／ＧＳアカウントに関する取引に関連してゴールドマン・サックスおよびその他のクライアント／ＧＳアカウントが多額の利益を上げている間にサブ・ファンドは損失を被る恐れがある。

随時、ゴールドマン・サックスは、投資対象を売買するサブ・ファンドの能力を制限する恐れのある重要な非公開情報またはその他の情報を入手することがある。その結果として、サブ・ファンドの投資の柔軟性が損なわれることがある。原則として、投資顧問会社は、サブ・ファンドに関する公募証券取引の売買を実行する際に重要な非公開情報を取得または使用することを認められていない。ゴールドマン・サックスは世界中で包括的な証券業、銀行業およびその他の業務を行い、顧客にプライムブローカレッジ・サービス、事務管理サービスおよびその他のサービス（サブ・ファンドが投資する市場および有価証券を含む可能性がある。）を提供する、ゴールドマン・サックス・セキュリティーズ・サービスズ（以下「ＧＳＳ」という。）として知られている事業を営んでいる。こうした事業によりＧＳＳおよびゴールドマン・サックスの他の多くの部門が特定の市場、投資対象およびファンドの現状ならびにファンド運用者に関する詳細を幅広く入手できるようになる。本段落に記載された活動ならびにこれらの活動に起因する情報の入手および知識の結果として、ゴールドマン・サックスの各部門は、投資顧問会社が知れば投資顧問会社はサブ・ファンドが保有している投資対象の持分を処分、保持もしくは買い増しすることまたはサブ・ファンドにののために一部のポジションを取得することを試みられる、市場、投資対象およびファンドに関する情報を入手していることがある。ゴールドマン・サックスは、かかる情報を投資顧問会社、特にサブ・ファンドのために投資決定を下す投資顧問会社のスタッフが入手できるようにする義務を負わない。状況によってはゴールドマン・サックスのスタッフがポートフォリオ運用取引に関する提案を行う、またはかかる取引に関する決定を下すことがあるが、ゴールドマン・サックスは、かかる人的資源を投資顧問会社が入手できるようにする義務を負わない。

投資顧問会社および／またはゴールドマン・サックス内の複数の部門もしくは部署による資産の評価に関する問題：

サブ・ファンドが直接的または間接的に投資する特定の有価証券およびその他の資産は、容易に確認可能な市場価格がないことがあり、投資顧問会社が本書に定める評価ガイドラインに従って評価する。かかる有価証券およびその他の資産がサブ・ファンドの投資の大半を占めることがある。

サブ・ファンドが保有する資産の価値が投資顧問会社の報酬に影響するため、投資顧問会社がサブ・ファンドのポートフォリオに含まれる容易に確認可能な市場価格がない有価証券等の資産を評価する際には利益相反に直面する可能性がある。投資顧問会社は本書に定める評価方針に従ってかかる有価証券およびその他の資産を評価する。

クライアント／GSアカウントを運用するかまたはこれへの助言を行うことへの関連および証券会社としての立場を含めて、ゴールドマン・サックス内の様々な部門および部署が資産を評価する義務を負う。これらの様々な部門および部署は、評価方法および評価モデルに関する情報または特定の資産または資産クラスの評価に関するその他の情報を共有することができる。ただし、ゴールドマン・サックスにはかかる情報の共有を行う義務はない。投資顧問会社は自身の評価方針に従って金融商品进行评估し、同一資産の評価がゴールドマン・サックスの別の部門または部署と異なることがある。特に資産に容易に確認可能な市場価格がない場合および／またはゴールドマン・サックスのある部門もしくは部署が評価を受ける資産に関してより新しいおよび／もしくは正確な情報を有する場合はそうである。

ゴールドマン・サックスおよび投資顧問会社自身の活動および他のアカウントのための活動に関する潜在的利益相反：

サブ・ファンドの投資活動の成績が、ゴールドマン・サックスが自己勘定で達成した成績およびその他のクライアント／GSアカウントの利益のためにゴールドマン・サックスが達成した成績とは大きく異なることがある。投資顧問会社は、それぞれの投資目的および投資ガイドラインに従って運用するサブ・ファンドおよびその他のクライアント／GSアカウントの運用を行う。ただし、ゴールドマン・サックスは、現在または将来のクライアント／GSアカウントに関して、投資利回り、投資に関する措置のタイミングもしくは内容または投資の撤退方法を含め、投資顧問会社がサブ・ファンドに行った助言と対立または矛盾する助言を行い、措置を講じることがある。

ゴールドマン・サックスまたはクライアント／GSアカウントが行う取引がサブ・ファンドに悪影響を及ぼす可能性がある。ゴールドマン・サックスおよび／または複数のクライアント／GSアカウントがポジションを売買または保有する一方で、サブ・ファンドが同じ戦略または異なる戦略（潜在的に反対の戦略を含む。）を採用する可能性があり、これはサブ・ファンドに不利益をもたらす恐れがある。例えば、サブ・ファンドがある有価証券を買った後、ゴールドマン・サックスまたはクライアント／GSアカウントが同じ有価証券でショート・ポジションを建てた場合、後の空売りでサブ・ファンドが保有する有価証券の価格は下落する可能性がある。逆に、サブ・ファンドがある有価証券でショート・ポジションを建てた後、ゴールドマン・サックスまたはその他のクライアント／GSアカウントが同じ有価証券を買った場合、後の買いではサブ・ファンドが空売りしたポジションの価格が上昇する可能性があり、かかる価格の上昇はサブ・ファンドには不利益となる。

さらに、投資顧問会社およびその他のゴールドマン・サックスの関係会社は、ファンドまたはアカウントを後援、運用またはこれに助言を行うことができ、またゴールドマン・サックスはサブ・ファンドと同様の投資目的または投資ポートフォリオを有するファンドまたはアカウントに投資されることがあり、かかるファンドまたはアカウントに関連して発生した事由がサブ・ファンドのパフォーマンスに影響を及ぼす可能性がある。例えば、資金の引出しまたはパフォーマンスの低下によってファンドまたはアカウントが有価証券を売却する場合、当該売却がサブ・ファンドが保有する同じ発行体、戦略またはタイプの有価証券の価値の低下をもたらす可能性があり、これはサブ・ファンドに重大な悪影響を及ぼす恐れがある。サブ・ファンドは、適用法で認められる範囲内で、サブ・ファンドが保有する有価証券を他のクライアント／GSアカウントに貸し付けることができ、サブ・ファンドはかかるクライアント／GSアカウントの不履行のリスクにさらされる。ゴールドマン・サックスは当該貸付の結果として被った損失に関してサブ・ファンドを補償する義務を負わない。

ゴールドマン・サックスがサブ・ファンドに投資する場合、ゴールドマン・サックスによるサブ・ファンドへの投資分がサブ・ファンドの純資産価額の大半を占める可能性がある。ゴールドマ

ン・サックスによるサブ・ファンドからの買戻しは、買戻しの額がサブ・ファンドの純資産価額の大半を占める場合であっても、本書に開示された買戻し手続きに従って、受益者に通知することなく、いつでも行うことができる。サブ・ファンドから買戻しを行うゴールドマン・サックスの決定は、サブ・ファンドに対するその影響を考慮せずに、ゴールドマン・サックスがその単独裁量で関連するとみなす要素に基づいて下される。サブ・ファンドに関するポートフォリオ決定がゴールドマン・サックスまたは他のクライアント／ＧＳアカウントの利益となる場合にも利益相反が発生する。例えば、サブ・ファンドがロング・ポジションを売る、またはショート・ポジションを建てる場合、ゴールドマン・サックスまたは他のクライアント／ＧＳアカウントが空売りする同じ有価証券の価格は下落し得（そのためゴールドマン・サックスまたは他のクライアント／ＧＳアカウントには利益となる。）、サブ・ファンドが有価証券を買う、または有価証券のショート・ポジションをカバーする場合、ゴールドマン・サックスまたは他のクライアント／ＧＳアカウントが保有する同じ有価証券の価格は上昇し得る（そのためゴールドマン・サックスまたは他のクライアント／ＧＳアカウントには利益となる。）。

また、一または複数のクライアント／ＧＳアカウントおよびゴールドマン・サックスによる投資取引は、サブ・ファンドの価値、価格または投資戦略（特に小型株戦略、エマージング市場戦略、ディストレスト戦略または低流動性戦略だが、これらに限られない。）に希薄化またはその他悪影響を及ぼすことがある。これは、例えば、サブ・ファンドに関するポートフォリオ決定が他のクライアント／ＧＳアカウントのポートフォリオ決定の裏付けにも使用されている調査またはその他の情報に基づく場合に起こる。ゴールドマン・サックスまたはクライアント／ＧＳアカウントが、あるポートフォリオ決定またはポートフォリオ戦略を、サブ・ファンドのための同様のポートフォリオ決定またはポートフォリオ戦略に先立つかまたはこれと同時に実行する場合（ポートフォリオ決定が同一調査分析またはその他の情報に基づくか否かを問わない。）、市場インパクト、流動性制限またはその他の要因により、サブ・ファンドは良い投資成果が上げられない恐れがあり、かつ、かかるポートフォリオ決定またはポートフォリオ戦略を実行する費用が増加する恐れまたはその他サブ・ファンドが不利益を被る恐れがある。ゴールドマン・サックスは場合によってはこうした影響を緩和するために合理的に策定された社内方針および手続きの実施を決定することができるが、それによってサブ・ファンドが一部の活動（そうでなければ望ましいと思われる場合に有価証券を購入または処分することを含む。）に従事できなくさせる可能性がある。

ゴールドマン・サックス（投資顧問会社を含む。）の取締役、役員および従業員は、自己勘定（ゴールドマン・サックス（投資顧問会社を含む。）が後援、運用または助言を行うファンドへの投資を介する場合を含む。）で有価証券またはその他の投資対象を売買することができる。取引および投資に関する戦略または制限が異なるために、取締役、役員および従業員はサブ・ファンドが取ったポジションと同じポジションを取る、それとは異なるポジションを取る、またはそれとは異なる時期にポジションを取る可能性がある。上記の個人的な取引によってサブ・ファンドが重大な悪影響を被る可能性を抑えるため、投資顧問会社はサブ・ファンドのポートフォリオ取引に関する情報を定常的に入手する投資の専門家およびその他の者による個人口座における証券取引を制限する方針および手続きを定めている。投資顧問会社は投資顧問法によって義務づけられた倫理綱領ならびに投資顧問会社のスタッフ、投資顧問会社が運用するクライアント／ＧＳアカウントおよびサブ・トラストが関与する潜在的利益相反が伴うと投資顧問会社が判断する投資顧問会社のスタッフによる特定の個人的な証券取引に関する監視手続きを採択している。倫理綱領は、投資顧問会社のスタッフが適用されるすべての米国証券法、投資顧問会社を対象とする信託義務および詐欺防止規則を遵守することを義務付けている。

ゴールドマン・サックスの顧客（クライアント／ＧＳアカウントを含む。）は、顧客レポートを受け取るまたはその他の結果として、投資顧問会社が管理するアカウント外での顧客の取引に影響を及ぼし得る投資顧問会社の取引または見解に関する情報を入手する可能性があり、かかる顧客の

取引がサブ・ファンドのパフォーマンスに悪影響を及ぼす恐れがある。また、サブ・ファンドは売買取引によるキャッシュ・フローおよび市場動向ならびに他のクライアント／ＧＳアカウントへの資金流入増や資金引出しによる悪影響を被る可能性がある。市場が薄商いで流動性が低い場合はこうした影響が増幅する。

投資顧問会社によるサブ・ファンドの運用がゴールドマン・サックスに利益をもたらすことがある。例えば、サブ・ファンドは、適用法に従って、ゴールドマン・サックス（もしくはクライアント／ＧＳアカウント）の関係会社またはゴールドマン・サックス（もしくはクライアント／ＧＳアカウント）が株式、債務、その他の権益を有する会社の有価証券、銀行ローンまたはその他の債務証書に直接的または間接的に投資することができる。さらに、適用法に従って、サブ・ファンドは、他のクライアント／ＧＳアカウントが債務を免除されるかもしくはその他投資対象を売却する、またはサブ・ファンドが投資対象を売却せざるを得なくなるような投資取引を行う可能性がある。また、サブ・ファンドによる投資対象の購入、保有および売却は、ゴールドマン・サックスまたは他のクライアント／ＧＳアカウントによるかかる会社に対する自己の投資および活動の収益性を高めることがある。

サブ・ファンドはゴールドマン・サックスに関係する、またはゴールドマン・サックスおよび／またはゴールドマン・サックスが後援、運用もしくは助言を行うファンドもしくはアカウントが株式またはその他の権益を有するポートフォリオ会社の債務に投資することができ、シンジケートまたは流通市場での購入を通じて、直接的または間接的にかかる債務を取得することができる。かかる投資はゴールドマン・サックスに利益をもたらすことがある。これは、債権者としての権利の行使に関する場合を含めて利益相反が発生する可能性があり、サブ・ファンドの権利、利益および活動に影響を及ぼす恐れがある。さらに、債務超過に陥っているかまたは陥る発行体への投資に伴う特定のリスクが存在する。また、債務超過、破産または同様の手続きに関連して、ゴールドマン・サックス、その関係会社またはゴールドマン・サックスが運用もしくは投資するファンドもしくはアカウントが保有する権益または取る措置もしくは立場を理由に、サブ・ファンドが取ることを認められる立場または措置が（適用法、裁判所またはその他により）制限されるという可能性がある。

投資顧問会社は、サブ・ファンドの売買注文をゴールドマン・サックス（クライアント／ＧＳアカウントを含む。）が後援、運用または助言を行う他のファンドまたはアカウントと集約することができる（しかし、そのような義務はない。）。注文の集約は投資顧問会社が適当と判断する場合に行われる。こうした状況には、顧客のアカウントならびにゴールドマン・サックスおよび／もしくは従業員の持分を含むアカウントの集約、顧問および顧客の持分を調整する目的に合致している場合、顧客の実績を証明する商品を開発する場合、顧客（関係会社だが、独立したコマーシャル・マネー・マネージャーとして投資顧問会社を従事させる場合がある。）にとって商業上合理的な方法でアカウントを運用する場合、または集約すれば顧客のアカウントのパフォーマンスに小額免除の効果がある場合（例えば、顧客のアカウントの規模がシード・アカウントの規模よりも大きい場合）が含まれる可能性がある（しかし、これらに限られない。）。執行するために注文が集約される場合、ゴールドマン・サックスとゴールドマン・サックスの従業員の持分は限定的ながらこの取引の恩恵を受ける可能性がある。投資顧問会社は、サブ・ファンドの売買注文が執行目的でクライアント／ＧＳアカウントの注文と集約されるときに特定の状況において発生する利益相反に合理的に対処するために合理的に策定されていると投資顧問会社が考える方針および手続きを維持する一方で、投資顧問会社はゴールドマン・サックスおよび／または従業員が権益を有するアカウントに配分を行う場合がある。

また、ゴールドマン・サックスおよび／または複数のクライアント／ＧＳアカウント（サブ・ファンドを含む。）は同一発行体の異なるクラスの有価証券に投資することがある。その結果、一

または複数のクライアント／GSアカウントはサブ・ファンドが投資した特定の発行体に関して権利を追求または行使することができ、こうした活動はサブ・ファンドに悪影響を及ぼす恐れがある。例えば、クライアント／GSアカウントがある発行体の債務証券を保有し、サブ・ファンドが同一発行体の持分証券を保有している場合に、当該発行体が財政難または経営難に陥ったとき、当該債務証券を保有しているクライアント／GSアカウントは発行体の清算を求めるが、当該持分証券を保有しているサブ・ファンドは発行体の事業再編を希望する可能性がある。また、投資顧問会社が一または複数のクライアント／GSアカウント（サブ・ファンドを含む。）をのために一緒に特定の発行体に関する権利を追求もしくは行使することがある、またはゴールドマン・サックスの従業員が共同してかかる権利を追求もしくは行使するために協力して取り組むことがある。サブ・ファンドは、ゴールドマン・サックスおよび他のクライアント／GSアカウントの活動による悪影響を受けることがあり、サブ・ファンドのための取引が損なわれる、またはゴールドマン・サックスおよび他のクライアント／GSアカウントがかかる有価証券の発行体に関して特定の一連の行動を取らなければ享受していたと思われる価格または条件よりも不利な価格または条件で執行される可能性がある。また、投資顧問会社のスタッフが他のクライアント／GSアカウントの運用にとって重要な発行体に関する情報を入手する可能性があり、これによって投資顧問会社のスタッフがサブ・ファンドのために当該発行体の有価証券を売買する能力に制限を受ける恐れがある。

ゴールドマン・サックス（ゴールドマン・サックスのスタッフまたはクライアント／GSアカウントを含む。）は、サブ・ファンドに關係するデリバティブ商品もしくはサブ・ファンドの投資対象である証券、通貨か商品に關係するデリバティブ商品またはその他にサブ・ファンドのパフォーマンスに基づくかもしくはサブ・ファンドのパフォーマンスの再現かヘッジを目指すデリバティブ商品（以下総称して「仕組み投資商品」という。）に関して、これを設定する、引き受ける、販売もしくは発行する、これに投資する、またはこの募集代理人もしくは販売店として行為することができる。仕組み投資商品の価値はサブ・ファンドの純資産価額および／またはサブ・ファンドの投資対象の評価額と連動する可能性がある。仕組み投資商品に関連して、かつ、ヘッジ、リバランス、投資、取引およびその他の目的のために、サブ・ファンドおよび／またはゴールドマン・サックス（ゴールドマン・サックスのスタッフまたはクライアント／GSアカウントを含む。）は、（ ）サブ・ファンドが保有する投資対象を購入もしくは売却する、（ ）サブ・ファンドの持分を購入もしくは売却する、（ ）サブ・ファンドおよび／またはサブ・ファンドの投資対象のパフォーマンスの再現かヘッジを目指す合成ポジションを保有する可能性がある。かかるポジションは規模が大きくなる可能性があり、サブ・ファンドもしくはクライアント／GSアカウントのポジションと異なる、および／またはサブ・ファンドもしくはクライアント／GSアカウントのポジションと逆ポジションになる可能性がある。ゴールドマン・サックス（ゴールドマン・サックスのスタッフおよびクライアント／GSアカウントを含む。）は、サブ・ファンドおよび／またはクライアント／GSアカウントも保有し得る投資対象を売買するとともに、サブ・ファンドの投資者に通知することなく随時サブ・ファンドにおける持分を売買する権利を留保する。このようなデリバティブ商品関連の活動ならびにかかる投資および買戻しの活動は、サブ・ファンドの投資運用およびサブ・ファンドのポジション、柔軟性と分散投資戦略ならびに受益者が直接的またはサブ・ファンドを通じて間接的に負担する報酬、費用その他のコストの額に悪影響を及ぼす可能性がある。

ゴールドマン・サックスは、サブ・ファンドおよびクライアント／GSアカウントとデリバティブ取引を行うことができ、かつ、かかるデリバティブ取引にヘッジをかけることができる。このヘッジ活動がサブ・ファンドとのデリバティブ取引額に悪影響を及ぼすことがある。かかる活動、投資またはポジションの売却は、ゴールドマン・サックスがマーケット情報またはその他に基づき、ポジションの変更もしくは売却を決定したかまたは随時その他の理由で投資対象の評価を修正した結果として起こり得、ゴールドマン・サックスはかかる評価の修正もしくはかかる修正の理由をサブ・ファンドに通知したり、かかる評価の修正を受けてサブ・ファンドのために取引を実行する義務を負わない。ゴールドマン・サックスまたはクライアント／GSアカウントに関して講じら

れた措置がサブ・ファンドに悪影響を及ぼす可能性があり、かつ、サブ・ファンドが講じた措置がゴールドマン・サックスまたはクライアント／GSアカウントに利益をもたらす可能性がある。

さらに、ゴールドマン・サックスは、受益者の権利に質権または担保権を設定した当該受益者に対する貸付または同様の取引を行うことができる（かかる受益者が自己の債務の履行を怠った場合はゴールドマン・サックスにかかる受益証券の買戻しを行う権利を付与する）。こうした取引および関連する買戻しは規模が大きくなることがあり、また受益者に通知することなく行われる可能性がある。ゴールドマン・サックスは任意のクラス（運用報酬がかからないクラスを含む。）の受益証券にも投資することができる。デリバティブ商品（仕組み投資商品を含む。）の構造またはその他の特徴がサブ・ファンドに悪影響を及ぼすことがある。例えば、デリバティブ商品がレバレッジを使ったサブ・ファンドへの投資に相当する場合、レバレッジの特徴から債務不履行またはその他の事由が生じた場合はサブ・ファンドに対して通常よりも早いペースで受益証券の大量の買戻しが行われる可能性が高くなる。かかるデリバティブ商品に関して商業的立場で行動するゴールドマン・サックスが実際にかかる買戻しを引き起こす可能性がある。これにより、サブ・ファンドの投資運用およびポジション、柔軟性と分散投資戦略ならびに直接的または間接的にサブ・ファンドの勘定で負担する報酬、費用その他のコストの額に悪影響を及ぼす恐れがある。

さらに、サブ・ファンドは直接的または間接的に資産担保型またはその他の方法による与信枠を利用することができる。サブ・ファンドの与信枠はサブ・ファンドの資産ポートフォリオの一部または全部を担保とする。ゴールドマン・サックスの自己勘定、クライアント／GSアカウントまたはその他のために、投資顧問会社またはゴールドマン・サックスが講じた措置が、サブ・ファンドのポートフォリオのパフォーマンスを悪化させる、または当該ポートフォリオの価値を低下させる可能性があり、これは、サブ・ファンドが、与信枠に関連して債務不履行を起こす、または債務不履行を回避するために一定の措置を講じる原因となる。これは、サブ・ファンドに重大な悪影響が及ぼす恐れがある。与信枠関連の問題に起因して該当する貸し手（適用法で認められる範囲内で、ゴールドマン・サックスである可能性がある。）によるかまたはクライアント／GSアカウントもしくはサブ・ファンドを代理した投資顧問会社により講じられた措置が、サブ・ファンドの資産の価値に影響を与える、サブ・ファンドが与信枠に関連して債務不履行を起こすまたは債務不履行を回避するために一定の措置を講じる原因となる、およびサブ・ファンドに重大な悪影響を及ぼす恐れがある。例えば、債務不履行事由または債務不履行事由を回避するために投資顧問会社が講じた措置は、サブ・ファンドは、そうでなければ望ましいと思われるペースよりも早いペースで（それゆえに著しく低い価格になり得る。）資産を売却する原因となる可能性があり、これはサブ・ファンドのポートフォリオに重大な悪影響を及ぼす恐れがある。また、かかる売却により、サブ・ファンドのポートフォリオの構成が変化してその結果ポートフォリオの分散化および流動性が低くなる可能性がある、またその他自己の投資方針を成功裏に実行するサブ・ファンドの能力が制限される可能性がある。一例として、債務不履行事由を回避するために、流動性の低い有価証券に先立って流動性の高い有価証券の売却が行われる場合がある。かかる買戻しは、そうでなければ望ましくない時にサブ・ファンドの更なるポートフォリオ資産の売却の原因となり得、上記の悪影響を伴う。ゴールドマン・サックスがファンドまたはクライアント／GSアカウントの貸し手を務める場合、ゴールドマン・サックスは自己の利益のために、サブ・ファンドにとって望ましくない時に、貸付金の一部または全部の返済を求める等の商業的措置を講じることがあり、かかる措置はサブ・ファンドに重大な悪影響を及ぼす可能性がある。

ゴールドマン・サックスのマネー・マーケット・ファンドへの投資に関する潜在的利益相反：

適用法および投資方針によって認められる範囲内で、サブ・ファンドは短期の現金投資の一部または全部をゴールドマン・サックスが後援、運用または助言を行うマネー・マーケット・ファンドに投資することができる。かかる投資に関連して、サブ・ファンドは投資にかかるすべての顧問報酬、事務管理報酬または12b - 1（販売関連）手数料を支払うが、それによってサブ・ファンドの報

報酬または配分が減額されることはない（すなわち、かかる投資に伴い「報酬の二重負担」が発生する可能性があるが、ゴールドマン・サックスはサブ・ファンドとかかるマネー・マーケット・ファンドの両方の運用に関する報酬を受け取れるため、投資者による関係する投資対象の直接購入に関連してこれが発生することはない。）。かかる場合およびサービスの提供に関連してゴールドマン・サックスが何らかの手数料またはその他の報酬を受け取るその他の場合でも、サブ・ファンドへの説明または返金は必要ない。

ゴールドマン・サックスのインソースまたはアウトソース：

適用法に従って、ゴールドマン・サックス（投資顧問会社を含む。）は、随時、投資者に通知することなく、事務管理人またはその他の立場でサブ・ファンドに提供する様々なサービスに関する一部の作業または職務を社内で処理するかまたは外注することができる。かかるインソースまたはアウトソースは更なる利益相反を引き起こす可能性がある。

ゴールドマン・サックスがサブ・ファンドの投資顧問会社以外の立場で行動する場合に発生する潜在的利益相反 - 本人取引とクロス取引に関する潜在的利益相反：

適用法で認められる範囲内で、投資顧問会社はサブ・ファンドのために、ゴールドマン・サックスが、本人としてかまたは顧客のために自己勘定で、取引相手を務める先物、有価証券、通貨、スワップ、オプション、先渡し契約またはその他の商品の取引を行うことおよび投資することができる。また、適用法で認められる範囲内で、サブ・ファンドは「クロス取引」（すなわち、投資顧問会社がサブ・ファンドに、投資顧問会社の別の顧客もしくは関係会社から有価証券を購入させる、またはかかる顧客もしくは関係会社へ有価証券を売却させること）および「代理人クロス取引」（すなわち、有価証券の売買に関連してゴールドマン・サックスが取引の一方の当事者であるサブ・ファンドと取引の相手方当事者である別のアカウントの両方のブローカーを務め、両方から手数料を受け取ること）を行うことができる。ゴールドマン・サックスはクロス取引または代理人クロス取引の両方の当事者に対する忠実性と責任を分ける際に潜在的な利益相反に直面する可能性がある。例えば、クロス取引において、投資顧問会社または関係会社は、サブ・ファンドによる有価証券の購入に関して、取引の一方の当事者であるサブ・ファンドと取引の相手方当事者であるブローカーのアカウント（ゴールドマン・サックスまたはその関係会社が自己の持分を有するアカウントを含む。）の両方の代理人を務めることがある。さらに、代理人クロス取引において、ゴールドマン・サックスがブローカーを務め、一方の当事者または両方の当事者から報酬またはその他の支払いを受け、これがサブ・ファンドに証券を購入させるゴールドマン・サックスの決定に影響を及ぼす可能性がある。クロス取引および代理人クロス取引は商業上合理的な条件に基づいて実施される。また、投資顧問会社がサブ・ファンドまたは他のクライアント / G S アカウントの投資目的を達成するために得策とみなす場合、投資顧問会社は、適用法で認められる範囲内で、かつ、ゴールドマン・サックスの配分方針に従って、サブ・ファンドの資産の一部を他のクライアント / G S アカウントに移すことができる。

投資者は、サブ・ファンドの購入契約を締結することによって、適用法に基づいて最大限に認められる範囲内で、サブ・ファンドが行う本人取引、代理人クロス取引およびクロス取引を承諾する。投資者は本書に定める方法または適宜投資者に通知される方法でかかる承諾を取り消すことができる。

サブ・ファンドの購入契約に基づき、かつ、適用法で認められる範囲内で、サブ・ファンドが従事する可能性があり、かつ、サブ・ファンドの代表者の承認を必要とし得る、または投資顧問会社もしくは受託会社が承認を求めることを決定する次の問題に関して、受託会社および / または投資顧問会社は（ ）サブ・ファンドおよびサブ・ファンドの投資者に代わってかかる取引もしくはその他の問題を検討および承認もしくは反対する、または（ ）サブ・ファンドの一部の受益者が受益証券の実質的所有者もしくはサブ・ファンドと関連のない一名以上の者（受託会社および / または

ゴールドマン・サックスとの関連の有無を問わない。)を(投資顧問会社または受託会社)がその単独裁量で委員会に上程したサブ・ファンドとサブ・ファンドの投資者のためのかかる取引およびその他の問題を検討し、承認または反対することを目的とする)委員会の委員に選任する無制限に権限を授けられている(しかし、そのような義務はない。)。かかる取引またはその他の問題は次の(a)から(d)までを含み、かつ、投資顧問会社または受託会社)がその単独裁量により、上記の()の場合には自ら検討する、または上記の()の場合には委員会に上程することのいずれかを決定する特定の取引またはその他の問題についてのみを含む:(a)サブ・ファンドが有価証券の売買を計画する取引で、ゴールドマン・サックスが(直接的または間接的に)かかる取引について参加する結果、投資顧問法に基づく承認を必要とする取引、(b)サブ・ファンドが投資者になることを計画する取引で、ゴールドマン・サックスが参加する結果、投資顧問法に基づく承認を必要とする取引に関連してゴールドマン・サックスに支払われる手数料、(c)投資顧問法に基づいて事前の承認またはその他の承認を必要とするその他の取引または問題、および(d)投資顧問会社または受託会社)が自ら検討するかまたは委員会に上程することを決定するその他の取引または問題(潜在的利益相反が伴う取引を含むが、これに限られない。)を含む。疑義を避けるため、投資顧問会社または受託会社は、かかる委員会を設立する、または特定の問題を検討のために委員会に上程する義務を負わず、かつ、委員会を設立するかまたは審議のために問題を委員会に上程する決定は、投資顧問会社または受託会社が、それぞれの場合につきその単独裁量で下すものとする。

ゴールドマン・サックスがサブ・ファンドのために商業的立場で行動する場合に発生し得る潜在的利益相反:

ゴールドマン・サックスは、サブ・ファンドのために、ブローカー、ディーラー、代理人、貸し手もしくは顧問またはその他の商業的立場で行為することができる。ゴールドマン・サックスが請求する手数料、マークアップ、マークダウン、フィナンシャル・アドバイザー報酬、引受および募集手数料、販売手数料、融資・与信手数料、仲介手数料、その他の手数料、報酬または利益、料金および条件は、たとえゴールドマン・サックス(その販売スタッフを含む。)がゴールドマン・サックスと販売スタッフに有利な手数料およびその他の金額を稼得することについて利害関係がある場合でも、商業上合理的とゴールドマン・サックスが判断する金額および条件とする。サブ・ファンドは、適用法で認められる範囲内で、ゴールドマン・サックスが定めた料金と条件でゴールドマン・サックスから資金を借り入れることができる。

ゴールドマン・サックスは、投資顧問会社以外の立場で行動する場合報酬を受け取る権利を有するが、サブ・ファンドはかかる報酬を受け取る権利を有しない。

ゴールドマン・サックスがサブ・ファンドに関してブローカー、プライムブローカー、ディーラー、代理人、貸し手もしくは顧問を務める、またはその他の商業的立場で行為する場合、ゴールドマン・サックスは自己の利益のために商業的措置を講じる可能性があり、これがサブ・ファンドに悪影響を及ぼす可能性がある。例えば、サブ・ファンドに関するプライムブローカレッジまたは貸付に関する取決めに関連して、ゴールドマン・サックスは適宜、貸付金の一部または全部の返済を求める可能性がある。

サブ・ファンドは自身の信用力を踏まえて取引相手と取引関係を築く必要がある。ゴールドマン・サックス(投資顧問会社を含む。)には、サブ・ファンドが自己の取引関係を築く際にゴールドマン・サックスの信用力を利用させる義務はなく、またサブ・ファンドの取引相手がサブ・ファンドの信用度を評価する際にゴールドマン・サックスの信用力に依拠することは想定されていない。

ゴールドマン・サックスが取引網、有価証券またはデリバティブの指数、取引ツール、決済システムおよびその他の資産に対する所有権を有することがあり、ゴールドマン・サックスはサブ・ファンドに関連して投資顧問会社がこれらを使用した場合利益を享受することがある。

仲介取引および議決権の代理行使に関する潜在的利益相反：

適用法で認められる範囲内で、サブ・ファンドのための有価証券の売買を他のクライアント／GSアカウントの注文と統合または集約することができる。ただし、ポートフォリオ運用に関する決定がアカウントごとに個別的に下される場合または注文の統合か集約が不可能か不必要であるかもしくは顧客主導のアカウントに関連する場合、投資顧問会社およびその関係会社に注文を統合または集約する義務はない。

現行の取引活動では売買される有価証券の全体量に関して同じ価格または同じ取引執行を受けることは不可能な場合が多い。その場合、様々な価格を平均することになり、サブ・ファンドには平均価格が借記または貸記される。このように、集約の効果がサブ・ファンドには不利に働くことがある。さらに、統合または集約される注文に関連してサブ・ファンドに同じ手数料または手数料相当の料金が請求されない場合がある。特にグローバルな組織における時差、取引デスクまたはポートフォリオ運用手法の違い等の結果、別々の集約されない注文の執行が行われることもある。

投資顧問会社は、投資顧問会社、他のクライアント／GSアカウント（サブ・ファンドを含む。）またはそれらの関係会社もしくはスタッフに専用またはその他の仲介・調査およびその他の適切な商品およびサービス（総称して以下「仲介・調査サービス」という。）を提供し、投資の意思決定過程（先物、価格設定サービス、店頭取引に関するものを含む。）において投資顧問会社を適切に支援すると投資顧問会社が判断する証券会社（投資顧問会社の関係会社を含むがこれに限られない。）を選ぶことができる。かかる調査サービスには、法律で認められる範囲内で、企業、業界および有価証券に関する調査報告、証券会社のアナリストや企業幹部との面会、経済、市場および金融に関する情報、金融関連の出版物、分析代行、取引業界のセミナー、コンピュータのデータベース、注文に関する転送およびサービスならびにその他の仲介・調査サービスを含む。調査サービスを提供する証券会社を選ぶ際の投資顧問会社の慣行は、証券会社に支払う「コミッション」（場合に応じて、SECの広義の定義のとおり、マークアップ、マークダウン、コミッション同等物またはその他の報酬を含む。）が投資顧問会社に提供する仲介・調査サービスの価値に関連して合理的であると誠意を持って判断することである。コミッションの合理性は、たとえ別の証券会社が低いコミッションで取引を執行する用意がある場合でも、投資顧問会社が投資裁量権を行使するアカウントに関する個々の取引または投資顧問会社の全体的責任の観点から判断する。証券会社が提供する仲介・調査サービスに関する投資顧問会社による評価は、取引を執行する証券会社を選ぶ際の重要な要素である。

投資顧問会社がかかる調査サービスを受ける取決めは、商品もしくは戦略、アカウントまたは投資顧問会社が事業を営む法域の適用法によって異なる。投資顧問会社は米国内外の証券会社とソフトダラーの取決めを結ぶことができる。投資顧問会社は特定の証券会社が提供する取引執行または決済サービスと統合された調査サービス（専用の調査サービスを含む。）を受けることができる。さらに、投資顧問会社は「コミッション・シェアリング・アレンジメント」および「クライアント・コミッション・アレンジメント」と称する、投資顧問会社がある証券会社を通じて取引を執行しながら、かかる証券会社にコミッションまたはコミッション・クレジットの一部を投資顧問会社に調査サービスを提供する別の会社に配分するように指示できる取決めに参加することができる。こうした取決めに基づいて、投資顧問会社は適用される規制機関の解釈に従って十分な適格性がない商品およびサービス（別々に会計処理される場合に適格となる部分を含む。）を利用しない。

コミッション・シェアリング・アレンジメントおよびクライアント・コミッション・アレンジメントには投資顧問会社が事業を営む法域ごとに異なる法的要件が適用される。コミッション・シェアリング・アレンジメントおよびクライアント・コミッション・アレンジメントに参加することで、投資顧問会社は特定の証券会社を通じて取引を執行することで累積したクライアント・コミッションまたはコミッション・クレジットを使って一または複数のチャンネルを介した調査サービスの支払いをまとめられ、他の会社が提供する調査サービスを入手することができる。かかる取決めは取引過程における最善執行を促進しながら、仲介・調査サービスの継続的な入手を確保することにも役立つ。投資顧問会社は、かかる取決めについて、とりわけ、この様な仕組みのない場合には投資顧問会社に受けることのできない様々な質の高い調査サービスの受領、独立系のアナリストの利用および資源の利用が確保されるため、投資の意思決定過程において有効であると考えている。

かかる取決めは利益相反を生む可能性がある。例えば、投資顧問会社が調査サービスを受けるためにクライアント・コミッションを使用する場合、投資顧問会社は調査サービス自体の代金は支払う必要がない。さらに、このような方法で入手した調査サービスはサブ・ファンドを含めたすべてのクライアント／ＧＳアカウント（調査サービスに関する取決めに関連して証券会社にコミッションを支払ったクライアント／ＧＳアカウント以外のクライアント／ＧＳアカウントを含む。）にサービスを提供する際に使用することができる。適用法で認められる範囲内で、かかる商品およびサービスは、各クライアント／ＧＳアカウントが支払う手数料の金額からすると、あるクライアント／ＧＳアカウントに対して別のクライアント／ＧＳアカウントと比べて偏った利益をもたらすことがある。例えば、あるクライアント／ＧＳアカウントのコミッションを通じて代金を支払われた調査サービスが、当該クライアント／ＧＳアカウントの運用に使用されず、他のクライアント／ＧＳアカウントの運用に使用される可能性がある。投資顧問会社に仲介・調査サービスの利益を特定のアカウントまたはアカウント・グループに関係するコミッションまで追跡する計画はない。

指示のない取引執行に関するコミッションの合理性については、様々な要素（支払われるコミッションの一般的水準ならびに提供される調査サービスおよびその他のサービスの内容と価値を含む。）に基づいて投資顧問会社が継続的に評価を行う。投資顧問会社は、コミッションが、投資顧問会社が検証可能な方法で定量化が可能で、十分に開示されている場合に限り、かかる取決めに基づいてコミッションを使用するものとする。投資顧問会社はこの分野における規制の動向および業界標準を定期的にモニターし、かかる動向および業界標準を踏まえて自社の慣行を継続的に評価する。

投資顧問会社はプライムブローカレッジ・サービスをクライアント／ＧＳ勘定に提供する証券会社（適用法で認められる範囲内で、投資顧問会社の関係会社を含むがこれに限られない。）を選ぶことができる。投資顧問会社によるプライムブローカーの選択ならびに当該プライムブローカーに支払う仲介手数料、委託証拠金およびその他の手数料に関する投資顧問会社による交渉に関して利益相反が発生する可能性がある。プライムブローカーは、見込客を紹介する、または投資顧問会社に対して一部の適格投資者へのサービスに関するプレゼンテーションを行う機会を提供することができる。原則としてこうした資本導入の機会は追加費用なしで提供される。さらに、プライムブローカーは有利なまたは市場相場以下の価格で特定のその他のサービス（証券取引の決済、募集代行および保管サービスならびに信用証拠金の提供などを含む。）を提供することがある。かかる資本導入の機会およびその他のサービスは、プライムブローカーを選ぶことによる投資顧問会社（クライアント／ＧＳアカウントではない。）の利益のインセンティブを生む、または当該利益をもたらす可能性がある。さらに、投資顧問会社は、投資顧問会社の顧客であるプライムブローカーを選ぶことを奨励されることがある。投資顧問会社は、クライアント／ＧＳアカウント（サブ・ファンドを含む。）のための適当なサービスを入手できるプライムブローカーだけを選ぶものとする。

投資顧問会社は、助言を提供する顧客（サブ・ファンドを含む。）に代わって投資顧問会社が下す議決権の代理行使に関する決定に利益相反が影響を及ぼすことを防止するとともに、かかる決定が投資顧問会社の顧客に対する信認義務に則していることを確保するために策定された方針および手続きを採用した。しかし、かかる議決権の代理行使に関する方針および手続きにかかわらず、投資顧問会社が実際に下した議決権の代理行使に関する決定（ただし、投資顧問会社が、かかる議決権行使の決定が投資顧問会社の信認義務に則していると判断することを条件とする。）が、他の顧客の利益またはゴールドマン・サックスおよび／もしくはその関係会社の他の部門や部署の業務に有利な効果を有することがある。

投資顧問会社およびサブ・ファンドの投資機会および投資活動が制限される可能性：

ゴールドマン・サックスに適用される法的およびその他の要件ならびに／またはかかる要件を遵守する、適用を制限するもしくはその他関連するよう策定されたゴールドマン・サックスの社内方針により、随時、サブ・ファンドの活動が制限されることがある。ゴールドマン・サックスが助言を行っていない顧客にこうした問題は起こらない。投資顧問会社が、ある種の取引を開始もしくは推奨できない期間またはその他にゴールドマン・サックスが投資銀行業務、マーケットメイク・サービスかその他のサービスを提供するか自己勘定でポジションを保有する企業が発行するかもしくは当該企業に関係する一部の有価証券もしくは金融商品に関する投資顧問会社による助言を制限する期間がある可能性がある。一例として、ゴールドマン・サックスがある企業の有価証券の引受けもしくはその他の販売または当該企業に対する助言の提供に従事している場合、サブ・ファンドは当該企業の有価証券の売買を禁じられる、またはその売買に制限を受ける可能性がある。

ゴールドマン・サックスによる自己勘定またはクライアント／GSアカウントに関する投資活動が、サブ・ファンドの投資戦略および権利を制限する可能性がある。例えば、規制された業界、一部のエマージング市場または国際市場において、企業および政府による所有権の定義づけにおいて、また一部の先物およびデリバティブ取引に関して、認可の取得またはその他の政府もしくは企業の承諾を得ずには超えることができない関係する投資者による投資総額の制限が課される可能性があり、制限を超えた場合、ゴールドマン・サックス、サブ・ファンドまたは他のクライアント／GSアカウントが不利益を被り、または事業が制限される恐れがある。一定の所有総額の上限に達するかまたは特定の取引を行う場合、顧客（サブ・ファンドを含む。）にのために投資対象を購入もしくは処分する、または権利を行使する、または事業取引を行う投資顧問会社の能力が規制によって制限されるかまたはその他に損なわれることがある。その結果として、投資顧問会社は顧客（サブ・ファンドを含む。）に代わって既存の投資対象を売買することを制限する、またはその他権利（議決権を含む。）の行使を制限する可能性がある。潜在的利益相反を回避するために、ゴールドマン・サックスがある企業の有価証券への投資またはかかる投資分の売却を予定する別の顧客またはファンドに投資助言を行っている場合、ゴールドマン・サックスはサブ・ファンドが同一企業の有価証券に投資するかもしくは当該企業への既存の投資分を売買することまたはその他の措置を講じることを妨げる可能性がある。

さらに、ゴールドマン・サックスの顧客または企業活動の観点からゴールドマン・サックスがサブ・ファンドのために利用しないことを決定した特定の投資機会、投資戦略または措置がある可能性がある。例えば、ゴールドマン・サックスは、ゴールドマン・サックスまたはその顧客（潜在的にサブ・ファンドを含む。）にとっての悪評を受けるリスクまたはその他の不利益を理由に、サブ・ファンドに特定の投資機会を辞退させる、または投資もしくはその他に関連してサブ・ファンドが特定の手法を使用する、特定の条件を求める、もしくは特定の活動か措置に従事することを制限する可能性がある。

ゴールドマン・サックスは多数の企業ならびにプライベート・エクイティ・スポンサー、レバレッジド・バイアウトの買い手およびそれぞれの経営幹部、株主およびパートナーと長期にわたる

関係を有し、定期的に金融、投資銀行業務その他のサービスを提供している。さらに、ゴールドマン・サックスは、他のマスター・ファンドに投資するか投資していた、またはサブ・ファンドと取引を行うことが可能な投資者（機関投資家およびその経営幹部を含む。）とも関係を有している。サブ・ファンドの運用に際してゴールドマン・サックスはこうした関係を考慮する。

時々、ゴールドマン・サックスは投資銀行もしくはその他の任務を引き受ける、またはゴールドマン・サックスもしくはその顧客として特定の行動に参加する、またはサブ・ファンドに投資を行わせるかもしくは特定の措置を講じさせるかの選択肢が与えられることがあり、ゴールドマン・サックスはサブ・ファンドに投資を辞退させる、またはサブ・ファンドがかかる措置を講じることを制限する権利を留保する。

(2) リスクに対する管理体制

< 副管理会社の管理体制 >

副管理会社は、サブ・ファンドに影響する可能性のあるすべての判明しているリスクを、検知し、理解し、管理するために合理的な努力をすることを目的としている。副管理会社のリスク・マネジメント機能は、事業全体にわたるリスクの特定、測定、モニタリング、報告および軽減措置を連係させ、また容易にするという役割を担っている。副管理会社のリスク・マネジメント機能は、サブ・ファンドがさらされているか、さらされる可能性のあるすべての重大なリスク・イベントの構造的な影響と発生可能性の評価を連係させる。

リスク・マネジメント機能は、ポートフォリオ・マネジメント機能から機能的に独立しており、さらに、潜在的な利益相反を避け、またリスク・マネジメントとリスクを伴う活動との厳密な分離を確実にするため、経営上の責任を負わない。

< 投資顧問会社および各副投資顧問会社の管理体制 >

投資顧問会社および各副投資顧問会社において、運用チームとは独立したマーケット・リスク管理専任部門がサブ・ファンドのリスク管理を行う。マーケット・リスク管理専任部門では、運用チームと独立した立場で、運用チームにより構築されたポジションのリスク水準をモニタリングし、各運用チームに報告する。

（注１）リスク管理とは、ポートフォリオのリスクを監視し、一定水準に管理することをめざしたものであり、必ずしもリスクの低減を目的とするものではない。

（注２）上記リスク管理体制は、将来変更される場合がある。

サブ・ファンドは、本書に記載のとおり、ヘッジ目的および／またはヘッジ目的以外の目的でデリバティブを利用している。

サブ・ファンドは、デリバティブについて、ファンドに適用されるUCITSに係るEU指令の準拠に基づくリスク管理方法を採用している。

(3) リスクに関する参考情報

下記は過去の実績であり、将来の成果を保証するものではありません。

ファンドの年間騰落率および 分配金再投資1口当たり純資産価格の推移

■米ドル(毎月)クラス



■米ドル(年2回)クラス



■ユーロ(毎月)クラス



ファンドと他の代表的な資産クラス との騰落率の比較



- 年間騰落率は各月末における直近1年間の騰落率を表示したものです。
- ファンドの設定日が2014年6月10日のため、左グラフの分配金再投資1口当たり純資産価格は2014年6月末以降のデータを表示する一方、左右グラフのファンドの騰落率については各月末の直近1年間の騰落率であるため、設定1年後の2015年6月末以降のデータを表示しています。

- グラフは、ファンドと代表的な資産クラスを定量的に比較できるように作成したものです。
- 全ての資産クラスがファンドの投資対象とは限りません。
- 上記5年間の各月末における直近1年間の騰落率の平均値・最大値・最小値を、ファンドおよびその他の代表的資産クラスについて表示したものです。ファンドにはベンチマークはありません。

下記は過去の実績であり、将来の成果を保証するものではありません。

ファンドの年間騰落率および 分配金再投資1口当たり純資産価格の推移

■ユーロ(年2回)クラス



■円(毎月)クラス



■円(年2回)クラス



ファンドと他の代表的な資産クラス との騰落率の比較



- 年間騰落率は各月末における直近1年間の騰落率を表示したものです。
- ファンドの設定日が2014年6月10日のため、左グラフの分配金再投資1口当たり純資産価格は2014年6月末以降のデータを表示する一方、左右グラフのファンドの騰落率については各月末の直近1年間の騰落率であるため、設定1年後の2015年6月末以降のデータを表示しています。

- グラフは、ファンドと代表的な資産クラスを定量的に比較できるように作成したものです。
- 全ての資産クラスがファンドの投資対象とは限りません。
- 上記5年間の各月末における直近1年間の騰落率の平均値・最大値・最小値を、ファンドおよびその他の代表的資産クラスについて表示したものです。ファンドにはベンチマークはありません。

●各資産クラスの指数

日本株:東証株価指数(TOPIX)(配当込み)

先進国株:MSCI コクサイ・インデックス(配当込み、円ベース)

新興国株:MSCI エマージング・マーケット・インデックス(配当込み、円換算ベース)

日本国債:NOMURA-BPI 国債

先進国債:シティ世界国債インデックス(除く日本、円ベース)

新興国債:JPモルガン・ガバメント・ボンド・インデックス・エマージング・マーケット・グローバル・ダイバーシファイド
(円ベース)

※海外の指数は、為替ヘッジなしによる投資を想定して、円ベースまたは円換算ベースの指数を採用しております。

ファンドの分配金再投資1口当たり純資産価格および年間騰落率は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算した1口当たり純資産価格および当該1口当たり純資産価格の年間騰落率が記載されており、実際の1口当たり純資産価格および実際の1口当たり純資産価格に基づいて計算した年間騰落率とは異なる場合があります。

4【手数料等及び税金】

（１）【申込手数料】

海外における申込手数料

受益証券の取得申込みにあたっては、申込金額の4.0%（税抜）を上限として販売会社の裁量により決定される申込手数料を課することができる。

日本国内における申込手数料

日本における申込手数料は、申込金額の4.32%（税抜4.0%）を上限として日本における販売会社の裁量により決定されるものとする。

（注１）上記申込手数料に関わる「税」とは、消費税および地方消費税を示す。

（注２）申込手数料は、商品および関連する投資環境の説明および情報提供等、ならびに購入に関する事務コストの対価として、購入時に販売会社が受領するものである。

（２）【買戻し手数料】

海外における買戻し手数料

買戻し手数料は課されない。

日本国内における買戻し手数料

買戻し手数料は課されない。

（３）【管理報酬等】

（ ）管理報酬（副管理報酬を含む。）

管理会社は、ファンド資産の管理運用、ファンド証券の発行・買戻し業務の対価として、サブ・ファンドから、純資産総額の0.05%の年間報酬を受領する権利を有する。かかる報酬は、毎日発生し、四半期毎に後払いされる。管理会社は、サブ・ファンドから受領する管理報酬から副管理報酬を支払う。

（ ）受託報酬

受託会社は、サブ・ファンドの受託業務の対価として、サブ・ファンドから、純資産総額の0.01%の年間報酬を受領する権利を有する。かかる報酬は、毎日発生し、四半期毎に後払いされる。

（ ）管理事務代行報酬および名義書換事務代行報酬

管理事務代行会社兼名義書換事務代行会社は、サブ・ファンドの帳簿の維持、純資産価額の計算、受益者名簿の維持、名義書換代行業務の対価として、サブ・ファンドから、以下の料率による年間報酬を受領する権利を有する。かかる報酬は、毎日発生し、毎月、後払いされる。

純資産総額	料率
500百万米ドルまで	0.040%
500百万ドル超10億米ドルまで	0.030%
10億米ドル超	0.025%

（ ）投資顧問報酬

投資顧問会社は、ファンド資産の運用業務の対価として、サブ・ファンドから、純資産総額の0.80%の年間報酬を受領する権利を有する。かかる報酬は、毎日発生し、四半期毎に後払いされる。

（ ）販売会社報酬

日本における販売会社は、日本におけるファンド証券の販売・買戻しの取次業務の対価として、サブ・ファンドから、純資産総額の0.80%の年間報酬を受領する権利を有する。かかる報酬は、毎日発生し、四半期毎に後払いされる。

（ ）代行協会員報酬

代行協会員は、1口当たり純資産価格の公表、サブ・ファンドに関する目論見書、決算報告書その他の書類を販売会社に交付する等の業務の対価として、サブ・ファンドから、純資産総額の

0.03%の年間報酬を受領する権利を有する。かかる報酬は、毎日発生し、四半期毎に後払いされる。

（４）【その他の手数料等】

設立費用

サブ・ファンドの設立に関する費用は、サブ・ファンドの資産から支払われ、12ヶ月の期間で償却される。

その他の運営費用

支払利息、仲介手数料・仲介報酬、斡旋手数料およびその他の類似の費用、ならびに特定の投資対象に関するデューディリジェンス、その他の専門家報酬およびコンサルティング料を含む投資費用は、受託会社によってサブ・ファンドの資産から支払われる。

弁護士、監査人および会計士にかかる費用、投資報酬および仲介報酬、保管費用、印刷費用ならびに受託会社の報酬を含むサブ・ファンドの直接的な運営費用も、サブ・ファンドの資産から支払われる。

サブ・ファンドの各クラスは、管理会社に決定されない限り、特定のクラスに帰属しないサブ・ファンドの費用のすべてにつき、すべての費用または純資産価額比率に基づく割合を支払う。投資顧問会社は、サブ・ファンドが負担する費用の額に関して、クラス毎に上限を課すことができる。

マスター・ファンドの管理報酬等

サブ・ファンドおよび間接的に受益者は、マスター・ファンドへの投資を通じ、マスター・ファンドの設立費用、募集費用および運営費用（マスター・ファンドが自らの管理事務代行会社またはその他のサービス提供者と交渉する可能性がある報酬のうちサブ・ファンドに配分可能な部分を含む。）のうちサブ・ファンドの配分可能な部分を含むが、これらに限られないサブ・ファンドの費用のすべてを負担する。よって、サブ・ファンドによるマスター・ファンドへの投資の結果、受益者は、マスター・ファンドへの直接投資（すなわち、サブ・ファンドを通じて間接的に行われない投資）に関して本来生じることのない複数の階層において類似の種類の費用（ゴールドマン・サックスまたはその関係会社に支払われるべき報酬を含む。）を負担することになる。

サブ・ファンドは、マスター・ファンドの無報酬クラスに投資する予定である。マスター・ファンドの無報酬クラスは、投資顧問報酬がかからないが、その他の報酬（マスター・ファンドの資産から支払われる資産ベースの管理事務代行報酬および保管報酬など）を支払う。投資顧問会社は、マスター・ファンドが負担する費用の額に関して、クラス毎に上限を課すことができる。

（５）【課税上の取扱い】

（Ａ）日本

平成28年３月31日現在、日本の受益者に対する課税については、以下のような取扱いとなる。

サブ・ファンドが税法上公募外国公社債投資信託である場合

- （１）受益証券は、特定口座を取り扱う金融商品取引業者の特定口座において取り扱うことができる。
- （２）国内における支払の取扱者を通じて支払いを受ける場合、サブ・ファンドの分配金は、公募国内公社債投資信託の普通分配金と同じ取扱いとなる。
- （３）国内における支払の取扱者を通じて支払いを受ける場合、日本の個人受益者が支払いを受けるサブ・ファンドの分配金については、20.315%（所得税15.315%、住民税５%）（平成50年１月１日以後は20%（所得税15%、住民税５%））の税率による源泉徴収が日本国内で行われる。

日本の個人受益者は、申告分離課税が適用されるので原則として確定申告をすることになるが、確定申告不要を選択することにより、源泉徴収された税額のみで課税関係を終了させることもできる。

確定申告不要を選択しない場合、一定の上場株式等（租税特別措置法に定める上場株式等をいう。以下同様。）の譲渡損失（繰越損失を含む。）との損益通算が可能である。

- (4) 日本の法人受益者が支払いを受けるサブ・ファンドの分配金（表示通貨ベースの償還金額と元本相当額との差益を含む。）については、国内における支払の取扱者を通じて支払いを受ける場合、所得税のみ15.315%の税率による源泉徴収が日本国内で行われ（一定の公共法人等（所得税法別表第一に掲げる内国法人をいう。以下同様。）または金融機関等を除く。）、一定の場合、支払調書が税務署長に提出される（平成50年1月1日以後は15%の税率となる。）。)

- (5) 日本の個人受益者が、受益証券を買戻請求等により譲渡した場合（他のクラスの受益証券に転換した場合を含む。）は、上場株式等に係る譲渡益課税の対象とされ、受益証券の譲渡損益（譲渡価額から取得価額等を控除した金額（邦貨換算額）をいう。以下同様。）に対して、源泉徴収選択口座において、20.315%（所得税15.315%、住民税5%）（平成50年1月1日以後は20%（所得税15%、住民税5%））の税率による源泉徴収が日本国内で行われる。受益証券の譲渡損益は申告分離課税の対象となり、税率は源泉徴収税率と同一だが、確定申告不要を選択した場合は源泉徴収された税額のみで課税関係は終了する。

譲渡損益は、一定の他の上場株式等の譲渡損益および一定の上場株式等の配当所得等との損益通算が可能である。確定申告を行う場合、一定の譲渡損失の翌年以降3年間の繰越も可能である。

- (6) 日本の個人受益者の場合、サブ・ファンドの償還についても譲渡があったものとみなされ、(5)と同様の取扱いとなる。

- (7) 日本の個人受益者についての分配金ならびに譲渡および買戻しの対価については、一定の場合、支払調書が税務署長に提出される。

（注）日本の受益者は、個人であるか法人であるかにかかわらず、ケイマン諸島に住所または登記上の営業所もしくは恒久的施設を有しない場合、受益証券への投資に対しケイマン諸島税務当局により課税されることは一切ない。

サブ・ファンドが税法上公募外国株式投資信託である場合

- (1) 受益証券は、特定口座を取り扱う金融商品取引業者の特定口座において取り扱うことができる。
- (2) 国内における支払の取扱者を通じて支払いを受ける場合、サブ・ファンドの分配金は、公募国内株式投資信託の普通分配金と同じ取扱いとなる。
- (3) 国内における支払の取扱者を通じて支払いを受ける場合、日本の個人受益者が支払いを受けるサブ・ファンドの分配金については、20.315%（所得税15.315%、住民税5%）（平成50年1月1日以後は20%（所得税15%、住民税5%））の税率による源泉徴収が行われる。

日本の個人受益者は、総合課税または申告分離課税のいずれかを選択して確定申告をすることもできるが、確定申告不要を選択することにより、源泉徴収された税額のみで課税関係を終了させることもできる。

申告分離課税を選択した場合、一定の上場株式等の譲渡損失（繰越損失を含む。）との損益通算が可能である。

- (4) 日本の法人受益者が支払いを受けるサブ・ファンドの分配金（表示通貨ベースの償還金額と元本相当額との差益を含む。）については、国内における支払の取扱者を通じて支払いを受ける場合、所得税のみ15.315%の税率による源泉徴収が日本国内で行われ（一定の公共法人等を除く。）、一定の場合、支払調書が税務署長に提出される（平成50年1月1日以後は15%の税率となる。）。)

- (5) 日本の個人受益者が、受益証券を買戻請求等により譲渡した場合（他のクラスの受益証券に転換した場合を含む。）は、上場株式等に係る譲渡益課税の対象とされ、受益証券の譲渡損益に対して、源泉徴収選択口座において、20.315%（所得税15.315%、住民税5%）（平成50年1月1日以後は20%（所得税15%、住民税5%））の税率による源泉徴収が行われる。受益証券の譲渡損益は申告分離課税の対象となり、税率は源泉徴収税率と同一だが、確定申告不要を選択した場合は源泉徴収された税額のみで課税関係は終了する。

譲渡損益は、一定の他の上場株式等の譲渡損益および一定の上場株式等の配当所得等との損益通算が可能である。確定申告を行う場合、一定の譲渡損失の翌年以降3年間の繰越も可能である。

- (6) 日本の個人受益者の場合、サブ・ファンドの償還についても譲渡があったものとみなされ、(5)と同様の取扱いとなる。

- (7) 日本の個人受益者についての分配金ならびに譲渡および買戻しの対価については、一定の場合、支払調書が税務署長に提出される。

（注）日本の受益者は、個人であるか法人であるかにかかわらず、ケイマン諸島に住所または登記上の営業所もしくは恒久的施設を有しない場合、受益証券への投資に対しケイマン諸島税務当局により課税されることは一切ない。

平成28年3月31日現在では、サブ・ファンドは、税法上、公募外国株式投資信託として取り扱われる。ただし、将来における税務当局の判断によりこれと異なる取扱いがなされる可能性もある。

税制等の変更により上記「ないし」に記載されている取扱いは変更されることがある。

税金の取扱いの詳細については、税務専門家等に確認することを推奨する。

(B) ケイマン諸島

ケイマン諸島には、現在のところ、所得税、法人税、キャピタル・ゲイン税その他の税がない。トラストまたはサブ・ファンドに関する受託会社による、またはトラストまたはサブ・ファンドに関する受託会社に対する支払に対して適用されるケイマン諸島が当事者となっている二重課税防止条約はない。受託会社は、ケイマン諸島の信託法に基づき、ケイマン諸島内閣長官に対し、サブ・ファンドの設定後50年の間に制定される、所得もしくはキャピタル資産もしくはキャピタル・ゲインもしくは利益に課せられる税金もしくは課徴金、または資産税もしくは相続税の性質を有する何らかの税金を課す法律が、サブ・ファンドに保有される資産もしくはサブ・ファンドに発生した利益に対し、または当該資産または利益に関して受託会社もしくは受益者に対し、適用されないものとする旨の誓約を取得している。ただし、ケイマン諸島にいずれかの時点で居住または所在する受益者（ケイマン諸島において設立された慈善信託もしくは慈善権利の対象者または免税もしくは通常の非居住会社を除く。）は、係る時点においておよび係る時点について、当該誓約が付与されなかったものとして税金および課徴金の全部および一部について責任を負うものとし、信託法の関連部分の記載は、ケイマン諸島に居住もしくは所在する当該者を信託法に記載される税金または課徴金を課す法律の対象外となる旨解釈されないものとする。受益証券の発行、譲渡または買戻しに関し、ケイマン諸島における資本課税または印紙税はない。年次の登録手数料は、受託会社からケイマン諸島政府に対して支払われる。

5【運用状況】

(1) 【投資状況】（資産別及び地域別の投資状況）

(平成28年1月末日現在)

資産の種類	国・地域名	時価合計 (米ドル)	投資比率 (%)
投資信託	ルクセンブルグ	145,785,056.90	99.84
	アイルランド	2,548,495.65	1.75
現金・その他の資産（負債控除後）		- 2,318,544.42	- 1.59
合計 (純資産総額)		146,015,008.13 (約17,649百万円)	100.00

(注) 投資比率とは、サブ・ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率をいう。

（参考情報）

マスター・ファンド（ゴールドマン・サックス・ファンズ S.I.C.A.V. - ゴールドマン・サックス C o C o
s & キャピタル証券ポートフォリオ）

（平成28年1月末日現在）

資産の種類	国・地域名	時価合計 （米ドル）	投資比率 （％）
社債	アメリカ合衆国	36,674,999.03	25.15
	イギリス	25,698,216.17	17.62
	フランス	13,523,418.66	9.27
	オランダ	9,058,351.74	6.21
	スイス	8,764,795.75	6.01
	スウェーデン	5,190,853.20	3.56
	イタリア	4,667,592.58	3.20
	日本	4,237,072.65	2.91
	オーストラリア	3,002,876.36	2.06
	ドイツ	2,769,409.86	1.90
	スペイン	2,405,905.08	1.65
	ノルウェー	1,540,696.00	1.06
	ルクセンブルグ	1,427,375.00	0.98
	ケイマン諸島	1,411,295.15	0.97
	デンマーク	1,186,764.23	0.81
	カナダ	1,043,937.50	0.72
	ガーンジー	975,677.00	0.67
	アイルランド	847,916.79	0.58
	ベルギー	434,500.00	0.30
	ポルトガル	415,001.78	0.28
	ニュージーランド	98,495.00	0.07
投資信託	アイルランド	11,767,892.96	8.07
優先証券	アメリカ合衆国	7,036,244.14	4.83
	オランダ	654,171.06	0.45
不動産投資信託	アメリカ合衆国	307,440.00	0.21
現金・その他の資産（負債控除後）		687,238.89	0.47
合計 （純資産総額）		145,828,136.58 (約17,626百万円)	100.00

（注）投資比率とは、マスター・ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率をいう。

（２）【投資資産】

【投資有価証券の主要銘柄】

柄】

< 投資信託 >

（平成28年１月末日現在）

順位	銘柄名	発行地	数量	簿価（米ドル）		時価（米ドル）		投資比率（％）
				単価	合計	単価	合計	
1	GOLDMAN SACHS COCOS & CAPITAL SECURITIES PORTFOLIO	ルクセンブルグ	1,407,735.20	103.25	145,341,865.01	103.56	145,785,056.90	99.84
2	GOLDMAN SACHS AM US LIQUID RESERVES FUND X ACC	アイルランド	2,554,536.00	1.00	2,548,495.65	1.00	2,548,495.65	1.75

（注）投資比率とは、サブ・ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率をいう。

（参考情報）

マスター・ファンド（ゴールドマン・サックス・ファンズ S.I.C.A.V. - ゴールドマン・サックス C o C o s & キャピタル証券ポートフォリオ）

< 債券および優先証券 >

（平成28年１月末日現在）

順位	銘柄名	種類	発行地	償還日	利率（％）	数量	簿価（米ドル）		時価（米ドル）		投資比率（％）
							単価	合計	単価	合計	
1	UBS GROUP AG	社債	スイス	2049/12/29	6.875	36,000	99.83	3,593,715	98.61	3,549,942	2.43
2	INTESA SANPAOLO SPA	社債	イタリア	2024/ 6 /26	5.017	32,000	99.54	3,185,288	96.16	3,077,147	2.11
3	CREDIT SUISSE GROUP AG	社債	スイス	2049/12/29	6.250	30,000	97.31	2,919,345	97.75	2,932,500	2.01
4	MORGAN STANLEY	優先証券	アメリカ合衆国	-	6.375	103,512	25.00	2,587,800	26.05	2,696,488	1.85
5	BANK OF AMERICA CORP	社債	アメリカ合衆国	2049/12/29	6.100	25,250	100.90	2,547,724	100.88	2,547,094	1.75
6	LLOYDS BANKING GROUP PLC	社債	イギリス	2049/12/29	7.000	18,000	164.87	2,967,722	140.64	2,531,527	1.74
7	CITIGROUP INC	社債	アメリカ合衆国	2049/12/29	5.875	24,500	100.45	2,461,115	97.25	2,382,625	1.63
8	BNP PARIBAS	社債	フランス	2025/ 9 /28	4.375	24,000	98.62	2,366,928	96.82	2,323,622	1.59
9	SVENSKA HANDELSBANKEN AB	社債	スウェーデン	2049/12/29	5.250	23,000	99.82	2,295,884	95.08	2,186,794	1.50
10	DIRECT LINE INSURANCE GR	社債	イギリス	2042/ 4 /27	9.250	12,000	210.82	2,529,786	172.45	2,069,381	1.42
11	JPMORGAN CHASE & CO	社債	アメリカ合衆国	2024/ 2 / 1	3.875	20,000	103.21	2,064,231	102.31	2,046,278	1.40
12	JPMORGAN CHASE & CO	社債	アメリカ合衆国	2049/10/29	6.100	20,000	100.67	2,013,439	100.44	2,008,750	1.38
13	MORGAN STANLEY	優先証券	アメリカ合衆国	-	7.125	70,564	27.91	1,969,737	28.27	1,994,844	1.37
14	SANTANDER UK GROUP HLDGS	社債	イギリス	2025/ 9 /15	4.750	20,000	99.90	1,998,094	99.16	1,983,103	1.36
15	ING GROEP NV	社債	オランダ	2049/12/29	6.500	20,000	98.12	1,962,456	97.50	1,950,000	1.34

順位	銘柄名	種類	発行地	償還日	利率 (%)	数量	簿価（米ドル）		時価（米ドル）		投資比率 (%)
							単価	合計	単価	合計	
16	ABN AMRO BANK NV	社債	オランダ	2025/7/28	4.750	19,000	100.00	1,900,073	99.43	1,889,252	1.30
17	BARCLAYS PLC	社債	イギリス	2049/6/29	6.625	19,000	96.83	1,839,696	97.75	1,857,250	1.27
18	GMAC CAPITAL TRUST I	優先証券	アメリカ合衆国	-	8.125	70,700	27.30	1,930,110	25.35	1,792,245	1.23
19	CREDIT AGRICOLE SA	社債	フランス	2025/3/17	4.375	17,750	99.16	1,760,096	96.64	1,715,293	1.18
20	WELLS FARGO & COMPANY	社債	アメリカ合衆国	2049/3/29	7.980	16,000	105.49	1,687,862	104.63	1,674,000	1.15
21	ROYAL BK SCOTLND GRP PLC	社債	イギリス	2049/12/29	7.500	16,250	101.55	1,650,253	101.65	1,651,790	1.13
22	CITIGROUP INC	社債	アメリカ合衆国	2027/9/29	4.450	16,000	99.15	1,586,399	98.64	1,578,301	1.08
23	DNB BANK ASA	社債	ノルウェー	2049/12/29	5.750	16,000	99.94	1,599,027	96.29	1,540,696	1.06
24	AMERICAN EXPRESS CO	社債	アメリカ合衆国	2049/12/29	4.900	16,250	100.00	1,625,000	93.58	1,520,699	1.04
25	BANCO SANTANDER SA	社債	スペイン	2049/5/29	6.375	16,000	95.79	1,532,637	94.00	1,504,000	1.03
26	JPMORGAN CHASE & CO	社債	アメリカ合衆国	2027/10/1	4.250	15,000	99.35	1,490,287	99.32	1,489,844	1.02
27	AUST & NZ BANKING GROUP	社債	オーストラリア	2024/3/19	4.500	14,500	101.65	1,473,854	100.57	1,458,235	1.00
28	LEGAL & GENERAL GROUP	社債	イギリス	2041/7/23	10.000	8,000	223.60	1,788,799	180.83	1,446,638	0.99
29	HSBC HOLDINGS PLC	社債	イギリス	2049/12/29	6.375	15,000	99.50	1,492,555	96.38	1,445,625	0.99

（注）投資比率とは、マスター・ファンドの純資産額に対する当該資産の時価の比率をいう。以下同じ。

< 投資信託 >

（平成28年1月末日現在）

順位	銘柄名	発行地	数量	簿価（米ドル）		時価（米ドル）		投資比率 (%)
				単価	合計	単価	合計	
1	GS US LIQD RES FD X DIST	アイルランド	11,767,893	1.00	11,767,892.96	1.00	11,767,892.96	8.07

【投資不動産物件】

該当事項なし。

（参考情報）

マスター・ファンド（ゴールドマン・サックス・ファンズ S.I.C.A.V. - ゴールドマン・サックス C o C o s & キャピタル証券ポートフォリオ）

該当事項なし。

【その他投資資産の主要なもの】

該当事項なし。

（参考情報）

マスター・ファンド（ゴールドマン・サックス・ファンズ S.I.C.A.V. - ゴールドマン・サックス C o C o s & キャピタル証券ポートフォリオ）

該当事項なし。

(3) 【運用実績】

【純資産の推移】

平成27年2月末日から平成28年1月末日までの期間における各月末および下記会計年度末の純資産の推移は次のとおりである。

< 米ドル（毎月）クラス受益証券 >

	純資産総額		1口当たり純資産価格	
	米ドル	円	米ドル	円
第1会計年度末 (平成26年9月末日)	65,660,966.01	7,936,440,962	9.82	1,187
第2会計年度末 (平成27年9月末日)	61,888,675.93	7,480,484,260	9.45	1,142
平成27年2月末日	52,430,613.87	6,337,288,298	10.03	1,212
3月末日	53,066,651.47	6,414,166,163	10.01	1,210
4月末日	56,800,584.96	6,865,486,704	9.97	1,205
5月末日	62,343,111.85	7,535,411,929	9.91	1,198
6月末日	64,143,835.24	7,753,065,365	9.69	1,171
7月末日	64,321,146.69	7,774,497,000	9.71	1,174
8月末日	62,522,774.92	7,557,127,805	9.59	1,159
9月末日	61,888,675.93	7,480,484,260	9.45	1,142
10月末日	63,213,057.93	7,640,562,312	9.57	1,157
11月末日	61,162,055.54	7,392,657,653	9.50	1,148
12月末日	59,067,945.76	7,139,542,604	9.37	1,133
平成28年1月末日	58,708,527.38	7,096,099,704	9.23	1,116

(注) 本表には、取引を取引日翌日に反映するという原則に基づく数値が記載されており、取引日現在の処理に基づき作成される財務書類と比較した場合、数値が異なる場合がある。財務書類は取引日当日の取引を含むが、本表中に記載される数値は1日の遅れがあり各計算期間の最終ファンド営業日当日に発生した取引を含んでいない。以下同じ。

<米ドル（年２回）クラス受益証券>

	純資産総額		１口当たり純資産価格	
	米ドル	円	米ドル	円
第１会計年度末 （平成26年９月末日）	31,627,940.17	3,822,869,128	9.91	1,198
第２会計年度末 （平成27年９月末日）	32,563,231.78	3,935,917,825	10.07	1,217
平成27年２月末日	28,327,390.40	3,423,931,678	10.35	1,251
３月末日	26,928,263.44	3,254,819,202	10.38	1,255
４月末日	27,320,403.19	3,302,217,134	10.39	1,256
５月末日	31,044,084.42	3,752,298,484	10.37	1,253
６月末日	31,945,237.44	3,861,220,849	10.19	1,232
７月末日	32,193,414.07	3,891,217,959	10.26	1,240
８月末日	33,939,378.73	4,102,252,707	10.17	1,229
９月末日	32,563,231.78	3,935,917,825	10.07	1,217
10月末日	33,309,772.22	4,026,152,168	10.25	1,239
11月末日	32,097,917.99	3,879,675,347	10.23	1,237
12月末日	31,133,339.63	3,763,086,761	10.13	1,224
平成28年１月末日	30,127,951.22	3,641,565,464	10.03	1,212

<ユーロ（毎月）クラス受益証券>

	純資産総額		1口当たり純資産価格	
	ユーロ	円	ユーロ	円
第1会計年度末 （平成26年9月末日）	277,797.57	36,716,505	9.81	1,297
第2会計年度末 （平成27年9月末日）	1,606,923.62	212,387,095	9.42	1,245
平成27年2月末日	635,825.40	84,037,043	10.01	1,323
3月末日	678,316.61	89,653,106	9.99	1,320
4月末日	860,474.50	113,728,915	9.95	1,315
5月末日	1,540,332.96	203,585,807	9.89	1,307
6月末日	1,508,238.18	199,343,840	9.68	1,279
7月末日	1,511,806.82	199,815,507	9.70	1,282
8月末日	1,560,133.74	206,202,876	9.56	1,264
9月末日	1,606,923.62	212,387,095	9.42	1,245
10月末日	1,650,586.88	218,158,068	9.53	1,260
11月末日	1,603,308.43	211,909,275	9.47	1,252
12月末日	1,579,372.83	208,745,707	9.32	1,232
平成28年1月末日	1,557,086.01	205,800,058	9.18	1,213

<ユーロ（年２回）クラス受益証券>

	純資産総額		１口当たり純資産価格	
	ユーロ	円	ユーロ	円
第１会計年度末 （平成26年９月末日）	723,374.29	95,608,380	9.90	1,308
第２会計年度末 （平成27年９月末日）	1,098,421.94	145,178,428	10.05	1,328
平成27年２月末日	755,186.90	99,813,053	10.33	1,365
３月末日	246,792.36	32,618,546	10.37	1,371
４月末日	246,994.09	32,645,209	10.38	1,372
５月末日	367,348.57	48,552,460	10.36	1,369
６月末日	791,975.99	104,675,467	10.19	1,347
７月末日	796,981.22	105,337,008	10.25	1,355
８月末日	1,110,365.53	146,757,012	10.15	1,342
９月末日	1,098,421.94	145,178,428	10.05	1,328
10月末日	1,168,558.16	154,448,332	10.22	1,351
11月末日	1,166,164.36	154,131,943	10.20	1,348
12月末日	1,318,214.85	174,228,457	10.09	1,334
平成28年１月末日	2,826,140.44	373,530,982	9.98	1,319

< 円（毎月）クラス受益証券 >

	純資産総額	1口当たり純資産価格
	円	円
第1会計年度末 （平成26年9月末日）	1,851,977,449	9,814
第2会計年度末 （平成27年9月末日）	3,039,653,388	9,406
平成27年2月末日	1,925,315,629	10,004
3月末日	1,978,314,316	9,981
4月末日	2,149,240,911	9,940
5月末日	2,597,377,832	9,876
6月末日	2,744,880,375	9,660
7月末日	2,980,072,350	9,680
8月末日	2,923,874,428	9,552
9月末日	3,039,653,388	9,406
10月末日	3,160,143,724	9,522
11月末日	3,194,472,475	9,457
12月末日	3,236,781,358	9,307
平成28年1月末日	3,185,884,497	9,163

< 円（年2回）クラス受益証券 >

	純資産総額	1口当たり純資産価格
	円	円
第1会計年度末 （平成26年9月末日）	2,755,146,996	9,903
第2会計年度末 （平成27年9月末日）	3,082,030,214	10,029
平成27年2月末日	2,752,154,010	10,328
3月末日	3,091,092,189	10,351
4月末日	3,164,477,104	10,355
5月末日	3,317,349,322	10,335
6月末日	3,137,223,108	10,156
7月末日	2,213,455,242	10,224
8月末日	2,169,859,253	10,136
9月末日	3,082,030,214	10,029
10月末日	3,202,164,376	10,201
11月末日	3,174,468,856	10,179
12月末日	3,170,820,018	10,066
平成28年1月末日	3,162,238,613	9,959

【分配の推移】

<米ドル（毎月）クラス受益証券>

	米ドル	円
第1会計年度 (平成26年6月10日～ 平成26年9月末日)	0.090	11
第2会計年度 (平成26年10月1日～ 平成27年9月末日)	0.540	65
平成27年2月	0.045	5
3月	0.045	5
4月	0.045	5
5月	0.045	5
6月	0.045	5
7月	0.045	5
8月	0.045	5
9月	0.045	5
10月	0.045	5
11月	0.045	5
12月	0.045	5
平成28年1月	0.045	5

<米ドル（年2回）クラス受益証券>

	米ドル	円
第1会計年度 (平成26年6月10日～ 平成26年9月末日)	0.000	0
第2会計年度 (平成26年10月1日～ 平成27年9月末日)	0.000	0
平成27年2月	0.000	0
8月	0.000	0

<ユーロ（毎月）クラス受益証券>

	ユーロ	円
第1会計年度 (平成26年6月10日～ 平成26年9月末日)	0.090	12
第2会計年度 (平成26年10月1日～ 平成27年9月末日)	0.540	71
平成27年2月	0.045	6
3月	0.045	6
4月	0.045	6
5月	0.045	6
6月	0.045	6
7月	0.045	6
8月	0.045	6
9月	0.045	6
10月	0.045	6
11月	0.045	6
12月	0.045	6
平成28年1月	0.045	6

<ユーロ（年2回）クラス受益証券>

	ユーロ	円
第1会計年度 (平成26年6月10日～ 平成26年9月末日)	0.000	0
第2会計年度 (平成26年10月1日～ 平成27年9月末日)	0.000	0
平成27年2月	0.000	0
8月	0.000	0

< 円（毎月）クラス受益証券 >

	円
第 1 会計年度 (平成26年 6 月10日 ~ 平成26年 9 月末日)	90
第 2 会計年度 (平成26年10月 1 日 ~ 平成27年 9 月末日)	540
平成27年 2 月	45
3 月	45
4 月	45
5 月	45
6 月	45
7 月	45
8 月	45
9 月	45
10月	45
11月	45
12月	45
平成28年 1 月	45

< 円（年 2 回）クラス受益証券 >

	円
第 1 会計年度 (平成26年 6 月10日 ~ 平成26年 9 月末日)	0
第 2 会計年度 (平成26年10月 1 日 ~ 平成27年 9 月末日)	0
平成27年 2 月	0
8 月	0

【収益率の推移】

会計年度	収益率（％）（注）					
	米ドル （毎月） クラス 受益証券	米ドル （年２回） クラス 受益証券	ユーロ （毎月） クラス 受益証券	ユーロ （年２回） クラス 受益証券	円 （毎月） クラス 受益証券	円 （年２回） クラス 受益証券
第１会計年度 （平成26年６月10日～ 平成26年９月末日）	- 0.90	- 0.90	- 1.00	- 1.00	- 0.96	- 0.97
第２会計年度 （平成26年10月１日～ 平成27年９月末日）	1.73	1.61	1.53	1.52	1.35	1.27

（注）収益率は以下の算式で算出されている。

$$\text{収益率（％）} = (a - b) / b \times 100$$

a = 会計年度末の１口当たりの純資産価格（当該会計年度の分配金を加えた額）

b = 当該会計年度の直前の会計年度末の１口当たり純資産価格（分配落の額）

（ただし、第１会計年度の場合は当初発行価格（米ドル（毎月）クラス受益証券および米ドル（年２回）クラス受益証券：それぞれ10米ドル、ユーロ（毎月）クラス受益証券およびユーロ（年２回）クラス受益証券：それぞれ10ユーロ、円（毎月）クラス受益証券および円（年２回）クラス受益証券：それぞれ10,000円）を使用している。）

(4) 【販売及び買戻しの実績】

下記会計年度中の販売および買戻しの実績、ならびに下記会計年度末日現在の受益証券の発行済口数は次のとおりである。

<米ドル（毎月）クラス受益証券>

会計年度	販売口数	買戻口数	発行済口数
第1会計年度 (平成26年6月10日～ 平成26年9月末日)	6,860,220.527 (6,860,220.527)	172,050.000 (172,050.000)	6,688,170.527 (6,688,170.527)
第2会計年度 (平成26年10月1日～ 平成27年9月末日)	2,648,959.841 (2,648,959.841)	2,785,773.662 (2,785,773.662)	6,551,356.706 (6,551,356.706)

(注1) () の数は本邦における販売・買戻しおよび発行済口数である。以下同じ。

(注2) 販売口数は、当初申込期間に販売された販売口数を含む。以下同じ。

(注3) 各口数には取引日当日の取引は含まれておらず、取引日の翌日時点の数値を反映している。

財務書類上の口数は取引日現在のすべての取引を含む。以下同じ。

<米ドル（年2回）クラス受益証券>

会計年度	販売口数	買戻口数	発行済口数
第1会計年度 (平成26年6月10日～ 平成26年9月末日)	3,192,249.333 (3,192,249.333)	0.000 (0.000)	3,192,249.333 (3,192,249.333)
第2会計年度 (平成26年10月1日～ 平成27年9月末日)	1,369,395.327 (1,369,395.327)	1,328,411.310 (1,328,411.310)	3,233,233.350 (3,233,233.350)

<ユーロ（毎月）クラス受益証券>

会計年度	販売口数	買戻口数	発行済口数
第1会計年度 (平成26年6月10日～ 平成26年9月末日)	28,319.242 (28,319.242)	0.000 (0.000)	28,319.242 (28,319.242)
第2会計年度 (平成26年10月1日～ 平成27年9月末日)	142,345.334 (142,345.334)	0.000 (0.000)	170,664.576 (170,664.576)

<ユーロ（年2回）クラス受益証券>

会計年度	販売口数	買戻口数	発行済口数
第1会計年度 (平成26年6月10日～ 平成26年9月末日)	73,073.691 (73,073.691)	0.000 (0.000)	73,073.691 (73,073.691)
第2会計年度 (平成26年10月1日～ 平成27年9月末日)	85,548.016 (85,548.016)	49,276.690 (49,276.690)	109,345.017 (109,345.017)

< 円（毎月）クラス受益証券 >

会計年度	販売口数	買戻口数	発行済口数
第1会計年度 (平成26年6月10日～ 平成26年9月末日)	188,712.194 (188,712.194)	0.000 (0.000)	188,712.194 (188,712.194)
第2会計年度 (平成26年10月1日～ 平成27年9月末日)	164,057.281 (164,057.281)	29,602.034 (29,602.034)	323,167.441 (323,167.441)

< 円（年2回）クラス受益証券 >

会計年度	販売口数	買戻口数	発行済口数
第1会計年度 (平成26年6月10日～ 平成26年9月末日)	278,206.383 (278,206.383)	0.000 (0.000)	278,206.383 (278,206.383)
第2会計年度 (平成26年10月1日～ 平成27年9月末日)	186,801.647 (186,801.647)	157,683.690 (157,683.690)	307,324.340 (307,324.340)

（参考情報）

投資有価証券の主要銘柄（2016年1月末日現在）

（投資信託）

銘柄名	投資比率
GOLDMAN SACHS COCOS & CAPITAL SECURITIES PORTFOLIO	99.84%

（注）投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率をいいます。

（参考情報）

マスター・ファンド（ゴールドマン・サックス・ファンズ S.I.C.A.V. - ゴールドマン・サックス CoCos&キャピタル証券ポートフォリオ）

（債券および優先証券）

銘柄名	利率	投資比率
UBS GROUP AG	6.875%	2.43%
INTESA SANPAOLO SPA	5.017%	2.11%
CREDIT SUISSE GROUP AG	6.250%	2.01%
MORGAN STANLEY	6.375%	1.85%
BANK OF AMERICA CORP	6.100%	1.75%
LLOYDS BANKING GROUP PLC	7.000%	1.74%
CITIGROUP INC	5.875%	1.63%
BNP PARIBAS	4.375%	1.59%
SVENSKA HANDELSBANKEN AB	5.250%	1.50%

（注）投資比率とは、マスター・ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率をいいます。以下同様です。

（投資信託）

銘柄名	投資比率
GS US LIQD RES FD X DIST	8.07%

純資産総額および1口当たりの純資産価格の推移

*分配金込み純資産価格とは、1口当たりの純資産価格と、分配があった場合における分配金（税引前）とを合計した金額です。





分配の推移（1口当たり、税引前、2016年1月末日現在）

通貨クラス (表示通貨)	期間	第1会計年度	第2会計年度	直近1年累計	設定来累計
米ドル(毎月)クラス		0.090	0.540	0.540	0.810
米ドル(年2回)クラス		0.000	0.000	0.000	0.000
ユーロ(毎月)クラス		0.090	0.540	0.540	0.810
ユーロ(年2回)クラス		0.000	0.000	0.000	0.000
円(毎月)クラス		90	540	540	810
円(年2回)クラス		0	0	0	0

※運用状況によっては、分配金の金額が変わる場合、または分配金が支払われない場合があります。

収益率の推移



●2014年は設定日(6月10日)から年末まで、2016年は1月末までの騰落率を表示しています。

なお、騰落率は、以下の式により算出される数値をいいます。

$$\text{騰落率}(\%) = 100 \times (a - b) / b$$

a=翌年末の1口当たり純資産価格(分配金の合計額を加えた額)

b=当該暦年の直前の翌年末の1口当たり純資産価格(分配額の額)
(ただし、2014年は設定日(2014年6月10日)の1口当たり純資産価格)

●ベンチマークは設定しておりません。

運用実績の記載に係る注記事項

ファンドの運用実績はあくまで過去の実績であり、将来の運用成果を保証または示唆するものではありません。

第2【管理及び運営】

1【申込（販売）手続等】

(1) 海外における販売

申込み

計算停止期間を除き、サブ・ファンドの各受益証券は、いずれの取引日においても、管理会社、管理事務代行会社および／または日本における販売会社が申込みを受け付けた取引日における各クラスの受益証券の1口当たり純資産価格で発行される。1口当たり純資産価格の計算は、当該ファンド営業日に行われる。管理会社、受託会社、総販売会社および管理事務代行会社は、単独の裁量により、取得申込みの一部またはすべてを拒絶することができる。

最低申込額は、以下のとおりである。

（新規申込みの場合）

米ドル（毎月）クラス受益証券：	10口または100米ドル以上0.01米ドル単位
米ドル（年2回）クラス受益証券：	10口または100米ドル以上0.01米ドル単位
ユーロ（毎月）クラス受益証券：	10口または100ユーロ以上0.01ユーロ単位
ユーロ（年2回）クラス受益証券：	10口または100ユーロ以上0.01ユーロ単位
円（毎月）クラス受益証券：	1口または10,000円以上1円単位
円（年2回）クラス受益証券：	1口または10,000円以上1円単位

（追加申込みの場合）

米ドル（毎月）クラス受益証券：	100米ドル以上0.01米ドル単位
米ドル（年2回）クラス受益証券：	100米ドル以上0.01米ドル単位
ユーロ（毎月）クラス受益証券：	100ユーロ以上0.01ユーロ単位
ユーロ（年2回）クラス受益証券：	100ユーロ以上0.01ユーロ単位
円（毎月）クラス受益証券：	10,000円以上1円単位
円（年2回）クラス受益証券：	10,000円以上1円単位

ただし、管理会社、総販売会社または日本における販売会社は、これと異なる最低申込額を定めることができる。

特定の取引日に取り扱われるためには、管理会社が別途定める場合を除き、取得申込みが当該取引日の締切時刻までに管理事務代行会社に受領されなければならない。締切時刻を過ぎた後に受領された取得申込みは、翌取引日に受け付けられたものとみなされる。管理会社は、その単独の裁量により、保管会社が要求された支払いを受領できなかった結果発生したあらゆる損失について関連するサブ・ファンドに補償を行うよう申込者に対して要求する権利を有する。ただし、かかる損失が管理会社の故意の不履行または現実の詐欺による場合はこの限りではない。

取引日において発行価格の4.0%（税抜）を上限とする申込手数料が課されるが、販売会社はこれを放棄することができる。かかる申込手数料は、販売会社が取得する。

受益証券の発行

受益者登録簿に登録された受益証券の保有者の受益者登録簿に明記された数の受益証券に係る権限を証する受益証券は発行されない。各受益者登録簿の記載は、関連するサブ・ファンドの受益証券の所有権を証明する最終的な証拠となる。

取得申込みの拒絶

管理会社、受託会社、総販売会社および管理事務代行会社は、単独の裁量により、取得申込みの一部またはすべてを拒絶することができる。取得申込みが拒絶された場合、申込金額は、申込者のリスクにおいて、利息を付さずに返金されるものとする。

適格投資家

サブ・ファンドに対する勧誘を米国および／もしくはEUにおいて、または米国および／もしくはEUから行うことはできない。

信託証書上、直接的または間接的に米国、その領土もしくは属領またはその管轄権に服する地域において、または以下に定義される「米国人」に対して直接的に、受益証券の販売または譲渡を行うことは禁じられている。

ある投資者が米国人に該当するか否かを判断するためには、いくつかの要素について判断が行われる。

「米国人」とは、以下に定められる者をいう。

- () 自然人または法人であって、1933年米国証券法（改正済み）のレギュレーションSに定める米国人に該当する者
- () 自然人であって、米国市民または「外国人居住者」（有効な米国所得税法に定められる）。現在のところ、米国所得税法に定められる「外国人居住者」には、一般に次の(イ)または(ロ)に該当する個人が含まれる。
 - (イ) 米国移民局が発行した外国人登録カード（いわゆる「グリーン・カード」）を保有している者
 - (ロ) 「実質滞在」基準に該当する者。「実質滞在」基準は一般に、(a)ある個人が、ある年に31日以上米国に滞在し、かつ(b)かかる者が同年に米国に滞在した日数、その前年に米国に滞在した日数の3分の1、およびその2年前に米国に滞在した日数の6分の1の合計が183日以上である場合に満たされる。
- () 個人以外の者であって、(イ)米国においてもしくは米国もしくは州の法律に基づいて組織・設立された、および/または米国に主たる事業の場所を有している会社、パートナーシップまたはその他の法主体、(ロ)(a)米国の裁判所がその管理について主たる監督権限を行使することができ、かつ(b)1もしくは複数の米国人がすべての重要な意思決定を支配する権限を有する信託、ならびに/または(ハ)資金源のいかににかかわらず、その所得が米国所得税法の適用を受ける財団

受益証券の申込者は、サブ・ファンドに対して、直接的または間接的に米国人の勘定で受益証券が取得され、または保有されることがないことなどを証明することが求められる。受益者はかかる情報に変更があった場合には直ちに管理事務代行会社に連絡しなければならない。

信託証書上、受益証券の取得または保有がいずれかの国もしくは政府の法律もしくは要件に違反することとなる者を含む非適格投資家に対して直接的または間接的に、受益証券の販売または譲渡を行うことは禁じられている。疑義を避けるために付言すると、非適格投資家には、次に定義される「欧州人」が含まれる。

EUは、次の28カ国により構成されるものと定義されている。オーストリア、ベルギー、ブルガリア、クロアチア、キプロス、チェコ共和国、デンマーク、エストニア、フィンランド、フランス、ドイツ、ギリシャ、ハンガリー、アイルランド、イタリア、ラトビア、リトアニア、ルクセンブルク、マルタ、ポーランド、ポルトガル、ルーマニア、スロバキア、スロベニア、スペイン、スウェーデン、オランダ、英国（以下「EU加盟国」と総称する。）

ある投資者が欧州人に該当するか否かを判断するためには、いくつかの要素について判断が行われる。

「欧州人」とは、以下に定められる者をいう。

- () 自然人であって、いずれかのEU加盟国の市民または「外国人居住者」であって、いずれかのEU加盟国の所得税の課税を受ける者。「外国人居住者」には、一般に次の(イ)または(ロ)に該当する個人が含まれる。(イ)いずれかのEU加盟国の権限を有する政府機関が発行したパスポートもしくは外国人IDカードを保有している者、または(ロ)前年に183日以上EUに滞在した者
- () 個人以外の者であって、(イ)いずれかのEU加盟国においてもしくはEU加盟国の米国もしくは州の法律に基づいて組織・設立され、および/またはEU加盟国に主たる事業の場所を有している会社、パートナーシップまたはその他の法主体、(ロ)(a)EU加盟国に所在する裁判所がその管理について主たる監督権限を行使することができ、かつ(b)上記1に該当する1名もしくは複数の者がすべての重要な意思決定を支配する権限を有する信託、ならびに/または(ハ)資金源のいかににかかわらず、その所得がEU加盟国の所得税法の適用を受ける財団

受益証券の申込者は、サブ・ファンドに対して、直接的または間接的に欧州人の勘定で受益証券が取得され、または保有されることがないことなどを証明することが求められる。受益者はかかる情報に変更があった場合には直ちに管理事務代行会社に連絡しなければならない。

受託会社は、その絶対的な裁量により受益証券の申込みを拒絶することができる。

上記を前提として、各サブ・ファンドに関する英文目論見書に異なる定めがない限り、サブ・ファンドの適格投資家（以下「適格投資家」という。）とは、非米国人・非欧州人のうち、（ ）適用される法令もしくは規制に違反しなければ受益証券を取得することができない自然人、会社もしくは法主体、または（ ）（ ）に定める者のためのカストディアン、名義人、受託者を除く者をいう。

したがって、受益証券は、適格投資家に対して、または適格投資家の利益のためだけに販売され、発行される。更に、サブ・ファンドの方針により、販売することが違法となる投資家に受益証券を販売してはならない。受託会社は、管理会社と協議した上で、上記の禁止事項に反して販売され、または購入された受益証券の買戻しを強制する権利を有し、かかる権利を行使する予定である。

マネー・ロンダリング防止手続および顧客情報確認手続

マネー・ロンダリングの防止を目的とした法令または規制を遵守するために、受託会社は、マネー・ロンダリング防止手続を設定・維持する義務を負い、また、購入申込者に対して身元と資金源を確認するための証拠資料の提供を要求することができる。受託会社は、許容される場合であって、一定の要件を充足する場合には、マネー・ロンダリング防止手続（デューディリジェンス情報の取得を含む。）の対応を適切な者に委託することもできる。

受託会社および受託会社のために行為する管理事務代行会社は、受益者（購入申込者または譲受人）の身元を確認するために必要な情報を要求する権利を有する。ただし、受託会社または受託会社のために行為する管理事務代行会社は、随時改正または変更されるケイマン諸島マネー・ロンダリング規則（2015年改正）（以下「マネー・ロンダリング規則」という。）または適用法に基づく免除規定が適用されることから、完全なデューディリジェンスが必要ないと考えられる場合には、情報を要求しないこととすることもできる。申込み時の状況にもよるが、以下の場合には、詳細な身元確認が必要とされないことがある。

購入申込者が、公認の金融機関に開設している購入申込者本人名義の口座から支払を行い、買戻代金または配当金が購入申込者に直接支払われる場合

購入申込者が、公認の規制当局の規制を受けているか、公認の証券取引所に上場されており（またはそのどちらかの子会社であり）、かつ、公認の法域においてまたはかかる法域の法律に基づいて設立または組成されている場合

申込みが、公認の規制当局の規制を受けており、かつ、公認の法域においてまたはかかる法域の法律に基づいて設立または組成されている仲介業者を介して行われたものであって、実質的な投資者について行われる手続が保証されている場合

上記における「公認の金融機関」、「公認の規制当局」、「公認の証券取引所」または「公認の法域」は、CIMAがケイマン諸島と同等のマネー・ロンダリング規制を有していると承認した法域を参照しながら、マネー・ロンダリング規則に基づいて決定される。

購入申込者が身元確認のために要求された情報の提供を怠るか、遅延した場合、受託会社または受託会社のために行為する管理事務代行会社は、申込みを拒絶することができ、かかる場合、受領された申込金は、利息を付さずに送金元の口座に返金される。

受託会社および受託会社のために行為する管理事務代行会社は、受益者に対して買戻代金もしくは分配金を支払うことが適用法もしくは規制に対する違反となる可能性があるか、もしくは違反となる可能性があるかと助言されている場合、または受託会社もしくは受託会社のために行為する管理事務代行会社による適用法もしくは規制の遵守を確保するために買戻代金もしくは分配金の支払の拒絶が必要もしくは適切と考えられる場合、当該受益者に対する買戻代金の支払を拒絶することができる。

ケイマン諸島の居住者は、他の者が犯罪行為に従事していること、またはテロ行為もしくはテロリストの資産に関与していることを知りもしくはそのような疑惑を抱き、または、知りもしくは疑惑を抱く合理的な理由がある場合であって、かかる認識または疑惑に関する情報を規制されたセクターにおける業務もしくはその他の取引、専門業務、事業もしくは雇用の遂行過程において得た場合、当該者は、かかる認識または疑惑を、（ ）犯罪行為もしくはマネー・ロンダリングに関するものである場合には、ケイマン諸島の犯罪収益に関する法律（2014年改正）に基づいてケイマン諸島の財務報告当局に対して、または、（ ）テロ行為、もしくはテロリストの資金提供もしくは資産に関するものである場合には、ケイマン諸島テロリズム法（2011年改正）に基づいて巡査以上の階級の警察官または財務報告当局に対して、通報する義務を負う。かかる通報は、法律等で課せられた情報の秘匿または開示制限の違反とはみなされない。

受託会社またはケイマン諸島に所在する代行者は、適用法に基づく規制当局もしくは政府当局または代行機関（例えば金融庁法（2013年改訂）に基づくCIMA（CIMA自らまたは公認の海外規制当局のために）、または税務情報庁法（2014年改訂）もしくは預金所得情報報告（EU）法（2014年改訂）および関連する規則、合意、取決めおよび覚書に基づく税務情報当局）からの情報請求に従い、情報の提供を強制されることがある。かかる法律に基づく秘密情報の開示は、秘密保持義務の違反とはみなされないものとし、一定の場合には、ファンド、受託会社または代行者は、請求があった旨を開示することを禁止される場合がある。

（2）日本における販売

日本においては、申込期間中の取得申込については各取引日に、受益証券の募集が行われる。販売取扱会社は、口座約款を投資者に交付し、投資者は、当該約款に基づく取引口座の設定を申し込む旨を記載した申込書を提出する。投資者は、口座約款に基づき、原則として国内約定日から起算して4国内営業日目までに（ただし、日本における販売会社が日本の投資者との間で別途取り決める場合を除く。）、申込金額および申込手数料を販売取扱会社に支払うものとする（以下、当該日を「払込日」と総称する。）。

発行価格は、管理会社、管理事務代行会社および／または日本における販売会社が申込みを受け付けた取引日における各クラスの受益証券の1口当たり純資産価格である。取得申込みについては、日本における販売会社においては、口座毎に申込金額を受益証券1口当たりの純資産価格で除して算出した口数を合計することで申込口数の合計を算出する（ただし、日本における販売会社が別途取り決める場合を除く。）。一方、管理事務代行会社においては、日本における販売会社からの申込金額合計額を受益証券1口当たりの純資産価格で除し、申込口数の合計を算出する。

なお、日本における販売会社または販売取扱会社の定めるところにより、上記の払込日以前に申込金額等の支払を投資者に依頼する場合がある。

日本の投資者は、原則として各取引日の午後3時（日本時間）または日本における販売会社が別途定める時まで取得申込みをすることができる。

受益証券の取得申込みを希望する投資者は、申込総額または申込総口数を明記した取得申込書を当該発行日までに販売取扱会社に提出しなければならない。販売取扱会社（日本における販売会社を除く。）は、かかる取得申込注文を日本における販売会社に取り次ぎ、日本における販売会社は、原則として、該当する取引日の正午（ルクセンブルク時間）までに日本の投資者によりなされた取得申込書を管理事務代行会社に取り次ぐものとする。

申込単位は、販売取扱会社により異なる。申込単位の詳細については、販売取扱会社に照会することができる。

日本国内における取得申込みについては、申込金額の4.32%（税抜4.0%）を上限として日本における販売会社の裁量により決定される申込手数料が申込金額に加算される。

投資者は、ファンド証券の保管を販売取扱会社に委託した場合、申込金額および申込手数料の支払いと引換えに、取引残高報告書または他の通知書を販売取扱会社から受領する。申込金額および申込手数料の支払は、円貨または各クラスの表示通貨によるものとする。

なお、日本証券業協会の協会員である販売取扱会社は、サブ・ファンドの純資産が1億円未満となる等、同協会の定める「外国証券の取引に関する規則」の中の「外国投資信託受益証券の選別基準」に受益証券が適合しなくなったときは、受益証券の日本における販売を行うことができない。

受益証券は、適格投資家に対して、または適格投資家の利益のためだけに販売され、発行される。更に、サブ・ファンドの方針により、販売することが違法となる投資者に受益証券を販売してはならない。受託会社は、管理会社と協議した上で、上記の禁止事項に反して販売され、または購入された受益証券の買戻しを強制する権利を有し、かかる権利を行使する予定である。

なお、上記「（１）海外における販売」中の事項は、日本における販売においても適宜準用される。

2【買戻し手続等】

(1) 海外における買戻し

買戻し手続

純資産価格の計算が停止されている期間を除き、受益者は、取引日において、保有する受益証券の全部または一部の買戻しを請求することができる。受益証券の買戻しの請求は、買い戻されるクラスの数、受益証券の口数または金額を示して行わなければならない。特定の取引日に取り扱われるためには、買戻し請求は取引日の締切時刻までに管理事務代行会社が受領していなければならない。締切時刻を過ぎた後に受け付けられた買戻し請求は、翌ファンド営業日において受け取られたものとみなされ、翌取引日において処理される。

管理会社、受託会社、総販売会社および管理事務代行会社は、単独の裁量により、買戻し請求の一部またはすべてを拒絶することができる。

管理会社は、その単独の裁量により、該当するクラスの受益証券の買戻しに関して異なる条件および制限を課することができる。受益者は、管理会社が承諾する場合を除き、一旦受領された買戻し請求を撤回することはできない。

買戻し価格

買戻し価格は、適用される取引日において計算される、関連するクラスの受益証券の1口当たり純資産価格（適用がある限りにおいて手数料および税金控除後）である。買戻し請求は受益証券証書が発行されている場合は、これを付して行わなければならない。

買戻し単位

受益者が保有するすべての受益証券に関する買戻し請求の場合を除き、買戻し請求は0.001口以上その整数倍単位で行わなければならない。これを下回る場合、管理会社はその単独の裁量によりかかる受益証券の買戻し手続を進めることができるが、買戻しを行う義務を負うものではない。

買戻し手数料

買戻し手数料は課されない。

買戻し代金の支払い

買戻し代金（送金手数料控除後）の支払いは、通常、適用される取引日から起算して4ファンド営業日目の日（関係する市場において銀行が決済を行っていない場合等においては以後可及的速やかに）に銀行送金により行われる。

その他

受益者は、買戻し請求が提出された日から受益証券が買い戻される取引日までの期間（もしあれば）中、買戻し請求がなされたという条件付で、受益証券の保有を継続する。

受託会社または管理会社は、受益者に対して支払われる買戻し代金または分配金の全部または一部を控除して、補遺信託証書の他の条項に基づいて受益者の受託会社に対する期限の到来した未払金と相殺することができる。受託会社または管理会社は、受益証券に関する買戻し代金その他の支払から、経費、租税公課その他のあらゆる性質の賦課金について、法律によって、受託会社または管理会社が行うことを義務づけられているその他の控除を行うことができる。

受益者は、買戻しを行った場合、サブ・ファンドの補遺信託証書若しくは英文目論見書に定められた口数および／もしくは価額、または管理会社が随時定めるその他の最低および／もしくは価額を下回る受益証券を保有する結果を招くような場合には、受益証券の一部の買戻しを行うことはできない。

万一、買戻し請求を行った受益者が、サブ・ファンドにより買い戻された受益証券の最終の純資産価格を超過する買戻し代金を受領した場合、受託会社または管理会社は、当該サブ・ファンドの超過支払額を填補するために超過の買戻し代金を受領した受益者が保有する超過買戻し金の額に相当する数の受益証券を、追加の支払いなく、買い戻す権利を有するものとする。受益者が保有するすべての受益証券について買戻しを行った場合、受託会社または管理会社は、当該受益者に対して支払われた超過額の返還を請求する権利を有するものとする。

買戻しの制限等

サブ・ファンドの受益証券1口当たり純資産価格の決定および/またはサブ・ファンドの受益証券の買戻しは、受託会社が、管理会社と協議の上、自らの単独の裁量により、次に掲げる期間を含め、いかなる理由に基づいても停止することができる。

- () 通常の休日および週末以外に、サブ・ファンドの直接的もしくは間接的な投資対象が値付けされている証券取引所が閉鎖されている期間、または取引が制限もしくは停止されている期間
- () 受託会社が、サブ・ファンドによる投資対象の評価または処分が合理的に実行可能ではないか、またはサブ・ファンドの受益者に重大な不利益を生じると判断する緊急事態またはその他の状況を構成する事由が存続している期間
- () サブ・ファンドの直接的もしくは間接的な投資対象についての、もしくは上述の証券取引所における時価についての価格もしくは価値を決定する際に通常用いられている通信手段が故障している期間、または、その他の何らかの理由によって、サブ・ファンドが（直接的もしくは間接的に）保有している投資対象の価格もしくは価値が合理的に迅速かつ正確に確定できない場合
- () 受託会社が管理会社と協議した上で、いずれかの投資対象の換金または取得に伴う資金移動が通常の為替レートで実行できないと判断する期間
- () 受託会社または管理会社が、サブ・ファンドに関係する受託会社、管理会社もしくは管理事務代行会社またはその関係会社、子会社もしくは提携会社、またはサブ・ファンドのその他のサービス提供者に適用されるマネー・ロンダリング防止規制を遵守するために停止が必要と判断する期間

かかる停止期間が一週間を超える見込みである場合、受益者名簿上のすべての受益者に対して、かかる停止から7日以内に文書で通知が行われ、また、停止が解消された場合も速やかに通知される。

受益証券の強制的買戻し

受託会社は、適切と判断する書面による通知を行った上で、受益証券の増加、転換または均一化などを実施するために、いつでもその単独の裁量に基づき、理由のいかなを問わず、買戻しが行われていないあらゆる受益証券を関連する取引日において買戻価格または受託会社が決定するその他の価格で買戻すことができる。

上記の一般性を損なうことなく、受託会社が、いずれかの受益証券が次に掲げる者によって直接または実質的に保有されていることを知り、またはそのように信じる理由がある場合、受託会社は、() 受益者に対して、当該受益証券を保有する適格を有する者に対して買戻価格で受益証券を譲渡することを要求する通知（受託会社が適切と考える様式による）を行うか、または() 書面により当該受益証券の買戻しを請求するかのいずれかを行う権利を有する。かかる通知を受領した者が30日以内に当該受益証券を譲渡せず、または受託会社に買戻請求を提出しない場合、30日の期間の満了時において当該受益者が保有するすべての受益証券について買戻しの請求があったものとみなされる。

- () ある受益者がいずれかの国または政府の法律または要件に違反しており、かかる違反により、受益証券を保有する適格を失うこととなり、その結果、サブ・ファンド、受託会社または管理会社が、かかる違反がなければ負担することがなかったような納税の義務もしくは何らかの不利益を負担するような場合における、かかる者
- () 適格投資家ではない者、または適格投資家ではない者のために受益証券を取得した者
- () ある者に関する事由により、サブ・ファンド、受託会社または管理会社が、かかる事由がなければ負担することがなかったような納税の義務または何らかの法律上、金銭上、規制上もしくは重大な行政上の不利益を負担すると管理会社が判断する場合における、かかる者

(2) 日本における買戻し

日本における投資家は、各取引日に、日本における販売会社を通じ、管理事務代行会社に対して買戻しを請求することができる。買戻請求の受付時間は、原則として各取引日の午後3時（日本時間）または日本における販売会社が別途定める時までとする。

買戻価格は、買戻請求が受けつけられた取引日における各クラスの受益証券の1口当たり純資産価格である。

受益者が保有するすべての受益証券に関する買戻請求の場合を除き、買戻請求は0.001口の整数倍単位で行わなければならない。ただし、日本における販売会社は、これと異なる単位を定めることができる。受益証券の買戻しを希望する投資者は、買戻口数を明記した買戻請求通知を販売取扱会社に提出しなければならない。日本における販売会社は、原則として、該当する取引日の正午（ルクセンブルク時間）までに買戻請求を管理事務代行会社に取り次ぐものとする。

大量の買戻請求があった場合、上記「（１）海外における買戻し」の「買戻しの制限等」が適用されることがある。なお、上記「（１）海外における買戻し」中の事項は、日本における買戻しにおいても適宜準用される。

日本の投資者に対する買戻代金の支払は、口座約款に基づき、原則として国内約定日から起算して4国内営業日目に行われる（ただし、日本における販売会社が日本の投資者との間で別途取り決める場合を除く。）。

買戻し手数料は課されない。買戻代金の支払は、口座約款の定めるところに従って販売会社を通じて行い、円貨または各クラスの表示通貨により行われるものとする。

3【資産管理等の概要】

（１）【資産の評価】

純資産価格の計算

受託会社は、各評価日の営業時間終了時における関連するサブ・ファンドの表示通貨によるサブ・ファンドの純資産価格およびサブ・ファンドの各クラス受益証券の１口当たり純資産価格を計算し、または適法に選任された計算事務の受託者をして計算させるものとする。

サブ・ファンドの純資産価格およびサブ・ファンドの各クラス受益証券の１口当たり純資産価格を計算するにあたり、受託会社（またはその委託を受けた受託者）は、関連するサブ・ファンドの評価方針および手続に従う。

受託会社または適法に選任された計算事務の受託者によるサブ・ファンドの純資産価格およびサブ・ファンドの各クラス受益証券の１口当たり純資産価格の決定は、悪意または明白な誤りがない限り、最終的なものとする。悪意または明白な誤りがない限り、受託会社は、第三者から提供された評価に依拠して行ったサブ・ファンドの純資産価格およびサブ・ファンドの各クラス受益証券の１口当たり純資産価格の計算における誤りについて責任を負わないものとする。受託会社および適法に選任された計算事務の受託者は、明白な誤りがない限り、公認の価格情報提供元もしくは副投資顧問会社またはその他の第三者により、受託会社または適法に選任された計算事務の受託者に対して提供された評価に依拠したことにより完全な保護を受けるものとする。

管理会社は、過去に行われた純資産価格または１口当たり純資産価格の計算の過誤に対応するために必要な数の新たな受益証券を発行し、またはかかる数の既発行の受益証券を（受益者にかかる買戻しに係る買戻金を支払うことなく）強制的に買い戻すことができる。

サブ・ファンドの純資産価格は、管理事務代行会社により、当該サブ・ファンドの受益証券の表示通貨で計算され、信託証書の規定のほか一般に公正妥当と認められている会計原則に基づき決定されるサブ・ファンドの全資産から全債務を控除した額と等しいものとする。

サブ・ファンドの資産は、以下を含むものとみなされる。

- （ ）一切の手元現金、預金またはコール資金（その経過利息を含む。）、および発生済みであるが未受領の配当またはその他の分配金
- （ ）一切の投資対象
- （ ）一切の為替手形、請求払手形、約束手形、および受取勘定
- （ ）受託会社により決定されるサブ・ファンドの初期費用（ただし、当該初期費用が償却されていない場合に限る。）
- （ ）受託会社により随時評価され決定される、サブ・ファンドに帰属するその他一切の資産（前払費用を含む。）

サブ・ファンドに帰属する債務は、以下を含むものとみなされる。

- （ ）一切の為替手形、手形および買掛金
- （ ）日々計算される、未払いおよび／または発生済みの一切の費用（既に発生しまたは期限が到来した関連するサブ・ファンドの投資顧問会社に対する業績連動報酬を含む。）
- （ ）その種類および性質を問わず、受託会社の裁量において、公課・費用等の引当金を含むがこれらに限られないサブ・ファンドに帰属するその他一切の債務（受託会社が決定する偶発債務に関する金額を含む。）

サブ・ファンドの費用または債務は、受託会社が決定する期間で償却することができ、未償却の金額は、いつでも、サブ・ファンドの資産とみなされるものとする。

サブ・ファンドの資産の価値は、以下のとおり決定されるものとする。

- （ ）額面価格で取得された預金証書およびその他の預金は、その元本金額に、取得日から発生済みの利息を加えた金額で評価されるものとする。
- （ ）ディスカウントまたはプレミアム付の価格で取得された預金証書は、これらに関する通常の取引慣行に基づき評価されるものとする。
- （ ）宣言されまたは既に発生しかつ未受領の前払費用、現金配当および利息の価値は、その全額とみなされるものとする。ただし、受託会社がかかる費用等が全額支払われまたは受領され

る可能性が低いと考える場合はこの限りでない。かかる場合、これらの価値は、その真の価値を反映するため、受託会社が適切と考える割引を行った上で決定されるものとする。

- () 金融商品取引所に上場されるか、またはその他の組織化された市場で取引される投資対象は、入手可能な最終価格で評価されるものとする。ただし、金融商品取引所に上場されているものの、当該金融商品取引所の市場外または店頭市場においてプレミアム付またはディスカウントで取得または取引されている投資対象の価値は、当該投資対象の評価日時点のプレミアムまたはディスカウントの水準を考慮した上で評価されるものとする。
- () 未上場有価証券は、投資顧問会社が適切であると判断する場合、同一または類似の有価証券の直近の取引およびブローカー・ディーラーまたは公認の値付けサービス提供者から入手した評価情報を考慮した上で、投資顧問会社により誠実に決定される公正な市場価格で評価される。
- () 決済会社において扱われもしくはこれを通じて取引されるデリバティブ商品、取引所において扱われるデリバティブ商品、または金融機関を通じて取引されるデリバティブ商品は、当該決済会社、取引所または金融機関により値付けされた直近の公式な決済価格を参照して評価されるものとする。
- () 利付有価証券に発生した一切の利息（ただし、かかる利息が当該有価証券の元本額に含まれている場合を除く。）
- () 上記の評価方法にかかわらず、何らの評価方法も定められていない場合、または受託会社がいずれの評価方法も実行可能または適切ではないと考える場合、受託会社は、関係する投資顧問会社と協議の上で、かかる状況において公平であると受託会社が考える評価方法を誠実に使用する権利を有するものとする。

純資産価格の計算の停止

サブ・ファンドの受益証券１口当たり純資産価格の決定および／またはサブ・ファンドの受益証券の発行および／または買戻しは、受託会社の単独の裁量により、次に掲げる期間を含め、いかなる理由に基づいても停止することができる。

- () 通常の休日および週末以外に、サブ・ファンドの直接的もしくは間接的な投資対象が値付けされている金融商品取引所が稼動していない期間、または取引が制限もしくは停止されている期間
- () 受託会社が、緊急事態またはサブ・ファンドの投資対象の評価もしくは処分が合理的に実行可能ではないか、またはサブ・ファンドの受益者に重大な不利益を生じると判断する事態が継続している期間
- () サブ・ファンドの直接的もしくは間接的な投資対象の価格もしくは価値、上記の金融商品取引所における現在価値を決定する際に通常用いられている通信媒体が停止している期間、または、その他のいずれかの者にとってサブ・ファンドが直接的もしくは間接的に保有している投資対象の価格もしくは価値が迅速かつ正確に取得できないと合理的に判断される時
- () 受託会社が管理会社と協議した上で、いずれかの投資対象の換価または取得に伴う資金移動が通常の為替レートで実行できないと判断する期間
- () 受託会社または管理会社が、サブ・ファンドに関係する受託会社、管理会社もしくは管理事務代行会社またはその関連会社、子会社もしくは提携会社、またはサブ・ファンドのその他のサービス提供者に適用されるマネー・ロンダリング防止規制を遵守するために停止が必要と判断する期間

かかる停止期間が一週間を超える見込みである場合、すべての受益者に対して、かかる停止から７日以内に文書で通知が行われ、また、停止が解消された場合も速やかに通知される。

(2) 【保管】

日本の投資者に販売される受益証券の確認書は、日本における販売会社の保管者名義で保管され、日本の受益者に対しては、販売取扱会社から受益証券の取引残高報告書が定期的に交付される。

ただし、日本の受益者が別途、自己の責任で保管する場合は、この限りではない。

（３）【信託期間】

サブ・ファンドは、管理会社が受託会社および投資顧問会社と協議の上、存続期間の延長を決定しない限り、平成36年（2024年）9月30日に終了する。ただし、下記「（５）その他ファンドの解散」に定めるいずれかの方法により当該日までに終了する場合を除く。

（４）【計算期間】

サブ・ファンドの決算期は毎年9月30日である。

（５）【その他】

ファンドの解散

サブ・ファンドは、以下の場合、平成36年（2024年）9月30日以前に終了することがある。

- （ ）特別決議により可決された場合
- （ ）サブ・ファンドのケイマン諸島における規制ミューチュアル・ファンドとしての当局による許可または他の承認が廃止または改正された場合
- （ ）管理会社との協議を経た受託会社が、その裁量で、サブ・ファンドを継続することが現実的でなく、望ましくなく、または受益者の利益に反すると判断した場合
- （ ）受託会社が辞任した後、適切な代替または後継受託会社を確保できない場合
- （ ）何らかの理由により、サブ・ファンドのいずれかのクラスの純資産価額がいずれかのファンド営業日において25百万米ドル（当該クラスの通貨建てが米ドルではない場合にはその相当額）を下回った場合、受託会社は管理会社と協議の上、そのクラスの発行済みの受益証券の（一部ではなく）すべてを当該受益証券の買戻しを行うファンド営業日に計算される各クラスの受益証券1口当たり純資産価格で買い戻すことができる。その場合、買い戻されるクラスの受益証券の登録されたすべての保有者に対して30日前までに買戻しの通知が行われる。また、何らかの理由により、サブ・ファンドの純資産価額がいずれかのファンド営業日において25百万米ドルを下回った場合受託会社は管理会社と協議の上、その発行済みの受益証券の（一部ではなく）すべてを当該受益証券の買戻しを行うファンド営業日に計算される各クラスの受益証券1口当たり純資産価格で買い戻すことができる。その場合、買い戻されるクラスの受益証券の登録されたすべての保有者に対して30日前までに買戻しの通知が行われる。

- （ ）サブ・ファンドは、マスター・ファンドが償還される際に終了することがある。

信託証書の変更

受託会社および管理会社は、一切の目的のために適切または望ましいと思料される方法および範囲で、信託証書の条項を、信託証書に補遺信託証書を付することにより随時改正、変更または追加することができる。ただし、かかる改正、変更もしくは追加は、適法に招集および開催された受益者集会の特別決議による承認がない限り行われ不得とする。改正、変更または追加が、次のいずれかに該当する場合は、かかる承認は必要ではない。

- (a) ケイマン諸島における投資信託法および信託法またはケイマン諸島の法のもとに定められたその他の規則の改正によりもたらされた変更を含む法律の一切の改正を履行するため
- (b) 一切のかかる法律の改正の直接的な結果によるもの
- (c) トラストまたはトラストのいずれかのサブ・ファンドの名称変更を行うため
- (d) 会計年度年初および終了日付を変更するため、もしくは年間収益配分日付を変更するため
- (e) その他の会計期間の始まりおよび終了する日付を変更、もしくはかかる会計期間に関連する分配日（中間会計期間および中間配分日を含む。）を変更するため

- (f) 管理会社および受託会社が、受益者および潜在受益者の利益となるかもしくはこれら一切の者が一切の重要な不利益を被らないと同意する変更をするため
- (g) 信託証書から不要となった条項を削除するため
- (h) 管理会社および受託会社が解任された場合または辞任を希望もしくは辞任したときにこれらを替えるため
- (i) 明白な誤りを訂正するためにおいてのみ必要とされる場合
- (j) 当局、ケイマン諸島における投資信託法および信託法、もしくはトラストが従う他の法、規則の要求を熟考し、従う場合、もしくは追加のサブ・ファンドを設定する場合

関係法人との契約の更改等に関する手続

投資運用およびリスク・マネジメント委託契約

投資運用およびリスク・マネジメント委託契約は、一方当事者が相手方当事者に対して3か月前に書面による通知をすることにより終了することができる。副管理会社は、管轄規制当局による要求がある場合は、即時通告により同契約を終了することができる。

同契約は、ケイマン諸島の法律に準拠し、ケイマン諸島法により解釈され、同契約の当事者は、ルクセンブルグ市の裁判所の非専属的裁判管轄権に取消不能の形で服している。

同契約は、書面によって変更される。

保管・管理事務代行契約

保管・管理事務代行契約は、一方当事者が他方当事者に対し、90日以上前に書面による通知をすることにより終了する。

同契約は、ケイマン諸島の法律に準拠し、同法により解釈される。

同契約は、両当事者が署名した書面による合意がある場合にのみ変更することができる。

一任投資顧問契約

一任投資顧問契約は、一方当事者が相手方当事者に対して30日前に書面による通知をすることにより終了することができる。

同契約は、ルクセンブルク大公国の法律に準拠し、ルクセンブルク法により解釈される。

上記にかかわらず、投資顧問会社は、金融商品におけるEU市場通達（2004/39/EC）に従い金融庁の規制を受けるため、投資顧問会社はイギリスおよびウェールズの法律に準拠する義務を負う。

同契約は、両当事者の書面の合意により変更することができる。

副投資顧問契約（GSAMニューヨーク）

副投資顧問契約は、両当事者が合意した場合、いつでも終了させることができる。

同契約は、両当事者が書面で合意した場合、いつでも変更することができる。

副投資顧問契約（GSAMシンガポール）

副投資顧問契約は、両当事者が合意した場合、いつでも終了させることができる。

同契約は、両当事者が書面で合意した場合、いつでも変更することができる。

代行協会員契約

代行協会員契約は、一方当事者が他方当事者に対し、3か月前に書面による通知をすることにより終了する。

同契約は、日本国の法律に準拠し、同法により解釈されるものとし、同法に基づき変更することができる。

4【受益者の権利等】

（１）【受益者の権利等】

受益者が管理会社および受託会社に対し受益権を直接行使するためには、ファンド証券名義人として、登録されていなければならない。したがって、販売取扱会社にファンド証券の保管を委託している日本の受益者はファンド証券の登録名義人でないため、自ら管理会社および受託会社に対し、直接受益権を行使することができない。これら日本の受益者は、販売取扱会社との間の口座約款に基づき、販売取扱会社を通じて受益権を自己のために行使させることができる。

ファンド証券の保管を販売取扱会社に委託しない日本の受益者は、本人の責任において権利行使を行う。

受益者の有する主な権利は次のとおりである。

（ ）分配請求権

受益者は、管理会社の決定した分配金を、持分に応じて管理会社に請求する権利を有する。

（ ）買戻請求権

受益者は、ファンド証券の買戻しを、管理会社に請求する権利を有する。

() 残余財産分配請求権

サブ・ファンドが解散された場合、受益者は受託会社に対し、その持分に応じて残余財産の分配を請求する権利を有する。

() 議決権

信託証書に基づき、各受益証券の受益者は、すべての受益者集会において、一口当たり一議決権を有する。管理会社または受託会社は、信託証書に従って、いつでも、適切と考える日時および場所において受益者集会を開催することができ、また、受託会社は、発行済受益証券の総額の10分の1以上を有する受益者が書面により要求した場合には、受益者集会を開催しなくてはならない。いずれの受益者集会においても、挙手の場合には、すべての受益者について、（個人の場合には）出席者ごとに、（法人の場合には）適式に授權された代表者が、一議決権を有する。投票の場合には、保有する受益証券ごとに、上記の各受益者または代理人により参加している受益者が、一議決権を有する。サブ・ファンドの受益者集会についての特別決議には、自ら出席または代理人により出席している受益者の4分の3以上の多数が必要とされる。

特定のクラスの受益者にのみ関係する事項を協議するために、クラスの受益者のための個別の受益者集会を開催することができる。その場合、信託証書の関連する条項はかかる受益者集会に適用されるものとする。

(2) 【為替管理上の取扱い】

日本の受益者に対するサブ・ファンドの受益証券の分配金、買戻代金等の送金に関して、ケイマン諸島における外国為替管理上の制限はない。

(3) 【本邦における代理人】

森・濱田松本法律事務所 東京都千代田区丸の内二丁目6番1号
丸の内パークビルディング

上記代理人は、管理会社から日本国内において、

- () 管理会社またはサブ・ファンドに対する、法律上の問題および日本証券業協会の規則上の問題について一切の通信、請求、訴状、その他の訴訟関係書類を受領する権限、
 - () 日本におけるファンド証券の募集販売および買戻しの取引に関する一切の紛争、見解の相違に関する一切の裁判上、裁判外の行為を行う権限
- を委任されている。

なお、関東財務局長に対するファンド証券の募集、継続開示等に関する届出代理人および金融庁長官に対する届出代理人は、

弁護士 三浦 健

弁護士 大西 信治

東京都千代田区丸の内二丁目6番1号 丸の内パークビルディング

森・濱田松本法律事務所

である。

(4) 【裁判管轄等】

日本の投資者が取得したファンド証券の取引に関連する訴訟の裁判管轄権は下記の裁判所が有することを管理会社は承認している。ただし、確定した判決の執行手続きは、関連する法域の法令に従い行われる。

東京地方裁判所 東京都千代田区霞が関一丁目1番4号

第３【ファンドの経理状況】

- a．サブ・ファンドの直近２会計年度の日本文の財務書類は、ケイマン諸島における法令および一般に認められた会計原則に準拠して作成された原文の財務書類を翻訳したものである（ただし、円換算部分を除く。）。これは「特定有価証券の内容等の開示に関する内閣府令」に基づき、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」第131条第５項ただし書の規定の適用によるものである。
- b．サブ・ファンドの原文の財務書類は、外国監査法人等（公認会計士法（昭和23年法律第103号）第１条の３第７項に規定する外国監査法人等をいう。）であるプライスウォーターハウスクーパース ケイマン諸島から監査証明に相当すると認められる証明を受けており、当該監査証明に相当すると認められる証明に係る監査報告書に相当するもの（訳文を含む。）が当該財務書類に添付されている。
- c．サブ・ファンドの原文の財務書類は、米ドルで表示されている。
- d．日本文の財務書類には、主要な金額について円換算額が併記されている。日本円への換算には、平成28年１月29日現在における株式会社三菱東京ＵＦＪ銀行の対顧客電信売買相場の仲値（１米ドル＝120.87円）が使用されている。なお、千円未満の金額は四捨五入されている。日本円に換算された金額は四捨五入のため合計欄の数値が総数と一致しない場合がある。

1【財務諸表】

(1)【貸借対照表】

G S C o C o s & キャピタル証券ファンド

財政状態計算書

2015年9月30日現在

	注記	2015年 9 月30日		2014年 9 月30日	
		(米ドル)	(千円)	(米ドル)	(千円)
資産					
流動資産					
純損益を通じて公正価値で測定される金融資産	3 (c)	157,849,950	19,079,323	142,225,331	17,190,776
投資売却未収入金	2	2,747,543	332,096	-	-
申込受益証券未収入金		1,213,934	146,728	275,496	33,299
その他の資産		620	75	5,048	610
現金および現金同等物	12	51,814	6,263	50,001	6,044
資産合計		161,863,861	19,564,485	142,555,876	17,230,729
負債					
流動負債					
純損益を通じて公正価値で測定される金融負債	3 (c)	2,488	301	980,843	118,554
買戻受益証券未払金		2,733,126	330,353	-	-
投資購入未払金	2	9,821,174	1,187,085	275,613	33,313
未払投資顧問報酬	7 (a)	287,793	34,786	251,370	30,383
未払販売報酬	7 (d)	287,793	34,786	251,370	30,383
未払弁護士報酬		47,489	5,740	65,808	7,954
未払監査報酬		38,335	4,634	35,000	4,230
未払管理報酬	7 (b)	20,525	2,481	15,711	1,899
未払管理事務代行報酬および名義書換事務代行報酬	7 (c)	13,924	1,683	15,247	1,843
未払保管報酬	7 (f)	12,021	1,453	7,326	885
未払代行協会員報酬	7 (g)	10,792	1,304	9,426	1,139
未払受託報酬	7 (e)	3,481	421	3,596	435
その他の未払費用		6,137	742	3,225	390
負債合計（買戻可能参加受益証券の受益者に帰属する純資産を除く。）		13,285,078	1,605,767	1,914,535	231,410
買戻可能参加受益証券の受益者に帰属する純資産		148,578,783	17,958,718	140,641,341	16,999,319

添付の注記は、当財務書類の不可分の一部である。

（２）【損益計算書】

G S C o C o s & キャピタル証券ファンド

包括利益計算書

2015年９月30日終了年度

	注記	2015年 9 月30日		2014年 9 月30日 ⁽¹⁾	
		(米ドル)	(千円)	(米ドル)	(千円)
収益					
受取利息	3 (b)	1,695	205	487	59
純損益を通じて公正価値で測定される 金融資産および金融負債に係る実現純 利得/(損失)：					
投資		2,511,706	303,590	31,041	3,752
外国通貨契約		(5,246,276)	(634,117)	(1,857,876)	(224,561)
純損益を通じて公正価値で測定される 金融資産および金融負債に係る未実現 利得/(損失)の純変動額：					
投資		1,342,665	162,288	(767,236)	(92,736)
外国通貨契約		1,394,808	168,590	(980,742)	(118,542)
純収益/(損失)		4,598	556	(3,574,326)	(432,029)
営業費用					
支払利息	3 (b)	100	12	174	21
投資顧問報酬	7 (a)	1,064,930	128,718	287,710	34,776
販売報酬	7 (d)	1,064,930	128,718	287,709	34,775
設立費用	3 (b)	86,294	10,430	42,959	5,192
管理報酬	7 (b)	69,096	8,352	17,982	2,173
管理事務代行報酬および名義書換事務 代行報酬	7 (c)	53,633	6,483	15,247	1,843
保管報酬	7 (f)	47,857	5,784	7,326	885
監査報酬		40,553	4,902	35,000	4,230
代行協会員報酬	7 (g)	39,935	4,827	10,789	1,304
弁護士報酬		24,292	2,936	65,808	7,954
受託報酬	7 (e)	13,519	1,634	3,596	435
その他の費用		4,497	544	3,069	371
営業費用合計		2,509,636	303,340	777,369	93,961
営業による純(損失)		(2,505,038)	(302,784)	(4,351,695)	(525,989)
財務費用：					
参加受益者に対する分配金	10	4,353,548	526,213	712,522	86,123
営業による買戻可能参加受益証券の受 益者に帰属する純資産の変動		(6,858,586)	(828,997)	(5,064,217)	(612,112)

⁽¹⁾ 2014年 6 月10日（運用開始日）から2014年 9 月30日までの期間。

添付の注記は、当財務書類の不可分の一部である。

G S C o C o s & キャピタル証券ファンド
買戻可能参加受益証券の受益者に帰属する純資産変動計算書
2015年 9 月30日終了年度

	注記	2015年 9 月30日		2014年 9 月30日 ⁽¹⁾	
		(米ドル)	(千円)	(米ドル)	(千円)
買戻可能参加受益証券の受益者に帰属する純資産期首残高		140,641,341	16,999,319	-	-
買戻可能参加受益証券の発行による収入合計	8	71,899,718	8,690,519	147,422,466	17,818,953
買戻可能参加受益証券の買戻しによる支払合計	8	(57,103,690)	(6,902,123)	(1,716,908)	(207,523)
営業による買戻可能参加受益証券の受益者に帰属する純資産の変動		(6,858,586)	(828,997)	(5,064,217)	(612,112)
買戻可能参加受益証券の受益者に帰属する純資産期末残高		148,578,783	17,958,718	140,641,341	16,999,319

⁽¹⁾ 2014年 6 月10日（運用開始日）から2014年 9 月30日までの期間。

添付の注記は、当財務書類の不可分の一部である。

G S C o C o s & キャピタル証券ファンド

キャッシュ・フロー計算書

2015年9月30日終了年度

	注記	2015年 9 月30日		2014年 9 月30日 ⁽¹⁾	
		(米ドル)	(千円)	(米ドル)	(千円)
営業活動によるキャッシュ・フロー					
営業による買戻可能参加受益証券の受益者に帰属する純資産の変動		(6,858,586)	(828,997)	(5,064,217)	(612,112)
調整：					
現金に係る為替差益/(損)		(767)	(93)	-	-
参加受益者に対する分配金	10	4,353,548	526,213	712,522	86,123
受取利息		(1,695)	(205)	(487)	(59)
支払利息		100	12	174	21
合計		(2,507,400)	(303,069)	(4,352,008)	(526,027)
営業資産の純(増加)/減少：					
投資売却未収入金	2	(2,747,543)	(332,096)	-	-
その他の資産		4,428	535	(5,048)	(610)
純損益を通じて公正価値で測定される金融資産		(15,624,619)	(1,888,548)	(142,225,331)	(17,190,776)
営業負債の純増加/(減少)：					
投資購入未払金	2	9,545,561	1,153,772	275,613	33,313
未払投資顧問報酬	7 (a)	36,423	4,402	251,370	30,383
未払販売報酬	7 (d)	36,423	4,402	251,370	30,383
未払管理報酬	7 (b)	4,814	582	15,711	1,899
未払保管報酬	7 (f)	4,695	567	7,326	885
未払監査報酬		3,335	403	35,000	4,230
未払代行協会員報酬	7 (g)	1,366	165	9,426	1,139
未払受託報酬	7 (e)	(115)	(14)	3,596	435
未払管理事務代行報酬および名義書換事務代行報酬	7 (c)	(1,323)	(160)	15,247	1,843
未払弁護士報酬		(18,319)	(2,214)	65,808	7,954
その他の未払費用		2,912	352	3,225	390
純損益を通じて公正価値で測定される金融負債		(978,355)	(118,254)	980,843	118,554
営業活動による/(に使用された)キャッシュ		(12,237,717)	(1,479,173)	(144,667,852)	(17,486,003)
利息受取額		1,695	205	487	59
利息支払額		(100)	(12)	(174)	(21)
営業活動による/(に使用された)正味キャッシュ		(12,236,122)	(1,478,980)	(144,667,539)	(17,485,965)

注記	2015年 9 月30日		2014年 9 月30日 ⁽¹⁾	
	(米ドル)	(千円)	(米ドル)	(千円)
財務活動によるキャッシュ・フロー：				
買戻可能参加受益証券の発行による収入	70,961,280	8,577,090	147,146,970	17,785,654
買戻可能参加受益証券の買戻しによる支出	(54,370,564)	(6,571,770)	(1,716,908)	(207,523)
参加受益者に対する分配金	(4,353,548)	(526,213)	(712,522)	(86,123)
財務活動による/(に使用された)正味キャッシュ	12,237,168	1,479,106	144,717,540	17,492,009
現金に係る為替差益/(損)	767	93	-	-
現金の純増加/(減少)	1,813	219	50,001	6,044
現金および現金同等物期首残高	50,001	6,044	-	-
現金および現金同等物期末残高	51,814	6,263	50,001	6,044

⁽¹⁾ 2014年 6 月10日（運用開始日）から2014年 9 月30日までの期間。

添付の注記は、当財務書類の不可分の一部である。

G S C o C o s & キャピタル証券ファンド

財務書類に対する注記

2015年9月30日終了年度

1. 組織

G S C o C o s & キャピタル証券ファンド（以下「サブ・ファンド」という。）は、MUGC G S ケイマン・ファンド（以下「トラスト」という。）のサブ・ファンドである。トラストは、ブラウン・ブラザーズ・ハリマン・トラスト・カンパニー（ケイマン）リミテッド（以下「受託会社」という。）および三菱UFJグローバルカストディ・エス・エイ（以下「管理会社」という。）が締結した、ケイマン諸島の信託法（2011年改訂）に基づく2010年2月10日付信託証書（補足または改訂されることがある。以下「信託証書」という。）により設定された、オープン・エンド型のアンブレラ型免税ユニット・トラストである。トラストは、ミューチュアル・ファンド法（改訂済）により規制されている。

サブ・ファンドの関連当事者であるゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント・インターナショナル（以下「GSAMI」という。）が、サブ・ファンドとの投資顧問契約（以下「投資顧問契約」という。）に従って、投資顧問を務めている。投資顧問会社は、サブ・ファンドの投資に関する日常業務の監督および監視の責任を負っている。

投資顧問会社は、いずれもゴールドマン・サックス・グループ・インク（以下「ゴールドマン・サックス」という。）の関連当事者である、ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント・エル・ピー（以下「GSAM」という。）およびゴールドマン・サックス（シンガポール）ピーティーイー（以下「GSシンガポール」という。）を、副投資顧問契約および副投資顧問・参加関連会社サービス契約（以下、併せて「副投資顧問契約」という。）に従って副投資顧問会社に任命している。副投資顧問契約に基づき、GSAMおよびGSシンガポールは、サブ・ファンドに対し専門家としての投資の助言を継続的に提供し、サブ・ファンドの代わりにすべての取引を実行および管理する。GSAMおよびGSシンガポールは、副投資顧問契約に基づき提供するサービスの対価として報酬を受け取る。

サブ・ファンドは、以下の日に運用を開始し、受益証券クラスを設定した。

受益証券クラス	運用開始日
米ドル（毎月）クラス	2014年6月10日
米ドル（年2回）クラス	2014年6月10日
ユーロ（毎月）クラス	2014年6月10日
ユーロ（年2回）クラス	2014年6月10日
円（毎月）クラス	2014年6月10日
円（年2回）クラス	2014年6月10日

財務書類は、サブ・ファンドの機能通貨および表示通貨である米ドル建で表示されている。投資顧問会社は、この通貨が、サブ・ファンドの基本的な取引、事象および状態の経済的効果を最も正確に示すと考えている。

２．投資目的

サブ・ファンド（以下「フィーダー・ファンド」という。）の投資目的は、ゴールドマン・サックス C o C o s & キャピタル証券ポートフォリオ（以下「マスター・ファンド」という。）への投資を通じて、主に、銀行や保険会社を含む世界の金融機関およびその他の企業により発行される偶発資本証券（Contingent Capital Securities）（すなわち、偶発転換社債（Contingent Convertible Securities）、以下「C o C o s」という。）ならびに優先証券、永久劣後債および期限付劣後債（以下総称して「キャピタル証券」という。）で構成される分散ポートフォリオに投資することにより、インカム・ゲインおよびキャピタル・ゲインからなる魅力あるトータル・リターンを追求することである。C o C o s に関連して、これらの種類のキャピタル証券には、金融機関の財務上の健全性を維持する目的で、特定のトリガー事由（自己資本比率が事前に定められた水準を下回るなど）が発生した場合に元本の全部または一部が削減される、あるいは株式に転換されるといった条項が付されている。

マスター・ファンドの投資目的は、主に、固定利付証券（投資適格と投資適格を下回るセクターの両方）、株式および／または株式関連証券および金融デリバティブ商品に投資することにより、インカム・ゲインおよびキャピタル・ゲインからなる魅力あるトータル・リターンを追求することである。

固定利付証券には、ルクセンブルグの法律およびマスター・ファンドの投資方針に基づいて適用される可能性のある制限に服することを条件として、あらゆる種類の債務証券および債券（固定金利および変動金利の債券、優先社債および劣後債（社債、C o C o s、ディベンチャー、ノートおよびコマーシャル・ペーパーなど）、政府、政府機関および政府関連機関または中央銀行によって発行されたプレディ債およびその他の債券、転換債務証券および債券、アセット・バック証券、モーゲージ・バック証券、ローン担保証券、債務担保証券、優先証券、エマージング市場債券、政府および中央銀行によって発行された証券に関するリバース・レポ契約、ならびにローン・パーティシペーションおよび／またはローン・アサインメントを含むがこれらに限られない。）が含まれる。ただし、かかる商品は、短期金融市場で通常取引される短期金融商品と一致し、流動性を有し、かつ、適用法および規則に従って、いつでも正確に決定することができる価値を有するものとする。マスター・ファンドはその資産の20%超をモーゲージ・バック証券およびアセット・バック証券に投資することができる。

株式には、株式および／または株式に関連する譲渡性のある証券（普通株式、ワラントならびに株式、米国預託証券（ADR）、欧州預託証券（EDR）および海外株式預託証券（GDR）を取得するその他の権利を含む。）を含むことがあるがこれらに限定されない。

マスター・ファンドとフィーダー・ファンドの投資顧問会社は同一である。

サブ・ファンドは、マスター・ファンドへの投資を通じて、金融機関以外の企業が発行した普通社債、優先証券、劣後債およびC o C o s への投資を実質的に行うことがある。キャピタル証券およびC o C o s に対するマスター・ファンドの投資水準は、投資状況およびその他の要因により大幅に引き下げられる可能性がある。

サブ・ファンドの投資目的が達成される、またはサブ・ファンドのポートフォリオのデザインおよびリスク管理またはヘッジ戦略が成功するという保証はない。

マスター・ファンドとフィーダー・ファンドの重要な会計方針は統一されている。

フィーダー・ファンドは、2015年9月30日現在、マスター・ファンドの純資産の99.97%、2014年9月30日現在、マスター・ファンドの純資産の100%を保有している。マスター・ファンドは、ルクセンブルグにおいて2010年12月17日法のパート に基づき登録されている投資法人であるゴールドマン・サックス・ファンズS I C A V（以下「法人」という。）のサブ・ファンドである。

フィーダー・ファンドは、マスター・ファンドを投資対象としている。2015年9月30日終了年度において、フィーダー・ファンドがマスター・ファンドに対して行った払込総額および買戻し総額は、それぞれ82,169,435米ドルおよび80,355,734米ドルであった。2015年9月30日現在、払込義務はなく、サブ・ファンドは、マスター・ファンドに対する未決済の購入に関する未払金を9,821,174米ドルとマスター・ファンドに対する未決済の売却に関する未収金を2,747,543米ドル有していた。2014年9月30日終了年度において、フィーダー・ファンドがマスター・ファンドに対して行った払込および買戻しの総額は、それぞれ

146,294,090米ドルおよび5,582,615米ドルであった。2014年9月30日現在、払込義務はなく、またサブ・ファンドは、マスター・ファンドに対する未決済の購入に関する未払金を275,613米ドル有していた。

サブ・ファンドは、マスター・ファンドの買戻可能参加受益証券を購入することにより、マスター・ファンドに対して投資を行っている。マスター・ファンドは、営業日であれば常時、当該受益証券の買戻しに応じている。

マスター・ファンドのポートフォリオの公正価値が変動し、これに応じてマスター・ファンドの公正価値が変動することにより、サブ・ファンドに損失が生じる可能性がある。

3. 重要な会計方針の要約

(a) 財務書類

財務書類の作成の基礎

当財務書類は、国際財務報告基準（以下「IFRS」という。）に従って作成されている。当財務書類は、純損益を通じて公正価値で測定される金融資産および金融負債（デリバティブ商品を含む。）の再評価により修正された取得原価主義に基づき作成されている。財務書類の作成には、財務書類および添付の注記の報告金額に影響を与える可能性がある経営者による一定の見積りおよび仮定が要求される。実際の結果はこれらの見積りと異なる可能性がある。

・サブ・ファンドが早期適用した基準、修正および解釈指針

サブ・ファンドが早期適用した基準、修正または解釈指針はなかった。

・2014年6月10日以後開始する会計期間から発効し、サブ・ファンドが適用している基準、修正および解釈指針

2014年1月1日以後開始する会計期間から適用される投資企業の連結に関するIFRS第10号、IFRS第12号およびIAS第27号の修正は、「投資企業」について定義している。当該企業は、子会社のほとんどについて連結することを免除され、代わりに「子会社」を純損益を通じて公正価値で測定することになる。IFRS第12号も変更され、投資企業に対して新たな開示を行うよう求めている。当該修正は、サブ・ファンドの現在の連結に関する決定に影響を及ぼしていない。

・未発効かつサブ・ファンドが早期適用していない基準、修正および解釈指針

2018年1月1日以後開始する会計期間から適用されるIFRS第9号「金融商品」は、企業が金融資産および金融負債（一部の混合契約を含む。）を分類および測定する方法を明記している。当該基準は、IAS第39号の要求事項と比較して、金融資産の分類および測定のアプローチを改善し簡素化している。金融負債の分類および測定に関するIAS第39号における要求事項の大部分は変更されずに引き継がれた。当該基準は、金融資産の分類について一貫したアプローチを適用しており、それぞれ独自の分類基準を有していたIAS第39号における金融商品の区分の多くを置き換えている。経営者は、現在、IFRS第9号の適用がサブ・ファンドに及ぼすと見込まれる影響を評価している。

サブ・ファンドに対して重要な影響を及ぼすと見込まれる未発効のその他の基準、解釈指針または現行基準の修正はない。

(b) 投資取引、関連する投資収益および営業費用

サブ・ファンドは、その投資取引を取引日基準で計上している。実現利得および損失は先入先出法（ＦＩＦＯ）に基づいている。受取配当金および支払配当金は配当落ち日に計上され、また、受取利息および支払利息は投資の存続期間にわたり発生主義で計上される。受取利息は、市場割引、当初発行時割引の償却およびプレミアムの償却を含み、基礎となる投資の存続期間にわたり収益に計上される。受取利息および受取配当金は総額ベースで認識されるが、源泉徴収税（課税される場合）控除後の純額で包括利益計算書に表示される。費用の払戻し（該当がある場合）は包括利益計算書に表示される。

営業費用および設立費用は、発生主義で認識される。

取引費用は、発生時に包括利益計算書に認識される。

サブ・ファンドは、募集および設立費用、ならびに受益証券の募集および販売に関連して生じた当初の費用および継続的な費用（印刷費、マーケティング費、弁護士報酬、申込契約およびその関連書類のレビューに関連して発生した費用、ならびにサブ・ファンド、管理会社、受託会社、投資顧問会社、グローバル販売会社および管理事務代行会社のその他の費用を含む。）も負担する予定である。サブ・ファンドの募集および設立費用は、2015年9月30日終了年度および2014年9月30日終了期間の包括利益計算書においてそれぞれ開示されている。

組成された企業とは、誰が企業を支配しているのかの決定に際して、議決権または類似の権利が決定的な要因とならないように設計された企業（例えば、あらゆる議決権が管理業務のみに関係しており、その関連性のある活動が契約上の取決めによって指図される場合など）である。組成された企業は、次の特徴または属性の一部または全部を有していることが多い。(a)制限された活動、(b)狭く十分に明確化された目的（例えば、組成された企業の資産に関連するリスクと経済価値を投資者に渡すことによる投資者への投資機会の提供など）、(c)組成された企業が劣後的な財務的支援なしに活動資金を調達するには不十分な資本、(d)信用リスクまたはその他のリスクの集中（トランシェ）を生み出す、投資者への複数の契約上関連した金融商品の形での資金調達。

マスター・ファンドは、受益者の選択でブット可能な買戻可能受益証券を発行することによりその営業活動の資金を調達し、受益者に各サブ・ファンドの純資産の比例持分に対する権利を与えている。サブ・ファンドはマスター・ファンドの買戻可能受益証券を保有している。

マスター・ファンドの持分から生じる損失に対するサブ・ファンドの最大エクスポージャーは、マスター・ファンドに対する投資の公正価値総額に相当する。

サブ・ファンドがマスター・ファンドの持分を売却すると、サブ・ファンドのマスター・ファンドによるリスクはなくなる。

2015年9月30日現在、マスター・ファンドの純資産額は、145,685,339米ドルであった。

(c) 純損益を通じて公正価値で測定される金融資産および金融負債**分類**

サブ・ファンドは、すべての有価証券およびデリバティブ投資を、純損益を通じて公正価値で測定される金融資産および金融負債の区分に指定している。これらの金融資産および金融負債はトレーディング目的保有またはヘッジ目的に分類される。トレーディング目的保有の金融資産または金融負債は、主に短期間での売却または買戻しを目的として取得または引き受けられるものである。デリバティブもトレーディング目的保有またはヘッジ目的の金融資産または金融負債に分類される。

公正価値で測定されない金融資産には、ブローカーに対する一定の債権、申込受益証券未収入金および未収入金が含まれる。公正価値で測定されない金融負債には、ブローカーに対する一定の債務、買戻受益証券未払金、未払金および買戻可能参加受益証券から生じた金融負債が含まれる。

認識および認識の中止

サブ・ファンドは、金融資産および金融負債を、当該投資の契約条項の当事者となった日に認識する。金融資産および金融負債の購入および売却は、取引日基準により認識される。金融資産または金融負債の公正価値の変動から生じる利得および損失は、取引日から包括利益計算書に計上される。

投資からのキャッシュ・フローを受け取る権利が消滅した場合、またはサブ・ファンドが所有に係るリスクと経済価値のほぼすべてを移転した場合、金融資産の認識は中止される。

公正価値測定原則

公正価値で測定される金融資産および金融負債は、IAS第39号およびIFRS第13号に従って評価される。金融資産および金融負債は、取引価格（公正価値）で当初計上され、その後、当初認識後の公正価値で測定される。公正価値で測定される金融資産または金融負債の公正価値の変動から生じる利得および損失は、発生した期間に包括利益計算書において表示される。

債権として分類される金融資産は、減損損失（存在する場合）控除後の原価で計上される。金融負債は、純損益を通じて公正価値で測定されるものを除き、原価で測定される。サブ・ファンドが発行した買戻可能受益証券から発生した金融負債は、買戻可能参加受益証券の受益者に帰属するサブ・ファンドの純資産（以下「純資産」という。）の残余金額に対する受益者の権利を示す買戻金額で計上される。

公正価値とは、測定日時点で、市場参加者間の秩序ある取引において、資産を売却するために受け取るであろう価格または負債を移転するために支払うであろう価格をいう。活発な市場で取引される金融資産および金融負債（公開市場で取引されているデリバティブおよび売買目的有価証券等）の公正価値は、期末の取引終了時点の市場相場価格に基づいている。

すべての有価証券およびデリバティブの公正価値は、以下の方針に従って決定される。

（１）債券

社債から構成される債券は、ディーラーが提供する相場に基づき、または第三者の価格決定サービスを使用して評価される。

（２）取引所に上場されている資産および負債

普通株式および短期投資で構成される取引所で取引される金融投資の公正価値は、見積将来取引費用を控除しない期末日現在の市場相場価格に基づく。

（３）短期金融市場投資

短期金融市場投資は、公正価値に近似する償却原価で評価される。

（４）集団投資スキームに対する持分

集団投資スキームで構成されるオープン・エンド型投資ファンドに対する投資の公正価値は、それぞれの募集要項で概説されている該当ファンドの評価方針に従い、ファンドの管理事務代行会社が提供した、公表された受益証券１口当たり純資産価格に基づく。

（５）デリバティブ

デリバティブは、基礎となる商品、指数基準金利またはこれらの要素の組み合わせからその公正価値が派生する商品である。デリバティブ商品には、店頭（OTC）デリバティブと呼ばれる個々に交渉される契約の場合、またはデリバティブ商品が取引所に上場され取引されている場合がある。デリバティブ契約は、特定の日に特定の条件で金融商品またはコモディティを購入または売却する、あるいは想定元本または契約上の金額に基づき金利の支払いの流れまたは通貨を交換する、将来のコミットメントを含む場合がある。

デリバティブ契約は、公正価値で表示され、財政状態計算書において金融資産および金融負債として認識される。公正価値の変動により生じる利得および損失は、未実現利得／（損失）の変動の構成要素として包括利益計算書に反映される。実現利得または損失は、満期時または毎期のキャッシュ・フローの支払時に計上される。

（５a）為替予約

為替予約においては、サブ・ファンドは、将来期日に所定の価格で、別の通貨と引き換えに定められた量のある通貨を受け取るまたは提供することに同意している。同一の想定元本、決済日、取引相手先および純額決済権を有する為替予約の買建と売建は、通常相殺され（その結果、当該取引相手先との正味外貨ポジションはゼロになる。）、取引日に実現利得または損失が認識される。ノン・デリバブル・フォワード為替予約は外貨の受渡しを伴わず、取引相手先と現金で決済される。

為替予約の公正価値は、該当する通貨が取引される主要通貨市場の営業終了時点で影響を受ける可能性がある、想定元本、通貨および満期が同一の新規の為替予約の価格に基づいている。その結果生じるすべての未実現利得および損失は包括利益計算書に計上される。

（６）すべての有価証券およびデリバティブ

市場相場価格が第三者の価格決定サービスもしくはディーラーから入手可能でない場合、または相場が非常に不正確と考えられる場合、投資の公正価値は評価手法を使用して決定される。評価手法には、最近の市場取引の使用、実質的に同一である別の投資の最新の公正価値の参照、割引キャッシュ・フロー分析、または実際の市場取引において得られた信頼できる見積価格を提供するその他の手法が含まれる。

このような有価証券およびデリバティブは、受託会社に任命され預託機関に承認された者（以下「評価者」という。）によって決定される実現可能価額で評価されなければならない。適用される法律に従って、このような評価者を、投資顧問会社／副投資顧問会社自身または独立した価格決定業者等とすることができる。2015年9月30日終了年度および2014年9月30日終了期間における評価者は、投資運用部門（IMD）のコントローラー・グループであった。

投資は、一定の見積りおよび仮定の使用を要求する一般に公正妥当と認められる会計原則に従って評価される。これらの見積りおよび仮定は、入手可能な最良の情報に基づいているが、実際の結果はこれらの見積りと大きく異なることがある。

公正価値を決定するために評価者が利用された有価証券はない。

公正価値ヒエラルキーのレベル間の振替

公正価値ヒエラルキーのレベル間で振替がある場合は、報告期間の期首に発生したものとみなされる。

（d）現金および現金同等物

現金および現金同等物（一定額の現金に容易に換金可能で、価値変動リスクに重要性がない流動性の高い短期投資）は、定期預金および譲渡性預金を含み、公正価値に近似している償却原価で評価される。

譲渡性預金および定期預金は、短期で流動性が高く一定額の現金に容易に換金可能であり、価値変動リスクに重要性がないため、純損益を通じて公正価値で測定される金融資産から現金および現金同等物に組み替えられた。

（e）ブローカーに対する債権／債務

ブローカーに対する債権は、主としてサブ・ファンドの清算ブローカーおよび様々な取引相手先から受け取る現金および証拠金からなる。ブローカー／銀行に対する債務は、主としてサブ・ファンドの清算ブローカーおよび様々な取引相手先に支払う現金および証拠金からなる。ブローカーに対する債権／債務残高は取得原価で評価される。ブローカーに対する債権額およびブローカーに対する債務額は、サブ・ファンドのブローカー勘定において現金で決済される金額を表している。これらの残高は、清算機関とのスワップおよび先物取引に係る担保として保有する現金およびサブ・ファンドの先物決済業者に対して現金で支払う先物取引の証拠金に関連している。

証拠金額はブローカーに対する債権／債務に含まれる。ブローカーに対する債権／債務がある場合は、2015年9月30日および2014年9月30日現在の財政状態計算書に開示されている。

(f) 外貨換算

外貨建取引は、取引日現在の実勢外国為替レートで換算される。外貨建のサブ・ファンドの資産および負債は、期末日現在の実勢外国為替レートでサブ・ファンドの機能通貨に換算される。

換算により生じた外貨換算差額ならびに資産および負債の処分または決済に係る実現利得および損失は、包括利益計算書に認識される。純損益を通じて公正価値で測定される投資に関連する外貨換算利得または損失、および貨幣性項目（現金を含む。）に関連するその他のすべての外貨換算利得または損失は、包括利益計算書において投資に係る実現純利得／（損失）または投資に係る未実現利得／（損失）の純変動額に反映される。

(g) 買戻可能受益証券

サブ・ファンドによって発行されたすべての買戻可能参加受益証券は、買戻日現在のサブ・ファンドの純資産に対する受益者の持分に比例する価値での現金による買戻しを求める権利を受益者に付与している。IAS第32号に従って、同一の特徴を有していない買戻可能参加受益証券は、財政状態計算書において買戻金額の価値で金融負債として分類されている。サブ・ファンドは、募集要項に従って受益証券を買戻す契約上の義務がある。

(h) 買戻可能受益証券の受益者に対する支払分配金

買戻可能参加受益証券の受益者に対して提案された分配金は、適切に承認された時点で包括利益計算書に認識される。サブ・ファンドのプッタブル金融商品は負債として分類されるため、分配金は包括利益計算書において財務費用として認識される。

4. 純損益を通じて公正価値で測定される金融資産および金融負債

IFRS第13号の修正に基づく公正価値ヒエラルキーの3つのレベルは、以下の通りである。

- レベル1 - 同一の、制限のない資産または負債について、測定日現在入手可能な活発な市場における無調整の相場価格
- レベル2 - 活発でない市場における相場価格または重要なインプットが直接的もしくは間接的に観察可能な金融商品（類似する有価証券の相場価格、金利、外国為替レート、ボラティリティおよび信用スプレッドを含むがこれらに限定されない。）。これには、公正価値測定の決定における評価者の仮定を含む。
- レベル3 - 重要な観察可能でないインプット（公正価値測定の決定における評価者の仮定を含む。）が必要な価格または評価

公正価値測定が全体として区分される公正価値ヒエラルキーのレベルは、当該公正価値測定が全体として重要な最も低いレベルのインプットに基づいて決定されなければならない。この目的上、インプットの重要性は、公正価値測定全体に照らして評価される。公正価値測定が観察可能でないインプットに基づく重要な調整を必要とする観察可能なインプットを使用する場合、当該測定はレベル3の測定である。公正価値測定全体にとっての特定のインプットの重要性の評価は、資産または負債に固有の要因を考慮して判断することが必要である。

2015年9月30日および2014年9月30日現在、純損益を通じて公正価値で測定される金融資産には、基礎となるファンドに対する投資が含まれており、上記の会計方針に従い公正価値で測定されている。基礎となるファンドの受益証券は、公に取引されていない。このため、投資元のファンドから請求された場合に限り買戻しが行われ、また買戻しには募集書類に定められた所定の通知期間を設けなければならない。その結果、基礎となるファンドの帳簿価額は、買戻時に最終的に実現する価値を必ずしも表していない。

基礎となるファンドに対する投資の公正価値は、主に、基礎となるファンドの管理事務代行会社からの報告による入手可能な直近の買戻価格に基づいている。投資元のファンドは、基礎となるファンドに対す

る持分またはその基礎となる投資の流動性、提供された純資産額の評価日および買戻に係る制約を考慮した上で、公正価値に対して修正を行う場合がある。

以下の表は、前述の異なる３つのレベルに分析された、公正価値で認識された金融資産および金融負債を表している。

公正価値で測定される金融資産

2015年９月30日現在

2015年９月30日現在の公正価値測定

	レベル１ (米ドル)	レベル２ (米ドル)	レベル３ (米ドル)	合計 (米ドル)
純損益を通じて公正価値で測定される金融資産				
投資ファンド	157,434,164	-	-	157,434,164
為替予約	-	415,786	-	415,786
合計	157,434,164	415,786	-	157,849,950

公正価値で測定される金融負債

2015年9月30日現在

2015年9月30日現在の公正価値測定

	レベル1 (米ドル)	レベル2 (米ドル)	レベル3 (米ドル)	合計 (米ドル)
純損益を通じて公正価値で測定される金融負債				
為替予約	-	2,488	-	2,488
合計	-	2,488	-	2,488

公正価値で測定される金融資産

2014年9月30日現在

2014年9月30日現在の公正価値測定

	レベル1 (米ドル)	レベル2 (米ドル)	レベル3 (米ドル)	合計 (米ドル)
純損益を通じて公正価値で測定される金融資産				
投資ファンド	142,225,230	-	-	142,225,230
為替予約	-	101	-	101
合計	142,225,230	101	-	142,225,331

公正価値で測定される金融負債

2014年9月30日現在

2014年9月30日現在の公正価値測定

	レベル1 (米ドル)	レベル2 (米ドル)	レベル3 (米ドル)	合計 (米ドル)
純損益を通じて公正価値で測定される金融負債				
為替予約	-	980,843	-	980,843
合計	-	980,843	-	980,843

2015年9月30日終了年度および2014年9月30日終了期間において、公正価値で計上された金融資産および金融負債について、公正価値ヒエラルキーのレベル1、レベル2およびレベル3の間での振替はなかった。

公正価値で測定されていない財政状態計算書に含まれるその他の資産および負債の帳簿価額は、公正価値に近似しており、レベル2のインプットを使用して決定されている。

５．金融資産と金融負債の相殺

デリバティブ

サブ・ファンドは、契約上の権利をより明確にし、サブ・ファンドが取引相手先リスクを最小化するために有用な権利を確保するために、デリバティブ契約の相手先と国際スワップ・デリバティブ協会のマスター契約（以下「ＩＳＤＡマスター契約」という。）またはこれに類似する契約を締結する場合がある。ＩＳＤＡマスター契約は、外国為替契約を含む店頭デリバティブを規定するもので、典型的には特に、債務不履行および／または終了事象が生じた場合の担保差入条件および相殺条項を含むサブ・ファンドと取引相手先との間の双務契約である。ＩＳＤＡマスター契約の条項は、取引相手先の倒産または支払不能を含む債務不履行または類似事象が生じた場合に相殺額を一括清算すること（クローズアウト・ネットティング）を通常認めている。

担保および証拠金の要件は、上場デリバティブと店頭デリバティブで異なっている。上場デリバティブおよび中央清算されるデリバティブ（金融先物契約、オプションおよび中央清算スワップ）については、これらの種類の金融商品を規定する契約に従って、証拠金の要件がブローカーまたは清算機関によって設定される。ブローカーは、一定の状況下で最低金額を超える証拠金を求めることができる。店頭デリバティブ（外国為替契約、オプションおよび一定のスワップ）の場合、担保条件は契約により異なる。ＩＳＤＡマスター契約に基づき取引されるデリバティブの場合、担保の要件は、通常、この契約に基づく各取引の時価を相殺し、当該金額をサブ・ファンドおよび取引相手先が現在差し入れている担保の価値と比較することにより計算される。さらに、サブ・ファンドは当初証拠金の形態で取引相手先に追加担保の差し入れを要求される場合があり、この条件の概要は店頭取引の確認書に記載されている。

財務報告目的上、サブ・ファンドの債務を担保するために差し入れられた現金担保および取引相手先から受け取った現金担保がある場合には、ブローカーに対する債権／債務として財政状態計算書上で区分して報告される。サブ・ファンドが差し入れた現金以外の担保がある場合は、投資明細表に記載される。通常、取引先からの受入担保または取引先に対する差入担保の金額は、取引の履行が求められる前に最低取引金額基準を超過していなければならない。契約上またはそれ以外の理由で、取引相手先に対するサブ・ファンドの債権金額が完全に担保されていない金額の範囲で、サブ・ファンドは、取引相手先の債務不履行による損失リスクを負担する。サブ・ファンドは、財政状態が良好であると考えられる取引相手先とのみ契約を締結し、これらの取引相手先の財政状態の安定性を監視することにより、取引相手先リスクの軽減に努めている。

さらに、資産と負債の相殺および差入担保と受入担保の相殺は、ＩＳＤＡマスター契約または類似の契約における相殺に係る契約条項に基づいている。しかし、取引相手先の債務不履行または支払不能が生じた場合、裁判所は、特定の管轄区域の破産または支払不能に関する法律に基づく相殺権の強制に対する制限または禁止により、このような権利に法的強制力がないと決定することができる。

６．税金

ケイマン諸島において、現在、法人税、所得税、キャピタル・ゲイン税、利益税またはサブ・ファンドの利益に適用されるその他の税金はない。また、ケイマン諸島には、贈与税、遺産税または相続税もない。受託会社は、信託法（改訂済）第81条に従って、ケイマン諸島で今後制定される以下の法律、すなわち収益または資本資産、資本利得（キャピタル・ゲイン）もしくは資本増価益に対する税金（taxes or duty）、または遺産税もしくは相続税の性質の税金を課すいかなる法律も、マスター・トラストの設定日から50年間は、サブ・ファンドを構成する資産もしくはサブ・ファンドのもとで生じた収益に対して、または当該資産もしくは収益に関して受託会社もしくは受益者に対して適用されない旨の保証を求めて、ケイマン諸島の内閣長官に申請し当該保証を取得した。ただし、いずれかの期間にケイマン諸島に居住している、または住所を有している受益者（公益信託または権利の対象となる者、あるいはケイマン諸島で設立された免税または通常の非居住者である法人を除く）は、かかる保証が一切付されず、信託法の該当する項が、ケイマン諸島に居住する、または住所を有する受益者を信託法において定める税金を課す法律から免除することはないものとして、かかる期間にすべての税金を負う責任を有する。

サブ・ファンドは、ケイマン諸島以外の国々に拠点を置く事業体が発行する有価証券に対して投資している。これら国外の多くの国々には、サブ・ファンドのような非居住者にキャピタル・ゲイン税が適用さ

れる可能性があることを示す税法が存在する。これらのキャピタル・ゲイン税は、一般的に申告納税方式での算定が求められるため、サブ・ファンドのブローカーから源泉徴収方式で控除されない場合がある。

ＩＡＳ第12号「法人所得税」に従って、関連する税務当局がすべての事実および状況を熟知していると仮定した場合に、外国の税法が同国を源泉とするサブ・ファンドのキャピタル・ゲインに対して税金負債の評価を求める可能性が高い場合には、サブ・ファンドは税金負債を認識する必要がある。

また、税金負債は、報告期間の末日において制定されまたは実質的に制定されている税法および税率を使用して、関連する税務当局に納付されると予想される額で算定される。制定された税法をオフショアの投資ファンドに適用する方法が不明確な場合もある。これにより、サブ・ファンドによって最終的に税金負債が支払われるか否か不確実性が生じる。このため、不確実な税金負債を測定する際に、経営者は、支払可能性に影響を及ぼしうる、その時点で入手可能なすべての事実および状況（関連する税務当局の公式または非公式の慣行を含む。）を考慮する。

2015年9月30日終了年度および2014年9月30日終了期間において、サブ・ファンドは外国のキャピタル・ゲイン税に関する不確実な税金負債ならびに関連する利息および罰金をゼロと測定した。これは経営者の最善の見積りを表しているが、依然として外国の税務当局がサブ・ファンドが獲得したキャピタル・ゲインに対する税金を徴収しようとするリスクがある。これは事前通告なく、遡及的に行われる可能性があり、サブ・ファンドに重要な損失をもたらす可能性がある。

7. 重要な契約および関連当事者

(a) 投資顧問会社および副投資顧問会社報酬

投資顧問契約の条件に基づき、受託会社は、該当する四半期末の最終営業日に決定されるサブ・ファンドの平均純資産額（該当する歴四半期の申込み、買戻しおよび分配調整後）の0.80%に相当する金額を四半期報酬（毎日発生し、四半期毎に算定され、後払いされる。）として、サブ・ファンドの資産から投資顧問会社に支払う。また、投資顧問会社の同意を条件として、受託会社は、報酬を放棄させる権利、より多額のまたは少額の報酬を課す権利、投資顧問報酬の全部または一部を投資顧問会社の関係会社を含む受益者（あるいは、投資顧問会社、受託会社および該当する受益者が同意した場合には、その後発行された受益証券クラス）に払い戻す権利を留保している。投資顧問報酬は、2015年9月30日終了年度および2014年9月30日終了期間の包括利益計算書においてそれぞれ開示されている。

サブ・ファンドは、基礎となるファンドに投資を行っており、基礎となるファンドもまた、GSAMおよびGSシンガポールの関連当事者である副投資顧問会社に投資顧問報酬を支払っている。サブ・ファンドは、基礎となるファンドによって支払われた費用を間接的に負担している。以下の表は、基礎となるファンドの報酬率を示しており、これは以下の通りである。

年間報酬率

基礎となるファンド	(%)
ゴールドマン・サックス・ファンズ・ピーエルシー - US \$ リキッド・リザーブス・ファンド、クラスX (Acc)	なし
ゴールドマン・サックス・ファンズ SICAV - ゴールドマン・サックス CoCos & キャピタル証券ポートフォリオ、クラスIO	なし

(b) 管理報酬

ミツビシＵＦＪグローバルカストディ・エス・エイ（以下「MUGC」または「管理会社」という。）がサブ・ファンドの管理会社を務めている。

MUGCは、ルクセンブルグ大公国において商業銀行として認可されており、金融セクター監督委員会（以下「CSSF」という。）によって規制される。同社は、株式会社東京銀行の過半数所有子会社として1974年4月11日にルクセンブルグで設立された有限責任会社である。

受託会社は、サブ・ファンドの平均純資産額の0.05%に相当する金額を管理報酬（毎日発生し、四半期毎に後払いされる。）としてサブ・ファンドの資産から管理会社に支払う。2015年9月30日終了年度および2014年9月30日終了期間の管理報酬は、包括利益計算書においてそれぞれ開示されている。

(c) 管理事務代行報酬および名義書換事務代行報酬

ブラウン・ブラザーズ・ハリマン・アンド・カンパニー（以下「BBH」という。）がサブ・ファンドの管理事務代行および名義書換事務代行会社である。管理事務代行および名義書換事務代行会社は、サブ・ファンドの代わりに一定の日常管理業務を行う。これには、サブ・ファンドの帳簿および記録の維持、純資産額の算定ならびにサブ・ファンドの費用の支払が含まれる。

BBHへの報酬（資産に基づくもの、保管、取引、サービス提供およびその他に係る報酬を含む。）は、適宜投資顧問会社の合意を得た場合にサブ・ファンドの資産からのみ支払われる。さらに、月末時に、サブ・ファンドの有価証券は、取引種類別に区分され、報酬率が適用される。サブ・ファンドはこの報酬を毎月後払いで支払う。

月末の平均純資産に係る管理事務代行および名義書換事務代行会社への年間報酬は、以下の表に基づき各サブ・ファンドレベルで評価される。

資産500百万米ドルまで	4.0ベシス・ポイント
資産500百万米ドル超10億米ドルまで	3.0ベシス・ポイント
資産10億米ドル超	2.5ベシス・ポイント

管理事務代行報酬および名義書換事務代行報酬は、2015年9月30日終了年度および2014年9月30日終了期間の包括利益計算書においてそれぞれ開示されている。

(d) 販売報酬

受託会社は、該当する歴四半期における申込み、買戻しおよび分配を反映して調整したサブ・ファンドの平均純資産額の0.80%に相当する報酬を、グローバル販売会社および日本における販売会社に支払う。当該報酬は日次で発生し、四半期毎に後払いされる。

販売報酬は、2015年9月30日終了年度および2014年9月30日終了期間の包括利益計算書においてそれぞれ開示されている。

(e) 受託報酬

ブラウン・ブラザーズ・ハリマン・トラスト・カンパニー（ケイマン）リミテッドがサブ・ファンドの受託会社を務めている。受託会社は、信託宣言の条項に従って、サブ・ファンドの資産の全般的な監督責任を負っている。サブ・ファンドは、平均純資産額の0.01％に相当する金額を報酬として毎月後払いで受託会社に対して支払う。

受託報酬は、2015年9月30日終了年度および2014年9月30日終了期間の包括利益計算書においてそれぞれ開示されている。

(f) 保管報酬

受託会社は、サブ・ファンドの資産の保管に関する責任をＢＢＨに委任している。保管会社は、制限を受けることなく、保管、現金および有価証券の預託に関する通常業務を行う。有価証券の保管に係る報酬は月毎に課される。月末時に、サブ・ファンドの有価証券は、発行地の国別に区分される。各有価証券に関して米ドル相当の公正価値が算定され、発行地の国別に報酬率が適用される。

保管報酬は、2015年9月30日終了年度および2014年9月30日終了期間の包括利益計算書においてそれぞれ開示されている。

(g) 代行協会員報酬

ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント株式会社は、サブ・ファンドの日本における代行協会員を務め、サブ・ファンドの平均純資産額の0.03％を請求している。

代行協会員報酬は、2015年9月30日終了年度および2014年9月30日終了期間の包括利益計算書においてそれぞれ開示されている。

8．買戻可能参加受益証券

クラス	発行価格	初回申込最低金額
ユーロ	10ユーロ	100ユーロ
円	10,000円	10,000円
米ドル	10米ドル	100米ドル

受益証券は、各営業日の該当クラスの受益証券1口当たり純資産価格で販売される。

受益証券は、受益者の選択で募集要項の条件に従った通知を行うことにより買戻し可能である。受益証券は、適用される買戻日の営業終了時の該当クラスの受益証券1口当たり純資産価格で買戻される。ただし、投資顧問会社が自己の裁量で、当該買戻しに関連して発生した費用をこの金額から減額できるものとされている。

また、マスター・ファンドの受益証券も、受益者の選択で募集要項の条件に従った通知を行うことにより買戻し可能である。

2015年9月30日および2014年9月30日現在、サブ・ファンドの受益者は、管理会社の関連当事者である三菱ＵＦＪモルガン・スタンレーＰＢ証券株式会社1社のみである。

以下は、サブ・ファンドの受益証券の変動の要約である。

	受益証券口数					
	ユーロ (毎月) クラス	ユーロ (年2回) クラス	円 (毎月) クラス	円 (年2回) クラス	米ドル (毎月) クラス	米ドル (年2回) クラス
2014年6月10日現在残高	-	-	-	-	-	-
買戻可能参加受益証券の申込み	28,319	73,074	189,699	278,206	6,860,221	3,192,249
買戻可能参加受益証券の買戻し	-	-	-	-	(172,050)	-
2014年9月30日現在残高	28,319	73,074	189,699	278,206	6,688,171	3,192,249
買戻可能参加受益証券の申込み	142,346	85,548	163,071	186,802	2,657,672	1,369,395
買戻可能参加受益証券の買戻し	-	(49,277)	(29,602)	(157,684)	(2,795,238)	(1,328,411)
2015年9月30日現在残高	170,665	109,345	323,168	307,324	6,550,605	3,233,233

9. 受益証券1口当たり純資産価格

発行または買戻される買戻可能参加受益証券に関する受取対価または支払対価は、取引日現在のサブ・ファンドの買戻可能参加受益証券1口当たり純資産価格に基づく。

サブ・ファンドの各発行済受益証券クラスの純資産額および受益証券1口当たり純資産価格は以下の通りである。

受益証券クラス	2015年9月30日		2014年9月30日*	
	純資産額	受益証券1口当たり 純資産価格	純資産額	受益証券1口当たり 純資産価格
ユーロ(毎月)クラス	1,793,708米ドル	9.42ユーロ	350,928米ドル	9.81ユーロ
ユーロ(年2回)クラス	1,226,099米ドル	10.05ユーロ	913,802米ドル	9.90ユーロ
円(毎月)クラス	25,380,707米ドル	9,406円	16,971,272米ドル	9,814円
円(年2回)クラス	25,734,547米ドル	10,029円	25,116,432米ドル	9,903円
米ドル(毎月)クラス	61,880,864米ドル	9.45米ドル	65,660,967米ドル	9.82米ドル
米ドル(年2回)クラス	32,562,858米ドル	10.07米ドル	31,627,940米ドル	9.91米ドル

* G S C o C o s & キャピタル証券ファンドの運用開始日は2014年6月10日である。

10. 分配金

分配は管理会社の選択により行われ、2015年9月30日終了年度および2014年9月30日終了期間における分配金宣言額および支払額は、包括利益計算書において開示されており、買戻可能参加受益証券の受益者に帰属する純資産が金融負債として分類されている。受益者へ分配を行うことにより、サブ・ファンドの受益証券1口当たり純資産価格は減少するが、受益者1人当たり受益証券口数に相応する変動は生じない。これにより受益者によるサブ・ファンドに対する投資総額は減少する。さらに、サブ・ファンドの営業による純利益/(損失)累計額を超過する分配金が1会計年度内に支払われた場合、分配金の一部は資本の払い戻しとなる。

管理会社が投資顧問会社と協議のもとで別途設定しない限り、分配は以下の表に記載されている頻度の分配宣言日で行われる予定である。

	分配の頻度	分配宣言日
毎月クラス	毎月	毎月10日
年2回クラス	年2回	毎年2月10日および8月10日

11. 金融投資および関連リスク

サブ・ファンドの投資活動により、マスター・ファンドが投資する金融投資および市場に関連する様々な種類のリスクにサブ・ファンドはさらされている。これらはデリバティブおよびデリバティブ以外の金融投資の両方の場合がある。サブ・ファンドの投資ポートフォリオは、期末現在において基礎となるファンドおよびデリバティブ投資で構成されている。受託会社はサブ・ファンドの投資リスクを管理するために、副投資顧問会社を任命した。サブ・ファンドがさらされている重要な金融リスクの種類は市場リスク、流動性リスクおよび信用リスクである。募集要項には、これらのリスクおよびその他の種類のリスクの詳細が記載されており、当財務書類においては提供されていない情報も含まれている。

資産配分は、注記2に詳述された投資目的を達成するため、資産配分を管理するサブ・ファンドの副投資顧問会社によって決定される。投資目的の達成にはリスクを伴う。副投資顧問会社は、投資意思決定を行う際には、分析、調査およびリスク管理手法に基づき判断を行う。ベンチマークおよび／または目標とする資産配分からの乖離ならびにポートフォリオの構成は、サブ・ファンドの副投資顧問会社によって監視される。

同一の基礎となるファンドに対して複数の投資ピークルが投資を行うという状況は、投資家に一定の特有のリスクを与えている。サブ・ファンドは、同一の基礎となるファンドに対して投資を行う他の事業体の行動により、著しく影響を受ける可能性がある。例えば、基礎となるファンドの他の受益者が、持分の一部または全部を換金する場合、当該サブ・ファンドに比例配分される営業費用が増加し、その結果、リターンが減少する可能性がある。同様に、基礎となるファンドの他の受益者が換金を行うことにより、基礎となるファンドの分散度合いが低下し、その結果、ポートフォリオ・リスクが増加する可能性がある。基礎となるファンドは、一部の直接もしくは間接の投資家に係る規制上の制限またはその他の理由により、その投資活動を制限したり、一定の商品に対する投資ができない場合があり、このことが、基礎となるファンド（ひいてはサブ・ファンド）のパフォーマンスに不利な影響を及ぼす可能性がある。

トラストが採用したリスク管理方針は、以下に詳述されている。

(a) 市場リスク

サブ・ファンドの投資ポートフォリオの公正価値の変動可能性は市場リスクと呼ばれている。一般的に利用される市場リスクの種類には、通貨リスク、金利リスクおよびその他の価格リスクが含まれている。

- ・ 通貨リスクは、直物為替相場、先物為替相場および為替相場のボラティリティの変動に対するエクスポージャーから生じる可能性がある。
- ・ 金利リスクは、様々なイールドカーブの水準、傾斜および曲率の変化、金利のボラティリティ、モーゲージの期限前償還率ならびに信用スプレッドの変動に対するエクスポージャーから生じる可能性がある。
- ・ その他の価格リスクは、通貨リスクまたは金利リスクから生じる変動以外の市場価格の変動の結果として投資の価値が変動するリスクであり、個々の株式、株式バスケット、株式指数およびコモディティの価格およびボラティリティの変動に対するエクスポージャーから生じる可能性がある。

市場リスクに関する戦略は、サブ・ファンドの投資リスクおよび目標リターンによって決定される。

市場リスクは、リスク・バジェットリング方針の適用を通じて管理されている。副投資顧問会社は、リスク・バジェットリングのフレームワークを使用して、トラッキング・エラーと一般に呼ばれる適切なリスク目標を決定する。

ゴールドマン・サックスの市場リスク分析グループ（以下「IMDMRA」という。）は、副投資顧問会社が取った市場リスクを独立して監視、分析および報告する責任を負っている。IMDMRAは、感応度の測定およびトラッキング・エラーを含む市場リスクを監視するため多数のリスク測定基準を使用している。

報告日現在のサブ・ファンドの投資ポートフォリオの詳細は、投資明細表に開示されている。個々の集団投資スキームおよびデリバティブ投資はすべて、個別に開示されている。

（ ）通貨リスク

ポートフォリオの各通貨クラスは、それぞれの関係通貨に対するヘッジを追求する。これは、クラス・ヘッジと呼ばれる。さらに、受益者が受益者自身の法域の自国通貨以外のクラス通貨に関してヘッジを行うヘッジ対象クラスの受益証券に投資する場合、当該受益者は当該クラスの通貨が自国通貨に対して価値が下がるという重要なリスクにさらされる。

関連するクラスの通貨に対するヘッジは、必ずしも完全ではなく、各通貨クラスは、当該受益証券が発行された通貨の為替変動の影響を受ける可能性がある。

原則として、サブ・ファンドの各クラスは各クラスの通貨に対してヘッジされている。通貨クラスの代わりにサブ・ファンドが行ったヘッジ活動に関するヘッジ利得および損失は、それぞれの通貨クラスにのみ配分される。

サブ・ファンドは、金融投資に投資し、機能通貨以外の通貨建ての取引を行うことができる。その結果、サブ・ファンドは、サブ・ファンドの機能通貨以外の通貨建ての資産または負債部分の価値に悪影響が生じる形で、機能通貨の換算レートがその他の外国通貨に対して変動するリスクにさらされる可能性がある。機能通貨以外の通貨建ての投資が詳細にリストアップされたサブ・ファンドの投資明細表を参照のこと。

投資家が、投資しているサブ・ファンドの基準通貨と異なる通貨の受益証券クラスに対して投資する場合、投資家の通貨リスクは、サブ・ファンドの通貨リスクとは異なる。

2015年9月30日および2014年9月30日現在、サブ・ファンドは重要な通貨エクスポージャーを有していなかった。

以下の表は、通貨市場の変動に関連する利得および損失の感応度分析を示している。この感応度分析は、マスター・ファンドの基準通貨に対するその他すべての通貨の変動に基づいている。各行は、最終的なファンドの純利益合計に対する各通貨の寄与率を示しており、各関連通貨の受益証券1口当たり純資産価格に影響を与える。通貨リスクの感応度分析には貨幣性項目および非貨幣性項目が含まれ、また、デリバティブの使用によるヘッジ効果も考慮されている。

以下の表は、マスター・ファンドによる投資に対する間接的エクスポージャーに基づいて行ったサブ・ファンドについての分析を示している。

通貨が15%上昇/下落した場合の純資産額に対する影響
基準通貨は米ドル

通貨	2015年9月30日 上昇	2015年9月30日 下落	2014年9月30日 上昇	2014年9月30日 下落
ユーロ	(0.1%)	0.1%	0.1%	(0.1%)
英ポンド	(0.0%)	0.0%	-	-
米ドル	(0.0%)	0.0%	-	-
純資産に対する影響	(0.1%)	0.1%	0.1%	(0.1%)

サブ・ファンドは、当該通貨に対して重要性の低いエクスポージャーを有している。その金額は純資産額の0.05%未満である。通貨リスクの表は、基礎となるファンドによる投資に対する間接的エクスポージャーを示している。

上記の分析は、1年間に合理的に起こりうる通貨市場の変動に関連する影響を示している。また、これらは、市場の変動ならびに相関関係および流動性の変動が、全体としてより多くの利得または損失を引き起こす場合のストレス・シナリオを含んでいない。

2015年9月30日終了年度および2014年9月30日終了期間において、サブ・ファンドには、クラス・ヘッジのためのエクスポージャーを除き、ヘッジ考慮後で純資産額の+/-5%を超える通貨の集中はない。

2015年9月30日および2014年9月30日現在、マスター・ファンドには、ヘッジ考慮後で純資産額の5%を超える通貨の集中はない。

() 金利リスク

サブ・ファンドは、マスター・ファンドの投資に対する間接的なエクスポージャーを通じて、固定利付証券および社債に投資できる。特定の有価証券に関連する金利の変動により、副投資顧問会社は、契約終了時または有価証券の売却時に類似水準のリターンを確保することができなくなる可能性がある。また、現行の金利の変動または将来の予測金利の変動により、保有する有価証券の価値が増加または減少する可能性がある。一般に、金利が上昇した場合、固定利付証券の価値は下落する。通常、金利の下落はその逆の影響をもたらす。

サブ・ファンドは、マスター・ファンドの投資に対する間接的なエクスポージャーを通じて、希望する通貨建ての固定利付商品、変動利付商品またはゼロ金利商品に投資できる。

サブ・ファンドの金融資産および金融負債の金利プロファイルは以下の通りであった。

2015年9月30日現在

	1年以内	1年超 5年以内	5年超	無利息	合計
資産					
現金および現金同等物	50,001	-	-	1,813	51,814
トレーディングおよび／または ヘッジ目的保有金融資産	-	-	-	157,849,950	157,849,950
投資売却未収入金	-	-	-	2,747,543	2,747,543
その他の資産	-	-	-	1,214,554	1,214,554
資産合計	50,001	-	-	161,813,860	161,863,861
負債					
トレーディングおよび／または ヘッジ目的保有金融負債	-	-	-	2,488	2,488
投資購入未払金	-	-	-	9,821,174	9,821,174
その他の負債	-	-	-	3,461,416	3,461,416
受益者に帰属する純資産を除く負 債合計	-	-	-	13,285,078	13,285,078

2014年9月30日現在

	1年以内	1年超 5年以内	5年超	無利息	合計
資産					
現金および現金同等物	50,001	-	-	-	50,001
トレーディングおよび／または ヘッジ目的保有金融資産	-	-	-	142,225,331	142,225,331
その他の資産	-	-	-	280,544	280,544
資産合計	50,001	-	-	142,505,875	142,555,876
負債					
トレーディングおよび／または ヘッジ目的保有金融負債	-	-	-	980,843	980,843
投資購入未払金	-	-	-	275,613	275,613
その他の負債	-	-	-	658,079	658,079
受益者に帰属する純資産を除く負 債合計	-	-	-	1,914,535	1,914,535

マスター・ファンドの金融資産および金融負債の金利プロファイルは、以下の通りであった。

2015年 9月30日現在

	1年以内	1年超 5年以内	5年超	無利息	合計
資産					
トレーディングおよび／または ヘッジ目的保有金融資産	6,545,465	43,283,266	82,835,434	1,808,166	134,472,331
資産合計	6,545,465	43,283,266	82,835,434	1,808,166	134,472,331
負債					
トレーディングおよび／または ヘッジ目的保有金融負債	-	-	-	2,545	2,545
受益者に帰属する純資産を除く負 債合計	-	-	-	2,545	2,545

2014年 9月30日現在

	1年以内	1年超 5年以内	5年超	無利息	合計
資産					
トレーディングおよび／または ヘッジ目的保有金融資産	4,548,023	36,539,764	88,329,338	6,822,150	136,239,275
資産合計	4,548,023	36,539,764	88,329,338	6,822,150	136,239,275
負債					
トレーディングおよび／または ヘッジ目的保有金融負債	-	-	-	-	-
受益者に帰属する純資産を除く負 債合計	-	-	-	-	-

以下の表は、マスター・ファンドの投資に対する間接エクスポージャーに基づく、サブ・ファンドの様々な通貨に関する金利エクスポージャーおよび金利の変動に関連する影響を示している。この感応度分析は、他の金利をすべて一定と仮定した場合の1つの通貨に適用される金利の変動に基づいているが、ポートフォリオ合計については、すべての金利が同じベース・ポイントずつ同時に変動した場合を仮定している。75ベース・ポイントの平行移動は、曲線に沿ってすべての金利が75ベース・ポイント上昇または下落（すなわち0.75%の上昇または下落）することを意味している。

金利の上昇／下落の平行移動は、先進国の金利の＋／－75ベース・ポイント、新興国市場の金利の＋／－100ベース・ポイントの平行移動を表している。先進国市場とは、ユーロ圏諸国、オーストラリア、カナダ、スイス、デンマーク、英国、日本、ノルウェー、ニュージーランド、スウェーデンおよび米国のグループである。

平行移動した場合の純資産額に対する影響

通貨	2015年 9月30日 上昇	2015年 9月30日 下落	2014年 9月30日 上昇	2014年 9月30日 下落
米ドル	(2.8%)	2.8%	(2.8%)	2.8%
英ポンド	(0.5%)	0.5%	(1.0%)	1.0%
ユーロ	(0.2%)	0.2%	(0.5%)	0.5%
ポートフォリオ合計	(3.5%)	3.5%	(4.3%)	4.3%

上記の分析は、合理的に起こりうる金利市場の変動に関連する影響を示しており、金利曲線および信用曲線の傾斜の変動をいずれも除いている。また、これらのシナリオは、市場の変動ならびに相関関係および流動性の変動が、全体としてより多額の利得または損失を引き起こす場合のストレス・シナリオを含んでいない。さらに、投資明細表に開示されている投資の満期プロファイルを前提とすると、信用曲線の変動がサブ・ファンドの純資産額に重要な影響を及ぼす可能性がある。

() その他の価格リスク

その他の価格リスクは、個々の投資もしくは発行体に固有の要因、または市場で取引される金融投資に影響を与えるその他の要因によって引き起こされるかにかかわらず、通貨リスクまたは金利リスク以外から生じる市場価格の変動の結果として金融投資の価値が変動するリスクである。

サブ・ファンドの金融投資は公正価値で計上され、公正価値の変動は包括利益計算書に計上されるため、すべての市況の変動が買戻可能参加受益証券の受益者に帰属する純資産に直接的に影響を与える。

当サブ・ファンドの集団投資スキーム/ミューチュアル・ファンドに対する投資は、該当ファンドの目論見書に要約されている評価方針に従って、基礎となるファンドにより提供される純資産額に基づいている。ミューチュアル・ファンドの資産は、一般的に独立の第三者である管理事務代行会社またはその他のサービス提供者により評価されると推測されるが、ミューチュアル・ファンドの一定の有価証券またはその他の資産には、容易に確認できる市場価格がない状況がありうる。そのような状況下では、該当するミューチュアル・ファンドの管理会社が当該有価証券または商品进行评估することが必要となる可能性がある。

サブ・ファンドはその他のいかなる重要な価格リスクにもさらされていない。

() 感応度分析の限界

上記の感応度分析には以下のいくつかの限界が含まれている。

- ・当該分析は過去のデータに基づくものであり、将来の市場価格の変動、市場間の相関関係および市場の流動性水準が過去の傾向と無関係の可能性あることを考慮できない。
- ・当該分析は、明確で正確な数値というよりは相対的なリスクの見積りである。
- ・当該分析は仮説上の結果を表すものであり、予測を意図するものではない。
- ・将来の市況は過去の実績と大きく異なる可能性がある。

(b) 流動性リスク

流動性リスクとは、サブ・ファンドが、現金またはその他の金融資産の引き渡しにより決済される金融負債に関する債務の履行において困難に直面するリスクである。特に流動性が低下する可能性があるのは、担保付および/または無担保の資金調達源を確保できない場合、資産を売却できない場合、予測できない現金または担保の流出が起きた場合、取引先や主要なブローカーの条件・約款違反が起きた場合である。このような状況は、一般市場の混乱、あるいはトラストまたは第三者に影響を与える運用上の問題など、サブ・ファンドの管理外の出来事により発生する可能性がある。また、資産の売却能力は、他の市場参加者が同時期に類似の資産を売却しようとする場合に低下する可能性がある。

サブ・ファンドの金融資産および金融負債には、店頭で取引されるデリバティブ契約に対する投資（これは、組織化された公開市場では取引されておらず、流動性が低い場合がある。）および発行規模の相当な割合を占める商品に対する投資が含まれている。その結果、サブ・ファンドは、要求に応じるため、または特定の発行体の信用力の悪化のような特定の事象に対応するために、これらの投資を公正価値に近い金額で迅速に現金化できない可能性がある。投資ポジションの強制的な現金化を行うことにより財務的損失が生じる可能性がある。

サブ・ファンドの投資には、集団投資スキームが含まれている。ミューチュアル・ファンドは、サブ・ファンドの買戻制限よりも厳しい買戻し制限が課されている場合がある。これは、サブ・ファンドが受益者に対して認めるよりも少ない頻度でしか買戻日を認めないことを含む場合がある。

サブ・ファンドは、受益証券の申込みおよび買戻しを行っているため、募集要項の条件に従った受益者の買戻しに関連する流動性リスクにさらされている。サブ・ファンドの募集要項は日々の受益証券の申込みおよび買戻しについて規定している。

サブ・ファンドの受益証券の大量の買戻しの場合には、サブ・ファンドは買戻しのための現金を調達するために、他の望ましい方法よりも迅速に投資の現金化を要求される可能性があるが、サブ・ファンドは、通常の流動性要求を満たすのに十分な流動性投資を含めるよう管理されている。買戻しに対応するためにより多くの流動性資産が売却される場合には、これらの要因は、買戻受益証券の価値、流通している受益証券の評価およびサブ・ファンドの残りの資産の流動性に悪影響を与える可能性がある。

受託会社は、一定の状況下で買戻しを制限または一時中止する場合がある。これには、純資産額の算定が一時中止された場合、買戻しの要求に応じるためにトラストの資産の一部または全部を処分することが、受託会社の合理的な意見では受益者に不利益をもたらすと見込まれる場合、または受託会社の管理の及ばない異常な状況下にある場合を含むが、これらに限定されない。受託会社は、すべての買戻しに関して投資顧問会社と協議の上で、IFRSによって留保が要求されていない場合でも、買戻金額から、費用、負債または偶発事象に関する金額を留保することができる。

以下の表は、2015年9月30日および2014年9月30日現在におけるサブ・ファンドの潜在的な最短の決済期日に基づく契約上の満期別の金融負債のキャッシュ・フローの詳細である。満期の金額は、割引の影響が重要でないため帳簿価額で示されている。デリバティブは、それらの管理方法である正味現在価値で示されている。

2015年9月30日

負債	3ヶ月未満	3ヶ月以上 1年以内	1年超	合計
為替予約	2,488	-	-	2,488
買戻受益証券未払金	2,733,126	-	-	2,733,126
投資購入未払金	9,821,174	-	-	9,821,174
未払投資顧問報酬	287,793	-	-	287,793
未払販売報酬	287,793	-	-	287,793
未払弁護士報酬	47,489	-	-	47,489
未払監査報酬	38,335	-	-	38,335
未払管理報酬	20,525	-	-	20,525
未払管理事務代行報酬および名義 書換事務代行報酬	13,924	-	-	13,924
未払保管報酬	12,021	-	-	12,021
未払代行協会員報酬	10,792	-	-	10,792
未払受託報酬	3,481	-	-	3,481
その他の未払費用	6,137	-	-	6,137
* 受益者に帰属する純資産	148,578,783	-	-	148,578,783
負債合計	161,863,861	-	-	161,863,861

* 要求払である。

2014年9月30日

負債	3ヶ月未満	3ヶ月以上 1年以内	1年超	合計
為替予約	980,843	-	-	980,843
投資購入未払金	275,613	-	-	275,613
未払販売報酬	251,370	-	-	251,370
未払投資顧問報酬	251,370	-	-	251,370
未払弁護士報酬	65,808	-	-	65,808
未払監査報酬	35,000	-	-	35,000
未払管理報酬	15,711	-	-	15,711
未払管理事務代行報酬および名義 書換事務代行報酬	15,247	-	-	15,247
未払代行協会員報酬	9,426	-	-	9,426
未払保管報酬	7,326	-	-	7,326
未払受託報酬	3,596	-	-	3,596
その他の未払費用	3,225	-	-	3,225
* 受益者に帰属する純資産	140,641,341	-	-	140,641,341
負債合計	142,555,876	-	-	142,555,876

* 要求払である。

2015年9月30日現在、為替予約に係るインフロー総額およびアウトフロー総額は、それぞれ54,876,070米ドルおよび54,462,772米ドルであった。

2014年9月30日現在、為替予約に係るインフロー総額およびアウトフロー総額は、それぞれ44,490,547米ドルおよび45,471,289米ドルであった。

為替予約は通常、純額で決済される。

資金調達契約には、デリバティブ取引が含まれている。

レバレッジ・ポジションに関して利用可能な資金調達の満期または終了、レバレッジ・エクスポージャーの公正価値の変動に関する担保差入れ要求、またはサブ・ファンドの資金調達契約の担保掛目その他の条件の変更により、サブ・ファンドの流動性の利用およびレバレッジ・ポジションの維持能力に悪影響が生じる可能性があり、サブ・ファンドに重要な損失が発生する可能性がある。サブ・ファンドは、投資能力の増加、営業費用の手当または取引の決済を含む、あらゆる目的のため、借入を行うことまたはその他の形式のレバレッジ（担保付および無担保）を利用することができる。しかし、レバレッジを得るこのような契約が利用可能な保証はなく、レバレッジが利用可能だとしてもサブ・ファンドが受入可能な契約条件で利用可能な保証はない。また、景気の悪化により、資金調達コストの増加や資本市場の利用制限が生じたり、貸出人がサブ・ファンドへの貸出を延長しない決定をする可能性がある。

また、レバレッジの利用により、買戻可能参加受益証券の受益者に帰属するサブ・ファンドの純資産の公正価値のボラティリティの影響が拡大することでリスクが増加する。

サブ・ファンドの資産の市場価値の下落により、これらの資産の市場価値を担保に借入を行っている場合には、特別な悪影響が生じる可能性がある。これらの資産の市場価値の下落により、サブ・ファンドに対して貸出人（デリバティブの契約相手先を含む。）が追加担保の差入や、サブ・ファンドの最善の利益にならない場合でも資産の売却を要求する可能性がある。

(c) 信用リスク

信用リスクとは、金融投資の一方の当事者が債務を履行できないために、もう一方の当事者に財務的損失が生じるリスクである。

副投資顧問会社は、取引相手先またはサブ・ファンドの発行体との取引に関連する信用リスクを軽減する手続を採用している。取引を行う前に、副投資顧問会社またはその関連当事者は、当事者、その事業および風評の信用分析を実施することにより信用力と風評の両方を評価する。その後、承認された取引相手先または発行体の信用リスクは、継続的に監視される（必要に応じた財務書類および中間財務書類の定期的調査を含む。）。

信用損失に対するエクスポージャーを軽減するために、サブ・ファンドが締結した一部の店頭デリバティブ契約は、当該契約に基づき生じた取引の相殺を認めている（直物為替契約のみを行う取引相手先との契約を除く。）。債務不履行事由または終了事由が生じた場合には、当該契約に基づき取引相手先とのすべての店頭取引が終了し、当該取引相手先に対する債権額と債務額は純額ベースで清算されるため、当該相殺権により、評価益が出ている単一の取引相手先との店頭取引に係る信用リスクは、評価損が出ている同一の取引相手先との店頭取引額まで軽減される。

債券は、発行体または保証会社とその債務に係る元本および利息を支払えないリスクにさらされており、また、金利感応度、発行体の信用度に関する市場の認知および一般市場の流動性などの要因による価格のボラティリティにさらされている。

サブ・ファンドは、支払不能、運営、清算または保管会社もしくは副保管会社／受託会社の債権者によるその他の法的保護（以下「支払不能」という。）に関連する多くのリスクにさらされている。これらのリスクは以下を含むがこれらに限定されない。

保管会社と副保管会社の両方の段階において顧客の資金として取り扱われていない、保管会社または副保管会社が保有するすべての現金（以下「顧客資金」という。）を失うこと。

保管会社または副保管会社が、サブ・ファンドと合意した手続き（存在する場合）に従って顧客資金として取り扱うことを怠っていたすべての現金を失うこと。

適切に分離処理がされていないため保管会社と副保管会社の両方の段階において識別されていなかった、サブ・ファンドが保有する有価証券（以下「トラスト資産」という。）または保管会社または副保管会社が保有する顧客資金の一部または全部を失うこと。

保管会社もしくは副保管会社による誤った口座管理を原因として、または、支払不能の管理費用を支払うための控除を含む、関連するトラスト資産ならびに／もしくは顧客資金の識別および振替のプロセスを原因として、一部または全部の資産を失うこと。

残高の振替の受領および関連する資産に対する支配の再取得が長期間遅れることにより生じる損失。

支払不能は、サブ・ファンドの投資活動に深刻な混乱を引き起こす可能性がある。状況によっては、これにより、投資顧問会社が純資産額の計算および受益証券の取引を一時的に中断する場合がある。

受託会社が保有する現金は、受託会社の現金と一緒にプールされる場合があり、受託会社が支払不能となった場合には、サブ・ファンドは、その現金に関して受託会社の一般債権者と同順位になる可能性がある。保管会社が保管する現金以外の資産は分別管理されており、プールされることはないため、支払不能となった場合でも受託会社のその他の債権者は当該資産を利用できない。また、受託会社は、一定の資産をサブ・ファンドの代わりに保管する副保管会社を任命することができる。副保管会社が破産または支払不能となった場合、それらの資産に関するサブ・ファンドの権利は、据置き、制限または縮小される可能性がある。

2015年9月30日および2014年9月30日現在、以下の金融資産（デリバティブ金融資産、現金および現金同等物ならびにその他の債権）が信用リスクにさらされていた。金融資産の帳簿価額は、報告日現在の取引相手先の信用リスクに対する最大エクスポージャーを最も良く反映している。

報告日現在の信用リスクに対する最大エクスポージャー（クレジット・デフォルト・スワップに係る
想定元本を除く）は以下の通り分析できる。

金融商品の種類	2015年 9 月30日 (米ドル)	2014年 9 月30日 (米ドル)
現金および現金同等物	51,814	50,001
為替予約	415,786	101
投資売却未収入金	2,747,543	-
申込受益証券未収入金	1,213,934	275,496
その他の資産	620	5,048
合計	4,429,697	330,646

オープン・エンド型の投資会社および上場株式投資は、直接的な信用リスクにさらされていないため、上記の表に含まれていない。

サブ・ファンドは、発行体の信用リスクに対する以下のエクスポージャーにさらされている。

格付	2015年 9 月30日 (%)	2014年 9 月30日 (%)
格付なし	100.00	100.00
合計	100.00%	100.00%

マスター・ファンドは、マスター・ファンドの市場価額合計に対する割合として、発行体の信用リスクに対する以下のエクスポージャーにさらされている。

証券格付（該当がある場合）は、スタンダード&プアーズ/ムーディーズ/フィッチのインベスター・サービスから入手したものである。

格付	2015年 9 月30日 (%)	2014年 9 月30日 (%)
A A	-	1.01
A	8.50	10.20
B B B	35.58	37.83
B B	37.76	35.69
B	12.57	6.44
C C C	3.43	1.01
格付なし	2.16	7.82
合計	100.00%	100.00%

上記の表は、マスター・ファンドの投資の信用度を示している。取引相手先または発行体は、その事業体自体が投資適格であるか、または格付なしの場合は系列の事業体が投資適格であり、かつ、この格付けされた事業体から取引相手先または発行体に強力な無条件の支援があると副投資顧問会社の信用リスク管理およびアドバイザリー部門が考えている。副投資顧問会社は、信用に係る方針を整備しており、信用リスクに対するエクスポージャーを継続的に監視している。

クレジット・デフォルト・スワップは、参照される有価証券または義務に係るプロテクションを受け取る権利と交換に、ある当事者が他の当事者に支払いを行う一連の流れを含む契約である。プロテクションの売り手として、サブ・ファンドは通常、信用事象が生じない場合には、スワップ期間全体を通じて支払いを受ける。さらに、サブ・ファンドがクレジット・デフォルト・スワップを通じてプロテクションを売る場合、参照債務の価値が受取プレミアムを下回る場合があるため、サブ・ファンドが損失を被る場合がある。特定の信用事象の発生時には、サブ・ファンドは信用プロテクションの売り手として、債務不履行となった参照債務の保有を要求され、現物決済された取引におけるスワップの想定元本に相当する金額を買い手に支払うことを要求される場合がある。また、サブ・ファンドは、現物決済取引における参照債務の回収可能価額控除後のスワップの想定元本に相当する金額の正味決済金額を現金または有価証券の形態で支払う場合がある。回収可能価額は、債務不履行となった有価証券または債務に透明性のある価格が設定されることを市場参加者が保証される、信用事象に係る入札プロセスを通じて設定されることがある。さらに、サブ・ファンドは、取引相手先に担保として差し入れた資産の返還を求める権利がある。サブ・ファンドにクレジット・デフォルト・スワップがある場合は、その想定元本は投資明細表に開示されている。2015年 9 月30日および2014年 9 月30日現在、クレジット・デフォルト・スワップはなかった。

2015年 9 月30日および2014年 9 月30日現在、サブ・ファンドは、買戻可能参加受益証券の受益者に帰属する純資産の 5 %を超える取引相手先または発行体の信用リスクの集中を有していなかった。

2015年 9 月30日および2014年 9 月30日現在、マスター・ファンドは、買戻可能参加受益証券の受益者に帰属する純資産の 5 %を超える取引相手先または発行体の信用リスクの集中を有していなかった。

(d) 追加的なリスク

() 資本リスク管理

サブ・ファンドの資本は、買戻可能参加受益証券の受益者に帰属する純資産によって表される。サブ・ファンドは、受益者の裁量による日々の申込みおよび買戻しの影響を受けるため、買戻可能参加受益証券の受益者に帰属する純資産の金額は日々著しく変動する可能性がある。資本を管理する際のサブ・ファンドの目的は、受益者にリターンを提供しその他の利害関係者に便益をもたらすために継続企業として持続するサブ・ファンドの能力を保護すること、およびサブ・ファンドの投資活動の成長を支援するための強固な資本基盤を維持することである。

() 集中リスク

サブ・ファンドは、限られた数の投資および投資テーマに投資する可能性がある。投資先の数が増える結果、全体のパフォーマンスは、個々の投資のパフォーマンスから一層大きくプラスまたはマイナスの影響を受ける可能性がある。

() オペレーショナル・リスク

オペレーショナル・リスクとは、情報、通信、取引処理および決済、ならびに会計システムにおける不備を原因とする損失の潜在的な可能性である。サブ・ファンドのサービス提供会社は、注記7に記載されているとおり、オペレーショナル・リスクの管理に役立てる目的で統制および手続を維持している。サービス提供会社のサービス水準の調査は、副投資顧問会社によって定期的に行われる。これらの措置が100%有効であるという保証はない。

() 法律上、税務上および規制上のリスク

サブ・ファンドに対して不利な影響を及ぼす可能性のある法律上、税務上および規制上の変更がサブ・ファンドの継続期間において生じる可能性がある。

税金に関して、サブ・ファンドは、サブ・ファンドが投資している一定の管轄区においてキャピタル・ゲイン、利息および配当に対して課税される可能性がある。

税務当局による税法および規則の解釈および適用範囲は、時折、明確性や一貫性を欠くことがある。課税される可能性が高く、かつ、見積可能である税金債務は負債として計上される。ただし、税金債務の一部は不確実性にさらされており、当年度および過年度の税務ポジションに対してこれらの当局が将来行う措置、解釈または判断に基づく追加的な税金負債、利息、加算税が生じる可能性がある。また、サブ・ファンドが潜在的な税金負債を計上する義務を創設したり、または取除くように会計基準が改訂される可能性もある。したがって、現在は発生する可能性が高くない一定の潜在的な税金債務が、発生する可能性が高くなり、サブ・ファンドの将来の追加的な税金負債となり、これらの追加的な税金負債が重要となる可能性がある。上記の不確実性のために、純資産額は、サブ・ファンドに対する持分の申込み、買戻しまたは交換の場合も含め、サブ・ファンドに最終的に生じる税金負債を反映していない可能性があり、このことがその時点の投資家に不利な影響を及ぼす可能性がある。

当財務書類に開示されていない追加的なリスクの詳細は、サブ・ファンドの募集要項を参照のこと。

12．与信機関

2015年9月30日および2014年9月30日現在、ＢＢＨが保有する現金はそれぞれ1,813米ドルおよび0米ドルであった。

2015年9月30日

サブ・ファンド

与信機関

G S C o C o s & キャピタル証券
ファンド

オーストラリア・アンド・ニュージーランド・バンキン
グ・グループ・リミテッド

2014年9月30日

サブ・ファンド

与信機関

G S C o C o s & キャピタル証券
ファンド

オーストラリア・アンド・ニュージーランド・バンキン
グ・グループ・リミテッド

13．為替レート

米ドル以外の通貨建ての投資ならびにその他の資産および負債の換算に以下の米ドルに対する為替レートが使用された。

	2015年9月30日	2014年9月30日
ユーロ（EUR）	0.895857	0.791609
円（JPY）	119.765000	109.695000

14．ソフト・コミッション

サブ・ファンドは、取引履行のみ、および／または取引履行と投資調査についてコミッションを支払う。2015年9月30日終了年度および2014年9月30日終了期間において、サブ・ファンドは、いかなる第三者とも上記以外のソフト・コミッション契約を締結していない。

15．偶発負債

2015年9月30日および2014年9月30日現在、偶発負債はなかった。

16．後発事象

2015年9月30日より後に、当財務書類の修正が要求される事象または当財務書類に開示が要求される事象は発生しなかった。

17．補償

サブ・ファンドは、様々な補償を含む契約を締結する可能性がある。これらの契約に基づくサブ・ファンドの最大エクスポージャーは明らかでない。しかし、サブ・ファンドには、過去においてこれらの契約に従った請求または損失はない。

18．財務書類の承認

受託会社は、2015年12月23日に当財務書類を承認した。財務書類は公表後に修正してはならない。

（３）【投資有価証券明細表等】

G S C o C o s & キャピタル証券ファンド

投資明細表

2015年９月30日現在

保有高 / 受益証券口数 (現地通貨)	銘柄	公正価値 (米ドル)	純資産比率 (%)
投資ファンド*			
米ドル			
1,409,088	ゴールドマン・サックス C o C o s & キャピタル証券ポートフォリオ、クラス I O	145,643,352	98.02
11,790,812	ゴールドマン・サックス U S \$ リキッド・リザーブス・ファンド、クラス X (Acc)	11,790,812	7.94
投資ファンド合計		157,434,164	105.96

ポートフォリオ・ヘッジ目的で保有する為替予約

満期日	通貨	買建	通貨	売建	取引相手先	未実現損失 (米ドル)	純資産比率 (%)
01/10/2015	USD	242,619	JPY	29,058,505	Royal Bank of Scot land PLC	(10)	(0.00)
02/10/2015	USD	402,678	JPY	48,430,841	JP Morgan Chase & Co	(1,705)	(0.00)
ポートフォリオ・ヘッジ目的で保有する為替予約に係る未実現損失合計						(1,715)	(0.00)

クラス・ヘッジ目的で保有する為替予約

満期日	通貨	買建	通貨	売建	取引相手先	未実現利得 (米ドル)	純資産比率 (%)
06/11/2015	EUR	911,447	USD	1,016,238	Westpac Banking Corp	1,721	0.00
06/11/2015	EUR	911,447	USD	1,016,282	Royal Bank of Scot land PLC	1,677	0.00
06/11/2015	EUR	927,000	USD	1,033,519	Bank of America NA	1,811	0.00
29/10/2015	JPY	55,106,841	USD	458,368	JP Morgan Chase & Co	1,906	0.00
29/10/2015	JPY	1,000,000,000	USD	8,300,140	Merrill Lynch	52,268	0.04
29/10/2015	JPY	1,698,540,285	USD	14,066,353	Royal Bank of Scot land PLC	120,548	0.08
29/10/2015	JPY	1,698,540,285	USD	14,068,660	Citibank	118,241	0.08
29/10/2015	JPY	1,708,226,455	USD	14,150,284	Bank of America NA	117,520	0.08
06/11/2015	USD	8,663	EUR	7,672	JP Morgan Chase & Co	94	0.00
クラス・ヘッジ目的で保有する為替予約に係る未実現利得合計						415,786	0.28

満期日	通貨	買建	通貨	売建	取引相手先	未実現損失 (米ドル)	純資産比率 (%)
29/10/2015	USD	114,660	JPY	13,820,384	JP Morgan Chase & Co	(773)	(0.00)
クラス・ヘッジ目的で保有する為替予約に係る未実現損失合計						(773)	(0.00)

添付の注記は、当財務書類の不可分の一部である。

投資合計	公正価値 (米ドル)	純資産比率 (%)
投資ファンド合計	157,434,164	105.96

クラス・ヘッジ目的で保有する為替予約に係る未実現利得合計	415,786	0.28
クラス・ヘッジ目的で保有する為替予約に係る未実現損失合計	(773)	(0.00)
ポートフォリオ・ヘッジ目的で保有する為替予約に係る未実現損失合計	(1,715)	(0.00)
その他の資産および負債	(9,268,679)	(6.24)
買戻可能参加受益証券の受益者に帰属する純資産	148,578,783	100.00

* 系列ファンドを表している。

添付の注記は、当財務書類の不可分の一部である。

G S C o C o s & キャピタル証券ファンド

投資明細表

2014年9月30日現在

保有高 / 受益証券口数 (現地通貨)	銘柄	公正価値 (米ドル)	純資産比率 (%)
投資ファンド*			
米ドル			
1,403,120	ゴールドマン・サックス C o C o s & キャピタル証券ポートフォリオ、クラスIO	139,975,280	99.53
2,249,950	ゴールドマン・サックス U S \$ リキッド・リザーブス・ファンド、クラスX (Acc)	2,249,950	1.60
投資ファンド合計		142,225,230	101.13

クラス・ヘッジ目的で保有する為替予約

満期日	通貨	買建	通貨	売建	取引相手先	未実現利得 (米ドル)	純資産比率 (%)
30/10/2014	USD	1,648	EUR	1,274	Merrill Lynch & Co Inc	38	0.00
30/10/2014	USD	15,017	EUR	11,835	JP Morgan Chase & Co	63	0.00
クラス・ヘッジ目的で保有する為替予約に係る未実現利得合計						101	0.00

満期日	通貨	買建	通貨	売建	取引相手先	未実現損失 (米ドル)	純資産比率 (%)
30/10/2014	EUR	339,402	USD	446,283	Bank of America NA	(17,451)	(0.01)
30/10/2014	EUR	339,402	USD	446,283	Westpac Banking Corp	(17,451)	(0.01)
30/10/2014	EUR	339,402	USD	446,285	Royal Bank of Scotland PLC	(17,453)	(0.01)
07/11/2014	JPY	48,430,841	USD	444,544	JP Morgan Chase & Co	(2,925)	(0.00)
07/11/2014	JPY	1,474,368,100	USD	13,745,356	Royal Bank of Scotland PLC	(301,246)	(0.22)
07/11/2014	JPY	1,474,368,100	USD	13,746,381	Morgan Stanley	(302,271)	(0.22)
07/11/2014	JPY	1,631,464,686	USD	15,198,651	Citibank	(322,046)	(0.23)
クラス・ヘッジ目的で保有する為替予約に係る未実現損失合計						(980,843)	(0.70)

添付の注記は、当財務書類の不可分の一部である。

投資合計	公正価値 (米ドル)	純資産比率 (%)
投資ファンド合計	142,225,230	101.13
クラス・ヘッジ目的で保有する為替予約に係る未実現利得合計	101	0.00
クラス・ヘッジ目的で保有する為替予約に係る未実現損失合計	(980,843)	(0.70)
その他の資産および負債	(603,147)	(0.43)
買戻可能参加受益証券の受益者に帰属する純資産	140,641,341	100.00

* 系列ファンドを表している。

添付の注記は、当財務書類の不可分の一部である。

[次へ](#)

GS CoCos & Capital Securities Fund
Statements of Financial Position
As at 30 September 2015

	<u>Notes</u>	<u>30-Sep-2015</u> <u>USD</u>	<u>30-Sep-2014</u> <u>USD</u>
Assets			
Current Assets			
Financial assets at fair value through profit or loss	3 (c)	157,849,950	142,225,331
Receivable for investments sold	2	2,747,543	–
Receivable for Units subscribed		1,213,934	275,496
Other assets		620	5,048
Cash and cash equivalents	12	51,814	50,001
Total Assets		161,863,861	142,555,876
Liabilities			
Current Liabilities			
Financial liabilities at fair value through profit or loss	3 (c)	2,488	980,843
Payable for Units redeemed		2,733,126	–
Payable for investments purchased	2	9,821,174	275,613
Investment management fees payable	7 (a)	287,793	251,370
Distribution fees payable	7 (d)	287,793	251,370
Legal fees payable		47,489	65,808
Audit fees payable		38,335	35,000
Manager fees payable	7 (b)	20,525	15,711
Administration and transfer agent fees payable	7 (c)	13,924	15,247
Custodian service fees payable	7 (f)	12,021	7,326
Agent company fees payable	7 (g)	10,792	9,426
Trustee fees payable	7 (e)	3,481	3,596
Miscellaneous fees payable		6,137	3,225
Total Liabilities (excluding Net Assets Attributable to Holders of Redeemable Participating Units)		13,285,078	1,914,535
Net Assets Attributable to Holders of Redeemable Participating Units		148,578,783	140,641,341

The accompanying notes form an integral part of the financial statements.

10

GS CoCos & Capital Securities Fund
Statements of Comprehensive Income
For the Year Ended 30 September 2015

	<u>Notes</u>	<u>30-Sep-2015</u> <u>USD</u>	<u>30-Sep-2014⁽¹⁾</u> <u>USD</u>
Income			
Interest income	3 (b)	1,695	487
Net realized gain/(loss) on financial assets and financial liabilities at fair value through profit or loss on:			
Investments		2,511,706	31,041
Foreign Currency Contracts		(5,246,276)	(1,857,876)
Net change in unrealized gain/(loss) on financial assets and financial liabilities at fair value through profit or loss on:			
Investments		1,342,665	(767,236)
Foreign Currency Contracts		1,394,808	(980,742)
Net Income/(Loss)		<u>4,598</u>	<u>(3,574,326)</u>
Operating Expenses			
Interest expense	3 (b)	100	174
Investment management fees	7 (a)	1,064,930	287,710
Distribution fees	7 (d)	1,064,930	287,709
Organizational fees	3 (b)	86,294	42,959
Manager fees	7 (b)	69,096	17,982
Administration and transfer agent fees	7 (c)	53,633	15,247
Custodian service fees	7 (f)	47,857	7,326
Audit fees		40,553	35,000
Agent company fees	7 (g)	39,935	10,789
Legal fees		24,292	65,808
Trustee fees	7 (e)	13,519	3,596
Miscellaneous expense		4,497	3,069
Total Operating Expenses		<u>2,509,636</u>	<u>777,369</u>
Net (Loss) from Operations		<u>(2,505,038)</u>	<u>(4,351,695)</u>
Finance Costs:			
Distributions to participating Unitholders	10	4,353,548	712,522
Change in Net Assets Attributable to Holders of Redeemable Participating Units from Operations		<u>(6,858,586)</u>	<u>(5,064,217)</u>

⁽¹⁾ For the period 10 June 2014 (inception date) through 30 September 2014.

The accompanying notes form an integral part of the financial statements.

11

GS CoCos & Capital Securities Fund
Statements of Changes in Net Assets Attributable to Holders of
Redeemable Participating Units
For the Year Ended 30 September 2015

	<u>Notes</u>	<u>30-Sep-2015</u>	<u>30-Sep-2014⁽¹⁾</u>
		<u>USD</u>	<u>USD</u>
Net Assets Attributable to Holders of Redeemable Participating Units at Beginning of Year		140,641,341	—
Total Proceeds from redeemable participating Units issued	8	71,899,718	147,422,466
Total Payments for redeemable participating Units redeemed	8	(57,103,690)	(1,716,908)
Change in net assets attributable to holders of redeemable participating Units from operations		<u>(6,858,586)</u>	<u>(5,064,217)</u>
Net Assets Attributable to Holders of Redeemable Participating Units at Year End		<u>148,578,783</u>	<u>140,641,341</u>

⁽¹⁾ For the period 10 June 2014 (inception date) through 30 September 2014.

The accompanying notes form an integral part of the financial statements.

12

GS CoCos & Capital Securities Fund
Statements of Cash Flows
For the Year Ended 30 September 2015

	<u>Notes</u>	30-Sep-2015 USD	30-Sep-2014⁽¹⁾ USD
Cash Flows From Operating Activities			
Change in net assets attributable to holders of redeemable participating Units from operations		(6,858,586)	(5,064,217)
Adjustment for:			
Exchange gains/(losses) on cash		(767)	—
Distributions to Participating Unitholders	10	4,353,548	712,522
Interest Income		(1,695)	(487)
Interest Expense		100	174
Total		(2,507,400)	(4,352,008)
Net (Increase)/Decrease in Operating Assets:			
Receivable for investments sold	2	(2,747,543)	—
Other Assets		4,428	(5,048)
Financial assets at fair value through profit or loss		(15,624,619)	(142,225,331)
Net Increase/(Decrease) in Operating Liabilities:			
Payable for investments purchased	2	9,545,561	275,613
Investment management fees payable	7 (a)	36,423	251,370
Distribution fees payable	7 (d)	36,423	251,370
Manager fees payable	7 (b)	4,814	15,711
Custodian service fees payable	7 (f)	4,695	7,326
Audit fees payable		3,335	35,000
Agent company fees payable	7 (g)	1,366	9,426
Trustee fees payable	7 (e)	(115)	3,596
Administration and transfer agent fees payable	7 (c)	(1,323)	15,247
Legal fees payable		(18,319)	65,808
Miscellaneous fees payable		2,912	3,225
Financial liabilities at fair value through profit or loss		(978,355)	980,843
Cash Provided by/(Used in) Operating Activities		(12,237,717)	(144,667,852)
Interest Received		1,695	487
Interest Paid		(100)	(174)
Net Cash Provided by/(Used in) Operating Activities		(12,236,122)	(144,667,539)
Cash Flows From Financing Activities:			
Proceeds received from redeemable participating Units issued		70,961,280	147,146,970
Payments for redeemable participating Units redeemed		(54,370,564)	(1,716,908)
Distributions to Participating Unitholders		(4,353,548)	(712,522)
Net Cash Provided by/(Used in) Financing Activities		12,237,168	144,717,540
Exchange gains/(losses) on cash		767	—
Net Increase/(Decrease) in cash		1,813	50,001
Cash and cash equivalents at Beginning of Year		50,001	—
Cash and cash equivalents at End of Year		51,814	50,001

⁽¹⁾ For the period 10 June 2014 (inception date) through 30 September 2014.

The accompanying notes form an integral part of the financial statements.

13

GS CoCos & Capital Securities Fund
Notes to the Financial Statements
For the Year Ended 30 September 2015

1. Organization

GS CoCos & Capital Securities Fund (the "Sub-Trust") is a sub-trust of MUGC GS Cayman Fund (the "Trust"). The Trust is an open-ended exempted umbrella unit trust established by a trust deed under the Trusts Law (2011 Revision) of the Cayman Islands dated 10 February 2010 (as supplemented or amended from time to time, the "Trust Deed") executed by Brown Brothers Harriman Trust Company (Cayman) Limited (the "Trustee") Mitsubishi UFJ Global Custody S.A. (the "Manager"). The Trust is regulated under the Mutual Funds Law (Revised).

Goldman Sachs Asset Management International ("GSAMI") a related party to the Sub-Trust, serves as Investment Manager pursuant to an investment management agreement ("Management Agreement") with the Sub-Trust. The Investment Manager is responsible for overseeing and monitoring the day-to-day operations of the Sub-Trust's affairs regarding their investments.

The Investment Manager has appointed Goldman Sachs Asset Management L.P. ("GSAM") and Goldman Sachs (Singapore) Pte. ("GS Singapore"), each a related party of the Goldman Sachs Group, Inc. ("Goldman Sachs") as Investment Advisors pursuant to a Master Intercompany Sub-Advisory Agreement and a Master Intercompany Sub-Advisory and Participating Affiliate Services Agreement, respectively (collectively, "the Investment Advisory Agreements"). Under the Investment Advisory Agreements, GSAM and GS Singapore provide the Sub-Trust with continuous professional investment advice, and effects and manages all transactions on behalf of the Sub-Trust. As compensation for services rendered under the Investment Advisory Agreements, GSAM and GS Singapore receive a fee.

The Sub-Trust commenced operations and launched Unit classes on the following dates:

Class of Units	Commencement Dates
Class USD (MDist)	10 June 2014
Class USD (SDist)	10 June 2014
Class EUR (MDist)	10 June 2014
Class EUR (SDist)	10 June 2014
Class JPY (MDist)	10 June 2014
Class JPY (SDist)	10 June 2014

The financial statements are presented in USD, the Sub-Trust's functional and presentation currency. The Investment Manager considers that this currency most accurately represents the economic effects of the underlying transactions, events and conditions of the Sub-Trust.

2. Investment Objective

The investment objective of the Sub-Trust, (the "Feeder Fund") is to achieve attractive total returns consisting of income generation and capital appreciation through investment into a diversified portfolio mainly consisting of Contingent Capital Securities (or Contingent Convertible Securities, "CoCos") and preferred securities, perpetual subordinated debt securities and subordinated term debt securities (collectively, "Capital Securities") issued by global financial institutions and other entities, including banks and insurance companies, through investment into the Goldman Sachs Cocos & Capital Securities Portfolio (the "Master Fund"). In relation to CoCos, these are a type of capital securities which terms provide that all or a part of principal may be written-down, or, which may be converted into equity, under certain triggering events (e.g., capital adequacy ratio falls below a pre-set limit) in order to maintain financial solvency of a financial institution.

The investment objective of the Master Fund is to achieve attractive total returns consisting of income generation and capital appreciation through investment mainly in fixed income securities (across both investment grade and sub-investment grade sectors), equity and/or equity related securities and financial derivative instruments.

GS CoCos & Capital Securities Fund
Notes to the Financial Statements
For the Year Ended 30 September 2015

2. Investment Objective (continued)

Fixed income securities may include all types of debt securities and obligations subject to such limitations as may apply under Luxembourg law and the Master Fund's investment policy, including, but not limited to, fixed and floating rate, senior and subordinated corporate debt obligations (such as bonds, CoCos, debentures, notes and commercial paper), Brady bonds and other debt issued by governments, their agencies and instrumentalities, or by central banks, convertible debt securities and obligations, asset-backed securities, mortgage-backed securities, collateralized loan obligations, collateralized debt obligations, preferred securities, emerging market debt, reverse repurchase agreements with respect to securities issued by governments and central banks and loan participations and/or loan assignments provided such instruments are consistent with Money Market Instruments normally dealt in the money market, are liquid and have a value that may be accurately determined at any time in compliance with applicable laws and regulations. The Master Fund may invest in excess of 20% of its assets in mortgage and asset-backed securities.

Equity securities may include, but are not limited to, equity and/or equity related Transferable Securities, which includes common stock, warrants and other rights to acquire stock, ADRs, EDRs and GDRs.

The Investment Managers of the Master Fund and the Feeder Fund are the same.

The Sub-Trust through investment into Master Fund may substantially invest in straight corporate bonds, preferred securities, subordinated debt securities and CoCos issued by entities except for financial institutions. Substantial level of investments of the Master Fund in Capital Securities and CoCos may be reduced due to investment conditions and other factors.

There can be no assurance that investment objective of the Sub-Trust will be achieved or that its portfolio design and risk monitoring or hedging strategies will be successful.

The significant accounting policies of the Master Fund and the Feeder Fund are consistent.

The Feeder Fund holds 99.97% of the Master Fund's net assets at 30 September 2015 and 100% of the Master Fund's net assets at 30 September 2014. The Master Fund is a sub-fund of Goldman Sachs Funds SICAV (the "Company"), an investment company registered in Luxembourg pursuant to Part I of the Law of 17 December 2010.

The Feeder Fund invests into the Master Fund. Total subscriptions and redemptions made by the Feeder Fund into the Master Fund during the year ended 30 September 2015 were USD 82,169,435 and USD 80,355,734, respectively. As at 30 September 2015, there were no capital commitment obligations and the Sub-Trust had USD 9,821,174 due to the Master Fund for unsettled purchases and USD 2,747,543 due from the Master Fund for unsettled sales. Total subscriptions and redemptions made by the Feeder Fund into the Master Fund during the year ended 30 September 2014 were USD 146,294,090 and USD 5,582,615, respectively. As at 30 September 2014, there were no capital commitment obligations and the Sub-Trust had USD 275,613 due to the Master Fund for unsettled purchases.

The Sub-Trust invests into the Master Fund by purchasing the Master Fund's redeemable participating shares. The Master Fund allows redemptions of these shares on any business day.

Movements in the fair value of the Master Fund's portfolio and corresponding movements in the fair value of the Master Fund may expose the Sub-Trust to a loss.

GS CoCos & Capital Securities Fund
Notes to the Financial Statements
For the Year Ended 30 September 2015

3. Summary of Significant Accounting Policies

(a) Financial Statements

Basis of Preparation of Financial Statements

The preparation of the financial statements is in accordance with International Financial Reporting Standards ("IFRS"). The financial statements have been prepared under the historical cost convention as modified by the revaluation of financial assets and liabilities (including derivative instrument) at fair value through profit or loss. The preparation of the financial statements requires management to make certain estimates and assumptions that may affect the amounts reported in the financial statements and accompanying notes. Actual results may differ from those estimates.

i. Standards, amendments and interpretations early adopted by the Sub-Trust

There were no standards, amendments and interpretations early adopted by the Sub-Trust.

ii. Standards, amendments and interpretations effective for annual period beginning on or after 10 June 2014 and that have been adopted by the Sub-Trust

Amendments to IFRS 10, IFRS 12 and IAS 27 on consolidation for investment entities, effective for periods beginning on or after January 1, 2014, define an 'investment entity'. Such entities will be exempt from consolidating most of their subsidiaries. Instead, such entities will measure their 'subsidiaries' at fair value through profit or loss. Changes have also been made to IFRS 12 to introduce new disclosures that an investment entity needs to make. The amendment has not had any impact on the Sub-Trust's current consolidation conclusions.

iii. Standards, amendments and interpretations that are not yet effective and have not been early adopted by the Sub-Trust

IFRS 9, 'Financial Instruments', effective for annual periods beginning on or after 1 January 2018, specifies how an entity should classify and measure financial assets and liabilities, including some hybrid contracts. The standard improves and simplifies the approach for classification and measurement of financial assets compared with the requirements of IAS 39. Most of the requirements in IAS 39 for classification and measurement of financial liabilities were carried forward unchanged. The standard applies a consistent approach to classifying financial assets and replaces the numerous categories of financial assets in IAS 39, each of which had its own classification criteria. Management is currently assessing the impact adoption of the IFRS 9 would have on the Sub-Trust.

There are no other standards, interpretations or amendments to existing standards that are not yet effective that would be expected to have a significant impact on the Sub-Trust.

(b) Investment Transactions, Related Investment Income and Operating Expenses

The Sub-Trust records its investment transactions on a trade date basis. Realized gains and losses are based on the First In First Out ("FIFO") method. Dividend income and dividend expense are recorded on the ex-dividend date and interest income and interest expense are accrued over the life of the investment. Interest income includes accretion of market discount, original issue discounts and amortization of premiums and is recorded into income over the life of the underlying investment. Interest income and dividend income are recognized on a gross basis, but presented on a net of withholding tax basis in the Statements of Comprehensive Income, if any. Reimbursement of expenses is represented in the Statements of Comprehensive Income, if any.

Operating and organizational expenses are recognized on an accrual basis.

Transaction costs, when incurred, are recognized in the Statements of Comprehensive Income.

GS CoCos & Capital Securities Fund
Notes to the Financial Statements
For the Year Ended 30 September 2015

3. Summary of Significant Accounting Policies (continued)

(b) Investment Transactions, Related Investment Income and Operating Expenses (continued)

The Sub-Trust will also bear its offering and organizational expenses and the initial and ongoing expenses incurred in connection with the offer and sale of Units, including printing costs, marketing costs, legal fees, expenses incurred in connection with the review of subscription agreements and related documentation and other expenses of the Sub-Trust, the Manager, the Trustee, the Investment Manager, the Global Distributor and the Administrator. The offering and organizational expenses of the Sub-Trust are disclosed in the Statements of Comprehensive Income for the year ended 30 September 2015 and period ended 30 September 2014, respectively.

A structured entity is an entity that has been designed so that voting or similar rights are not the dominant factor in deciding who controls the entity, such as when any voting rights relate to administrative tasks only and the relevant activities are directed by means of contractual arrangements. A structured entity often has some or all of the following features or attributes; (a) restricted activities, (b) a narrow and well-defined objective, such as to provide investment opportunities for investors by passing on risks and rewards associated with the assets of the structured entity to investors, (c) insufficient equity to permit the structured entity to finance its activities without subordinated financial support and (d) financing in the form of multiple contractually linked instruments to investors that create concentrations of credit or other risks (tranches).

The Master Fund finances their operations by issuing redeemable shares which are puttable at the holder's option and entitles the holder to a proportional stake in the respective Sub-Trust's net assets. The Sub-Trust holds redeemable shares in its Master Fund.

The Sub-Trust's maximum exposure to loss from its interests in Master Fund is equal to the total fair value of its investments in Master Fund.

Once the Sub-Trust has disposed of its shares in Master Fund the Sub-Trust ceases to be exposed to any risk from that Master Fund.

As at 30 September 2015, net asset value of Master Fund was USD 145,685,339.

(c) Financial Assets and Financial Liabilities at Fair Value Through Profit or Loss

i Classification

The Sub-Trust has designated all its securities and derivative investments as financial assets and financial liabilities at fair value through profit or loss category. These financial assets and financial liabilities are classified as held for trading or hedging purposes. Financial assets or financial liabilities held for trading are those acquired or incurred principally for the purpose of selling or repurchasing in the short term. Derivatives are also categorized as financial assets or financial liabilities held for trading or hedging purposes.

Financial assets that are not at fair value include certain balances due from brokers, receivables for Units subscribed and accounts receivable. Financial liabilities that are not at fair value include certain balances due to brokers, payable for Units redeemed, accounts payable and financial liabilities arising on redeemable participating Units.

GS CoCos & Capital Securities Fund
Notes to the Financial Statements
For the Year Ended 30 September 2015

3. Summary of Significant Accounting Policies (continued)

(c) Financial Assets and Financial Liabilities at Fair Value Through Profit or Loss (continued)

ii Recognition and Derecognition

The Sub-Trust recognizes financial assets and financial liabilities on the date they become party to the contractual provisions of the investment. Purchases and sales of financial assets and financial liabilities are recognized using trade date accounting. From trade date, any gains and losses arising from changes in fair value of the financial assets or financial liabilities are recorded in the Statements of Comprehensive Income.

Financial assets are derecognized when the rights to receive cash flows from the investments have expired or the Sub-Trust has transferred substantially all risks and rewards of ownership.

iii Fair Value Measurement Principles

Financial assets and financial liabilities at fair value are valued in accordance with IAS 39 and IFRS 13. Financial assets and liabilities are initially recorded at their transaction (fair value) price and then measured at fair value subsequent to initial recognition. Gains and losses arising from changes in the fair value of the financial assets or financial liabilities at fair value are presented in the Statements of Comprehensive Income in the period in which they arise.

Financial assets classified as receivables are carried at cost less impairment, if any. Financial liabilities, other than those at fair value through profit or loss, are measured at cost. Financial liabilities arising from redeemable Units issued by the Sub-Trust are carried at the redemption amount representing the Unitholders' right to a residual amount of the Sub-Trust's Net Assets Attributable to Holders of Redeemable Participating Units ("Net Assets").

Fair value is the price that would be received to sell an asset or paid to transfer a liability in an orderly transaction between market participants at the measurement date. The fair value of financial assets and liabilities traded in active markets (such as publicly traded derivatives and trading securities) are based on quoted market prices at the close of trading on the year end date.

The fair value of all securities and derivatives is determined according to the following policies.

(iii1) Debt Securities

Debt securities, comprising Corporate Debt are valued on the basis of dealer supplied quotations or by using a third party pricing service.

(iii2) Exchange Listed Assets and Liabilities

The fair value of exchange traded financial investments, comprising common stock and short term investments, is based upon quoted market prices at the period end date without any deduction for estimated future transaction costs.

(iii3) Money Market Investments

Money market investments are valued at amortized cost, which approximates fair value.

GS CoCos & Capital Securities Fund
Notes to the Financial Statements
For the Year Ended 30 September 2015

3. Summary of Significant Accounting Policies (continued)

(c) Financial Assets and Financial Liabilities at Fair Value Through Profit or Loss (continued)

iii Fair Value Measurement Principles (continued)

(iii4) Shares in Collective Investment Schemes

The fair value of investments in open-ended investment funds, comprising collective investment schemes, is based upon the official published Net Asset Value ("NAV") per share as supplied by the administrative agent of the funds in accordance with valuation policy of applicable funds as outlined in the respective Offering Memorandum.

(iii5) Derivatives

A derivative is an instrument whose fair value is derived from an underlying instrument, index reference rate or a combination of these factors. Derivative instruments may be privately negotiated contracts which are often referred to as over the counter ("OTC") derivatives or they may be listed and traded on an exchange. Derivative contracts may involve future commitments to purchase or sell financial instruments or commodities at specified terms on a specified date, or to exchange interest payment streams or currencies based on a notional or contractual amount.

Derivative contracts are stated at fair value and recognized as financial assets and financial liabilities on the Statements of Financial Position. Gains and losses resulting from the change in the fair value are reflected on the Statements of Comprehensive Income as a component of change in unrealized gain/(loss). Realized gains or losses are recorded on termination or from periodic cash flow payments.

(iii5a) Forward Foreign Currency Contracts

In a forward foreign currency contract, the Sub-Trust agrees to receive or deliver a fixed quantity of one currency for another, at a pre-determined price at a future date. Purchases and sales of forward foreign currency contracts having the same notional value, settlement date, counterparty and right to settle net are generally offset (which result in a net foreign currency position of zero with the counterparty) and any realized gains or losses are recognized on trade date. Non-deliverable forward foreign currency exchange contracts are settled with the counterparty in cash without the delivery of foreign currency.

The fair value of forward foreign currency contracts is based on the price at which a new forward foreign contract of the same notional value, currency and maturity could be affected at the close of business in the principal currency markets in which these currencies are traded. Any resulting unrealized gains and losses are recorded in the Statements of Comprehensive Income.

(iii6) All Securities and Derivatives

If a quoted market price is not available from a third party pricing service or a dealer, or a quotation is believed to be materially inaccurate, the fair value of the investment is determined by using valuation techniques. Valuation techniques include the use of recent market transactions, reference to the current fair value of another investment that is substantially the same, discounted cash flow analyses or any other techniques that provides a reliable estimate of prices obtained in actual market transactions.

Such securities and derivatives shall be valued at their probable realization value as determined by a person appointed by the Trustee, and approved by the Depositary ("the Valuer"). Such a Valuer may be the Investment Manager/Advisors itself, independent pricing agents or others, subject to applicable law. The Valuer during the year ended 30 September 2015 and period ended 30 September 2014 was the Investment Management Division (IMD) Controllers group.

GS CoCos & Capital Securities Fund
Notes to the Financial Statements
For the Year Ended 30 September 2015

3. Summary of Significant Accounting Policies (continued)

(c) Financial Assets and Financial Liabilities at Fair Value Through Profit or Loss (continued)

iii Fair Value Measurement Principles (continued)

(iii6) All Securities and Derivatives (continued)

The investments have been valued in accordance with generally accepted accounting principles that require the use of certain estimates and assumptions. Although these estimates and assumptions are based on the best available information, actual results could be materially different from these estimates.

There were no securities where the Valuer was used to determine fair value.

iv Transfers between levels of the fair value hierarchy

Transfers between levels of the fair value hierarchy, if any, are deemed to have occurred at the beginning of the reporting period.

(d) Cash and Cash Equivalents

Cash and cash equivalents (short term, highly liquid investments that are readily convertible to known amounts of cash and which are subject to an insignificant risk of changes in value), including time deposits and certificates of deposits, are valued at amortized cost, which approximates fair value.

Certificates of deposit and time deposits have been reclassified from financial assets at fair value through profit or loss to cash and cash equivalents as they are short term, highly liquid, readily convertible to known amounts of cash and subject to an insignificant risk of changes in value.

(e) Due from/to Brokers

Due from brokers consists primarily of cash and margin amounts receivable from the Sub-Trust's clearing brokers and various counterparties. Due to brokers/bank consists primarily of cash and margin accounts payable to the Sub-Trust's clearing brokers and various counterparties. Due from/to broker balances are valued at cost. The amounts receivable from and payable to brokers represents cash settled in the Sub-Trust's broker accounts. These balances are related to cash held as collateral on swaps and futures with clearing counterparties and futures margin cash payable to the Sub-Trust's futures clearing merchant.

Margin amounts are included in due from/to brokers. Due from/to brokers, if any, are disclosed in the Statements of Financial Position as at 30 September 2015 and 30 September 2014, respectively.

(f) Foreign Currency Translation

Transactions in foreign currencies are translated at the foreign currency exchange rate in effect at the date of the transaction. Assets and liabilities of the Sub-Trust denominated in foreign currencies are translated into the functional currency of the Sub-Trust at the foreign currency exchange rate in effect at the year end date.

Foreign currency exchange differences arising on translation and realized gains and losses on disposals or settlements of assets and liabilities are recognized in the Statements of Comprehensive Income. Foreign currency exchange gains or losses relating to investments at fair value through profit or loss and all other foreign currency exchange gains or losses relating to monetary items, including cash, are reflected

GS CoCos & Capital Securities Fund
Notes to the Financial Statements
For the Year Ended 30 September 2015

3. Summary of Significant Accounting Policies (continued)

(f) Foreign Currency Translation (continued)

in the net realized gain/(loss) on investments or net change in unrealized gain/(loss) on investments in the Statements of Comprehensive Income.

(g) Redeemable Units

All redeemable participating Units issued by the Sub-Trust provides the Unitholders with the right to redeem for cash at the value proportionate to the Unitholder's share in the Sub-Trust's net assets on the redemption date. In accordance with IAS 32, redeemable participating Units not having identical features, have been classified as a financial liability at the value of the redemption amount in the Statements of Financial Position. The Sub-Trust is contractually obliged to redeem Units in accordance with the Offering Memorandum.

(h) Distributions payable to holders of redeemable Units

Proposed distributions to holders of redeemable participating Units are recognized in the Statements of Comprehensive Income when they are appropriately authorized. The distributions are recognized as a finance cost in the Statements of Comprehensive Income as the Sub-Trust's puttable instruments are classified as liabilities.

4. Financial Assets and Financial Liabilities at Fair Value through Profit or Loss

The three levels of the fair value hierarchy under the amendment to IFRS 13 are described below.

Level 1 – Unadjusted quoted prices in active markets that are accessible at the measurement date for identical, unrestricted assets or liabilities;

Level 2 – Quoted prices in markets that are not active or financial instruments for which significant inputs are observable (including but not limited to quoted prices for similar securities, interest rates, foreign exchange rates, volatility and credit spreads), either directly or indirectly. This may include the Valuers' assumptions in determining fair value measurement.

Level 3 – Prices or valuations that require significant unobservable inputs (including the Valuers' assumptions in determining fair value measurement).

The level in the fair value hierarchy within which the fair value measurement is categorized in its entirety shall be determined on the basis of the lowest level input that is significant to the fair value measurement in its entirety. For this purpose, the significance of an input is assessed against the fair value measurement in its entirety. If a fair value measurement uses observable inputs that require significant adjustment based on unobservable inputs, that measurement is a Level 3 measurement. Assessing the significance of a particular input to the fair value measurement in its entirety requires judgment, considering factors specific to the asset or liability.

As at 30 September 2015 and 30 September 2014, the financial assets at fair value through profit or loss contain investments in underlying funds that have been fair valued in accordance with the policies set out above. The shares of the underlying funds are not publicly traded; redemptions can only be made by the investor funds on the redemption dates and are subject to the required notice periods specified in the offering documents. As a result, the carrying value of the underlying funds may not be indicative of the value ultimately realized on redemption.

GS CoCos & Capital Securities Fund
Notes to the Financial Statements
For the Year Ended 30 September 2015

4. Financial Assets and Financial Liabilities at Fair Value through Profit or Loss (continued)

The fair value of the investments in the underlying funds is primarily based on the latest available redemption price as reported by the administrator of the underlying funds. The investor funds may make adjustments to the value based on considerations such as; liquidity of the investor funds' holding in the underlying funds or their underlying investments, the value date of the net asset value provided and any restrictions on redemptions.

The following tables show financial assets and financial liabilities recognized at fair value, analyzed between the three different levels described previously:

Financial Assets measured at fair value
30-Sep-2015

	Fair value measurement at 30-Sep-2015			Total USD
	Level 1 USD	Level 2 USD	Level 3 USD	
Financial assets at fair value through profit or loss				
Investment Funds	157,434,164	—	—	157,434,164
Forward Foreign Currency Contracts	—	415,786	—	415,786
Total	157,434,164	415,786	—	157,849,950

Financial Liabilities measured at fair value
30-Sep-2015

	Fair value measurement at 30-Sep-2015			Total USD
	Level 1 USD	Level 2 USD	Level 3 USD	
Financial liabilities at fair value through profit or loss				
Forward Foreign Currency Contracts	—	2,488	—	2,488
Total	—	2,488	—	2,488

Financial Assets measured at fair value
30-Sep-2014

	Fair value measurement at 30-Sep-2014			Total USD
	Level 1 USD	Level 2 USD	Level 3 USD	
Financial assets at fair value through profit or loss				
Investment Funds	142,225,230	—	—	142,225,230
Forward Foreign Currency Contracts	—	101	—	101
Total	142,225,230	101	—	142,225,331

Financial Liabilities measured at fair value
30-Sep-2014

	Fair value measurement at 30-Sep-2014			Total USD
	Level 1 USD	Level 2 USD	Level 3 USD	
Financial liabilities at fair value through profit or loss				
Forward Foreign Currency Contracts	—	980,843	—	980,843
Total	—	980,843	—	980,843

During the year ended 30 September 2015 and period ended 30 September 2014 there were no transfers between level 1, level 2 and level 3 of the fair value hierarchy for financial assets and financial liabilities which were recorded at fair value.

The carrying value of other assets and liabilities included in the Statements of Financial Position, which have not been measured at fair value approximates fair value and have been determined using Level 2 inputs.

GS CoCos & Capital Securities Fund
Notes to the Financial Statements
For the Year Ended 30 September 2015

5. Offsetting Financial Assets and Financial Liabilities

Derivatives

In order to better define its contractual rights and to secure rights that will help a Sub-Trust mitigate its counterparty risk, a Sub-Trust may enter into an International Swaps and Derivatives Association, Inc. Master Agreement ("ISDA Master Agreement") or similar agreements with its derivative contract counterparties. An ISDA Master Agreement is a bilateral agreement between a Sub-Trust and a counterparty that governs OTC derivatives, including foreign exchange contracts, and typically contains, among other things, collateral posting terms and netting provisions in the event of a default and/or termination event. The provisions of the ISDA Master Agreement typically permit a single net payment in the event of a default (close-out netting) or similar event, including the bankruptcy or insolvency of the counterparty.

Collateral and margin requirements differ between exchange traded derivatives and OTC derivatives. Margin requirements are established by the broker or clearing house for exchange-traded and centrally cleared derivatives (financial futures contracts, options and centrally cleared swaps) pursuant to the governing agreements for those instrument types. Brokers can ask for margin in excess of the minimum in certain circumstances. Collateral terms are contract-specific for OTC derivatives (foreign currency exchange contracts, options and certain swaps). For derivatives traded under an ISDA Master Agreement, the collateral requirements are typically calculated by netting the mark to market amount for each transaction under such agreement and comparing that amount to the value of any collateral currently pledged by a Sub-Trust and the counterparty. Additionally, a Sub-Trust may be required to post additional collateral to the counterparty in the form of initial margin, the terms of which would be outlined in the confirmation of the OTC transaction.

For financial reporting purposes, cash collateral that has been pledged to cover obligations of a Sub-Trust and cash collateral received from the counterparty, if any, is reported separately on the Statements of Financial Position as due from/due to broker. Non-cash collateral pledged by a Sub-Trust, if any, is noted in the Schedules of Investments. Generally, the amount of collateral due from or to a counterparty must exceed a minimum transfer amount threshold before a transfer is required to be made. To the extent amounts due to the Sub-Trust from its counterparties are not fully collateralized, contractually or otherwise, the Sub-Trust bears the risk of loss from counterparty nonperformance. The Sub-Trust attempts to mitigate counterparty risk by only entering into agreements with counterparties that it believes to be of good standing and by monitoring the financial stability of those counterparties.

Additionally, the netting of assets and liabilities and the offsetting of collateral pledged or received are based on contractual netting/set-off provisions in the ISDA Master Agreement or similar agreements. However, in the event of a default or insolvency of a counterparty, a court could determine that such rights are not enforceable due to restrictions or prohibitions against the right of setoff that may be imposed due to a particular jurisdiction's bankruptcy or insolvency laws.

6. Taxation

There are at present no corporation, income, capital gains, profits or other taxes in the Cayman Islands which would apply to the profits in respect of the Sub-Trust. Nor are there gift, estate or inheritance taxes in the Cayman Islands. The Trustee has applied for and has received from the Governor-in-Cabinet of the Cayman Islands an undertaking in accordance with Section 81 of the Trusts Law (as amended) that for a period of 50 years from the date of the creation of the Master Trust no law which is hereafter enacted in the Cayman Islands imposing any taxes or duty to be levied on income or on capital assets, gains or appreciation or any tax in the nature of estate duty or inheritance tax shall apply to the property comprised in or any income arising under the Sub-Trust or to the Trustee or Unitholders thereof in respect of any such property or income; provided that a Unitholder who is at any time resident or domiciled in the Cayman Islands (other than any object of a charitable trust or power or an exempted or ordinary non-resident company incorporated in the Cayman Islands) shall be liable in and in respect of such time to all and any tax and duty as if such undertaking had never been given and nothing in the relevant section of the Trusts Law shall be construed as exempting any such person resident or domiciled in the Islands from any law imposing any tax or duty referred to in the Trusts Law.

GS CoCos & Capital Securities Fund
Notes to the Financial Statements
For the Year Ended 30 September 2015

6. Taxation (continued)

The Sub-Trust invests in securities issued by entities which are domiciled in countries other than the Cayman Islands. Many of these foreign countries have tax laws which indicate that capital gains taxes may be applicable to non residents, such as the Sub-Trust. Typically, these capital gains taxes are required to be determined on a self assessment basis and, therefore, such taxes may not be deducted by the Sub-Trust's brokers on a "withholding" basis.

In accordance with IAS 12 - Income Taxes, the Sub-Trust is required to recognize a tax liability when it is probable that the tax laws of foreign countries require a tax liability to be assessed on the Sub-Trust's capital gains sourced from such foreign country, assuming the relevant taxing authorities have full knowledge of all the facts and circumstances.

The tax liability is then measured at the amount expected to be paid to the relevant taxation authorities using the tax laws and rates that have been enacted or substantively enacted by the end of the reporting period. There is sometimes uncertainty about the way enacted tax law is applied to offshore investment funds. This creates uncertainty about whether or not a tax liability will ultimately be paid by the Sub-Trust. Therefore when measuring any uncertain tax liabilities management considers all of the relevant facts and circumstances available at the time which could influence the likelihood of payment, including any formal or informal practices of the relevant tax authorities.

For the year ended 30 September 2015 and period ended 30 September 2014, the Sub-Trust has measured uncertain tax liabilities and related interest and penalties with respect to foreign capital gains taxes at nil. While this represents management best estimate there remains a risk that foreign tax authorities will attempt to collect taxes on capital gains earned by the Sub-Trust. This could happen without giving any prior warning, possibly on a retrospective basis, and could result in a substantial loss to the Sub-Trust.

7. Significant Agreements and Related Parties**(a) Investment Management and Advisors Fee**

Under the terms of the Management Agreement, the Trustee will pay the Investment Manager from the assets of the Sub-Trust a quarterly fee, accruing daily and calculated and paid on a quarterly basis in arrears equal to 0.80% of the Sub-Trust's average net asset value, determined as of the last business day of the applicable quarter end, adjusted to reflect any subscriptions, redemptions and distributions during the applicable calendar quarter. In addition, subject to the consent of the Investment Manager, the Trustee reserves the right to waive fees, or impose greater or lesser fees on, or to rebate all or a portion of any of the investment management fees to any Unitholder, including affiliates of the Investment Manager, as may be agreed to by the Investment Manager, Trustee and the applicable Unitholder, or any subsequently issued Class of Units. The investment management fees are disclosed in the Statements of Comprehensive Income for the year ended 30 September 2015 and period ended 30 September 2014, respectively.

The Sub-Trust invests in underlying funds which also pay investment management fees to the investment advisors who are related parties to GSAM and GS Singapore. The Sub-Trust indirectly bears the expenses paid by the underlying funds. The table below sets for the fee rate for the underlying funds and is as follows:

Underlying Funds	Annual Fee
	Rate %
Goldman Sachs Funds PLC – USS Liquid Reserves Fund, Class X (Acc)	nil
Goldman Sachs Funds SICAV – Goldman Sachs CoCos & Capital Securities Portfolio - Class IO	nil

GS CoCos & Capital Securities Fund
Notes to the Financial Statements
For the Year Ended 30 September 2015

7. Significant Agreements and Related Parties (continued)**(b) Manager Fee**

Mitsubishi UFJ Global Custody S.A. ("MUGC" or "the Manager") serves as the Manager of the Sub-Trust.

MUGC has been authorized as a commercial bank and is regulated in the Grand Duchy of Luxembourg by the Commission de Surveillance du Secteur Financier (CSSF). It was incorporated in Luxembourg as a société anonyme on 11th April 1974 as a majority-owned subsidiary of The Bank of Tokyo, Ltd.

The Trustee will pay the Manager from the assets of the Sub-Trust a Manager fee accruing daily and paid on a quarterly basis in arrears equal to 0.05% of the Sub-Trust's average net asset value. The manager fees for the year ended 30 September 2015 and period ended 30 September 2014 are disclosed in the Statements of Comprehensive Income, respectively.

(c) Administration and Transfer Agent Fee

Brown Brothers Harriman and Co. ("BBH") is the Sub-Trust's Administrator and Transfer Agent. The Administrator and Transfer Agent perform certain day-to-day administrative tasks on behalf of the Sub-Trusts, including maintenance of the Sub-Trust's books and records, calculation of the NAV and payments of the Sub-Trust's expenses.

BBH is paid solely out of the assets of the Sub-Trust including asset-based, safekeeping, transaction, servicing and other fees as may be agreed upon from time to time with the Investment Manager. Additionally, at month end, the securities for the Sub-Trust are segregated based on the transaction type and a fee rate is applied. The Sub-Trust will pay such fees, payable monthly in arrears.

Annual administration and transfer agent charges on the value of month-end average net assets will be assessed at the Sub-Trust level, based on the following schedule:

Assets up to USD 500 million	4.0 bps
Assets between USD 500 million – USD 1 billion	3.0 bps
Assets above USD 1 billion	2.5 bps

The administration and transfer agent fees are disclosed in the Statements of Comprehensive Income for the year ended 30 September 2015 and period ended 30 September 2014, respectively.

(d) Distribution Fee

The Trustee will pay to the Global Distributor and the Japanese Distributor a fee accruing daily and paid on a quarterly basis in arrears, equal to 0.80% of the Sub-Trust's average net asset value, adjusted to reflect any subscriptions, redemptions or distributions during the applicable calendar quarter.

The distribution fees are disclosed in the Statements of Comprehensive Income for the year ended 30 September 2015 and period ended 30 September 2014, respectively.

GS CoCos & Capital Securities Fund
Notes to the Financial Statements
For the Year Ended 30 September 2015

7. Significant Agreements and Related Parties (continued)**(e) Trustee Fee**

Brown Brothers Harriman Trust Company (Cayman) Limited acts as the Trustee for the Sub-Trust. The Trustee is responsible for the overall supervision of the Sub-Trust's assets, pursuant to the terms of the Declaration of Trust. The Sub-Trust will pay such fees, payable monthly in arrears to the Trustee equal to 0.01% of the average net asset value.

The Trustee fees are disclosed in the Statements of Comprehensive Income for the year ended 30 September 2015 and period ended 30 September 2014, respectively.

(f) Custodian Fee

The Trustee has delegated the responsibility for custody of the Sub-Trust's assets to BBH. The custodian carries out the usual duties regarding custody, cash and securities deposits, without any restriction. Fees are charged on safekeeping of securities on a monthly basis. At month end, the securities for the Sub-Trust are segregated based on the country of origin. The USD equivalent fair value is derived for each security and a fee rate is applied based on country of origin.

The custody fees are disclosed in the Statements of Comprehensive Income for the year ended 30 September 2015 and period ended 30 September 2014, respectively.

(g) Agent Company Fee

Goldman Sachs Asset Management Co., Ltd. acts as the Agent Company in Japan of the Sub-Trust and charges 0.03% of the Sub-Trust's average net asset value.

The agent company fees are disclosed in the Statements of Comprehensive Income for the year ended 30 September 2015 and period ended 30 September 2014, respectively.

8. Redeemable Participating Units

Classes	Issue Price	Minimum Initial Subscription
EUR	EUR 10	EUR 100
JPY	JPY 10,000	JPY 10,000
USD	USD 10	USD 100

Units will be offered for sale on each business day at the NAV per Unit of the applicable class.

Units are redeemable at the option of the Unitholder upon notice given in accordance with the terms of the Offering Memorandum. Units will be redeemed at the NAV per Unit of the applicable Class prevailing as of close of business on the applicable Redemption Date, provided that the Investment Manager may, in its sole discretion, reduce such amount by any expenses incurred in connection with such redemption.

Units of the Master Fund are also redeemable at the option of the Unitholder on demand upon notice given in accordance with the terms of the Offering Memorandum.

As of 30 September 2015 and 30 September 2014, the Sub-Trust had only one Unitholder, Mitsubishi UFJ Morgan Stanley PB Securities Co. Ltd., a related party to the Manager.

GS CoCos & Capital Securities Fund
Notes to the Financial Statements
For the Year Ended 30 September 2015

8. Redeemable Participating Units (continued)

The following summarizes the activity of the Sub-Trust's Units.

	Number of Units					
	Class EUR (MDist)	Class EUR (SDist)	Class JPY (MDist)	Class JPY (SDist)	Class USD (MDist)	Class USD (SDist)
Balance 10 June 2014	—	—	—	—	—	—
Subscriptions of redeemable participating Units	28,319	73,074	189,699	278,206	6,860,221	3,192,249
Redemptions of redeemable participating Units	—	—	—	—	(172,050)	—
Balance 30 September 2014	28,319	73,074	189,699	278,206	6,688,171	3,192,249
Subscriptions of redeemable participating Units	142,346	85,548	163,071	186,802	2,657,672	1,369,395
Redemptions of redeemable participating Units	—	(49,277)	(29,602)	(157,684)	(2,795,238)	(1,328,411)
Balance 30 September 2015	170,665	109,345	323,168	307,324	6,550,605	3,233,233

9. NAV per Unit

The consideration received or paid for redeemable participating Units issued or re-purchased respectively is based on the value of the Sub-Trust's net assets value per redeemable participating Units at the date of the transaction.

The NAV and NAV per Unit for each Unit class outstanding for the Sub-Trust are as follows:

Unit Class	30-Sep-2015		30-Sep-2014*	
	Net Asset Value	NAV Per Unit	Net Asset Value	NAV Per Unit
Class EUR (MDist)	USD 1,793,708	EUR 9.42	USD 350,928	EUR 9.81
Class EUR (SDist)	USD 1,226,099	EUR 10.05	USD 913,802	EUR 9.90
Class JPY (MDist)	USD 25,380,707	JPY 9,406	USD 16,971,272	JPY 9,814
Class JPY (SDist)	USD 25,734,547	JPY 10,029	USD 25,116,432	JPY 9,903
Class USD (MDist)	USD 61,880,864	USD 9.45	USD 65,660,967	USD 9.82
Class USD (SDist)	USD 32,562,858	USD 10.07	USD 31,627,940	USD 9.91

* GS CoCos & Capital Securities Fund inception date was 10 June 2014.

10. Distributions

Distributions will be made at the election of the Manager and the amounts declared and paid during the year ended 30 September 2015 and period ended 30 September 2014 are disclosed in the Statements of Comprehensive Income when net assets attributable to holders of redeemable participating Units are classified as a financial liability. Distributions to Unitholders reduce the Sub-Trust's Net Asset Value per Unit without any corresponding change in the number of Units per Unitholders. This results in a Unitholders overall investment in the Sub-Trust being reduced. In addition, any distributions paid during a year which are in excess of the Sub-Trust's accumulated net income/(loss) from operations results in a portion of the distributions being a return of capital.

The following table indicates the anticipated distribution declaration date for each frequency of distribution, unless otherwise determined by the Manager, in consultation with the Investment Manager:

	Frequency of Distribution	Distribution Declaration Date
MDist	Monthly	10th of each month
SDist	Semi-Annual	10th of February and August each year

GS CoCos & Capital Securities Fund
Notes to the Financial Statements
For the Year Ended 30 September 2015

11. Financial Investments and Associated Risks

The Sub-Trust's investing activities expose it to various types of risks that are associated with the financial investments and markets in which the underlying Master Fund invests. These may be both derivative and non-derivative financial investments. The Sub-Trust's investment portfolio is comprised of underlying funds and derivative investments at the period end. The Trustee has appointed the Investment Advisors to manage the risks of the Sub-Trust. The significant types of financial risks which the Sub-Trust is exposed to are market risk, liquidity risk and credit risk. The Offering Memorandum provides details of these and other types of risk some of which are additional to that information provided in these financial statements.

Asset allocation is determined by the Sub-Trust's Investment Advisors who manage the allocation of assets to achieve the investment objective as detailed in Note 2. Achievement of the investment objective involves taking risks. The Investment Advisors exercise judgment based on analysis, research and risk management techniques when making investment decisions. Divergence from the benchmark and/or the target asset allocation and the composition of the portfolio is monitored by the Sub-Trust's Investment Advisors.

The existence of multiple investment vehicles investing in the same underlying fund, presents certain unique risks to investors. The Sub-Trust may be materially affected by the actions of another entity investing in the same underlying fund. For example, if another Unitholder of the underlying fund redeems some or all of its interests, the Sub-Trust, may experience higher pro rata operating expenses, thereby producing lower returns. Similarly, the underlying fund may become less diverse due to redemptions from its other Unitholders, resulting in increased portfolio risk. The underlying fund may restrict its investment activities or be precluded from investing in certain investments due to regulatory restrictions on certain of its direct or indirect investors or otherwise, which may have an adverse effect on the performance of the underlying fund, and, in turn, the Sub-Trust.

The risk management policies employed by the Trust are detailed below:

(a) Market Risk

The potential for changes in the fair value of the Sub-Trust's investment portfolio is referred to as market risk. Commonly used categories of market risk include currency risk, interest rate risk and other price risk.

- Currency risks may result from exposures to changes in spot prices, forward prices and volatilities of currency rates.
- Interest rate risks may result from exposures to changes in the level, slope and curvature of the various yield curves, the volatility of interest rates, mortgage prepayment speeds and credit spreads.
- Other price risks are the risk that the value of an investment will fluctuate as a result of changes in market prices other than those arising from currency risk or interest rate risk and may result from exposures to changes in the prices and volatilities of individual equities, equity baskets, equity indices, and commodities.

The market risk strategy is driven by the Sub-Trust's investment risk and return objectives.

Market risk is managed through the application of risk budgeting principles. The Investment Advisors determine an appropriate risk target, commonly referred to as Tracking Error, employing a risk budgeting framework.

GS CoCos & Capital Securities Fund
Notes to the Financial Statements
For the Year Ended 30 September 2015

11. Financial Investments and Associated Risks (continued)

(a) Market Risk (continued)

A Market Risk Analysis Group at Goldman Sachs ("IMD MRA") is responsible for independently monitoring, analyzing and reporting the market risks taken by the Investment Advisors. IMD MRA uses a number of risk metrics to monitor the market risks including monitoring sensitivities, and Tracking Error.

Details of the Sub-Trust's investment portfolio at the reporting date are disclosed in the Schedules of Investments. All individual collective investment schemes and derivative investments are disclosed separately.

(i) Currency Risk

Each currency class of portfolio will seek to hedge against each relevant currency. This is referred to as Class Hedging. Moreover, where a Unitholder invests in Units of a Hedged Class that are hedged into a class currency other than the home currency of the Unitholder's own jurisdiction, such Unitholder will be exposed to the significant risk that the class currency will depreciate against such home currency.

Hedging with the relevant class currency is not necessarily complete and each currency class may be subject to currency exchange fluctuation of the currency in which the Units have been issued.

In principle, each class of the Sub-Trust is hedged to the currency of that class. Hedging gains and losses, with respect to hedging activity undertaken by the Sub-Trust on behalf of a currency Class, are allocated solely to that respective currency class.

The Sub-Trust may invest in financial investments and enter into transactions denominated in currencies other than their functional currency. Consequently, the Sub-Trust may be exposed to risks that the exchange rate of their functional currency relative to other foreign currencies may change in a manner that has an adverse effect on the value of that portion of the Sub-Trust's assets or liabilities denominated in currencies other than their functional currency. Please refer to the Schedules of Investments of the Sub-Trust which details investments in currencies other than their functional currency.

When an investor invests into a Unit class which is in a different currency to the base currency of the Sub-Trust in which it invests, the currency risk of the investor will be different to the currency risk of the Sub-Trust.

The Sub-Trust had no significant currency exposure at 30 September 2015 and 30 September 2014.

GS CoCos & Capital Securities Fund
Notes to the Financial Statements
For the Year Ended 30 September 2015

11. Financial Investments and Associated Risks (continued)**(a) Market Risk (continued)****(i) Currency Risk (continued)**

The following tables set forth a sensitivity analysis showing gains and losses that would be associated with changes in the currency markets. This sensitivity analysis is based on a change in the base currency of the Master Fund versus all other currencies. Each line shows the contribution of each currency to the resulting total fund Net Income, that also has an impact on the NAV per Unit in each relevant currency. The currency risk sensitivity analysis includes monetary and non-monetary items while also considering the hedging effect resulting from the use of derivatives.

The following analysis for the Sub-Trust is presented based on the indirect exposure to the investments of the Master Fund.

Impact on NAV for 15% Currency
Base currency is USD

Currency	30-Sep-2015 Appreciation	30-Sep-2015 Depreciation	30-Sep-2014 Appreciation	30-Sep-2014 Depreciation
EUR	(0.1%)	0.1%	0.1%	(0.1%)
GBP ^a	(0.0%)	0.0%	-	-
USD ^a	(0.0%)	0.0%	-	-
Impact on Net Assets	(0.1%)	0.1%	0.1%	(0.1%)

^a The Sub-Trust has immaterial exposure to the referenced currency. The amounts are less than 0.05% of NAV. The currency risk table is presented based on the indirect exposure to the investments of the underlying funds.

The above analysis illustrates the impact associated with changes in the currency market that are reasonably possible over a one year period, and these do not include stress scenarios when market moves and changes in correlations and liquidity may result in larger overall gains or losses.

Except for the class hedging exposures, the Sub-Trust has no currency concentrations, net of hedging, greater than +/-5% of NAV for the year ended 30 September 2015 and period ended 30 September 2014.

For the Master Fund, there were no currency concentrations, net of hedging, greater than 5% of NAV at 30 September 2015 and 30 September 2014.

(ii) Interest Rate Risk

The Sub-Trust may invest in fixed income securities and corporate debt through its indirect exposure to the investments of the Master Fund. Any change to the relevant interest rates for particular securities may result in the Investment Advisors being unable to secure similar returns on the expiry of the contracts or the sale of securities. In addition, changes to prevailing interest rates or changes in expectations of future rates may result in an increase or decrease in the value of the securities held. In general, if interest rates rise, the value of the fixed income securities will decline. A decline in interest rates will in general have the opposite effect.

The Sub-Trust may invest in instruments in desired currencies at fixed, floating and zero rates of interest through its indirect exposure to the investment of the Master Fund.

GS CoCos & Capital Securities Fund
Notes to the Financial Statements
For the Year Ended 30 September 2015

11. Financial Investments and Associated Risks (continued)

(a) Market Risk (continued)

(ii) Interest Rate Risk (continued)

The interest rate profile of the financial assets and liabilities of the Sub-Trust were as follows:

At 30-Sep-2015

	Up to 1 year	1 - 5 years	Over 5 years	Non Interest Bearing	Total
Assets					
Cash and cash equivalents	50,001	—	—	1,813	51,814
Financial assets held for trading and/or hedging	—	—	—	157,849,950	157,849,950
Receivable for investments sold	—	—	—	2,747,543	2,747,543
Other assets	—	—	—	1,214,554	1,214,554
Total Assets	50,001	—	—	161,813,860	161,863,861
Liabilities					
Financial liabilities held for trading and/or hedging	—	—	—	2,488	2,488
Payable for investments purchased	—	—	—	9,821,174	9,821,174
Other liabilities	—	—	—	3,461,416	3,461,416
Total Liabilities excluding net assets attributable to Unitholders	—	—	—	13,285,078	13,285,078

At 30-Sept-2014

	Up to 1 year	1 - 5 years	Over 5 years	Non Interest Bearing	Total
Assets					
Cash and cash equivalents	50,001	—	—	—	50,001
Financial assets held for trading and/or hedging	—	—	—	142,225,331	142,225,331
Other assets	—	—	—	280,544	280,544
Total Assets	50,001	—	—	142,505,875	142,555,876
Liabilities					
Financial liabilities held for trading and/or hedging	—	—	—	980,843	980,843
Payable for investments purchased	—	—	—	275,613	275,613
Other liabilities	—	—	—	658,079	658,079
Total Liabilities excluding net assets attributable to Unitholders	—	—	—	1,914,535	1,914,535

GS CoCos & Capital Securities Fund
Notes to the Financial Statements
For the Year Ended 30 September 2015

11. Financial Investments and Associated Risks (continued)

(a) Market Risk (continued)

(ii) Interest Rate Risk (continued)

The interest profile of the financial assets and liabilities of the Master Fund was as follows:

At 30-Sep-2015					
	Up to 1 year	1 - 5 years	Over 5 years	Non Interest Bearing	Total
Assets					
Financial assets held for trading and/or hedging	6,545,465	43,283,266	82,835,434	1,808,166	134,472,331
Total Assets	6,545,465	43,283,266	82,835,434	1,808,166	134,472,331
Liabilities					
Financial liabilities held for trading and/or hedging	—	—	—	2,545	2,545
Total Liabilities excluding net assets attributable to Unitholders	—	—	—	2,545	2,545

At 30-Sept-2014					
	Up to 1 year	1 - 5 years	Over 5 years	Non Interest Bearing	Total
Assets					
Financial assets held for trading and/or hedging	4,548,023	36,539,764	88,329,338	6,822,150	136,239,275
Total Assets	4,548,023	36,539,764	88,329,338	6,822,150	136,239,275
Liabilities					
Financial liabilities held for trading and/or hedging	—	—	—	—	—
Total Liabilities excluding net assets attributable to Unitholders	—	—	—	—	—

The following table sets forth the interest rate exposures for various currencies in the Sub-Trust based on indirect exposure to the investment of the Master Fund and the impact that is associated with changes in the interest rates. This sensitivity analysis is based on a change in the interest rates applicable to one currency while holding all other interest rates constant, except for the Total Portfolio, which assumes all interest rates move simultaneously by the same number of basis points. A parallel shift of 75bps means that all interest rates along a curve will change by either a 75bps increase or decrease (i.e. a 0.75% increase or decrease).

A positive/negative parallel shift for interest rates represents a +/-75bps parallel shift in the yield curve for developed interest rates and a +/-100bps shift for emerging markets interest rates. Developed markets are the group of the Eurozone countries, Australia, Canada, Switzerland, Denmark, the United Kingdom, Japan, Norway, New Zealand, Sweden and the United States of America.

GS CoCos & Capital Securities Fund
Notes to the Financial Statements
For the Year Ended 30 September 2015

11. Financial Investments and Associated Risks (continued)

(a) Market Risk (continued)

(ii) Interest Rate Risk (continued)

Currency	Impact on NAV for parallel shift			
	30-Sep-2015 Positive	30-Sep-2015 Negative	30-Sep-2014 Positive	30-Sep-2014 Negative
USD	(2.8%)	2.8%	(2.8%)	2.8%
GBP	(0.5%)	0.5%	(1.0%)	1.0%
EUR	(0.2%)	0.2%	(0.5%)	0.5%
Total Portfolio	(3.5%)	3.5%	(4.3%)	4.3%

The above analysis illustrates the impact associated with changes in the interest rate market that are reasonably possible and exclude changes in the slope of both interest and credit curves. These scenarios also do not include stress scenarios when market moves and changes in correlations and liquidity may result in larger overall gains or losses. In addition, given the maturity profile of the investments as disclosed in the Schedules of Investments, changes in the credit curve could have a significant impact on the NAV of the Sub-Trust.

(iii) Other Price Risk

Other price risk is the risk that the value of a financial investment will fluctuate as a result of changes in market prices, other than those arising from currency risk or interest rate risk whether caused by factors specific to an individual investment, its issuer or any factor affecting financial investments traded in the market.

As the Sub-Trust's financial investments are carried at fair value with fair value changes recognized in the Statements of Comprehensive Income, all changes in market conditions will directly affect net assets attributable to holders of redeemable participating Units.

The Sub-Trust's investments in collective investment schemes/mutual funds are based upon the net asset value as supplied by the underlying funds, in accordance with the valuation policy of the applicable fund as outlined in its Offering Memorandum. While it is expected that the assets of the mutual funds will generally be valued by an independent third party administrator or other service provider, there may be circumstances in which certain securities or other assets of a mutual fund may not have a readily ascertainable market price. In such circumstances, the manager of the relevant mutual fund may be required to value such securities or instruments.

The Sub-Trust is not exposed to any material other price risk.

(iv) Limitations of Sensitivity Analysis

Some of the limitations of the sensitivity analysis tables above include:

- the analysis is based on historical data and cannot take account of the fact that future market price movements, correlations between markets and levels of market liquidity may bear no relation to historical patterns;
- the analysis is a relative estimate of risk rather than a precise and accurate number;
- the analysis represents a hypothetical outcome and is not intended to be predictive; and
- future market conditions could vary significantly from those experienced in the past.

GS CoCos & Capital Securities Fund
Notes to the Financial Statements
For the Year Ended 30 September 2015

11. Financial Investments and Associated Risks (continued)

(b) Liquidity Risk

Liquidity risk is the risk that the Sub-Trust will encounter difficulty in meeting obligations associated with financial liabilities that are settled by delivering cash or another financial asset. Among other things liquidity could be impaired by an inability to access secured and/or unsecured sources of financing, an inability to sell assets or unforeseen outflows of cash or collateral or violations of counterparty or prime broker terms or covenants. This situation may arise due to circumstances outside of the Sub-Trust's control, such as a general market disruption or an operational problem affecting the Trust or third parties. Also, the ability to sell assets may be impaired if other market participants are seeking to sell similar assets at the same time.

The Sub-Trust's financial assets and financial liabilities include investments in derivative contracts traded over the counter, which are not traded in an organized public market and which may be illiquid and in investments which may represent a significant percentage of issue size. As a result, the Sub-Trust may not be able to liquidate quickly some of these investments at an amount close to fair value in order to meet requirements, or to respond to specific events such as deterioration in the creditworthiness of any particular issuer. The forced liquidation of investment positions may cause financial losses.

The Sub-Trust's investments include collective investment schemes, which may impose greater restrictions on redemptions than those imposed by the Sub-Trust. This may include offerings less frequent redemption dates than are offered by the Sub-Trust to its Unitholders.

The Sub-Trust provides for the subscription and redemption of Units and it is therefore exposed to the liquidity risk associated with Unitholder redemptions in accordance with the terms in the Offering Memorandum. The Sub-Trust's Offering Memorandum provides for the daily subscription and redemption of Units.

The Sub-Trust is managed to include liquid investments sufficient to meet normal liquidity needs although substantial redemptions of Units in the Sub-Trust could require the Sub-Trust to liquidate their investments more rapidly than otherwise desirable in order to raise cash for the redemptions. These factors could adversely affect the value of the Units redeemed and the valuation of the Units that remain outstanding and the liquidity of the Sub-Trust's remaining assets if more liquid assets have been sold to meet redemptions.

The Trustee may limit or suspend redemptions in certain circumstances, including, but not limited to, when the determination of NAV has been suspended; where the disposal of part or all of the Trust's assets to meet such redemption requests would, in the reasonable opinion of the Trustee, be prejudicial to Unitholders; or under extraordinary circumstances beyond the control of the Trustee. With respect to any redemption, having consulted with the Investment Manager, the Trustee may reserve amounts from the redemption proceeds for any expenses, liabilities or contingencies, even if such reserves are not required by IFRS.

The tables below detail the Sub-Trust's cash flows of their financial liabilities by contractual maturity based on the earliest potential settlement as at year ended 30 September 2015 and period ended 30 September 2014. Amounts due are shown at their carrying amounts as the impact of discounting is not significant. Derivatives are shown at their net present values since that is how they are managed.

GS CoCos & Capital Securities Fund
Notes to the Financial Statements
For the Year Ended 30 September 2015

11. Financial Investments and Associated Risks (continued)

(b) Liquidity Risk (continued)

30 September 2015

Liabilities	Less than 3 months	3 months – 1 year	Greater than 1 year	Total
Forward foreign currency contracts	2,488	-	-	2,488
Payable for Units redeemed	2,733,126	-	-	2,733,126
Payable for investments purchased	9,821,174	-	-	9,821,174
Investment management fees payable	287,793	-	-	287,793
Distribution fees payable	287,793	-	-	287,793
Legal fees payable	47,489	-	-	47,489
Audit fees payable	38,335	-	-	38,335
Manager fees payable	20,525	-	-	20,525
Administration and transfer agent fees payable	13,924	-	-	13,924
Custodian service fees payable	12,021	-	-	12,021
Agent company fees payable	10,792	-	-	10,792
Trustee fees payable	3,481	-	-	3,481
Miscellaneous fees payable	6,137	-	-	6,137
*Net Assets Attributable to Unitholders	148,578,783	-	-	148,578,783
Total Liabilities	161,863,861	-	-	161,863,861

* Payable upon demand.

30 September 2014

Liabilities	Less than 3 months	3 months – 1 year	Greater than 1 year	Total
Forward foreign currency contracts	980,843	-	-	980,843
Payable for investments purchased	275,613	-	-	275,613
Distribution fees payable	251,370	-	-	251,370
Investment management fees payable	251,370	-	-	251,370
Legal fees payable	65,808	-	-	65,808
Audit fees payable	35,000	-	-	35,000
Manager fees payable	15,711	-	-	15,711
Administration and transfer agent fees payable	15,247	-	-	15,247
Agent company fees payable	9,426	-	-	9,426
Custodian service fees payable	7,326	-	-	7,326
Trustee fees payable	3,596	-	-	3,596
Miscellaneous fees payable	3,225	-	-	3,225
*Net Assets Attributable to Unitholders	140,641,341	-	-	140,641,341
Total Liabilities	142,555,876	-	-	142,555,876

* Payable upon demand.

As at 30 September 2015 gross inflows and gross outflows for forward foreign currency contracts were USD 54,876,070 and USD 54,462,772, respectively.

As at 30 September 2014 gross inflows and gross outflows for forward foreign currency contracts were USD 44,490,547 and USD 45,471,289, respectively.

Forward foreign currency contracts are generally settled net.

Financing arrangements include derivative transactions.

Expiration or termination of available financing for leveraged positions, and the requirements to post collateral in respect of changes in the fair value of leveraged exposures or changes in advance rates or other terms and conditions of the Sub-Trust's financing arrangements, can result in adverse effects to the Sub-Trust's access to liquidity and ability to maintain leveraged positions, and may cause the Sub-Trust to incur material losses. The Sub-Trust may borrow or utilize other forms of leverage (on a secured and unsecured basis) for any purpose including, increasing investment capacity, and covering operating expenses or for the settlement of transactions. However, there is no guarantee that any such arrangements for obtaining leverage will be available, or, if available, will be available on terms and conditions acceptable to the Sub-Trust. Unfavorable economic conditions also could increase funding costs, limit access to the capital markets or result in a decision by lenders not to extend credit to the Sub-Trust.

GS CoCos & Capital Securities Fund
Notes to the Financial Statements
For the Year Ended 30 September 2015

11. Financial Investments and Associated Risks (continued)

(b) Liquidity Risk (continued)

The use of leverage also increases risk as it magnifies the effect of any volatility in fair values on the Sub-Trust's net assets attributable to holders of redeemable participating Units.

A decline in the market value of the Sub-Trust's assets may have particular adverse consequences in instances where they have borrowed money on the market value of those assets. A decrease in the market value of those assets may result in the lender (including derivative counterparties) requiring the Sub-Trust to post additional collateral or otherwise sell assets at a time when it may not be in the Sub-Trust's best interest to do so.

(c) Credit Risk

Credit risk is the risk that one party to a financial investment will cause a financial loss for the other party by failing to discharge an obligation.

The Investment Advisors have adopted procedures to reduce credit risk related to its dealings with counterparties or issuers in the Sub-Trust. Before transacting, the Investment Advisors or their related parties evaluate both credit-worthiness and reputation by conducting a credit analysis of the party, their business and reputation. The credit risk of approved counterparties or issuers is then monitored on an ongoing basis, including periodic reviews of financial statements and interim financial reports as needed.

In order to reduce exposure to credit losses, some over-the-counter derivative agreements entered into by the Sub-Trust permit netting of transactions arising under such agreements, excluding those with counterparties executing only spot foreign exchange contracts. While such netting rights provide for the reduction of credit risk on favorable over-the-counter transactions with a single counterparty to the extent of the value of unfavorable over-the-counter transactions with the same counterparty upon the occurrence of an event of default or termination event as all over-the-counter transactions with the counterparty under such agreement are terminated and amounts owed from and amounts payable to the counterparty are settled on a net basis.

Debt securities are subject to the risk of issuer's or a guarantor's inability to meet principal and interest payments on its obligations and are subject to price volatility due to factors such as interest rate sensitivity, market perception of the creditworthiness of the issuer, and general market liquidity.

The Sub-Trust is subject to a number of risks relating to the insolvency, administration, liquidation or other formal protection from creditors ("Insolvency") of the Custodian or any Sub-Custodian/Trustee. These risks include without limitation:

- i The loss of all cash held with the Custodian or Sub-Custodian which is not being treated as client money both at the level of the Custodian and any Sub-Custodians ("client money").
- ii The loss of all cash which the Custodian or Sub-Custodian has failed to treat as client money in accordance with procedures (if any) agreed with the Sub-Trust.
- iii The loss of some or all of any securities held on Sub-Trust which have not been properly segregated and so identified both at the level of the Custodian and any Sub-Custodians ("Trust Assets") or client money held by or with the Custodian or Sub-Custodian.
- iv The loss of some or all assets due to the incorrect operation of accounts by the Custodian or Sub-Custodian or due to the process of identifying and transferring the relevant Trust Assets and/or client money including any deduction to meet the administrative costs of an insolvency.
- v Losses caused by prolonged delays in receiving transfers of balances and regaining control over the relevant assets.

GS CoCos & Capital Securities Fund
Notes to the Financial Statements
For the Year Ended 30 September 2015

11. Financial Investments and Associated Risks (continued)**(c) Credit Risk (continued)**

An insolvency could cause severe disruption to the Sub-Trust's investment activity. In some circumstances, this could cause the Investment Manager to temporarily suspend the calculation of the NAV and dealings in Units.

Cash held with the Trustee may be pooled with the Trustee's cash and in respect of that cash the Sub-Trust may rank as a general creditor of the Trustee in the event of the Trustee's insolvency. Non cash held with the Custodian are held in segregated accounts and are not expected to be pooled and therefore should not be available to other creditors of the Trustee in the event of an insolvency. The Trustee may also appoint sub-custodians to hold certain assets on behalf of the Sub-Trust. In the case of bankruptcy or insolvency of a sub-custodian, the Sub-Trust's rights with respect to those assets may be delayed, limited or reduced.

At 30 September 2015 and 30 September 2014, the following financial assets were exposed to credit risk: derivative financial assets, cash and cash equivalents and other receivables. The carrying amounts of financial assets best reflect the maximum counterparty credit risk exposure at the reporting date.

The maximum exposure to credit risk (excluding notional values on credit default swaps) as at the reporting date can be analyzed as follows:

	30-Sep-2015	30-Sep-2014
Instrument Type	USD	USD
Cash and cash equivalents	51,814	50,001
Forward foreign currency contracts	415,786	101
Receivable for investments sold	2,747,543	-
Receivable for Units subscribed	1,213,934	275,496
Other assets	620	5,048
Total	4,429,697	330,646

Open ended investment companies and listed stock investments are not included as they are not exposed to direct credit risk.

The Sub-Trust has the following exposure to underlying issuer credit risk:

	30-Sep-2015	30-Sep-2014
Rating	%	%
Not Rated	100.00	100.00
Total	100.00%	100.00%

The Master Fund has the following exposure as a percentage of total market value of the Master Fund to issuer credit risk.

Security ratings, if any, are obtained from Standard & Poor's / Moody's / Fitch's Investor Service.

GS CoCos & Capital Securities Fund
Notes to the Financial Statements
For the Year Ended 30 September 2015

11. Financial Investments and Associated Risks (continued)

(c) Credit Risk (continued)

Rating	30-Sep-2015	30-Sep-2014
	%	%
AA	-	1.01
A	8.50	10.20
BBB	35.58	37.83
BB	37.76	35.69
B	12.57	6.44
CCC	3.43	1.01
Not Rated	2.16	7.82
Total	100.00%	100.00%

The tables above indicate the credit quality of the Master Fund's investments. Counterparties or issuers are either rated investment grade in their own right or if not rated then an entity in the corporate family tree has such a rating and the Credit Risk Management and Advisory department of the Investment Manager believes there is strong implicit support from the rated entity to the counterparty or issuer. The Investment Advisors have a credit policy in place and the exposure to credit risk is monitored on an ongoing basis.

A credit default swap is an agreement that involves one party making a stream of payments to another party in exchange for the right to receive protection on a reference security or obligation. As a seller of protection, the Sub-Trust generally receives a payment stream throughout the term of swap, provided that there is no credit event. In addition, if the Sub-Trust sells protection through a credit default swap, the Sub-Trust could suffer a loss because the value of the reference obligation may be less than the premium payments received. Upon the occurrence of a specific credit event, the Sub-Trust, as a seller of credit protection, may be required to take possession of the defaulted reference obligation and pay the buyer an amount equal to the notional amount of the swap in a physical settled trade. The Sub-Trust may also pay a net settlement amount in the form of cash or securities equal to the notional amount of the swap reduced by the recovery value of the reference obligation in a cash settled trade. Recovery values are at times established through the credit event auction process in which market participants are ensured that a transparent price has been set for the defaulted security or obligation. In addition, the Sub-Trust is entitled to a return of any assets, which have been pledged as collateral to the counterparty. The notional amount of the Sub-Trust's credit default swaps, if any, are disclosed in the Schedules of Investments. There were no credit default swaps as at 30 September 2015 and 30 September 2014.

The Sub-Trust had no counterparty or issuer credit risk greater than 5% of the net assets attributable to holders of redeemable participating Units as at 30 September 2015 and 30 September 2014.

The Master Fund had no counterparty or issuer credit risk greater than 5% of NAV as at 30 September 2015 and 30 September 2014.

(d) Additional Risks

(i) Capital Risk Management

The capital of the Sub-Trust is represented by the net assets attributable to holders of redeemable participating Units. The amount of the net assets attributable to holders of redeemable participating Units can change significantly on a daily basis as the Sub-Trust is subject to daily subscriptions and redemptions at the discretion of Unitholder. The Sub-Trust's objective when managing capital is to safeguard the Sub-Trust's ability to continue as a going concern in order to provide returns for Unitholder and benefits for other stakeholders and to maintain a strong capital base to support the development of the investment activities of the Sub-Trust.

GS CoCos & Capital Securities Fund
Notes to the Financial Statements
For the Year Ended 30 September 2015

11. Financial Investments and Associated Risks (continued)**(d) Additional Risks (continued)****(ii) Concentration Risk**

The Sub-Trust may invest in a limited number of investments and investment themes. A consequence of a limited number of investments is that performance may be more favorably or unfavorably affected by the performance of an individual investment.

(iii) Operational Risk

Operational risk is the potential for loss caused by a deficiency in information, communications, transaction processing and settlement, and accounting systems. The Sub-Trust's service providers, as shown in Note 7, maintain controls and procedures for the purpose of helping to manage operational risk. Reviews of the service levels of service providers are performed on a regular basis by the Investment Advisors. No assurance is given that these measures will be 100% effective.

(iv) Legal, Tax and Regulatory Risks

Legal, tax and regulatory changes could occur during the duration of the Sub-Trust which may adversely affect the Sub-Trust.

With respect to tax, the Sub-Trust may be subject to taxation on capital gains, interest and dividends in certain jurisdictions where the Sub-Trust invests.

The interpretation and applicability of the tax law and regulations by tax authorities at times may not be clear or consistent. Tax obligations where probable and estimable are recorded as liabilities. However, some tax obligations are subject to uncertainty and may result in additional tax liabilities, interest and penalties based on future actions, interpretations or judgments of these authorities covering current and past tax positions. Accounting standards may also change, creating or removing an obligation for the Sub-Trust to accrue for a potential tax liability. Consequently, it is possible that certain potential tax obligations which currently are not probable may become so which may result in additional tax liabilities for the Sub-Trust in the future and these additional liabilities may be material. Because of the foregoing uncertainties, the NAV may not reflect the tax liabilities ultimately borne by the Sub-Trust, including at the time of any subscriptions, redemptions or exchanges of interests in the Sub-Trust, which could have an adverse impact on investors at that time.

Additional details of risk not disclosed in these Financial Statements can be found in the Sub-Trust's Offering Memorandum.

12. Credit Institutions

Cash held by BBH as at 30 September 2015 and 30 September 2014 was USD 1,813 and USD 0, respectively.

30-Sep-2015

Sub-Trust	Credit Institutions
GS CoCos & Capital Securities Fund	Australian and New Zealand Banking Group Limited

30-Sep-2014

Sub-Trust	Credit Institutions
GS CoCos & Capital Securities Fund	Australian and New Zealand Banking Group Limited

GS CoCos & Capital Securities Fund
Notes to the Financial Statements
For the Year Ended 30 September 2015

13. Exchange Rates

The following exchange rates (against USD) were used to convert the investments and other assets and liabilities denominated in currencies other than USD:

	30-Sep-2015	30-Sep-2014
Euro (EUR)	0.895857	0.791609
Japanese Yen (JPY)	119.765000	109.695000

14. Soft Commissions

The Sub-Trust pays commissions for execution only and/or execution and investment research. The Sub-Trust did not otherwise enter into any third party soft commission arrangements for the year ended 30 September 2015 and 30 period ended September 2014.

15. Contingent Liabilities

There were no contingent liabilities as at 30 September 2015 and 30 September 2014.

16. Subsequent Events

No events occurred subsequent to 30 September 2015 that would require adjustment to, or disclosure in these financial statements.

17. Indemnifications

The Sub-Trust may enter into contracts that contain a variety of indemnifications. The Sub-Trust's maximum exposure under these arrangements is unknown. However, the Sub-Trust has not had prior claims or losses pursuant to these contracts.

18. Approval of the Financial Statements

The Trustee has agreed to the financial statements on 23 December 2015 and the financial statements may not be amended after issuance.

GS CoCos & Capital Securities Fund
Schedule of Investments
As at 30 September 2015

Holdings/ Units in Local Currency	Description	Fair Value USD	% of Net Assets
Investment Funds*			
United States Dollar			
1,409,088	Goldman Sachs CoCos & Capital Securities Portfolio - Class IO	145,643,352	98.02
11,790,812	Goldman Sachs US\$ Liquid Reserves Fund - Class X (Acc)	11,790,812	7.94
Total Investment Funds		157,434,164	105.96

Forward Foreign Currency Contracts held for Portfolio Hedging Purposes

Maturity Date	Currency	Amount Bought	Currency	Amount Sold	Counterparty	Unrealized Loss USD	% of Net Assets
01/10/2015	USD	242,619	JPY	29,058,505	Royal Bank of Scotland PLC	(10)	(0.00)
02/10/2015	USD	402,678	JPY	48,430,841	JP Morgan Chase & Co	(1,705)	(0.00)
Total Unrealized Loss on Forward Foreign Currency Contracts held for Portfolio Hedging Purposes						(1,715)	(0.00)

Forward Foreign Currency Contracts held for Class Hedging Purposes

Maturity Date	Currency	Amount Bought	Currency	Amount Sold	Counterparty	Unrealized Gain USD	% of Net Assets
06/11/2015	EUR	911,447	USD	1,016,238	Westpac Banking Corp	1,721	0.00
					Royal Bank of Scotland		
06/11/2015	EUR	911,447	USD	1,016,282	PLC	1,677	0.00
06/11/2015	EUR	927,000	USD	1,033,519	Bank of America NA	1,811	0.00
29/10/2015	JPY	55,106,841	USD	458,368	JP Morgan Chase & Co	1,906	0.00
29/10/2015	JPY	1,000,000,000	USD	8,300,140	Merrill Lynch	52,268	0.04
					Royal Bank of Scotland		
29/10/2015	JPY	1,698,540,285	USD	14,066,353	PLC	120,548	0.08
29/10/2015	JPY	1,698,540,285	USD	14,068,660	Citibank	118,241	0.08
29/10/2015	JPY	1,708,226,455	USD	14,150,284	Bank of America NA	117,520	0.08
06/11/2015	USD	8,663	EUR	7,672	JP Morgan Chase & Co	94	0.00
Total Unrealized Gain on Forward Foreign Currency Contracts held for Class Hedging Purposes						415,786	0.28

Maturity Date	Currency	Amount Bought	Currency	Amount Sold	Counterparty	Unrealized Loss USD	% of Net Assets
29/10/2015	USD	114,660	JPY	13,820,384	JP Morgan Chase & Co	(773)	(0.00)
Total Unrealized Loss on Forward Foreign Currency Contracts held for Class Hedging Purposes						(773)	(0.00)

The accompanying notes form an integral part of the financial statements.

6

GS CoCos & Capital Securities Fund
Schedule of Investments
As at 30 September 2015

	Fair Value USD	% of Net Assets
Total Investments		
Total Investment Funds	157,434,164	105.96
Total Unrealized Gain on Forward Foreign Currency Contracts held for Class Hedging Purposes	415,786	0.28
Total Unrealized Loss on Forward Foreign Currency Contracts held for Class Hedging Purposes	(773)	(0.00)
Total Unrealized Loss on Forward Foreign Currency Contracts held for Portfolio Hedging Purposes	(1,715)	(0.00)
Other Assets and Liabilities	(9,268,679)	(6.24)
Net Assets Attributable to Holders of Redeemable Participating Units	148,578,783	100.00

* Represents affiliated holding.

The accompanying notes form an integral part of the financial statements.

7

GS CoCos & Capital Securities Fund
Schedule of Investments
As at 30 September 2014

Holdings/ Units in local Currency	Description	Fair Value USD	% of Net Assets
Investment Funds*			
United States Dollar			
1,403,120	Goldman Sachs CoCos & Capital Securities Portfolio - Class IO	139,975,280	99.53
2,249,950	Goldman Sachs US\$ Liquid Reserves Fund - Class X (Acc)	2,249,950	1.60
Total Investment Funds		142,225,230	101.13

Forward Foreign Currency Contracts held for Class Hedging Purposes

Maturity Date	Currency	Amount Bought	Currency	Amount Sold	Counterparty	Unrealized Gain USD	% of Net Assets
30/10/2014	USD	1,648	EUR	1,274	Merrill Lynch & Co Inc	38	0.00
30/10/2014	USD	15,017	EUR	11,835	JP Morgan Chase & Co	63	0.00
Total Unrealized Gain on Forward Foreign Currency Contracts held for Class Hedging Purposes						101	0.00

Maturity Date	Currency	Amount Bought	Currency	Amount Sold	Counterparty	Unrealized Loss USD	% of Net Assets
30/10/2014	EUR	339,402	USD	446,283	Bank of America NA	(17,451)	(0.01)
30/10/2014	EUR	339,402	USD	446,283	Westpac Banking Corp	(17,451)	(0.01)
30/10/2014	EUR	339,402	USD	446,285	Royal Bank of Scotland PLC	(17,453)	(0.01)
07/11/2014	JPY	48,430,841	USD	444,544	JP Morgan Chase & Co	(2,925)	(0.00)
07/11/2014	JPY	1,474,368,100	USD	13,745,356	Royal Bank of Scotland PLC	(301,246)	(0.22)
07/11/2014	JPY	1,474,368,100	USD	13,746,381	Morgan Stanley	(302,271)	(0.22)
07/11/2014	JPY	1,631,464,686	USD	15,198,651	Citibank	(322,046)	(0.23)
Total Unrealized Loss on Forward Foreign Currency Contracts held for Class Hedging Purposes						(980,843)	(0.70)

The accompanying notes form an integral part of the financial statements.

8

GS CoCos & Capital Securities Fund
Schedule of Investments
As at 30 September 2014

	Fair Value USD	% of Net Assets
Total Investments		
Total Investment Funds	142,225,230	101.13
Total Unrealized Gain on Forward Foreign Currency Contracts held for Class Hedging Purposes	101	0.00
Total Unrealized Loss on Forward Foreign Currency Contracts held for Class Hedging Purposes	(980,843)	(0.70)
Other Assets and Liabilities	(603,147)	(0.43)
Net Assets Attributable to Holders of Redeemable Participating Units	140,641,341	100.00

* Represents affiliated holding.

The accompanying notes form an integral part of the financial statements.

9

2【ファンドの現況】

【純資産額計算書】

（平成28年1月末日現在）

・資産総額		147,925,532.15米ドル	17,879,759,071円
・負債総額		1,910,524.02米ドル	230,925,038円
・純資産総額（ - ）	米ドル（毎月）クラス 受益証券：	58,708,527.38米ドル	7,096,099,704円
	米ドル（年2回）クラ ス受益証券：	30,127,951.22米ドル	3,641,565,464円
	ユーロ（毎月）クラス 受益証券：	1,557,086.01ユーロ	205,800,058円
	ユーロ（年2回）クラ ス受益証券：	2,826,140.44ユーロ	373,530,982円
	円（毎月）クラス受益 証券：	3,185,884,497円	
	円（年2回）クラス受 益証券：	3,162,238,613円	
・発行済口数	米ドル（毎月）クラス 受益証券：	6,360,817.366口	
	米ドル（年2回）クラ ス受益証券：	3,004,032.195口	
	ユーロ（毎月）クラス 受益証券：	169,631.168口	
	ユーロ（年2回）クラ ス受益証券：	283,177.982口	
	円（毎月）クラス受益 証券：	347,671.937口	
	円（年2回）クラス受 益証券：	317,528.943口	
・1口当たり純資産価格 （ / ）	米ドル（毎月）クラス 受益証券：	9.23米ドル	1,116円
	米ドル（年2回）クラ ス受益証券：	10.03米ドル	1,212円
	ユーロ（毎月）クラス 受益証券：	9.18ユーロ	1,213円
	ユーロ（年2回）クラ ス受益証券：	9.98ユーロ	1,319円
	円（毎月）クラス受益 証券：	9,163円	
	円（年2回）クラス受 益証券：	9,959円	

第４【外国投資信託受益証券事務の概要】

(1) ファンド証券の名義書換

サブ・ファンド記名式証券の名義書換機関は次のとおりである。

取扱機関 ブラウン・ブラザーズ・ハリマン・アンド・カンパニー

取扱場所 米国マサチューセッツ州ボストン市ポスト・オフィス・スクエア50番

日本の受益者については、ファンド証券の保管を販売取扱会社に委託している場合、販売取扱会社を通じて日本における販売会社の責任で必要な名義書換手続がとられ、それ以外のものについては本人の責任で行う。

名義書換の費用は受益者から徴収されない。

(2) 受益者集会

信託証書に基づき、各受益証券の受益者は、すべての受益者集会において、一口当たり一議決権を有する。管理会社または受託会社は、信託証書に従って、いつでも、適切と考える日時および場所において受益者集会を開催することができ、また、受託会社は、発行済受益証券の総額の10分の1以上を有する受益者が書面により要求した場合には、受益者集会を開催しなくてはならない。いずれの受益者集会においても、挙手の場合には、すべての受益者について、（個人の場合には）出席者ごとに、（法人の場合には）適式に授權された代表者が、一議決権を有する。投票の場合には、保有する受益証券ごとに、上記の各受益者または代理人により参加している受益者が、一議決権を有する。サブ・ファンドの受益者集会についての特別決議には、自ら出席または代理人により出席している受益者の4分の3以上の多数が必要とされる。

(3) 受益者に対する特典、譲渡制限

受益者に対する特典はない。

管理会社は、いかなる者（米国人および（制限付例外がある。）ケイマン諸島の居住者または所在地事務代行会社を含む。）によるファンド証券の取得も制限することができる。

第三部【特別情報】

第１【管理会社の概況】

１【管理会社の概況】

(1) 資本金の額（平成28年１月末日現在）

払込済資本金の額 37,117,968.52米ドル（約45億円）

発行済株式総数 1,002,080株

管理会社が発行する株式総数の上限については制限がない。

最近５年間における資本金の額の増減は以下のとおりである。

平成23年４月末日	37,117,968.52米ドル
平成24年４月末日	37,117,968.52米ドル
平成25年４月末日	37,117,968.52米ドル
平成26年４月末日	37,117,968.52米ドル
平成27年４月末日	37,117,968.52米ドル
平成28年１月末日	37,117,968.52米ドル

(2) 会社の機構

定款に基づき、３名以上の取締役により構成される取締役会が管理会社を運営する。取締役は管理会社の株主であることを要しない。

取締役は年次株主総会において株主によって選任され、６年以内の期間かつ後任者が選任され就任するまでは、その地位に留まる。取締役は再任されることができる。株主総会の決議により理由のいかんを問わずいつでも解任される。取締役会に欠員がある場合、他の取締役はかかる欠員を、次回の株主総会まで補充する取締役を取締役会の過半数をもって選任することができる。

取締役会は、互選により、会長１名、また１名以上の副会長および株主総会および取締役会の議事録を管理する責務を負う秘書約１名（取締役である必要はない。）を選出することができる。

取締役は、別の取締役を指名して取締役会に代理出席させることができる。取締役会は、取締役の過半数が出席または代理出席している場合にのみ、適法に審議し、または行為することができる。決議は取締役会に出席または代理出席している取締役の議決権の絶対多数によるものとする。緊急時において、取締役会の決議は書面により行うこともできる。

取締役会は、管理会社の目的を達成するのに必要または有用なすべての行為をなす広汎な権限を有する。

2【事業の内容及び営業の概況】

管理会社は、投資信託の事務管理、国際的な保管業務、信託会計の事務管理およびこれらに関する一般的な銀行業務ならびに外国為替業務に従事する。

管理会社は、信託証書に基づき、期間の限定なく任命されているが、受託会社は、以下の場合、かかる任命を解除することができる。(a) 管理会社が清算される場合、(b) 管理会社の事業に関して財産保全管理人が任命された場合、(c) 受託会社が、管理会社の変更が受益者の利益にとって望ましいとの見解を有し、受益者に対してその旨を書面で表明した場合、(d) 決議が総会において投票を行った受益者の4分の3以上の多数により承認された場合、または(e) 発行済受益証券の価値の4分の3を保有する受益者が管理会社の解任を書面で受託会社に要求した場合。管理会社がファンドの管理者でなくなった場合、受託会社は、ファンドの管理者になる資格を有する他の者を任命しなければならない。管理会社はまた、受託会社への通知により、管理会社の関係会社である他の管理者を後任者として、直ちに退任する権利を有する。ただし、管理会社が関係会社でない他の管理者を後任者として退任することを希望する場合、受託会社への60日前の通知が行われなければならない。

信託証書の規定に基づき、管理会社は、信託証書に基づく義務の履行に関する故意の不履行、誠実に行為しないこと、過失、詐欺、または信託証書に基づく管理会社の義務の重要な違反もしくはかかる義務の不注意な無視の場合を除き、サブ・ファンド、受益者または受託会社に対していかなる責任も負わない。

信託証書に基づき、受託会社は、サブ・ファンドのために、かつサブ・ファンドの資産からのみ、管理会社ならびに管理会社の関係会社、代理人および受任者ならびに管理会社およびこれらの者の役員、取締役、株主および支配者に対して、() サブ・ファンドの運営もしくはサブ・ファンドの受益証券の募集もしくは() かかる者の行為に関係し、もしくはこれらから生じ、もしくはこれらに基づき、または信託証書に基づきサブ・ファンドのために行われた事業もしくは業務に別途に関連して、管理会社が現実に一時的に負担したあらゆる損失、責任、損害、費用または経費（弁護士費用および会計士費用を含むが、これらに限定されない。）、判決および和解において支払われる金額（ただし、受託会社が、サブ・ファンドを代表して、かかる和解を承認していることを条件とする。）を補償するものとし、上記の者を上記のあらゆる損失、責任、損害、費用または経費から免責するものとする。ただし、かかる行為が信託証書に基づく義務の履行に関する故意の不履行、誠実に行為しないこと、過失、詐欺、または信託証書に基づく管理会社の義務の重要な違反もしくはかかる義務の不注意な無視を構成する場合はこの限りでない。

管理会社は、平成27年12月末日現在、以下の投資信託の管理を行っている。

国別（設立国）	種類別（基本的性格）	本数	純資産価格の合計（通貨別）
ケイマン諸島	契約型投資信託（アンブレラ・ファンドのサブ・ファンドを含む。）	76	6,530,161,199.94米ドル

3【管理会社の経理状況】

- a．管理会社の最近２事業年度の日本文の財務書類は、ルクセンブルグにおける法令に準拠して作成された原文の財務書類を翻訳したものである。これは「特定有価証券の内容等の開示に関する内閣府令」に基づき、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」第131条第５項ただし書の規定の適用によるものである。
- b．管理会社の原文の財務書類は、外国監査法人等（公認会計士法（昭和23年法律第103号）第１条の３第７項に規定する外国監査法人等をいう。）であるデロイト・オーディット・ソシエテ・ア・レスポンスビリティ・リミテから監査証明に相当すると認められる証明を受けており、当該監査証明に相当すると認められる証明に係る監査報告書に相当するもの（訳文を含む。）が当該財務書類に添付されている。
- c．管理会社の原文の財務書類は米ドルで表示されている。日本文の財務書類には、主要な金額について円貨換算が併記されている。日本円による金額は、平成28年１月29日現在における株式会社三菱東京ＵＦＪ銀行の対顧客電信売買相場の仲値（１米ドル＝120.87円）で換算されている。なお、千円未満の金額は四捨五入されている。

（１）【貸借対照表】

三菱UFJグローバルカストディ・エス・エイ

貸借対照表

2014年12月31日現在

（単位：米ドル）

資産

	注記	2014年		2013年	
		（米ドル）	（千円）	（米ドル）	（千円）
現金、中央銀行および郵便局における残高	30.1, 30.3	186,863,448	22,586,185	301,442,312	36,435,332
金融機関に対するローンおよび貸付金	3, 15, 30.1, 30.3	2,117,559,309	255,949,394	2,476,331,814	299,314,226
a) 要求払い		1,203,577,409	145,476,401	1,851,410,714	223,780,013
b) その他のローンおよび貸付金		913,981,900	110,472,992	624,921,100	75,534,213
顧客に対するローンおよび貸付金	30.1, 30.3	626,640	75,742	1,123	136
株式およびその他の変動利回り有価証券	4, 15, 30.1, 30.3	15,101	1,825	3,416	413
関連会社株式	4, 5, 15	9,174,388	1,108,908	7,691,968	929,728
有形資産	5	6,710,869	811,143	7,726,217	933,868
その他の資産		181	22	448	54
前払金および未収収益	6, 15	27,463,192	3,319,476	31,426,246	3,798,490
資産合計	7	<u>2,348,413,128</u>	<u>283,852,695</u>	<u>2,824,623,544</u>	<u>341,412,248</u>

添付の注記は当財務書類と不可分のものである。

三菱UFJグローバルカストディ・エス・エイ

貸借対照表（続き）

2014年12月31日現在

（単位：米ドル）

負債

	注記	2014年		2013年	
		（米ドル）	（千円）	（米ドル）	（千円）
金融機関に対する未払金	15,30.1	1,150,186,003	139,022,982	841,603,737	101,724,644
a) 要求払い		1,150,186,003	139,022,982	841,603,737	101,724,644
顧客に対する未払金	8,15,30.1	1,044,062,326	126,195,813	1,826,491,962	220,768,083
a) 要求払い		1,044,062,326	126,195,813	1,826,491,962	220,768,083
その他の負債	9	1,788,497	216,176	1,142,046	138,039
未払金および繰延利益	10,15	8,932,711	1,079,697	7,756,599	937,540
引当金		8,954,470	1,082,327	6,465,624	781,500
a) 納税引当金	11	7,982,242	964,814	5,409,139	653,803
b) その他の引当金	12	972,228	117,513	1,056,485	127,697
発行済資本	13	37,117,969	4,486,449	37,117,969	4,486,449
準備金	14	77,800,912	9,403,796	77,800,912	9,403,796
繰越損益	14	22,247	2,689	41,047	4,961
当期利益		19,547,993	2,362,766	26,203,648	3,167,235
負債合計	17	2,348,413,128	283,852,695	2,824,623,544	341,412,248

添付の注記は当財務書類と不可分のものである。

三菱UFJグローバルカストディ・エス・エイ

オフ・バランス・シート項目

2014年12月31日現在

（単位：米ドル）

	注記	2014年		2013年	
		（米ドル）	（千円）	（米ドル）	（千円）
偶発債務	18,30.1	597,989	72,279	659,342	79,695
内訳：					
保証金および担保証券として 差入れた資産		597,989	72,279	659,342	79,695
信託運用	21	62,811,807,217	7,592,063,138	77,004,151,577	9,307,491,801

添付の注記は当財務書類と不可分のものである。

（２）【損益計算書】

三菱UFJグローバルカストディ・エス・エイ

損益計算書

2014年12月31日に終了した年度

（単位：米ドル）

	注記	2014年		2013年	
		（米ドル）	（千円）	（米ドル）	（千円）
未収利息および類似収益		8,018,852	969,239	9,698,265	1,172,229
未払利息および類似費用		(1,539,763)	(186,111)	(1,538,622)	(185,973)
有価証券からの収益		140	17	17	2
株式およびその他の変動利回り有価証券からの収益		140	17	17	2
未収手数料		105,997,544	12,811,923	107,246,076	12,962,833
未払手数料		(45,651,511)	(5,517,898)	(50,107,569)	(6,056,502)
金融業務の純利益		3,579,481	432,652	3,548,410	428,896
その他の事業収益	22	687,746	83,128	143,060	17,292
一般管理費用		(39,883,592)	(4,820,730)	(32,260,264)	(3,899,298)
a) スタッフ費用	24,25	(18,048,722)	(2,181,549)	(15,812,680)	(1,911,279)
内訳：					
- 賃金およびサラリー		(15,018,938)	(1,815,339)	(12,847,942)	(1,552,931)
- 社会保障費		(2,071,294)	(250,357)	(1,791,205)	(216,503)
内訳：					
- 年金に関する社会保障費		(1,302,395)	(157,420)	(1,149,441)	(138,933)
b) その他の一般管理費用	16,26	(21,834,870)	(2,639,181)	(16,447,584)	(1,988,019)
有形および無形資産に関する価値調整		(1,774,975)	(214,541)	(1,527,631)	(184,645)
その他の事業費用	23	(85,251)	(10,304)	(262,074)	(31,677)
経常収益にかかる税金	11,27.1	(9,022,279)	(1,090,523)	(7,125,930)	(861,311)
税引後経常収益		20,326,392	2,456,851	27,813,738	3,361,847
前勘定科目に表示されていないその他の税金	27.2	(778,399)	(94,085)	(1,610,090)	(194,612)
当期利益		19,547,993	2,362,766	26,203,648	3,167,235

添付の注記は当財務書類と不可分のものである。

三菱ＵＦＪグローバルカストディ・エス・エイ

財務諸表に対する注記

2014年12月31日現在

注１ 一般事項

1.1. 会社概況

三菱ＵＦＪグローバルカストディ・エス・エイ（以下「当行」という。）は、ルクセンブルグにおいて1974年4月11日に株式会社として設立された。

1996年4月1日に、親会社の株式会社東京銀行が株式会社三菱銀行と合併して株式会社東京三菱銀行が設立され、バンク・オブ・トウキョウ（ルクセンブルグ）エス・エイは、バンク・オブ・トウキョウ・三菱（ルクセンブルグ）エス・エイに名称を変更した。

2005年10月1日に、間接株主の株式会社三菱東京フィナンシャル・グループ（以下「ＭＴＦＧ」という。）は、株式会社ＵＦＪホールディングス（以下「ＵＦＪ」という。）と合併し、新規金融グループの株式会社三菱ＵＦＪフィナンシャル・グループ（以下「ＭＵＦＧ」という。）となった。

2006年1月1日に、親銀行の株式会社東京三菱銀行は、株式会社ＵＦＪ銀行と合併し、株式会社三菱東京ＵＦＪ銀行となり、バンク・オブ・トウキョウ・三菱（ルクセンブルグ）エス・エイは、バンク・オブ・トウキョウ・三菱ＵＦＪ（ルクセンブルグ）エス・エイに名称を変更した。

2007年4月2日に、当行は、共に持株会社である三菱ＵＦＪフィナンシャル・グループ（ＭＵＦＧ）の子会社である三菱ＵＦＪ信託銀行株式会社が70%および株式会社三菱東京ＵＦＪ銀行が30%を共同で出資する子会社に変更された。その結果、バンク・オブ・トウキョウ・三菱ＵＦＪ（ルクセンブルグ）エス・エイは、三菱ＵＦＪグローバルカストディ・エス・エイ（以下「ＭＵＧＣ」という。）に名称を変更した。

2008年4月28日に、三菱ＵＦＪグローバルカストディ・エス・エイは、新株49,080株を発行し、資本金は1,817,968.52米ドル増加した。発行済株式資本総額は、現在37,117,968.52米ドルである。ＭＵＧＣの主たる株主２社は、株式資本92.25%を保有しており、三菱ＵＦＪ信託銀行株式会社が63.72%および株式会社三菱東京ＵＦＪ銀行が28.53%を保有している。

2014年8月7日に、三菱ＵＦＪグローバルカストディ・エス・エイは、アイルランド共和国、ダブリン2、ローワー・レッスン・ストリート12-13、オーモンド・ハウスを所在地とする外国支店を開設した。三菱ＵＦＪグローバルカストディ・エス・エイ、ダブリン支店は、1993年のＵＥ規則に準拠して、金融機関に907648番で登録された。

取締役会のメンバーは、三菱ＵＦＪ信託銀行株式会社のグループおよび株式会社三菱東京ＵＦＪ銀行のグループの専務取締役である。事業方針および評価基準は、ルクセンブルグの現行法規に定められている場合を除き、株式会社三菱ＵＦＪフィナンシャル・グループにおいて適用されているものに準拠して、取締役会によって決定および監督される。

1.2. 事業の性質

当行の事業目的は、当行自身およびルクセンブルグ大公国内外の第三者のための銀行業務または金融業務を行うこと、ならびに工業、商業、不動産といった上記の主目的に直接または間接的に関連するその他の全ての業務を行うことにある。

より具体的には、当行は投資運用サービスに活動を集中している。

当行における取引の大部分は、株式会社三菱東京ＵＦＪ銀行のグループ企業との間で、直接または間接的に完結するものである。

1.3. 財務書類

当行は、資本の表示通貨である米ドルを基準にして財務書類を作成している。当行の会計年度は、暦年と一致している。

注2 重要な会計方針の要約

当行の財務書類は、ルクセンブルグ大公国における法律および規制ならびにルクセンブルグ大公国の銀行部門で一般に公正妥当と認められている会計基準に準拠して、取得原価主義で作成されている。

これらを遵守するにあたって、以下の重要な会計基準が適用される。

2.1. 貸借対照表における取引計上日

貸借対照表における資産および負債は、かかる金額が確定した日、つまり権利移転日付で計上される。

2.2. 外貨

当行は、全ての取引を契約締結日における一または複数の取引通貨で計上する、複数通貨会計システムを採用している。

資産および負債は、貸借対照表の日付のスポット為替レートで米ドルに換算される。再評価によって生じる実現および未実現損益は、当期の損益に計上されるが、取得為替レートで計上される外国為替予約契約（スワップおよびヘッジ外国為替予約契約）によって特にカバーされたものから生じる実現および未実現損益はこの限りではない。

外貨建ての収益および費用は、日々、実勢為替レートで米ドルに換算される。

期末現在、全ての未決済の先渡取引は、満期までの残存期間に対応した貸借対照表の日付における実勢フォワード・レートで米ドルに換算される。

スポット取引およびスワップ取引に連動する未決済の先渡取引から生じる損益は、貸借対照表の日付に見越し計上される。かかる取引の再評価は、当期の損益に影響を与えない。

2.3. デリバティブ金融商品

金利スワップ、フォワード・レート契約、金融先物およびオプションのような、デリバティブ金融商品から派生している当行のコミットメントは、取引日にオフ・バランス・シート項目として計上される。

必要があれば、期末日に、当行の各コミットメントの時価による再評価によって生じる未実現損失に対して引当金が設定される。

当行は、2014年12月31日現在、先渡デリバティブ損失にかかる引当金の設定はなかった（2013年：83,244米ドル）。

金融商品が明らかに資産または負債をカバーかつ経済的統一している場合、または金融商品が逆取引でヘッジされているためにオープン・ポジションが存在しない場合においては、かかる引当金は設定されない。

2.4. 貸倒れおよび回収不能債務に関する特定価値調整

取締役会において、貸倒れおよび回収不能とみなされた債務に関して特定価値調整を行うのが当行の方針である。

特定価値調整がある場合は、関連する資産から控除される。

2.5. 証書、ローンおよび貸付金ならびにリース取引にかかる見込み損失に対する価値調整

ローンおよび貸付金の見込み損失に対する価値調整がある場合は、関連する資産から控除される。

2.6. リスク持高に対する一括引当金

当行は、ルクセンブルグの税法に準拠して、銀行監督諮問管理法に規定されているように、リスク持高に対する一括引当金を設定することができる。引当金の目的は、年次決算時にはまだ確認されていないが具体化すると考えられるリスクを考慮することにある。

税務局長によって1997年12月16日に発行された指図書に従い、当行のリスク持高の税引前かつ1.25%を超えない当該引当金が設定されなければならない。

当行は、2014年12月31日現在、当該引当金を計上しなかった（2013年：なし）。

2.7. 譲渡可能有価証券

譲渡可能有価証券は、当初、購入価格で計上される。当初の評価には平均原価法が使用される。注2.5.の詳述に従って計算されたまたは価値が減少したことによって生じる価値調整は、勘定残高から控除される。

2.8. 有形および無形資産

有形および無形資産は、購入価格で評価される。耐用年数が限られている有形および無形固定資産の価値は、かかる資産の下記の耐用年数に渡って体系的に償却するために計算された価値調整分減少する。

ハードウェア機器：4年

ソフトウェア：4年および5年

その他の無形資産：5年

その他の有形資産：10年

2.9. 関連会社株式

貸借対照表の日付において、金融固定資産として保有される関連会社株式は、低価法で計上される。

2.10. 税金

税金は、関連する勘定が属する会計年度において発生主義で計上される。

注3 金融機関に対するローンおよび貸付金

金融機関に対するローンおよび貸付金は、要求払いのものを除き、残存期間別に以下のとおりである。

	2014年 米ドル	2013年 米ドル
3か月以下	278,000,000	202,921,100
3か月超1年以下	635,981,900	422,000,000
	<u>913,981,900</u>	<u>624,921,100</u>

注４ 譲渡可能有価証券

「関連会社株式」および「株式およびその他の変動利回り有価証券」の項目に表示されている譲渡可能有価証券は全て、9,174,388米ドルおよび15,101米ドル（2013年：7,691,968米ドルおよび3,416米ドル）の未上場有価証券で構成される。

2014年12月31日付で、「エムユージーシー・ルックス・マネジメント・エス・エイ」の株式資本は、7,375,041.83ユーロ（2013年：5,375,041.83ユーロ）であった。

2014年7月2日付で、（投資信託に関する2010年12月17日法第15章に基づく管理会社である）「エムユージーシー・ルックス・マネジメント・エス・エイ」の増資のため、当行は2,000,000ユーロ（2,420,100米ドル）の追加投資を行った。

関連会社株式の要約

2014年12月31日現在、当行は以下の会社の資本を少なくとも20%保有していた。

	取得原価 米ドル	保有資本 %	2014年12月31日 現在の資本および 準備金 米ドル	2014年12月31日 終了年度の損益 米ドル
エムユージーシー・ルックス・マネジメント・エス・エイ	8,924,169	100%	10,934,250	675,597
三菱ＵＦＪインベスターサービス株式会社（ ）	250,219	100%	784,137	162,480
（ ）旧：三菱ＵＦＪグローバルカストディ・ジャパン株式会社				

注５ 固定資産の変動

以下の変動は、当期中に当行の固定資産に対して生じたものである。

固定資産：

	期首現在 価値総額 米ドル	追加 米ドル	売却 米ドル	為替差額 米ドル	期末現在 価値総額 米ドル	価値調整 累計 米ドル	期末現在 価値純額 米ドル
1. 関連会社株式	7,691,968	2,420,100	0	(937,680)	9,174,388	0	9,174,388
2. 有形資産	17,037,709	1,701,049	(10,733)	(2,076,006)	16,652,019	9,941,150	6,710,869
a) ハードウェア	1,408,133	106,567	0	(171,578)	1,343,122	931,816	411,306
b) ソフトウェア	12,931,718	1,487,709	0	(1,575,700)	12,843,727	7,929,898	4,913,829
c) その他付属品、 家具、機器、車 両	2,697,858	106,773	(10,733)	(328,728)	2,465,170	1,079,436	1,385,734
3. 無形資産	1,945,439	0	0	0	1,945,439	1,945,439	0
有価約因に基づい て取得したのれん	1,945,439	0	0	0	1,945,439	1,945,439	0

価値ある対価として取得されたのれんは、他機関の顧客の一部の買収の価値を表す。

注 6 前払金および未収収益

当行の前払金および未収収益は以下のとおりである。

	2014年 米ドル	2013年 米ドル
前払法人税	135,976	154,843
未収利息	1,180,222	1,269,077
前払一般経費	2,019,667	1,122,237
信託業務手数料	1,809,510	2,261,991
全体保管手数料	10,614,920	10,384,372
投資ファンド手数料	4,134,906	5,091,460
その他の前払金（付加価値税（VAT）を含む）	6,806,745	8,778,600
為替スワップでカバーされたポジションにかかる 為替差損益の中立化	525,623	1,145,447
管理会社手数料	71,322	928,832
その他の未収収益	164,301	289,387
	<u>27,463,192</u>	<u>31,426,246</u>

注 7 外貨建て資産

2014年12月31日現在、米ドルに換算した、当行の外貨建て資産の総額は、855,104,291米ドル（2013年：921,184,434米ドル）である。

注 8 顧客未払金

2014年12月31日現在、要求払いのものを除く債務は、0米ドル（2013年：0米ドル）であった。

注 9 その他の負債

当行のその他の負債は以下のとおりである。

	2014年 米ドル	2013年 米ドル
優先債務	927,802	405,116
諸債務	860,695	736,930
	<u>1,788,497</u>	<u>1,142,046</u>

注10 未払金および繰延利益

当行の未払金および繰延利益は以下のとおりである。

	2014年 米ドル	2013年 米ドル
未払利息	146,678	99,254
未払一般経費	2,531,401	193,545
未払手数料	6,241,224	7,453,300
その他の未払費用	467	2,157
その他の仮受金	12,941	8,343
	<u>8,932,711</u>	<u>7,756,599</u>

注11 税金 - 為替差損失：繰延税金

ルクセンブルグの財政法上、当行の貸借対照表および損益計算書はユーロ表示が義務付けられている。財政目的で当行の株式をユーロ等価物に換算し未実現損益が生じたために、財政目的で確定された当行の収益が、会計目的で報告された収益と著しく異なることがあり得る。

銀行の投資株式にかかる為替換算利益の財政的中和が認められた1987年7月16日（改正）法に準拠して、通常状況下においては、米ドルがユーロに対して強く（ドル高に）なったことで生じる未実現利益は、過去の繰越未実現損失の金額を超える範囲について中和することができる。

ただし、銀行の投資株式にかかる為替換算利益の財政的中和が認められた1983年7月23日法に準拠して、通常状況下においては、米ドルがユーロに対して強く（ドル高に）なったことで生じる将来の未実現利益は、過去の繰越未実現損失の金額を超える範囲についてのみ中和することができる。

その結果、株式にかかる未実現換算損失は、時間差異から生じるものと考えられ、当行は会計所得にかかる所得税を繰延税とする。

2014年12月31日現在、ユーロが米ドルに対して弱く（ユーロ安に）なったため、株式にかかる為替差益は、累積していた負のポジションを補填した。その結果、2013年12月31日現在、3,805,528米ドル（2,761,731ユーロ）であった繰延税負債は、2014年12月31日現在、0米ドルに減少した。

2014年12月31日現在、当行の財務書類に繰延税は計上されていない。

注12 その他の引当金

当行のその他の引当金は以下のとおりである。

	2014年 米ドル	2013年 米ドル
報酬引当金	972,228	973,241
先渡取引の未実現損失に対する引当金（注2.3.）	0	83,244
	<u>972,228</u>	<u>1,056,485</u>

注13 発行済資本

当行の発行済かつ全額払込済資本は、クラスAの953,000株およびクラスBの49,080株に対して37,117,969米ドルである。

注14 準備金および繰越損益の変動

	法定準備金 米ドル	その他の準備金 米ドル	繰越損益 米ドル
2014年1月1日現在の残高	3,711,797	74,089,115	41,047
2013年12月31日終了年度の利益			26,203,648
利益の増加			
- 株主への配当金支払			(26,222,448)
- 純資産税準備金への振替		3,101,000	(3,101,000)
- 2008年純資産税準備金からの振替		(4,081,958)	4,081,958
- 自由準備金への割り当て		980,958	(980,958)
2014年12月31日現在の残高	<u>3,711,797</u>	<u>74,089,115</u>	<u>22,247</u>

ルクセンブルグの法律に従い、当行は毎年の純利益の最低5%相当額を法定準備金として、かかる準備金が株式資本の10%に達するまで、充当しなければならない。当該充当は翌年に行われる。法定準備金の分配は制限されている。当行は発行済資本の10%に達しているため、当該要件は満たされている。

当行は、ルクセンブルグの法律に基づいて、当該年度が支払期限である純資産税のすべてまたは一部について税額控除の適用を選択した。ただし、当該税額控除は、同年度が支払期限である税額控除調整前の法人税額を上限とする。当該控除から利益を得るためには、翌年度末以前に純資産税額控除の5倍

にあたる金額を特別準備金に計上するという立場を表明しなければならず、これを5年間維持しなければならない。総額13,008,157米ドル（2013年：13,989,115米ドル）の純資産税準備金は、当行のその他の準備金に含まれている。

2014年3月26日付の年次株主総会において決議されたとおり、当行は、3,101,000米ドルを純資産税準備金に割り当て、また、2008年の純資産準備金4,081,958米ドル（2,900,000ユーロ）を準備金に計上した。2014年12月31日現在、純資産税の特別準備金の累積残高は、以下のとおりである。

	2014年 純資産税準備金 米ドル	2014年 純資産税準備金 ユーロ
2009年	373,035	260,000
2010年	3,130,000	2,333,120
2011年	3,100,000	2,388,014
2012年	3,304,122	2,506,160
2013年	3,101,000	2,250,445
2014年12月31日現在の残高	<u>13,008,157</u>	<u>9,737,739</u>

2005年に、株主は、総額60,000,000米ドルの特別オンライン費用準備金の設定を承認した。同年に、当行は、当該準備金から50,000,000米ドルを使って特別オンライン費用から生じた損失を補填した。残りの10,000,000米ドルは、当行の2014年12月31日現在のその他の準備金に含まれている。

注15 関連会社残高

2014年12月31日（および2013年12月31日）現在、以下の関連会社残高が未決済となっている。

資産

	2014年 米ドル	2013年 米ドル
金融機関に対するローンおよび貸付金	1,777,335,351	2,074,772,175
関連会社株式	9,174,388	7,691,968
前払金および未収収益	9,691,913	10,721,742
	<u>1,796,201,652</u>	<u>2,093,185,885</u>

負債

	2014年 米ドル	2013年 米ドル
金融機関に対する未払金	1,144,030,619	825,519,547
顧客に対する未払金	129,898,267	322,891,006
未払金および繰延利益	2,566,131	1,987,230
	<u>1,276,495,017</u>	<u>1,150,397,783</u>

当行は、2014年12月31日現在および同日に終了した会計年度において、国際会計基準第24号「関連当事者についての開示」で定義されるとおり、取引条件が一般の独立当事者間取引と同様でない、いかなる重大な関係会社間取引をも締結していない。

当行の要求により、ルクセンブルグ監督当局（C S S F）は、2013年6月26日付の（パート4）規則（E U）575 / 2013に基づいて、大口エクスポージャー規制の計算にグループ（三菱UFJフィナンシャル・グループ）に対するエクスポージャーを全額適用除外とすることを認めた。2014年12月31日現在、グループに関する当該適用除外金額は、1,793,812,098米ドルであり、内訳は以下のとおり分析される。

	2014年 米ドル
金融機関に対するローンおよび貸付金	1,777,275,323
前払金および未収収益	1,179,541
外国為替取引（市場リスク手法）	15,357,234
	<u>1,793,812,098</u>

注16 監査法人に対する未払報酬

監査法人から当行に請求された、付加価値税（V A T）を除く報酬およびそれぞれの全体的なネットワークは、以下のとおりである。

	2014年 米ドル	2013年 米ドル
フロント・オフィス・システム移行サポートに関する コンサルタント料 *	0	616,426
財務書類の監査	197,999	221,295
税金アドバイス報酬	101,975	99,485
その他の報酬	32,654	31,675
	<u>332,628</u>	<u>968,881</u>

当期の報酬は、発生主義に基づいて表示されている。

* かかる項目は、「有形資産」において資産計上され、当該フロント・オフィス・システムの耐用年数にわたって償却される。

注17 外貨建て負債

2014年12月31日現在、米ドルに換算した、当行の外貨建て負債の総額は、860,565,286米ドル（2013年：923,568,968米ドル）である。

注18 偶発債務

当行の偶発債務は、以下のとおりである。

	2014年 米ドル	2013年 米ドル
発行済念書	<u>597,989</u>	<u>659,342</u>

期末現在、関連会社残高はなかった。

注19 コミットメント

当行は、貸借対照表およびオフ・バランス・シートのいずれにも開示されていないが、当行の財政状態を査定する上で重要な一定のコミットメントを締結した。かかるコミットメントの詳細は以下のとおりである。

	2014年 米ドル	2013年 米ドル
建物の固定賃貸料支払契約に関するコミットメント	<u>1,033,744</u>	<u>2,234,684</u>

期末現在、関連会社残高はなかった。

注20 通貨為替レート、金利およびその他の市場金利に連動する運用

2014年12月31日および2013年12月31日現在、流通している先渡取引の種類は以下のとおりである。

通貨為替レートに連動する運用

- 為替先渡取引（スワップ、アウトライト）

外貨為替レートと連動する運用は、大抵、持高をカバーする目的で行われる。

注21 投資運用業務および引受業務

当行が提供する運用および代理業務には、以下の項目が含まれる。

- 譲渡可能有価証券の保管および管理事務
- 信託代理
- 代理店機能
- ポートフォリオ運用および顧問

注22 その他の事業収益

	2014年 米ドル	2013年 米ドル
過年度に関する付加価値税（V A T）過払いの調整	222,886	0
管理会社から受領したサブ・レンタル報酬 （品質保証契約）	75,048	0
過年度の一般経費調整からの利益	216,776	44,196
過年度の利子の調整	109	206
過年度の手数料の調整	68,759	63,368
その他	104,168	35,290
	<u>687,746</u>	<u>143,060</u>

注23 その他の事業費用

	2014年 米ドル	2013年 米ドル
過年度の一般経費調整からの費用	79,036	62,292
過年度の手数料	2,732	14,367
その他事業損失	3,483	185,415
	<u>85,251</u>	<u>262,074</u>

注24 従業員数

当期における当行の平均従業員数は以下のとおりである。

	2014年 人数	2013年 人数
上級管理職	18	13
中間管理職	63	46
従業員	66	70
	<u>147</u>	<u>129</u>

注25 経営者報酬

当期に当行は、当行の管理職に対しその経営責任を考慮して以下のとおり手当を与えた。

	2014年 米ドル	2013年 米ドル
上級管理職	<u>3,957,339</u>	<u>3,497,500</u>

当期中に取締役会および一般管理職のメンバーとの間で年金に関する契約は結ばれなかった。

2014年12月31日および2013年12月31日現在、当行は、取締役会および一般管理職のメンバーに対して貸付および与信をしていなかった。

注26 その他の一般管理費用

	2014年 米ドル	2013年 米ドル
賃貸および関連費用	1,088,220	993,513
通信費用	338,691	358,762
専門家報酬	1,028,640	688,726
データ費用	1,364,404	1,150,094
維持費	951,111	951,587
旅費、交通費、出張費	219,810	238,482
業務費用	3,615,825	3,473,334
システム費用	8,360,247	4,509,983
業務契約	3,800,346	3,199,045
その他の費用	1,067,576	884,058
	<u>21,834,870</u>	<u>16,447,584</u>

注27 税金

27.1. 経常収益にかかる税金

	2014年 米ドル	2013年 米ドル
法人税	6,931,276	4,382,732
繰延法人税（注11）	0	1,100,619
地方事業税	2,091,003	1,311,952
繰延地方事業税（注11）	0	330,627
	<u>9,022,279</u>	<u>7,125,930</u>

27.2. 前勘定科目に表示されていないその他の税金

	2014年 米ドル	2013年 米ドル
純資産税*	25,895	29,488
付加価値税（V A T）	714,359	1,539,239
その他の税金	38,145	41,363
	<u>778,399</u>	<u>1,610,090</u>

* これは、最低純資産税額21,400ユーロ（25,895米ドル）を表す。

注28 親会社

2014年12月31日現在、当行は、日本の法律に準拠して設立され登録事務所を東京都に持つ、共に持株会社である三菱ＵＦＪフィナンシャル・グループ（ＭＵＦＧ）の子会社である三菱ＵＦＪ信託銀行株式会社が63.72%および株式会社三菱東京ＵＦＪ銀行が28.53%を共同で出資する子会社である。

持株会社である三菱ＵＦＪフィナンシャル・グループ（ＭＵＦＧ）の連結財務書類は、日本の郵便番号100、東京都千代田区丸の内二丁目7番1号所在の本社より入手することができる。

注29 預金保証制度

1989年9月25日に、全てのルクセンブルグ金融機関の銀行部門が、非営利団体である「ルクセンブルグ預金保証協会」（以下「A G D L」という。）のメンバーになった。

1997年6月11日に改正された1993年4月5日法および2009年2月18日法に準拠して、A G D Lの唯一の目的は、全メンバー金融機関の顧客預金をカバーする相互保証制度（以下「保証」という。）を確立することにある。保証によってカバーされる顧客には、国籍や居住国を問わず自然人である全ての預金者が含まれる。同様に、欧州連合加盟国の法律のもとで設立された、小規模であるため2002年12月19日営利企業法（改正済）の第35条に従い省略された財務書類の作成が認められている小会社も、保証によってカバーされる。

設立時のメンバーが支払不能に陥った場合、A G D Lは、100,000ユーロまたは等価の外貨を上限とする弁済金を保証することにより、全ての現金預金者を保護する。全ての通貨が、区別されることなく保護される。同一金融機関における口座数または単独名義預金か連名名義預金かに関わらず、いかなる預金者もかかる金額より多く受け取ることはできない。

2000年7月27日法は、銀行は投資保証制度にも属さなければならないと規定している。この追加保証は、投資取引から生じた申し立ての弁済金として20,000ユーロをカバーするものである。

保証合計額は、いかなる場合においても一顧客当たり120,000ユーロ（預金保証の100,000ユーロおよび投資弁償の20,000ユーロ）を超えることはなく、絶対的な数値であり、いかなる利害関係またはその他の金額によって増額することはできない。

2014年12月31日（および2013年12月31日）現在、当行は、自然人名義の口座を引き受けておらず、潜在的な保証債務の認識における引当金を設定していない。

注30 金融商品の開示

30.1. 主要な非トレーディング金融商品

2014年12月31日現在、クラス別および残存期間別の主要な非トレーディング金融商品（当行はトレーディングポートフォリオを有していない。）は以下のとおりである。

米ドルによる簿価	3 か月以下 米ドル	3 か月超 1 年以下 米ドル	1 年超 5 年以下 米ドル	5 年超 米ドル	合計 米ドル
金融資産					
商品クラス					
手元現金	537	0	0	0	537
B C L 残高	186,862,911	0	0	0	186,862,911
金融機関に対するローンおよび貸付金	1,481,577,409	635,981,900	0	0	2,117,559,309
顧客に対するローンおよび貸付金	626,640	0	0	0	626,640
株式およびその他の変動利回り有価証券	0	0	0	15,101	15,101
合計	1,669,067,497	635,981,900	0	15,101	2,305,064,498
金融負債					
商品クラス					
金融機関に対する未払金	1,150,186,003	0	0	0	1,150,186,003
顧客に対する未払金	1,044,062,326	0	0	0	1,044,062,326
偶発債務としてオフ・バランスシートに開示されている項目					
担保証券として差し入れられた保証金および資産	597,989	0	0	0	597,989
合計	2,194,846,318	0	0	0	2,194,846,318

2013年12月31日現在、クラス別および残存期間別の主要な非トレーディング金融商品（当行はトレーディングポートフォリオを有していない。）は以下のとおりである。

米ドルによる簿価	3 か月以下 米ドル	3 か月超 1 年以下 米ドル	1 年超 5 年以下 米ドル	5 年超 米ドル	合計 米ドル
金融資産					
商品クラス					
手元現金	564	0	0	0	564
B C L 残高	301,441,748	0	0	0	301,441,748
金融機関に対するローンおよび貸付金	2,054,331,814	422,000,000	0	0	2,476,331,814
顧客に対するローンおよび貸付金	1,123	0	0	0	1,123
株式およびその他の変動利回り有価証券	0	0	0	3,416	3,416
合計	2,355,775,249	422,000,000	0	3,416	2,777,778,665
金融負債					
商品クラス					
金融機関に対する未払金	841,603,737	0	0	0	841,603,737
顧客に対する未払金	1,826,491,962	0	0	0	1,826,491,962
偶発債務としてオフ・バランスシートに開示されている項目					
担保証券として差し入れられた保証金および資産	659,342	0	0	0	659,342
合計	2,668,755,041	0	0	0	2,668,755,041

30.2. デリバティブ・非トレーディング金融商品

2014年12月31日現在、クラス別および残存期間別の店頭デリバティブ・非トレーディング金融商品（当行はトレーディングポートフォリオを有していない。）は以下のとおりである。

米ドルによる未払いの 想定元本	3 か月以下 米ドル	3 か月超 1 年以下 米ドル	1 年超 5 年以下 米ドル	5 年超 米ドル	合計 米ドル	公正価値 米ドル
金融資産						
商品クラス						
外国為替取引						
先渡	1,315,371,712	19,508,000	0	0	1,334,879,712	17,385,860
スワップ	584,751,638	8,470,350	0	0	593,221,988	2,219,840
合計	1,900,123,350	27,978,350	0	0	1,928,101,700	19,605,700
金融負債						
商品クラス						
外国為替取引						
先渡	1,477,239,921	19,649,249	0	0	1,496,889,170	17,027,937
スワップ	278,714,687	0	0	0	278,714,687	1,929,860
合計	1,755,954,608	19,649,249	0	0	1,775,603,857	18,957,797

上記の金額には、取引日が2014年12月31日以前で、評価日が2014年12月31日以降である店頭デリバティブ・非トレーディング金融商品が含まれる。

2013年12月31日現在、クラス別および残存期間別の店頭デリバティブ・非トレーディング金融商品
（当行はトレーディングポートフォリオを有していない。）は以下のとおりである。

米ドルによる未払いの 想定元本	3 か月以下 米ドル	3 か月超 1 年以下 米ドル	1 年超 5 年以下 米ドル	5 年超 米ドル	合計 米ドル	公正価値 米ドル
金融資産						
商品クラス						
外国為替取引						
先渡	2,377,746,707	0	0	0	2,377,746,707	36,206,106
スワップ	305,460,353	6,889,750	0	0	312,350,103	1,988,280
合計	2,683,207,060	6,889,750	0	0	2,690,096,810	38,194,386
金融負債						
商品クラス						
外国為替取引						
先渡	2,418,760,790	0	0	0	2,418,760,790	36,344,488
スワップ	395,764,821	0	0	0	395,764,821	693,763
合計	2,814,525,611	0	0	0	2,814,525,611	37,038,251

上記の金額には、取引日が2013年12月31日以前で、評価日が2013年12月31日以降である店頭デリバティブ・非トレーディング金融商品が含まれる。

30.3. 主要な非トレーディング金融商品に対する信用リスクに関する情報

2014年12月31日現在、当行は以下の、主要な非トレーディング金融商品に対する信用リスクにさらされている。

	2014年 簿価 米ドル	2013年 簿価 米ドル
金融資産		
商品クラス別かつ地域別		
現金、B C L 残高	186,863,448	301,442,312
E U 加盟国	186,863,448	301,442,312
金融機関に対するローンおよび貸付金	2,117,559,309	2,476,331,814
E U 加盟国	173,637,181	343,710,530
北および中央アメリカ	771,353,251	1,171,519,975
アジア	1,168,315,602	955,164,323
ヨーロッパ（非 E U 加盟国）	2,670,673	4,698,921
オーストラリアおよびニュージーランド	1,582,602	1,238,065
顧客に対するローンおよび貸付金	626,640	1,123
E U 加盟国	181,251	0
アジア	0	0
北および中央アメリカ	445,389	1,123
株式およびその他の変動利回り有価証券	15,101	3,416
北および中央アメリカ	12,101	0
E U 加盟国	3,000	3,416
合計	2,305,064,498	2,777,778,665

30.4. デリバティブ・非トレーディング金融商品に関する情報

2014年12月31日現在、当行は以下の、デリバティブ・非トレーディング金融商品に対する信用リスクにさらされている。

	2014年 未払想定元本 米ドル	2014年 リスク相当額 米ドル
金融資産		
商品クラス別かつ地域別		
外国為替取引		
先渡		
E U加盟国	530,258,219	1,647,715
アメリカ	788,394,261	23,077,972
アジア	16,227,232	215,698
スワップ		
E U加盟国	593,221,988	1,689,360
合計	1,928,101,700	26,630,745

2013年12月31日現在、当行は以下の、デリバティブ・非トレーディング金融商品に対する信用リスクにさらされている。

	2013年 未払想定元本 米ドル	2013年 リスク相当額 米ドル
金融資産		
商品クラス別かつ地域別		
外国為替取引		
先渡		
E U加盟国	964,798,775	12,853,476
アメリカ	1,412,947,932	42,417,807
スワップ		
E U加盟国	312,350,103	1,022,356
合計	2,690,096,810	56,293,639

[次へ](#)

MITSUBISHI UFJ GLOBAL CUSTODY S.A.

BALANCE SHEET AND OFF BALANCE SHEET ITEMS

December 31, 2014
(expressed in USD)

MITSUBISHI UFJ GLOBAL CUSTODY S.A.

BALANCE SHEET

December 31, 2014

(in USD)

A S S E T S

	Notes	2014	2013
Cash, balances with central banks and post office banks	30.1., 30.3.	186.863.448	301.442.312
Loans and advances to credit institutions	3, 15., 30.1., 30.3.	2.117.559.309	2.476.331.814
a) repayable on demand		1.203.577.409	1.851.410.714
b) other loans and advances		913.981.900	624.921.100
Loans and advances to customers	30.1., 30.3.	626.640	1.123
Shares and other variable-yield securities	4, 15, 30.1., 30.3.	15.101	3.416
Shares in affiliated undertakings	4, 5, 15	9.174.388	7.691.968
Tangible assets	5	6.710.869	7.726.217
Other assets		181	448
Prepayments and accrued income	6, 15	<u>27.463.192</u>	<u>31.426.246</u>
TOTAL ASSETS	7	<u><u>2.348.413.128</u></u>	<u><u>2.824.623.544</u></u>

The accompanying notes form an integral part of the annual accounts.

MITSUBISHI UFJ GLOBAL CUSTODY S.A.

BALANCE SHEET

December 31, 2014

(in USD)

- continued -

L I A B I L I T I E S

	Notes	2014	2013
Amounts owed to credit institutions	15, 30.1.	1.150.186.003	841.603.737
a) repayable on demand		1.150.186.003	841.603.737
Amounts owed to customers	8, 15, 30.1.	1.044.062.326	1.826.491.962
a) repayable on demand		1.044.062.326	1.826.491.962
Other liabilities	9	1.788.497	1.142.046
Accruals and deferred income	10, 15	8.932.711	7.756.599
Provisions		8.954.470	6.465.624
a) provisions for taxation	11	7.982.242	5.409.139
b) other provisions	12	972.228	1.056.485
Subscribed capital	13	37.117.969	37.117.969
Reserves	14	77.800.912	77.800.912
Result brought forward	14	22.247	41.047
Profit for the financial year		<u>19.547.993</u>	<u>26.203.648</u>
TOTAL LIABILITIES	17	<u><u>2.348.413.128</u></u>	<u><u>2.824.623.544</u></u>

The accompanying notes form an integral part of the annual accounts.

MITSUBISHI UFJ GLOBAL CUSTODY S.A.

OFF BALANCE SHEET ITEMS

December 31, 2014

(in USD)

	Notes	2014	2013
Contingent liabilities	18, 30.1.	597.989	659.342
<u>of which:</u>			
guarantees and assets pledged as collateral security		597.989	659.342
Fiduciary operations	21	62.811.807.217	77.004.151.577

The accompanying notes form an integral part of the annual accounts.

MITSUBISHI UFJ GLOBAL CUSTODY S.A.

PROFIT AND LOSS ACCOUNT

Year ended December 31, 2014
(expressed in USD)

MITSUBISHI UFJ GLOBAL CUSTODY S.A.

PROFIT AND LOSS ACCOUNT

Year ended December 31, 2014

(in USD)

	Notes	2014	2013
Interest receivable and similar income		8.018.852	9.698.265
Interest payable and similar charges		(1.539.763)	(1.538.622)
Income from securities		140	17
Income from shares and other variable yield securities		140	17
Commission receivable		105.997.544	107.246.076
Commission payable		(45.651.511)	(50.107.569)
Net profit on financial operations		3.579.481	3.548.410
Other operating income	22	687.746	143.060
General administrative expenses		(39.883.592)	(32.260.264)
a) staff costs	24, 25	(18.048.722)	(15.812.680)
<u>of which:</u>			
- wages and salaries		(15.018.938)	(12.847.942)
- social security costs		(2.071.294)	(1.791.205)
<u>of which:</u>			
- social security costs relating to pensions		(1.302.395)	(1.149.441)
b) other administrative expenses	16, 26	(21.834.870)	(16.447.584)
Value adjustments in respect of tangible and intangible assets		(1.774.975)	(1.527.631)
Other operating charges	23	(85.251)	(262.074)
Tax on profit on ordinary activities	11, 27.1.	<u>(9.022.279)</u>	<u>(7.125.930)</u>
Profit on ordinary activities after tax		20.326.392	27.813.738
Other taxes not shown under the preceding items	27.2.	<u>(778.399)</u>	<u>(1.610.090)</u>
Profit for the financial year		<u><u>19.547.993</u></u>	<u><u>26.203.648</u></u>

The accompanying notes form an integral part of the annual accounts.

MITSUBISHI UFJ GLOBAL CUSTODY S.A.

NOTES TO THE ACCOUNTS

December 31, 2014

MITSUBISHI UFJ GLOBAL CUSTODY S.A.

NOTES TO THE ACCOUNTS

December 31, 2014

NOTE 1 - GENERAL

1.1. Corporate matters

Mitsubishi UFJ Global Custody S.A. (" the Bank ") was incorporated in Luxembourg on April 11, 1974 as a société anonyme.

On April 1, 1996, the Parent Bank, The Bank of Tokyo, Ltd. , merged with The Mitsubishi Bank, Limited to form The Bank of Tokyo-Mitsubishi Ltd. , and Bank of Tokyo (Luxembourg) S.A. changed its name to Bank of Tokyo-Mitsubishi (Luxembourg) S.A. .

On October 1, 2005, the indirect shareholder, Mitsubishi Tokyo Financial Group, Inc. (MTFG) merged with UFJ Holdings, Inc. (UFJ) and formed a new financial group, Mitsubishi UFJ Financial Group (MUFG).

On January 1, 2006, the Parent Bank, The Bank of Tokyo-Mitsubishi , Ltd. merged with UFJ Bank Limited to form The Bank of Tokyo-Mitsubishi UFJ Ltd. , and Bank of Tokyo-Mitsubishi (Luxembourg) S.A. changed its name to Bank of Tokyo-Mitsubishi UFJ (Luxembourg) S.A. .

On April 2, 2007, the company became a jointly capitalized subsidiary of Mitsubishi UFJ Trust and Banking Corporation by 70% and Bank of Tokyo-Mitsubishi UFJ Ltd. by 30%, which are under the same holding company Mitsubishi UFJ Financial Group (MUFG). Consequently, Bank of Tokyo-Mitsubishi UFJ (Luxembourg) S.A. changed its name to Mitsubishi UFJ Global Custody S.A. (MUGC).

On April 28, 2008, Mitsubishi UFJ Global Custody S.A. , has issued 49,080 new shares and the capital of the company has been increased by USD 1,817,968,52. The total subscribed share capital is currently set at USD 37,117,968,52. The two major shareholders of MUGC hold 92,25% of the capital , Mitsubishi UFJ Trust and Banking Corporation by 63,72% and Bank of Tokyo-Mitsubishi UFJ Ltd. by 28,53%.

On August 7, 2014, Mitsubishi UFJ Global Custody S.A has established an external branch located at Ormonde House, 12-13 Lower Lesson Street, Dublin 2, Ireland. Mitsubishi UFJ Global Custody S.A. , Dublin Branch is registered as credit institution pursuant to UE Regulation, 1993, under the number 907648.

MITSUBISHI UFJ GLOBAL CUSTODY S.A.

NOTES TO THE ACCOUNTS

December 31, 2014

- continued -

The members of the Board of Directors are Senior Executives of Mitsubishi UFJ Trust and Banking Corporation Group and The Bank of Tokyo-Mitsubishi UFJ Ltd. Group. The business policy and valuation principles, unless prescribed by the legal requirements existing in Luxembourg, are determined and monitored by the Board of Directors in accordance with those applied in Mitsubishi UFJ Financial Group.

1.2. Nature of business

The object of the Bank is the undertaking for its own account, as well as for the account of third parties either within or outside the Grand-Duchy of Luxembourg, of any banking or financial operations, as well as all other operations, whether industrial or commercial or in real estate, which directly or indirectly relate to the main object described above.

More specifically, the Bank concentrates its activities on investment management services.

A significant volume of the Bank's transactions is concluded directly or indirectly with companies of The Bank of Tokyo-Mitsubishi UFJ Ltd. Group.

1.3. Annual accounts

The Bank prepares its annual accounts in US Dollars (USD), the currency in which the capital is expressed. The Bank's accounting year coincides with the calendar year.

NOTE 2 - SUMMARY OF SIGNIFICANT ACCOUNTING POLICIES

The Bank prepares its annual accounts under the historical cost principle in accordance with the laws and regulations in force in the Grand-Duchy of Luxembourg and on the basis of accounting principles generally accepted in the banking sector in the Grand-Duchy of Luxembourg.

In observing these, the following significant accounting policies are applied.

MITSUBISHI UFJ GLOBAL CUSTODY S.A.

NOTES TO THE ACCOUNTS

December 31, 2014

- continued -

2.1. The date of recording of transactions in the balance sheet

Assets and liabilities are stated in the balance sheet on the date the amounts concerned become cleared funds, that is, on their date of effective transfer.

2.2. Foreign currencies

The Bank maintains a multi-currency accounting system which records all transactions in the currency or currencies of the transaction, on the day on which the contract is concluded.

Assets and liabilities are converted into USD at the spot exchange rates applicable at the balance sheet date. Both realised and unrealised profits and losses arising on revaluation are accounted for in the profit and loss account for the year, except for those resulting from items specifically covered by a forward foreign exchange contract (swap and hedging forward foreign exchange contract) which are recorded at historical exchange rates.

Revenues and expenses in foreign currencies are translated into USD daily at the prevailing exchange rates.

At the year-end, all unsettled forward transactions are translated into USD at the forward rate prevailing on the Balance Sheet date for the remaining maturities.

Results on unsettled forward transactions linked to spot transactions and on swap transactions are accrued at the balance sheet date. The revaluation of these transactions does not affect the result of the financial year.

2.3. Financial instruments derivatives

The Bank's commitments deriving from the derivatives financial instruments such as interest rate swaps, forward rate agreements, financial futures and options are recorded on the transaction date among the off balance sheet items.

At the year-end, where necessary, a provision is set up in respect of individual unrealised losses resulting from the revaluation of the Bank's commitments at market value.

MITSUBISHI UFJ GLOBAL CUSTODY S.A.

NOTES TO THE ACCOUNTS

December 31, 2014

- continued -

The Bank has not constituted any provision for forward derivatives Loss as of December 31, 2014 (2013: USD 83.244).

No provision is set up in those cases where a financial instrument clearly covers an asset or a liability and economic unity is established or where a financial instrument is hedged by a reverse transaction so that no open position exists.

2.4. Specific value adjustments in respect of doubtful and irrecoverable debts

It is the Bank's policy to establish specific value adjustments in respect of doubtful and irrecoverable debts, as deemed appropriate by the Board of Directors.

Value adjustments, if any, are deducted from the assets to which they relate.

2.5. Value adjustments for possible losses on bills, loans and advances and leasing transactions

The value adjustments for possible losses on loans and advances, if any, are deducted from the assets to which they relate.

2.6. Lump-sum provision for risk exposures

In accordance with the Luxembourg tax legislation, the Bank can establish a lump-sum provision for risk exposures, as defined in the legislation governing prudential supervision of banks. The purpose of the provision is to take account of risks which are likely to crystallise but which have not yet been identified as at the date of preparation of the annual accounts.

Pursuant to the Instructions issued by the Directeur des Contributions on December 16, 1997, this provision should be made before taxation and should not exceed 1,25% of the Bank's risk exposures.

The Bank has not constituted any provision as of December 31, 2014 (2013: USD 0).

MITSUBISHI UFJ GLOBAL CUSTODY S.A.

NOTES TO THE ACCOUNTS

December 31, 2014

- continued -

2.7. Transferable securities

Transferable securities are recorded initially at their purchase price. The average cost method is used for initial recognition. Value adjustments, calculated as described in note 2.5. or arising from a diminution of value, are deducted from the account balance.

2.8. Tangible and intangible assets

Tangible and intangible assets are valued at purchase price. The value of tangible and intangible fixed assets with limited useful economic lives is reduced by value adjustments calculated to write off the value of such assets systematically over their useful economic lives as follows:

Hardware equipment: 4 years;

Software: 4 years and 5 years;

Other intangible assets: 5 years;

Other tangible assets: 10 years.

2.9. Shares in affiliated undertakings

At the Balance Sheet date, shares in affiliated undertakings held as financial fixed assets are stated at the lower of cost or market value.

2.10. Taxes

Taxes are accounted for on an accruals basis in the accounts of the year to which they relate.

MITSUBISHI UFJ GLOBAL CUSTODY S.A.

NOTES TO THE ACCOUNTS

December 31, 2014

- continued -

NOTE 3 - LOANS AND ADVANCES TO CREDIT INSTITUTIONS

Loans and advances to credit institutions other than those repayable on demand may be analysed according to their remaining maturity as follows:

	2014	2013
	USD	USD
Not more than three months	278.000.000	202.921.100
More than three months but less than one year	635.981.900	422.000.000
	<u>913.981.900</u>	<u>624.921.100</u>

NOTE 4 - TRANSFERABLE SECURITIES

Transferable securities shown under the items “Shares in affiliated undertakings” and “Shares and other variable yield securities” consist entirely of unlisted securities for USD 9.174.388 and USD 15.101 (2013: USD 7.691.968 and USD 3.416).

As of December 31, 2014, the share capital of “MUGC LUX MANAGEMENT S.A.” reached an amount of EUR 7.375.041,83 (2013: EUR 5.375.041,83).

On July 2 2014, the Bank has proceeded to an additional investment of EUR 2.000.000 (USD 2.420.100) in order to increase the share capital of “MUGC LUX MANAGEMENT S.A.” (Management Company under Chapter 15 of the law of December 17, 2010 for collective undertaking investment).

MITSUBISHI UFJ GLOBAL CUSTODY S.A.

NOTES TO THE ACCOUNTS

December 31, 2014

- continued -

Summary of shares in affiliated undertakings

At December 31, 2014, the Bank held at least 20 % of the capital of the following companies:

	Cost	Capital held	Capital and reserves at 31/12/2014	Result for the year ended 31/12/2014
	USD	%	USD	USD
MUGC LUX MANAGEMENT S.A.	8.924.169	100 %	10.934.250	675.597
MITSUBISHI UFJ INVESTOR SERVICES Limited *	250.219	100 %	784.137	162.480

*Formerly known as Mitsubishi UFJ Global Custody Japan Limited.

[次へ](#)

MITSUBISHI UFJ GLOBAL CUSTODY S.A.

NOTES TO THE ACCOUNTS

December 31, 2014

- continued -

NOTE 5 - MOVEMENTS IN FIXED ASSETS

The following movements have occurred in the Bank's fixed assets in the course of the financial year:

FIXED ASSETS:

	Gross value at the beginning of the financial year USD	Additions USD	Disposals USD	Exchange difference USD	Gross value at the end of the financial year USD	Cumulative value adjustments USD	Net value at the end of the financial year USD
1. Shares in affiliated undertakings	7.691.968	2.420.100	0	(937.680)	9.174.388	0	9.174.388
2. Tangible assets	17.037.709	1.701.049	(10.733)	(2.076.006)	16.652.019	9.941.150	6.710.869
a) Hardware	1.408.133	106.567	0	(171.578)	1.343.122	931.816	411.306
b) Software	12.931.718	1.487.709	0	(1.575.700)	12.843.727	7.929.898	4.913.829
c) Other fixtures and fittings, flat furniture, equipment and vehicles	2.697.858	106.773	(10.733)	(328.728)	2.465.170	1.079.436	1.385.734
3. Intangible assets	1.945.439	0	0	0	1.945.439	1.945.439	0
Goodwill acquired for valuable Consideration	1.945.439	0	0	0	1.945.439	1.945.439	0

Goodwill acquired for valuable consideration represents the value of the takeover of part of the client base of another institution.

[次へ](#)

MITSUBISHI UFJ GLOBAL CUSTODY S.A.

NOTES TO THE ACCOUNTS

December 31, 2014

- continued -

NOTE 6 - PREPAYMENTS AND ACCRUED INCOME

The Bank's prepayments and accrued income may be analysed as follows:

	2014	2013
	USD	USD
Prepaid income taxes	135.976	154.843
Accrued interest income	1.180.222	1.269.077
Prepaid general expenses	2.019.667	1.122.237
Commission on fiduciary operations	1.809.510	2.261.991
Commission on global custody	10.614.920	10.384.372
Commission on investment funds	4.134.906	5.091.460
Other prepayments (including VAT)	6.806.745	8.778.600
Neutralization of foreign exchange results on position covered by foreign exchange swap	525.623	1.145.447
Commission from Management Companies	71.322	928.832
Other accrued income	164.301	289.387
	<u>27.463.192</u>	<u>31.426.246</u>

NOTE 7 - FOREIGN CURRENCY ASSETS

At December 31, 2014, the aggregate amount of the Bank's assets denominated in foreign currencies, translated into USD, is USD 855.104.291 (2013: USD 921.184.434).

NOTE 8 - AMOUNTS OWED TO CUSTOMERS

As at December 31, 2014, debts other than those repayable on demand amounted to USD 0 (2013: USD 0).

NOTE 9 - OTHER LIABILITIES

The Bank's other liabilities may be analysed as follows:

	2014	2013
	USD	USD
Preferential creditors	927.802	405.116
Sundry creditors	860.695	736.930
	<u>1.788.497</u>	<u>1.142.046</u>

MITSUBISHI UFJ GLOBAL CUSTODY S.A.

NOTES TO THE ACCOUNTS

December 31, 2014

- continued -

NOTE 10 - ACCRUALS AND DEFERRED INCOME

The Bank's accruals and deferred income may be analysed as follows:

	2014	2013
	USD	USD
Accrued interest expenses	146.678	99.254
Accrued general expenses	2.531.401	193.545
Accrued commission	6.241.224	7.453.300
Other accrued expenses	467	2.157
Other suspense receipt	12.941	8.343
	<u>8.932.711</u>	<u>7.756.599</u>

NOTE 11 - TAXATION - EXCHANGE DIFFERENCE: DEFERRED TAXATION

Under Luxembourg fiscal regulations, the Bank's fiscal Balance Sheet and its results of operations are required to be expressed in Euro. The earnings of the Bank as determined for fiscal purposes can differ substantially from earnings reported for accounting purposes as a result of unrealised profits or losses on the translation of the Bank's equity into Euro equivalents for fiscal purposes.

In accordance with the Law of July 16, 1987 (as modified), which allows the fiscal neutralisation of translation gains on exchange on the investment of equity in banks, unrealised gains which may be caused by a rise in the USD against the Euro can, under normal circumstances, be neutralised to the extent of the amount that exceeds the unrealised translation losses previously carried forward.

In accordance with the Law of July 23, 1983, however, which allows the fiscal neutralisation of translation gains on exchange on the investment of equity in banks, future unrealised gains which may be caused by a rise in the US dollar against the Euro can, under normal circumstances, only be neutralised to the extent of the amount that exceeds the unrealised translation losses previously carried forward.

Consequently, unrealised translation losses on equity are considered to result from a timing difference and the Bank has provided for revenue taxes on the accounting income as deferred taxation.

MITSUBISHI UFJ GLOBAL CUSTODY S.A.

NOTES TO THE ACCOUNTS

December 31, 2014

- continued -

At December 31, 2014, due to the depreciation of the Euro against US dollars, the foreign exchange gain on equity has compensated the accumulated negative position. Consequently the deferred tax liability amounting to USD 3.805.528 (EUR 2.761.731) as of December 31 2013 has been reduced to USD 0 as of December 31, 2014.

At December 31, 2014, the Bank has no deferred taxes balances in its books.

NOTE 12 - OTHER PROVISIONS

The Bank's other provisions may be analysed as follows:

	2014	2013
	USD	USD
Provision for remuneration	972.228	973.241
Provision for unrealised losses on forward deals (note 2.3.)	0	83.244
	<u>972.228</u>	<u>1.056.485</u>

NOTE 13 - SUBSCRIBED CAPITAL

The Bank's subscribed and fully paid up capital amounts to USD 37.117.969 for 953.000 shares of Class A and 49.080 shares of Class B.

MITSUBISHI UFJ GLOBAL CUSTODY S.A.

NOTES TO THE ACCOUNTS

December 31, 2014

- continued -

NOTE 14 - MOVEMENTS IN RESERVES AND RESULT BROUGHT FORWARD

	Legal reserve USD	Other reserves USD	Result brought forward USD
Balance at January 1, 2014	3.711.797	74.089.115	41.047
Profit for the year ended December 31, 2013			26.203.648
Appropriation of profit			
- Dividends paid to shareholders			(26.222.448)
- Transfer to reserves for Net Worth Tax		3.101.000	(3.101.000)
- Transfer from Reserve for NWT 2008		(4.081.958)	4.081.958
- Allocation to Free reserve		980.958	(980.958)
Balance at December 31, 2014	<u>3.711.797</u>	<u>74.089.115</u>	<u>22.247</u>

Under Luxembourg law, the Bank must appropriate to a legal reserve an amount equivalent to at least 5% of the annual net profit until such reserve is equal to 10% of the share capital. This appropriation is made in the following year. Distribution of the legal reserve is restricted. This requirement is satisfied as the Bank has reached 10% of the issued subscribed capital.

Based on the Luxembourg tax law, the Bank has elected to get a tax credit for all or part of the net worth tax due for that year. This tax credit is however, limited to the amount of the corporate income tax due for the same year before the imputation of any tax credits. In order to profit from this credit, the Bank must commit itself to post before the end of the subsequent year an amount equal to five times the net worth tax credit to a special reserve, which has to be maintained for a period of five years. The reserve for net worth tax is included in the Bank's other reserve for a total amount of USD 13.008.157 (2013: USD 13.989.115).

MITSUBISHI UFJ GLOBAL CUSTODY S.A.

NOTES TO THE ACCOUNTS

December 31, 2014

- continued -

As resolved in the Annual General Meeting dated March 26, 2014, the Bank has allocated an amount of USD 3.101.000 to Reserve for Net Worth Tax and reversed the available Net worth tax constituted in 2008 which amounted to USD 4.081.958 (EUR 2.900.000). The accumulated balance of special reserve for Net Worth Taxes states as follows as at December 31, 2014.

Years	2014 Reserve for Net Worth Tax	2014 Reserve for Net Worth Tax
	USD	EUR
2009	373.035	260.000
2010	3.130.000	2.333.120
2011	3.100.000	2.388.014
2012	3.304.122	2.506.160
2013	3.101.000	2.250.445
Balance at December 31, 2014	<u>13.008.157</u>	<u>9.737.739</u>

In 2005, the Shareholders approved the creation of a special “On-line costs reserve” for a total amount of USD 60.000.000. In the same year, the Bank used the amount of USD 50.000.000 from this reserve to absorb the losses created by the special “On-line costs”. The remaining balance of USD 10.000.000 is included in the Bank's other reserves as at December 31, 2014.

NOTE 15 - RELATED PARTY BALANCES

As at December 31, 2014 (and December 31, 2013), the following balances with related parties are outstanding:

ASSETS

	2014 USD	2013 USD
Loans and advances to credit institutions	1.777.335.351	2.074.772.175
Shares in affiliated undertakings	9.174.388	7.691.968
Prepayments and accrued income	9.691.913	10.721.742
	<u>1.796.201.652</u>	<u>2.093.185.885</u>

MITSUBISHI UFJ GLOBAL CUSTODY S.A.

NOTES TO THE ACCOUNTS

December 31, 2014

- continued -

LIABILITIES

	2014	2013
	USD	USD
Amounts owed to credit institutions	1.144.030.619	825.519.547
Amounts owed to customers	129.898.267	322.891.006
Accruals and deferred income	2.566.131	1.987.230
	<u>1.276.495.017</u>	<u>1.150.397.783</u>

The Bank has not entered into any significant transactions with related parties as defined in International Accounting Standards 24 “Related Party Disclosures” which were not made on terms equivalent to those that prevail in arm's length transactions as of December 31, 2014 and for the year then ended.

At the request of the Bank, the CSSF has granted a total exemption for the exposures towards the group (Mitsubishi UFJ Financial Group) in the calculation of large exposure limits, in accordance with the Regulation (EU) No 575/2013 of June 26, 2013 (Part IV). As at December 31, 2014, the amount towards the group falling under this exemption amounts to USD 1.793.812.098 and can be analysed as follows:

	2014
	USD
Loans and advances to credit institutions	1.777.275.323
Prepayments and accrued income	1.179.541
Foreign exchange transactions (Market Risk method)	15.357.234
	<u>1.793.812.098</u>

MITSUBISHI UFJ GLOBAL CUSTODY S.A.

NOTES TO THE ACCOUNTS

December 31, 2014

- continued -

NOTE 16 - FEES PAYABLE TO THE AUDIT FIRM

Fees, excluding VAT, charged to the Bank by the audit firm and its respective entire network may be analysed as follows:

	2014	2013
	USD	USD
Consultancy fees related to support in the migration of front office system *	0	616.426
Audit of the Annual Accounts	197.999	221.295
Tax advisory fees	101.975	99.485
Other fees	32.654	31.675
	<u>332.628</u>	<u>968.881</u>

Fees are shown on an accrual basis for the financial year.

*This item is capitalised in “Tangible Assets” and amortised over its useful economic life of the front office system.

NOTE 17 - FOREIGN CURRENCY LIABILITIES

At December 31, 2014, the aggregate amounts of liabilities denominated in foreign currencies translated into USD is USD 860.565.286 (2013: USD 923.568.968).

NOTE 18 - CONTINGENT LIABILITIES

The Bank's contingent liabilities may be analysed as follows:

	2014	2013
	USD	USD
Counter-guarantees issued	<u>597.989</u>	<u>659.342</u>

As at the year-end, there were no related party balances.

MITSUBISHI UFJ GLOBAL CUSTODY S.A.

NOTES TO THE ACCOUNTS

December 31, 2014

- continued -

NOTE 19 - COMMITMENTS

The Bank has entered into certain commitments which are not disclosed neither in the Balance Sheet nor in the Off Balance Sheet Items, but which are significant for the purposes of assessing the financial situation of the Bank. Details of such commitments are as follows:

	2014	2013
	USD	USD
Commitments in respect of fixed rental payments contracted on buildings	1.033.744	2.234.684

As at the year-end, there are no related party balances.

NOTE 20 - OPERATIONS LINKED TO CURRENCY EXCHANGE RATES, INTEREST RATES AND OTHER MARKET RATES

The following types of forward transactions are outstanding as at December 31, 2014 and 2013:

Operations linked to currency exchange rates

- Forward exchange transactions (swaps, outright).

Operations linked to the foreign currency exchange rates are made to a large extent for the purposes of covering the existing positions.

NOTE 21 - INVESTMENT MANAGEMENT SERVICES AND UNDERWRITING FUNCTIONS

Management and agency services provided by the Bank include:

- Custody and administration of transferable securities;
- Fiduciary representations;
- Agency functions;
- Portfolio management and advice.

MITSUBISHI UFJ GLOBAL CUSTODY S.A.

NOTES TO THE ACCOUNTS

December 31, 2014

- continued -

NOTE 22 - OTHER OPERATING INCOME

	2014	2013
	USD	USD
Adjustment of overpayment of VAT related to previous years	222.886	0
Sub-Rental Fee received from the Management Company (Service level agreement)	75.048	0
Income from the adjustment of general expenses regarding previous years	216.776	44.196
Adjustment for interest previous years	109	206
Adjustment for commission previous years	68.759	63.368
Other	104.168	35.290
	<u>687.746</u>	<u>143.060</u>

NOTE 23 - OTHER OPERATING CHARGES

	2014	2013
	USD	USD
Charges from the adjustment of general expenses regarding previous years	79.036	62.292
Commission previous years	2.732	14.367
Others operating losses	3.483	185.415
	<u>85.251</u>	<u>262.074</u>

NOTE 24 - STAFF NUMBERS

The average number of persons employed during the financial year by the Bank is as follows:

	2014	2013
	Number	Number
Senior management	18	13
Middle management	63	46
Employees	66	70
	<u>147</u>	<u>129</u>

MITSUBISHI UFJ GLOBAL CUSTODY S.A.

NOTES TO THE ACCOUNTS

December 31, 2014

- continued -

NOTE 25 - MANAGEMENT REMUNERATION

The Bank has granted emoluments in respect of the financial year to the members of the managerial body of the Bank by reason of their responsibilities as follows:

	2014	2013
	USD	USD
Senior management	<u>3.957.339</u>	<u>3.497.500</u>

During the financial year, no pension commitments to the members of the Board of Directors and General Management were made.

As at December 31, 2014 and 2013, the Bank did not grant any advances and credits to the members of the Board of Directors and General Management.

NOTE 26 - OTHER ADMINISTRATIVE EXPENSES

	2014	2013
	USD	USD
Rent and related expenses	1.088.220	993.513
Telecommunication expenses	338.691	358.762
Professional fees	1.028.640	688.726
Data charges	1.364.404	1.150.094
Maintenance	951.111	951.587
Travelling, moving, business trips	219.810	238.482
Service fee	3.615.825	3.473.334
System cost	8.360.247	4.509.983
Service contracts	3.800.346	3.199.045
Other expenses	<u>1.067.576</u>	<u>884.058</u>
	<u>21.834.870</u>	<u>16.447.584</u>

MITSUBISHI UFJ GLOBAL CUSTODY S.A.

NOTES TO THE ACCOUNTS

December 31, 2014

- continued -

NOTE 27 - TAX

27.1. Tax on profit on ordinary activities

	2014	2013
	USD	USD
Corporate Income Tax	6.931.276	4.382.732
Deferred Corporate Income Tax (note 11)	0	1.100.619
Municipal Business Tax	2.091.003	1.311.952
Deferred Municipal Business Tax (note 11)	0	330.627
	<u>9.022.279</u>	<u>7.125.930</u>

27.2. Other taxes not shown under the preceding items

	2014	2013
	USD	USD
Net worth tax*	25.895	29.488
VAT	714.359	1.539.239
Other taxes	38.145	41.363
	<u>778.399</u>	<u>1.610.090</u>

*This represents minimum net worth tax due of EUR 21.400 (USD 25.895).

NOTE 28 - PARENT UNDERTAKING

As of December 31, 2014, the Bank is a jointly capitalized subsidiary of Mitsubishi UFJ Trust and Banking Corporation by 63,72% and Bank of Tokyo-Mitsubishi UFJ Ltd. by 28,53%, which are under the same holding company Mitsubishi UFJ Financial Group (MUFG), which is incorporated under the laws of Japan and whose registered office is in Tokyo.

The consolidated accounts of the holding company Mitsubishi UFJ Financial Group (MUFG) may be obtained from the head office at 7-1, Marunouchi 2-Chome, Chiyoda-Ku, Tokyo 100, Japan.

MITSUBISHI UFJ GLOBAL CUSTODY S.A.

NOTES TO THE ACCOUNTS

December 31, 2014

- continued -

NOTE 29 - DEPOSIT GUARANTEE SCHEME

On September 25, 1989, all credit institutions in the Luxembourg banking sector became members of the non-profit making association “Association pour la Garantie des Dépôts, Luxembourg” (“AGDL ”).

In accordance with the Law of April 5, 1993, as amended by the Law of June 11, 1997 and the Law of February 18, 2009, the sole object of AGDL is the establishment of a mutual guarantee scheme covering deposits made by customers of member credit institutions (“ the Guarantee ”). The customers covered by the Guarantee include all depositors who are physical persons, whatever their nationality or country of residence. Also covered by the Guarantee are small companies constituted under the law of a Member State of the European Union, whose size is such that they would be permitted to draw up abbreviated accounts pursuant to Article 35 of the Law of December 19, 2002 on commercial companies, as amended.

In the event of insolvency of a member establishment, the AGDL protects all cash depositors by guaranteeing the reimbursement of their deposits up to the amount of EUR 100.000 or its foreign currency equivalent. All currencies are protected without distinction. No depositor can receive more than this sum, regardless of the number of accounts or deposits held in the sole or joint name of the depositor with the same credit institution.

The Law of July 27, 2000 stipulates that banks must also belong to an investment Guarantee scheme. This additional Guarantee covers the reimbursement of claims resulting from investment transactions up to the amount of EUR 20.000.

The total amount of the Guarantee will in no case exceed EUR 120.000 per customer (EUR 100.000 deposit guarantee and EUR 20.000 investor compensation) represents an absolute figure and cannot be increased by any interest, or any other amount.

As at December 31, 2014 (and December 31, 2013), the Bank had not accepted any deposits from physical persons and had not to set up any provision in recognition of any potential liabilities under the Guarantee.

[次へ](#)

MITSUBISHI UFJ GLOBAL CUSTODY S.A.

NOTES TO THE ACCOUNTS

December 31, 2014

- continued -

NOTE 30 - FINANCIAL INSTRUMENT DISCLOSURES

30.1. Primary non-trading financial instruments

As at December 31, 2014, the analysis of primary non-trading financial instruments (the Bank has no trading portfolio) by class and residual maturity is the following:

	²² _{6.4} 3 months	²² _{6.4} > 3 months 1 year	²² _{6.4} > 1 year 5 years	> 5 years	Total
At carrying amount in USD	USD	USD	USD	USD	USD
FINANCIAL ASSETS					
Instrument class					
Cash on hand	537	0	0	0	537
Balances with the BCL	186.862.911	0	0	0	186.862.911
Loans and advances to credit institutions	1.481.577.409	635.981.900	0	0	2.117.559.309
Loans and advances to customers	626.640	0	0	0	626.640
Shares and other variable yield securities	0	0	0	15.101	15.101
Total	<u>1.669.067.497</u>	<u>635.981.900</u>	<u>0</u>	<u>15.101</u>	<u>2.305.064.498</u>
FINANCIAL LIABILITIES					
Instrument class					
Amounts owed to credit institutions	1.150.186.003	0	0	0	1.150.186.003
Amounts owed to customers	1.044.062.326	0	0	0	1.044.062.326
Off-balance sheet items disclosed as contingencies					
Guarantees and assets pledged as collateral security	597.989	0	0	0	597.989
Total	<u>2.194.846.318</u>	<u>0</u>	<u>0</u>	<u>0</u>	<u>2.194.846.318</u>

MITSUBISHI UFJ GLOBAL CUSTODY S.A.

NOTES TO THE ACCOUNTS

December 31, 2014

- continued -

As at December 31, 2013, the analysis of primary non-trading financial instruments (the Bank has no trading portfolio) by class and residual maturity is the following:

	²² ₆₄ 3 months	²² ₆₄ > 3 months ²² ₆₄ 1 year	²² ₆₄ > 1 year ²² ₆₄ 5 years	> 5 years	Total
At carrying amount in USD	USD	USD	USD	USD	USD
FINANCIAL ASSETS					
Instrument class					
Cash on hand	564	0	0	0	564
Balances with the BCL	301.441.748	0	0	0	301.441.748
Loans and advances to credit institutions	2.054.331.814	422.000.000	0	0	2.476.331.814
Loans and advances to customers	1.123	0	0	0	1.123
Shares and other variable yield securities	0	0	0	3.416	3.416
Total	<u>2.355.775.249</u>	<u>422.000.000</u>	<u>0</u>	<u>3.416</u>	<u>2.777.778.665</u>
FINANCIAL LIABILITIES					
Instrument class					
Amounts owed to credit institutions	841.603.737	0	0	0	841.603.737
Amounts owed to customers	1.826.491.962	0	0	0	1.826.491.962
Off-balance sheet items disclosed as contingencies					
Guarantees and assets pledged as collateral security	659.342	0	0	0	659.342
Total	<u>2.668.755.041</u>	<u>0</u>	<u>0</u>	<u>0</u>	<u>2.668.755.041</u>

MITSUBISHI UFJ GLOBAL CUSTODY S.A.

NOTES TO THE ACCOUNTS

December 31, 2014

- continued -

30.2. Derivative non-trading financial instruments

As at December 31, 2014, the analysis of OTC derivative non-trading financial instruments (the Bank has no trading portfolio) by class and residual maturity is the following:

	²² _{6.4} 3 months	²² _{6.4} > 3 months 1 year	²² _{6.4} > 1 year 5 years	> 5 years	Total	Fair value
At notional payable amount in USD	USD	USD	USD	USD	USD	USD
FINANCIAL ASSETS						
Instrument class						
Foreign exchange transactions						
Forwards	1.315.371.712	19.508.000	0	0	1.334.879.712	17.385.860
Swaps	584.751.638	8.470.350	0	0	593.221.988	2.219.840
Total	<u>1.900.123.350</u>	<u>27.978.350</u>	<u>0</u>	<u>0</u>	<u>1.928.101.700</u>	<u>19.605.700</u>
FINANCIAL LIABILITIES						
Instrument class						
Foreign exchange transactions						
Forwards	1.477.239.921	19.649.249	0	0	1.496.889.170	17.027.937
Swaps	278.714.687	0	0	0	278.714.687	1.929.860
Total	<u>1.755.954.608</u>	<u>19.649.249</u>	<u>0</u>	<u>0</u>	<u>1.775.603.857</u>	<u>18.957.797</u>

These amounts include OTC derivative non-trading financial instruments with a trade date before December 31, 2014 and a value date after December 31, 2014.

MITSUBISHI UFJ GLOBAL CUSTODY S.A.

NOTES TO THE ACCOUNTS

December 31, 2014

- continued -

As at December 31, 2013, the analysis of OTC derivative non-trading financial instruments (the Bank has no trading portfolio) by class and residual maturity is the following:

	²² ₆₄ 3 months	²² ₆₄ > 3 months 1 year	²² ₆₄ > 1 year 5 years	> 5 years	Total	Fair value
At notional payable amount in USD	USD	USD	USD	USD	USD	USD
FINANCIAL ASSETS						
Instrument class						
Foreign exchange transactions						
Forwards	2.377.746.707	0	0	0	2.377.746.707	36.206.106
Swaps	<u>305.460.353</u>	<u>6.889.750</u>	<u>0</u>	<u>0</u>	<u>312.350.103</u>	<u>1.988.280</u>
Total	<u>2.683.207.060</u>	<u>6.889.750</u>	<u>0</u>	<u>0</u>	<u>2.690.096.810</u>	<u>38.194.386</u>
FINANCIAL LIABILITIES						
Instrument class						
Foreign exchange transactions						
Forwards	2.418.760.790	0	0	0	2.418.760.790	36.344.488
Swaps	<u>395.764.821</u>	<u>0</u>	<u>0</u>	<u>0</u>	<u>395.764.821</u>	<u>693.763</u>
Total	<u>2.814.525.611</u>	<u>0</u>	<u>0</u>	<u>0</u>	<u>2.814.525.611</u>	<u>37.038.251</u>

These amounts include OTC derivative non-trading financial instruments with a trade date before December 31, 2013 and a value date after December 31, 2013.

[次へ](#)

MITSUBISHI UFJ GLOBAL CUSTODY S.A.

NOTES TO THE ACCOUNTS

December 31, 2014

- continued -

30.3. Information on credit risk on primary non-trading financial instruments

As at December 31, 2014, the Bank is exposed to the following credit risk on primary non-trading financial instruments:

	2014 Carrying amount in USD	2013 Carrying amount in USD
FINANCIAL ASSETS		
By instrument class and geographic location		
Cash, balances with the BCL	186.863.448	301.442.312
EU member countries	186.863.448	301.442.312
Loans and advances to credit institutions	2.117.559.309	2.476.331.814
EU member countries	173.637.181	343.710.530
North & Central America	771.353.251	1.171.519.975
Asia	1.168.315.602	955.164.323
Europe, non-EU member countries	2.670.673	4.698.921
Australia and New Zealand	1.582.602	1.238.065
Loans and advances to customers	626.640	1.123
EU member countries	181.251	0
Asia	0	0
North & Central America	445.389	1.123
Shares and other variable yield securities	15.101	3.416
North & Central America	12.101	0
EU member countries	3.000	3.416
Total	<u>2.305.064.498</u>	<u>2.777.778.665</u>

MITSUBISHI UFJ GLOBAL CUSTODY S.A.

NOTES TO THE ACCOUNTS

December 31, 2014

- continued -

30.4. Information on derivative non-trading financial instruments

As at December 31, 2014, the Bank is exposed to the following credit risk on derivatives non-trading financial instruments:

	2014 Notional/ payable amount in USD	2014 Risk equivalent amount in USD
FINANCIAL ASSETS		
By instrument class and geographic location		
Foreign exchange transactions		
Forwards		
EU member countries	530.258.219	1.647.715
America	788.394.261	23.077.972
Asia	16.227.232	215.698
Swaps		
EU member countries	593.221.988	1.689.360
Total	<u>1.928.101.700</u>	<u>26.630.745</u>

MITSUBISHI UFJ GLOBAL CUSTODY S.A.

NOTES TO THE ACCOUNTS

December 31, 2014

- continued -

As at December 31, 2013, the Bank is exposed to the following credit risk on derivatives non-trading financial instruments:

	2013 Notional/ payable amount in USD	2013 Risk equivalent amount in USD
FINANCIAL ASSETS		
By instrument class and geographic location		
Foreign exchange transactions		
Forwards		
EU member countries	964.798.775	12.853.476
America	1.412.947.932	42.417.807
Swaps		
EU member countries	312.350.103	1.022.356
Total	<u>2.690.096.810</u>	<u>56.293.639</u>

[次へ](#)

中間財務書類

- a．管理会社の日本文の中間財務書類は、管理会社が作成した原文の中間財務書類を翻訳したものである。これは「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」第76条第4項ただし書の規定の適用によるものである。
- b．管理会社の中間財務書類は、外国監査法人等（公認会計士法（昭和23年法律第103号）第1条の3第7項に規定する外国監査法人等をいう。）の監査を受けていない。
- c．管理会社の原文の中間財務書類は米ドルで表示されている。日本文の財務書類には、主要な金額について円貨換算が併記されている。日本円による金額は、平成28年1月29日現在における株式会社三菱東京ＵＦＪ銀行の対顧客電信売買相場の仲値（1米ドル＝120.87円）で換算されている。なお、千円未満の金額は四捨五入されている。

(1) 資産及び負債の状況

ミツビシＵＦＪグローバルカストディ・エス・エイ

貸借対照表

2015年6月30日現在

(単位：米ドル)

資産

米ドル

千円

		米ドル	千円
1.1	現金および中央銀行における現金残高	519,439,178.00	62,784,613
1.2	売買目的で保有される金融資産	34,858,941.00	4,213,400
1.2.1	売買目的で保有されるデリバティブ	34,858,941.00	4,213,400
1.2.2	持分証券		
1.2.3	債務証券		
1.2.4	ローンおよび貸付金		
1.3	損益計算書を通じて公正価値で測定される金融資産	0.00	0
1.3.1	持分証券		
1.3.2	債務証券		
1.3.3	ローンおよび貸付金		
1.4	売却可能金融資産	11,186,554.00	1,352,119
1.4.1	持分証券	11,186,554.00	1,352,119
1.4.2	債務証券		
1.4.3	ローンおよび貸付金		
1.5	ローンおよび未収金（ファイナンス・リースを含む）	2,906,711,056.00	351,334,165
1.5.1	債務証券		
1.5.2	ローンおよび貸付金	2,906,711,056.00	351,334,165
1.6	満期保有目的投資有価証券	0.00	0
1.6.1	債務証券		
1.6.2	ローンおよび貸付金		
1.7	デリバティブ・ヘッジ会計	0.00	0
1.7.1	公正価値ヘッジ		
1.7.2	キャッシュ・フロー・ヘッジ		
1.7.3	外国事業純投資のヘッジ		
1.7.4	金利リスクの公正価値ヘッジ		
1.7.5	金利リスク・キャッシュ・フロー・ヘッジ		
1.8	金利リスクのポートフォリオ・ヘッジにおけるヘッジ項目の公正価値変動		
1.9	有形資産	1,535,715.00	185,622
1.9.1	有形固定資産	1,535,715.00	185,622
1.9.2	投資不動産		
1.10	無形資産	4,450,467.00	537,928
1.10.1	営業権		
1.10.99	その他の無形資産	4,450,467.00	537,928
1.12	税金資産	125,205.00	15,134
1.12.1	現行税金資産	125,205.00	15,134
1.12.2	繰延税金資産	0.00	0
1.13	その他の資産	26,301,732.00	3,179,090
1.14	売却目的保有に分類される非流動資産および売却グループ		
1.15	資産合計	3,504,608,848.00	423,602,071

ミツビシＵＦＪグローバルカストディ・エス・エイ

貸借対照表

2015年 6 月30日現在

（単位：米ドル）

負債

米ドル

千円

		米ドル	千円
2.1	中央銀行預金		
2.2	売買目的で保有される金融負債	33,793,836.00	4,084,661
2.2.1	売買目的で保有されるデリバティブ	33,793,836.00	4,084,661
2.2.2	ショート・ポジション		
2.2.3	金融機関からの預金		
2.2.4	金融機関以外からの預金		
2.2.5	債務証書（短期間で買戻す予定の債券を含む）		
2.2.99	その他の金融負債		
2.3	損益計算書を通じて公正価値で測定される金融負債	0.00	0
2.3.1	金融機関からの預金		
2.3.2	金融機関以外からの預金		
2.3.3	債務証書（債券を含む）		
2.3.4	劣後債務		
2.3.99	その他の金融負債		
2.4	償却後原価で測定される金融負債	3,302,165,834.00	399,132,784
2.4.1	金融機関からの預金	1,529,647,118.00	184,888,447
2.4.2	金融機関以外からの預金	1,772,518,716.00	214,244,337
2.4.3	債務証書（債券を含む）		
2.4.4	劣後債務		
2.4.99	その他の金融負債		
2.5	譲渡された金融資産に関連する金融負債		
2.6	デリバティブ・ヘッジ会計	0.00	0
2.6.1	公正価値ヘッジ		
2.6.2	キャッシュ・フロー・ヘッジ		
2.6.3	外国事業純投資のヘッジ		
2.6.4	金利リスクの公正価値ヘッジ		
2.6.5	金利リスク・キャッシュ・フロー・ヘッジ		
2.7	金利リスクのポートフォリオ・ヘッジにおけるヘッジ項目の公正価値変動		
2.8	引当金	2,512,372.00	303,670
2.8.1	再編		
2.8.2	係属中の法的問題および租税訟務	2,512,372.00	303,670
2.8.3	年金およびその他の退職後給付金債務		
2.8.4	ローン契約および保証		
2.8.5	有償契約		
2.8.99	その他の引当金		
2.9	税金負債	8,791,098.00	1,062,580
2.9.1	現行税金負債	8,791,098.00	1,062,580
2.9.2	繰延税金負債	0.00	0
2.10	その他の負債	13,032,619.00	1,575,253
2.11	要求払株式資本（例えば、共同株式）		
2.12	売却目的保有に分類される売却グループに含まれる負債		
2.13	負債合計	3,360,295,759.00	406,158,948

ミツビシＵＦＪグローバルカストディ・エス・エイ

貸借対照表

2015年 6 月30日現在

（単位：米ドル）

資本

		米ドル	千円
3.1	発行済み資本	37,117,969.00	4,486,449
3.1.1	払込資本	37,117,969.00	4,486,449
3.1.2	未払込請求資本		
3.2	株式発行差金		
3.3	その他のエクイティ	0.00	0
3.3.1	複合金融商品のエクイティ部分		
3.3.99	その他のエクイティ商品		
3.4	再評価準備金およびその他の評価差額：	2,710,210.00	327,583
3.4.1	有形資産		
3.4.2	無形資産		
3.4.3	外国事業純投資のヘッジ（有効部分）		
3.4.4	外貨換算		
3.4.5	キャッシュ・フロー・ヘッジ（有効部分）		
3.4.6	売却可能金融資産	2,710,210.00	327,583
3.4.7	売却目的で保有される非流動資産および売却グループ	0.00	0
3.4.99	その他の項目		
3.5	準備金（利益剰余金を含む）	97,351,501.00	11,766,876
3.6	<自己株式>		
3.7	当期利益	7,133,409.00	862,215
3.8	<中間配当>		
3.10	資本合計	144,313,089.00	17,443,123
3.11	負債および資本合計	3,504,608,848.00	423,602,071

(2) 損益の状況

ミツビシＵＦＪグローバルカストディ・エス・エイ

損益計算書

2015年6月30日に終了した期間

(単位：米ドル)

		米ドル	千円
5.1	金融および運用収益および費用（＋／－）	34,029,531.00	4,113,149
5.2	利息収益	4,552,560.00	550,268
5.2.1	現金および中央銀行における現金残高	5,689.00	688
5.2.2	売買目的で保有される金融資産（区別して計上される場合）	1,872,091.00	226,280
5.2.3	損益計算書を通じて公正価値で測定される金融資産		
5.2.4	売却可能金融資産		
5.2.5	ローンおよび未収金（ファイナンス・リースを含む。）	2,674,780.00	323,301
5.2.6	満期保有目的投資有価証券		
5.2.7	デリバティブ・ヘッジ会計、金利リスク		
5.2.99	その他の資産		
5.3	（支払利息）（－）	1,039,554.00	125,651
5.3.1	中央銀行からの預金	124,672.00	15,069
5.3.2	売買目的で保有される金融負債（区別して計上される場合）	5,262.00	636
5.3.3	損益計算書を通じて公正価値で測定される金融負債		
5.3.4	償却後原価で測定される金融負債	909,620.00	109,946
5.3.5	デリバティブ・ヘッジ会計、金利リスク		
5.3.99	その他の負債		
5.4	要求払株式資本に係る費用（－）		
5.5	受取配当（＋）	433,483.00	52,395
5.5.1	売買目的で保有される金融資産（区別して計上される場合）		
5.5.2	損益計算書を通じて公正価値で測定される金融資産		
5.5.3	売却可能金融資産	433,483.00	52,395
5.6	受取手数料（＋）	50,295,855.00	6,079,260
5.7	（支払手数料）（－）	22,178,453.00	2,680,710
5.8	損益計算書を通じて公正価値で測定されない金融資産および負債に係る実現利益（損失）、純額（＋／－）	0.00	0
5.8.1	売却可能金融資産	0.00	0
5.8.2	ローンおよび未収金（ファイナンス・リースを含む。）		
5.8.3	満期保有目的投資有価証券		
5.8.4	償却後原価で測定される金融負債		
5.8.99	その他		
5.9	売買目的で保有される金融資産および負債に係る利益（損失）、純額（＋／－）	2,156,603.00	260,669
5.9.1	デリバティブに関するエクイティ商品		
5.9.2	金利商品およびデリバティブ関連		
5.9.3	為替取引	2,156,603.00	260,669
5.9.4	信用リスク商品およびデリバティブ関連		
5.9.5	商品およびデリバティブ関連		
5.9.99	その他（ハイブリッド・デリバティブを含む。）		
5.10	損益計算書を通じて公正価値で測定される金融資産および負債に係る利益（損失）、純額（＋／－）		
5.11	ヘッジ会計からの利益（損失）、純額（＋／－）		
5.12	為替差額、純額（＋／－）		
5.13	売却目的以外で保有される資産の認識除外に係る利益（損失）、純額（＋／－）		
5.14	その他の事業収益（＋）	209,735.00	25,351

米ドル

千円

5.15	その他の事業費用（－）	400,698.00	48,432
5.16	一般管理費（－）	19,470,102.00	2,353,351
5.16.1	従業員費用（－）	8,271,884.00	999,823
5.16.2	一般管理費用（－）	11,198,218.00	1,353,529
5.17	減価償却（＋／－）	990,405.00	119,710
5.17.1	有形固定資産	180,115.00	21,771
5.17.2	投資不動産		
5.17.3	無形資産（営業権を除く）	810,290.00	97,940
5.18	引当金（＋／－）	2,512,372.00	303,670
5.19	減損（＋／－）	0.00	0
5.19.1	損益計算書を通じて公正価値で測定されない金融資産に係る減損（＋／－）	0.00	0
5.19.1.1	取得原価で測定される金融資産（値付けされていないエクイティ）		
5.19.1.2	売却可能金融資産		
5.19.1.3	償却後原価で測定されるローンおよび未収金（ファイナンス・リースを含む）		
5.19.1.4	償却後原価で測定される満期保有目的投資証券		
5.19.2	非金融資産に係る減損、純額（＋／－）	0.00	0
5.19.2.1	有形固定資産		
5.19.2.2	投資不動産		
5.19.2.3	営業権		
5.19.2.4	その他の無形資産		
5.19.2.99	その他		
5.20	直ちに損益認識されるマイナスの営業権（＋）		
5.22	非流動資産および非継続事業の条件を満たさない売却目的保有に分類される除却グループからの損益（＋／－）	0.00	0
5.23	継続事業からの税引前損益合計（＋／－）	11,056,652.00	1,336,418
5.24	継続事業からの損益に関する税金費用（収入）（－／＋）	3,923,243.00	474,202
5.25	継続事業からの税引後損益合計（＋／－）	7,133,409.00	862,215
5.26	非継続事業からの税引後損益（＋／－）		
5.27	当期利益または損失（＋／－）	7,133,409.00	862,215

4【利害関係人との取引制限】

「第二部 ファンド情報 第1 ファンドの状況 3 投資リスク (1) リスク要因 潜在的利益相反」を参照。

5【その他】

(1) 定款の変更等

管理会社の定款の変更または管理会社の自発的解散もしくは清算に関しては、株主総会の決議が必要である。

(2) 事業譲渡または事業譲受

ルクセンブルク監督当局の事前承認を条件として、管理会社は、ルクセンブルクの一般原則に基づき、契約型投資信託を管理運用する権限を授与されている他のルクセンブルクの会社にその業務を譲渡することができる。かかる場合、事業を譲渡した会社は、なお、法人として存続する。管理会社が6か月以上業務を停止した場合、C S S F（ルクセンブルク金融監督委員会）は、ルクセンブルクの投資信託に関する2010年12月17日法に基づき管理会社に対して付与した承認を撤回することができる。

(3) 出資の状況

該当事項はない。

(4) 訴訟事件その他の重要事項

管理会社に重要な影響を与えた事実、または与えると予想される事実はない。

管理会社の会計年度は12月31日に終了する1年である。

管理会社の存続期間は無期限である。ただし、株主総会の決議によっていつでも解散することができる。

第２【その他の関係法人の概況】

１【名称、資本金の額及び事業の内容】

(１) ブラウン・ブラザーズ・ハリマン・トラスト・カンパニー（ケイマン）リミテッド（Brown Brothers Harriman Trust Company (Cayman) Limited）（「受託会社」）

(イ) 資本金の額

平成27年12月末日現在、125万米ドル（約１億5,109万円）

(ロ) 事業の内容

ブラウン・ブラザーズ・ハリマン・トラスト・カンパニー（ケイマン）リミテッドは、ケイマン諸島法に基づき1985年に設立され、トラストの受託者（「受託会社」）として活動する。受託会社は、ケイマン諸島の銀行および信託会社法（2013年改正済）に基づいて信託会社として、およびバーミューダにおいて中央銀行の認可により、業務を行う免許を受けている。受託会社は、世界中の個人および法人に対して信託事務サービスを提供する。

(２) エムユージーシー・ルクス・マネジメント・エス・エイ（MUGC Lux Management S.A.）（「副管理会社」）

(イ) 資本金の額

平成28年１月末日現在、7,375,000ユーロ（約９億7,475万円）

(ロ) 事業の内容

管理会社は、投資運用およびリスク・マネジメント委託契約に基づき、エムユージーシー・ルクス・マネジメント・エス・エイをサブ・ファンドに投資運用業務およびリスク・マネジメント業務を提供する副管理会社として任命した。副管理会社は、投資運用機能を投資顧問会社に外部委託するが、リスク・マネジメント機能は常に自らが保持する。副管理会社は、C S S Fからオルタナティブ投資ファンド運用会社（以下「A I F M」という。）としての許可を得て、A I F Mに関する2011年６月８日付欧州議会および欧州理事会通達2011/61/EUに基づくA I F Mとしての業務を提供している。副管理会社は、投資ファンドの管理を目的とする会社である。

(３) ブラウン・ブラザーズ・ハリマン・アンド・カンパニー（Brown Brothers Harriman & Co.）（「保管会社」、「管理事務代行会社」兼「名義書換事務代行会社」）

(イ) 資本金の額

平成27年12月末日現在、８億5,000万米ドル（約1,027億3,950万円）

(ロ) 事業の内容

ブラウン・ブラザーズ・ハリマン・アンド・カンパニーは、アメリカ合衆国、ヨーロッパおよび環太平洋地域の資金センターを含む世界中の金融資産の保管、多通貨会計および資金管理業務等の多様な業務を提供するフルサービス金融機関である。

(４) ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント・インターナショナル（Goldman Sachs Asset Management International）（「投資顧問会社」）

(イ) 資本金の額

平成26年12月末日現在、175万6,000米ドル（約２億1,225万円）

(ロ) 事業の内容

投資顧問会社は、英国EC4A 2BBロンドン市フリート・ストリート 133、ピーターボロー・コートに所在するゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント・インターナショナルである。投資顧問会社は、ゴールドマン・サックス・アンド・カンパニーおよびゴールドマン・サックス・グループ・インクの関連企業である。投資顧問会社およびその関連会社は現在、投資信託、公的年金・企業年金、各種公益基金、銀行、保険会社、事業法人、個人投資家および家族グループを含む

広範囲の顧客にサービスを提供している。ゴールドマン・サックス・グループは、1869年（明治2年）に創立された世界の主要な投資銀行の一つである。

ゴールドマン・サックスの資産運用グループは、ゴールドマン・サックス・グループの投資運用部門に属し、1988年（昭和63年）の設立以来、世界各国の投資者に資産運用サービスを提供している。

2015年12月末日現在、投資顧問会社およびその関連企業は約1兆827億米ドルを超える資金の投資顧問、管理者または販売会社として事業を行っている。

(5) ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント・エル・ピー（Goldman Sachs Asset Management L.P.）（「副投資顧問会社（G S A Mニューヨーク）」）

(イ) 資本金の額

平成27年12月末日現在、8百万米ドル（約9億6,696万円）

(ロ) 事業の内容

副投資顧問会社（G S A Mニューヨーク）は、1940年米国投資顧問会社法に基づき、投資顧問会社として登録された。主な営業上の住所はアメリカ合衆国ニューヨーク州10282 - 2198、ニューヨーク市、ウエスト・ストリート200である。

(6) ゴールドマン・サックス（シンガポール）ピーティーイー（Goldman Sachs (Singapore) Pte.）（「副投資顧問会社（G S A Mシンガポール）」）

(イ) 資本金の額

平成26年12月末日現在、8,742万米ドル（約105億6,646万円）

(ロ) 事業の内容

ゴールドマン・サックス・アンド・カンパニーの子会社であるG S シンガポールは、シンガポールにおいて、投資銀行業務、トレーディングおよび自己勘定投資ならびに証券関連サービスを営んでおり、その資産運用部門は内外の有価証券等に係る投資顧問業務、その他付帯関連する一切の業務を営んでいる。

(7) ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント株式会社（Goldman Sachs Asset Management Co., Ltd.）（「代行協会員」）

(イ) 資本金の額

平成27年12月末日現在、4億9,000万円

(ロ) 事業の内容

代行協会員は、1996年（平成8年）2月6日に日本法上の株式会社として設立され、同年2月23日に証券投資信託法上の委託会社としての免許を取得している。また、2002年（平成14年）1月18日に投資顧問会社として財務省関東財務局に登録され、同年3月29日に投資一任業務の認可を受けている。2007年（平成19年）9月30日に証券取引法の改正に伴う金融商品取引法上の第二種金融商品取引業、投資運用業、投資助言・代理業のみなし登録を行い、2008年（平成20年）1月28日には金融商品取引法上の第一種金融商品取引業者として登録された。

(8) ゴールドマン・サックス・インターナショナル（Goldman Sachs International）（「総販売会社」）

(イ) 資本金の額

平成26年12月末日現在、授權資本金は約9億7,000万米ドル（約1,172億4,390万円）

(ロ) 事業の内容

ゴールドマン・サックス・インターナショナル（「G S I」）は、英国法に基づき設立された会社で、国際的に有力な投資銀行である。

G S I は、1999年（平成11年）に設立されたデラウェア州の法人であるザ・ゴールドマン・サックス・グループ・インクの間接子会社である。

(9) 三菱ＵＦＪモルガン・スタンレーＰＢ証券株式会社（「日本における販売会社」）

(イ) 資本金の額

平成27年12月末日現在、80億円

(ロ) 事業の内容

金融商品取引法に基づき登録を行った第一種金融商品取引業者であり、有価証券の募集、引受、売買、媒介およびその他金融商品取引業に関連する業務を行っている。

2【関係業務の概要】

(1) ブラウン・ブラザーズ・ハリマン・トラスト・カンパニー（ケイマン）リミテッド（「受託会社」）

信託証書に基づき、受託会社は、サブ・ファンドの受託業務および保管業務を行う。

(2) エムユージーシー・ルックス・マネジメント・エス・エイ（「副管理会社」）

投資運用およびリスク・マネジメント委託契約に基づき、サブ・ファンドのリスク・マネジメントに関する業務を行う。

(3) ブラウン・ブラザーズ・ハリマン・アンド・カンパニー（「保管会社」、「管理事務代行会社」兼「名義書換事務代行会社」）

保管・管理事務代行契約に基づき、サブ・ファンドの資産の保管、管理事務代行業務および名義書換事務代行業務を行う。

(4) ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント・インターナショナル（「投資顧問会社」）
一任投資顧問契約に基づきサブ・ファンドの資産の運用に関する業務を行う。

(5) ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント・エル・ピー（「副投資顧問会社（G S A M ニューヨーク）」）

副投資顧問契約（G S A M ニューヨーク）に基づきサブ・ファンドの資産の運用に関する業務を行う。

(6) ゴールドマン・サックス（シンガポール）ピーティーイー（「副投資顧問会社（G S A M シンガポール）」）

副投資顧問契約（G S A M シンガポール）に基づきサブ・ファンドの資産の運用に関する業務を行う。

(7) ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント株式会社（「代行協会員」）

サブ・ファンドの代行協会員としての業務を行う。

(8) ゴールドマン・サックス・インターナショナル（「総販売会社」）

ファンド証券の総販売会社として販売および買戻しの取扱いを行う。

(9) 三菱ＵＦＪモルガン・スタンレーＰＢ証券株式会社（「日本における販売会社」）

ファンド証券の日本における販売および買戻しの取扱いを行う。

3【資本関係】

エムユージーシー・ルックス・マネジメント・エス・エイは、三菱ＵＦＪグローバルカストディ・エス・エイの100%子会社である。三菱ＵＦＪグローバルカストディ・エス・エイ、エムユージーシー・ルックス・マネジメント・エス・エイおよび三菱ＵＦＪモルガン・スタンレーＰＢ証券株式会社の最終的親会社は、株式会社三菱ＵＦＪフィナンシャル・グループである。

第３【投資信託制度の概要】

１．ケイマン諸島における投資信託制度の概要

- 1.1 ミューチュアル・ファンド法が制定された1993年までは、ケイマン諸島には投資信託を規制する単独法は存在しなかった。それ以前は、投資信託は特別な規制には服していなかったが、ケイマン諸島内においてまたはケイマン諸島から運営している投資信託の受託者は銀行・信託会社法（2013年改訂）の下で規制されており、ケイマン諸島内においてまたはケイマン諸島から運営している投資運用会社、投資顧問会社およびその他の業務提供者は、銀行・信託会社法（2013年改訂）、会社管理法（2003年改訂）または地域会社（管理）法（2015年改訂）の下で規制されていた。
- 1.2 ケイマン諸島は連合王国の海外領であり、当時は為替管理上は「ポンド圏」に属していたため、多くのユニット・トラストおよびオープン・エンド型の投資信託が1960年代の終わり頃から設立され、概して連合王国に籍を有する投資運用会社または投資顧問会社をスポンサー（以下「設立計画推進者」という。）として設立されていた。その後、米国、ヨーロッパ、極東およびラテンアメリカの投資顧問会社が設立計画推進者となって、かなりの数のユニット・トラスト、会社ファンド、およびリミテッド・パートナーシップを設定した。
- 1.3 2015年10月現在、活動中の規制を受けている投資信託の数は11,215（2,830のマスター・ファンドを含む。）であった。またそれに加え、適用可能な免除規定に従った相当数の未登録投資信託が存在している。
- 1.4 ケイマン諸島は、カリブ金融活動作業部会（マネー・ロンダリング）およびオフショア・バンキング監督者グループ（銀行規制）のメンバーである。

２．投資信託規制

- 2.1 1993年に最初に制定されたミューチュアル・ファンド法（2015年改訂）（以下「ミューチュアル・ファンド法」という。）は、オープンエンド型の投資信託に対する規則および投資信託管理者に対する規則を制定している。クローズドエンド型ファンドは、ミューチュアル・ファンド法のもとにおける規制の対象ではない。銀行、信託会社、保険会社および会社の管理者をも監督しており金融庁法（2013年改訂）（以下「金融庁法」という。）により設置された法定政府機関であるケイマン諸島金融庁（以下「CIMA」という。）が、ミューチュアル・ファンド法のもとでの規制の責任を課せられている。ミューチュアル・ファンド法は、同法の規定に関する違反行為に対して厳しい刑事罰を課している。
- 2.2 投資信託とは、ケイマン諸島において設立された会社、ユニット・トラストもしくはパートナーシップ、またはケイマン諸島外で設立されたものでケイマン諸島から運用が行われており、投資者の選択により買い戻しができる受益権を発行し、投資者の資金をプールして投資リスクを分散し、かつ投資を通じて投資者が収益もしくは売買益を享受できるようにする目的もしくは効果を有するものと定義されている。
- 2.3 ミューチュアル・ファンド法第4(4)条のもとで規制を免除されている投資信託は、その受益権に関する投資者が15名以内であり、その過半数によって投資信託の取締役、受託会社もしくはジェネラル・パートナーを選任または解任することができる投資信託およびケイマン諸島外で設立され、ケイマン諸島において公衆に対して勧誘を行う一定の投資信託である。

３．規制を受ける投資信託の三つの型

3.1 免許投資信託

この場合、投資信託によってCIMAに対して、投資信託および投資信託に対する業務提供者の詳細を記述した法定の様式（MF3）による目論見書がその概要とともに提出され、登録時および毎年4,268米ドルの手数料が納入されなければならない。設立計画推進者が健全な評判を有し、投資信託を管理するのに十分な専門性を有した健全な評判の者が存在しており、かつファンドの業務および受益権を募ることが適切な方法で行われると考えられるものとCIMAが判断した場合には、免許が与えられる。それぞれの場合に応じて、投資信託の取締役、受託会社およびジェネラル・パートナーに関する詳細な情

報が要求される。この投資信託は、著名な評判を有する機関が設立計画推進者であって、投資信託管理者としてケイマン諸島の免許を受けた者が選任されない投資信託に適している（第3.2項参照）。

3.2 管理投資信託

この場合、投資信託は、そのケイマン諸島における主たる事務所として免許投資信託管理者の事務所を指定する。同管理者および投資信託により作成された目論見書が、投資信託および投資信託に対する業務提供者の詳細を要約した法定様式（MF 2 および MF 2 A）とともにCIMAに対して提出されなければならない。投資信託管理者は、設立計画推進者が健全な評判の者であること、投資信託の管理が投資信託管理の十分な専門性を有する健全な評判の者により管理されること、投資信託業務および受益権を募る方法が適切に行われること、および投資信託がケイマン諸島において設立または設定されていない場合には、CIMAにより承認された国または領土において設立または設定されていることを満たしていることが要求される。当初手数料および年間手数料は4,268米ドルである。投資信託管理者は主たる事務所を提供している投資信託（もしくはいずれかの設立計画推進者、その取締役、受託会社、もしくはジェネラル・パートナー）がミューチュアル・ファンド法に違反しており、支払不能となっており、またはその他債権者もしくは投資者に対して害を与える方法で行動しているものと信じる理由があるときは、CIMAに対して報告しなければならない。

3.3 登録投資信託（第4(3)条投資信託）

(a) 規制投資信託の第三の類型はさらに三つの類型に分けられる。

- () 一投資者当たりの最低投資額が100,000米ドルであるもの
- () 受益権が公認の証券取引所に上場されているもの
- () 投資信託が（ミューチュアル・ファンド法で定義される）マスター・ファンドであり、下記のいずれかに該当するもの
 - (A) 一投資者当たりの最低投資額が100,000米ドルであるもの、または
 - (B) 受益権が公認の証券取引所に上場されているもの

(b) 上記の()および()に分類される投資信託は、投資信託と業務提供者の一定の詳細内容をCIMAに対して届け出なければならず、かつ4,268米ドルの当初手数料および年間手数料を支払わなければならない。上記の()に分類される投資信託で、販売用書類が存在しない場合、投資信託は、マスター・ファンドの一定の詳細内容をCIMAに対して届け出なければならず（MF 4 様式）、かつ3,049米ドルの当初手数料および年間手数料を支払わなければならない。

4 . 投資信託の継続的要件

4.1 いずれの規制投資信託も、受益権についてすべての重要な事項を記述し、投資希望者が投資するか否かの判断を十分情報を得た上でなし得るようにするために必要なその他の情報を記載した目論見書を発行しなければならない。さらに、偽りの記述に対する既存の法的義務およびすべての重要事項の適切な開示に関する一般的なコモンロー上の義務が適用される。継続的に募集している場合には、重要な変更、例えば、取締役、受託会社、ジェネラル・パートナー、投資信託管理者、監査人等の変更の場合には改訂目論見書を提出する義務を負っている。

4.2 すべての規制投資信託は、CIMAが承認した監査人を選任しなければならず、決算終了から6か月以内に監査済み会計書類を提出しなければならない。監査人は、監査の過程で投資信託が以下のいずれかに該当するという情報を入手したときまたは該当すると疑う理由があるときはCIMAに対し報告する法的義務を負っている。

- (a) 投資信託がその義務を履行期が到来したときに履行できない、またはそのおそれがある場合
- (b) 投資信託の投資者または債権者を害するような方法で、自ら事業を行いもしくは行っている事業を解散し、またはそうしようと意図している場合
- (c) 会計が適切に監査できるような十分な会計記録を作成せずに事業を行いまたはそのように意図している場合
- (d) 欺罔的または犯罪的な方法で事業を行いまたはそのように意図している場合

(e) ミューチュアル・ファンド法、ミューチュアル・ファンド法に基づく規則、金融庁法、マネー・ロンドリング防止規則（2015年改訂）または免許の条件を遵守せずに事業を行いまたはそのように意図している場合

- 4.3 すべての規制投資信託は、登記上の事務所もしくは主たる事務所または受託会社の変更があったときはこれをCIMAに通知しなければならない。
- 4.4 2006年12月27日に効力を生じた2006年投資信託（年次申告書）規則に従って、すべての規制投資信託は、投資信託の各会計年度について、会計年度終了後6か月以内に、規則に記載された項目を含んだ正確で完全な申告書を作成し、CIMAに提出しなければならない。CIMAは当該期間の延長を許可することができる。申告書は、投資信託に関する一般的情報、営業情報および会計情報を含み、CIMAにより承認された監査人を通じてCIMAに提出されなければならない。規制投資信託の運営者は、投資信託にこの規則を遵守させることに責任を負う。監査人は、規制投資信託の運営者から受領した各申告書をCIMAに適切な時期に提出することによりのみ責任を負い、提出された申告書の正確性または完全性については法的義務を負わない。

5. 投資信託管理者

- 5.1 免許には、「投資信託管理者」の免許および「制限的投資信託管理者」の免許の二つの類型がある。ケイマン諸島においてまたはケイマン諸島から投資信託の管理を行う場合は、そのいずれかの免許が要求される。管理とは、投資信託の資産のすべてまたは実質上資産のすべてを支配し投資信託の管理をし、または投資信託に対して主たる事務所を提供し、もしくは受託会社または投資信託の取締役を提供することを含むものとし、管理と定義される。
- 5.2 いずれの類型の免許を受ける者も、規制投資信託を管理するのに十分な専門性を有し、かつ、投資信託管理者としての業務は、それぞれの地位において取締役、管理者または役員として適格かつ適正な者により行われる、という法定のテスト基準を満たさなければならない。免許を受ける者は、上記の事柄を示しかつそのオーナーのすべてと財務構造およびその取締役と役員を明らかにして詳細な申請書をCIMAに対し提出しなければならない。かかる者は少なくとも2名の取締役を有しなければならない。投資信託管理者の純資産は、最低約48万米ドルなければならない。制限的投資信託管理者には、最低純資産額の要件は課されない。投資信託管理者は、ケイマン諸島に2名の個人を擁する本店をみずから有しているか、ケイマン諸島の居住者であるかケイマン諸島で設立された法人を代行会社として有さねばならず、制限なく複数の投資信託のために行うことができる。
- 5.3 投資信託管理者の責任は、まず受諾できる投資信託にのみ主たる事務所を提供し、第3.2項に定めた状況においてCIMAに対して知らせる法的義務を遵守することである。
- 5.4 制限的投資信託管理者は、CIMAが承認する数の免許投資信託に関し管理者として行為することができるが、ケイマン諸島に登記上の事務所を有していることが必要である。この類型は、ケイマンに投資信託の運用会社を創設した投資信託設立推進者が投資信託に関連した一連の投資信託を管理することを認める。CIMAの承認を条件として関連性のないファンドを運用することができる。現在の方針では、制限的投資信託管理者は、投資信託に対して主たる事務所を提供することが許されていない。しかし、制限的投資信託管理者が投資信託管理業務を提供する各規制投資信託は、ミューチュアル・ファンド法第4(3)条（第3.3項参照）に基づき規制されていない場合またはミューチュアル・ファンド法第4(4)条（第2.3項参照）に基づく例外にあたる場合は、別個に免許を受けなければならない。
- 5.5 投資信託管理者は、CIMAの承認を受けた監査人を選任しなければならない。決算期末から6か月以内にCIMAに対し監査済みの会計書類を提出しなければならない。監査人は、監査の過程で投資信託管理者が以下のいずれかに該当するという情報を入手したときまたは該当すると疑う理由があるときはCIMAに対し報告する法的義務を負っている。
- (a) 投資信託管理者がその義務を履行期が到来したときに履行できない、またはそのおそれがある場合
- (b) 投資信託管理者が管理している投資信託の投資者または投資信託管理者の債権者または投資信託の債権者を害するような方法で、事業を行いもしくは行っている事業を自発的に解散し、またはそうしようとして意図している場合

- (c) 会計が適切に監査できるような十分な会計記録を作成せずに事業を行いまたはそのように意図している場合
- (d) 欺罔のまたは犯罪的な方法で事業を行いまたはそのように意図している場合
- (e) ミューチュアル・ファンド法、ミューチュアル・ファンド法に基づく規則、金融庁法、マネー・ロンダリング防止規則（2015年改訂）または免許の条件を遵守せずに事業を行いまたはそのように意図している場合

- 5.6 CIMAは投資信託管理者に対して純資産を増加し、または保証や満足できる財務サポートを提供することを要求することもできる。
- 5.7 投資信託管理者の株主、取締役、上級役員、またはジェネラル・パートナーの変更についてはCIMAの承認が必要である。
- 5.8 非制限的免許を有する投資信託管理者の支払う当初手数料は、24,390米ドルまたは30,488米ドルであり（管理する投資信託の数による。）、また、制限的投資信託管理者の支払う当初手数料は8,536米ドルである。一方、非制限的免許を有する投資信託管理者の支払う年間手数料は、36,585米ドルまたは42,682米ドルであり（管理する投資信託の数による。）、また、制限的投資信託管理者の支払う年間手数料は8,536米ドルである。

6. ケイマン諸島における投資信託の構造の概要

ケイマン諸島の投資信託について一般的に用いられている法的類型は以下のとおりである。

6.1 免除会社

- (a) 最も一般的な投資信託の手段は、会社法（2013年改訂）に従って通常額面株式を発行する（無額面株式の発行も認められる）伝統的有限責任会社である。時には、保証による有限責任会社も用いられる。免除会社は、投資信託にしばしば用いられており、以下の特性を有する。
- (b) 設立手続には、会社の基本憲章の制定（会社の目的、登記上の事務所、授權資本、株式買戻規定、および内部統制条項を記載した基本定款および定款）、基本定款の記名者による署名を行い、これをその記名者の簡略な法的宣誓文書とともに、授權資本に応じて異なる手数料とともに会社登記官に提出することを含む。
- (c) 存続期限のある／存続期間限定会社 - 存続期間が限定される会社型のファンドで外国の税法上（例えば米国）非課税の扱いを受けるかパートナーシップとして扱われるものを設立することは可能である。
- (d) 投資信託がいったん登録された場合、会社法（2013年改訂）の下での主な必要要件は、以下のとおり要約される。
 - () 各会社は、ケイマン諸島に登記上の事務所を有さなければならない。
 - () 取締役、代理取締役および役員の名簿は、登記上の事務所に維持されなければならない、その写しを会社登記官に提出しなければならない。
 - () 会社の財産についての担保その他の負担の記録は、登記上の事務所に維持されなければならない。
 - () 株主名簿は、登記上の事務所においてまたは希望すればその他の管轄地において維持することができる。
 - () 会社の手続の議事録は、利便性のある場所において維持する。
 - () 会社は、会社の業務状況に関する真正かつ公正な所見を提供するもので、かつ会社の取引を説明するために必要な帳簿、記録を維持しなければならない。
- (e) 会社は、株主により管理されていない限り、取締役会を持たなければならない。取締役は、コン・ロー上の忠実義務に服すものとし、注意を払って、かつ会社の最善の利益のために行うなければならない。
- (f) 会社は、様々な通貨により株主資本を指定することができる。
- (g) 額面株式または無額面株式の発行が認められる（ただし、会社は額面株式および無額面株式の両方を発行することはできない。）。

- (h) いずれのクラスについても償還株式の発行が認められる。
- (i) 株式の買戻しも認められる。
- (j) 収益または払込剰余金からの株式の償還または買戻しの支払に加えて、会社は資本金から株式の償還または買戻しをすることができる。ただし、会社は、資本金からの支払後においても、通常の事業の過程で支払時期が到来する債務を支払うことができる（すなわち、支払能力を維持する）ことを条件とする。
- (k) 会社の払込剰余金勘定からも利益からも分配金を支払うことができる。会社の払込剰余金勘定から分配金を支払う場合は取締役はその支払後、ファンドが通常の事業の過程で支払時期の到来する債務を支払うことができる、すなわち会社が支払能力を有することを確認しなければならない。
- (l) 免除会社は、今後30年間税金が賦課されない旨の約定を取得することができる。実際には、ケイマン諸島の当局が与える本約定の期間は20年間である。
- (m) 会社は、名称、取締役および役員、株式資本および定款の変更ならびに自発的解散を行う場合は、所定の期間内に会社登記官に報告しなければならない。
- (n) 免除会社は、毎年会社登記官に対して年次の法定の宣誓書を提出し、年間登録手数料を支払わなければならない。

6.2 免除ユニット・トラスト

- (a) ユニット・トラストは、ユニット・トラストへの参加が会社の株式への参加よりもより受け入れられやすく魅力的な地域の投資者によってしばしば用いられてきた。
- (b) ユニット・トラストは、信託証書に基づき受益者の利益のために信託財産に対する信託を宣言する受託者またはこれを設立する管理者および受託者により形成される。
- (c) ユニット・トラストの受託者は、ケイマン諸島内に、銀行・信託会社法（2013年改訂）に基づき信託会社として免許を受け、かつミューチュアル・ファンド法に基づき投資信託管理者として免許を受けた法人受託者である場合がある。このように、受託者は、両法に基づいてCIMAによる規制・監督を受ける。
- (d) ケイマン諸島の信託法は、基本的には英国の信託法に従っており、この問題に関する英国の信託法の相当程度の部分を採用している。さらに、ケイマン諸島の信託法（2011年改訂）は、英国の1925年受託者法を実質的に基礎としている。投資者は、受託者に対して資金を払い込み、（受益者である）投資者の利益のために投資運用会社が運用する間、受託者は、一般的に保管者としてこれを保持する。各受益者は、信託資産の持分比率に応じて権利を有する。
- (e) 受託者は、通常の忠実義務に服し、かつ受益者に対して説明の義務がある。その機能、義務および責任の詳細は、ユニット・トラストの信託証書に記載される。
- (f) 大部分のユニット・トラストは、「免除信託」として登録申請される。その場合、信託証書およびケイマン諸島の居住者またはケイマン諸島を本拠地とする者を（限られた一定の場合を除き）受益者とししない旨宣言した受託者の法定の宣誓書が登録料と共に信託登記官に提出される。
- (g) 免除信託の受託者は、受託者、受益者、および信託財産が50年間課税に服しないと約定を取得することができる。
- (h) ケイマン諸島の信託は、150年まで存続することができ、一定の場合は無期限に存続できる。
- (i) 免除信託は、信託登記官に対して、当初手数料および年次手数料を支払わなければならない。

6.3 免除リミテッド・パートナーシップ

- (a) 免除リミテッド・パートナーシップは、少人数の投資者のベンチャーキャピタルまたはプライベート・エクイティ・ファンドにおいて一般的に用いられる。
- (b) リミテッド・パートナーシップの概念は、基本的に米国において採用されている概念に類似している。それは法によって創設されたものであり、その法とは、英国の1907年リミテッド・パートナーシップ法に基礎を置き、今日では他の法域（特に米国）のリミテッド・パートナーシップ法の諸側面を組み込んでいるケイマン諸島の2014年免除リミテッド・パートナーシップ法である。
- (c) 免除リミテッド・パートナーシップは、リミテッド・パートナーシップ契約を締結するジェネラル・パートナー（個人、企業またはパートナーシップである場合は、ケイマン諸島の居住者である

か、同島において登録されているかまたは同島で設立されたものでなければならない。)およびリミテッド・パートナーにより形成され、2014年免除リミテッド・パートナーシップ法により登録されることによって形成される。登録はジェネラル・パートナーが、リミテッド・パートナーシップ登記官に対し法定の宣誓書を提出し、手数料を支払うことによって有効となる。

- (d) ジェネラル・パートナーは、リミテッド・パートナーを除外して免除リミテッド・パートナーシップの業務の運営を行い、リミテッド・パートナーは、例外的事態（例えば、リミテッド・パートナーが業務の運営に積極的に参加する場合）がない限り、有限責任たる地位を享受する。ジェネラル・パートナーの機能、義務および責任の詳細は、リミテッド・パートナーシップ契約に記載される。
- (e) ジェネラル・パートナーは、誠意をもって、かつパートナーシップ契約において別途明示的な規定により異なる定めをしない限り、パートナーシップの利益のために行為する法的義務を負っている。また、たとえばコモンローの下での、またはパートナーシップ法（2013年改訂）の下での、ジェネラル・パートナーシップの法理が適用される。
- (f) 免除リミテッド・パートナーシップは、以下の規定を順守しなければならない。
- () ケイマン諸島に登録事務所を維持する。
 - () 商号および所在地、リミテッド・パートナーに就任した日ならびにリミテッド・パートナーを退任した日の詳細を含むリミテッド・パートナーの登録簿を（ジェネラル・パートナーが決定する国または領域に）維持する。
 - () リミテッド・パートナーの登録簿が維持される所在地に関する記録を登録事務所に維持する。
 - () リミテッド・パートナーの登録簿が登録事務所以外の場所で保管される場合は、税務情報庁法（2014年改訂）に従い税務情報庁による指示または通知に基づき、リミテッド・パートナーの登録簿を電子的形態またはその他の媒体により登録事務所において入手可能にする。
 - () リミテッド・パートナーの出資額および出資日ならびに当該出資額の引出額および引出日を（ジェネラル・パートナーが決定する国または領域に）維持する。
 - () 有効な通知が送達した場合、リミテッド・パートナーが許可したリミテッド・パートナーシップの権利に関する担保権の詳細を示す担保権記録簿を登録事務所に維持する。
- (g) リミテッド・パートナーシップ契約に従い、リミテッド・パートナーシップの権利はパートナーシップを解散せずに買い戻すことができる。
- (h) リミテッド・パートナーシップ契約に従い、各リミテッド・パートナーは、パートナーシップの業務と財務状況について完全な情報を求める権利を有する。
- (i) 免除リミテッド・パートナーシップは、50年間の期間について将来の税金の賦課をしないとの約定を得ることができる。
- (j) 免除リミテッド・パートナーシップは、登録内容の変更およびその解散についてリミテッド・パートナーシップ登記官に対して通知しなければならない。
- (k) 免除リミテッド・パートナーシップは、リミテッド・パートナーシップ登記官に対して、年次法定申告書を提出し、かつ年間手数料を支払わなければならない。

7. ミューチュアル・ファンド法のもとにおける規制投資信託に対するケイマン諸島金融庁（CIMA）による規制と監督

- 7.1 CIMAは、いつでも、規制投資信託に対して会計が監査されるように指示し、かつCIMAが特定する時までにCIMAにそれを提出するように指示できる。
- 7.2 規制投資信託の運営者（すなわち、場合に依じて、取締役、受託会社またはジェネラル・パートナー）は、第1項に従い投資信託に対してなされた指示が、所定の期間内に遵守されていることを確保し、本規定に違反する者は、罪に問われ、かつ1万ケイマン諸島ドルの罰金および所定の時期以後も規制投資信託が指示に従わない場合はその日より一日につき500ケイマン諸島ドルの罰金刑に処せられる。
- 7.3 ある者がケイマン諸島においてまたはケイマン諸島からミューチュアル・ファンド法に違反して事業を行なっているか行なおうとしていると信じる合理的根拠がCIMAにある場合、CIMAは、その者

に対して、CIMAが法律による義務を実行するようにするために合理的に要求できる情報または説明をCIMAに対して提供するように指示できる。

- 7.4 何人でも、第7.3項に従い与えられた指示を遵守しない者は、罪に問われ、かつ10万ケイマン諸島ドルの罰金に処せられる。
- 7.5 第7.3項に従って情報または説明を提供する者は、みずからそれが虚偽であるか誤解を招くものであることを知りながら、または知るべきであるにもかかわらず、これをCIMAに提供してはならない。この規程に違反した者は、罪に問われ、かつ10万ケイマン諸島ドルの罰金に処せられる。
- 7.6 投資信託がケイマン諸島においてまたはケイマン諸島からミューチュアル・ファンド法に違反して事業を営んでいるか行おうとしていると信じる合理的根拠がCIMAにある場合は、CIMAは、（高等裁判所の管轄下にある）グランドコート（以下「グランドコート」という。）に投資信託の投資者の資産を確保するために適切と考える命令を求めて申請することができ、グランドコートは係る命令を認める権限を有している。
- 7.7 CIMAは、規制投資信託が以下の事由のいずれか一つに該当する場合、第7.9項に定めたいずれかの行為またはすべての行為を行うことができる。
- (a) 規制投資信託がその義務を履行期が到来したときに履行できないか、そのおそれがある場合
 - (b) 規制投資信託がその投資者もしくは債権者に有害な方法で業務を行っているかもしくは行おうとしている場合、または自発的にその事業を解散する場合
 - (c) 免許投資信託の場合、免許投資信託がその投資信託免許の条件を遵守せずに業務を行っているか、行おうとしている場合
 - (d) 規制投資信託の指導および運営が適正かつ正当な方法で行われていない場合
 - (e) 規制投資信託の取締役、管理者または役員としての地位にある者が、各々の地位を占めるに適正かつ正当な者ではない場合
- 7.8 第7.7項に言及した事由が発生したか、または発生しそうか否かについてCIMAを警戒させるために、CIMAは、規制投資信託の以下の事項の不履行の理由について直ちに質問をなし、不履行の理由を確認するものとする。
- (a) CIMAが投資信託に対して発した指示に従ってその名称を変更すること
 - (b) 会計監査を受け、監査済会計書類をCIMAに提出すること
 - (c) 所定の年間許可料または年間登録料を支払うこと
 - (d) CIMAに指示されたときに、会計監査を受けるか、または監査済会計書類をCIMAに対して提出すること
- 7.9 第7.7項の目的のため、規制投資信託に関しCIMAがとる行為は以下のとおりとする。
- (a) 第4(1)(b)条（管理投資信託）または第4(3)条（第4(3)条投資信託）に基づき投資信託について有効な投資信託の許可または登録を取り消すこと
 - (b) 投資信託が保有するいずれかの投資信託ライセンスに対して条件を付し、または条件を追加し、それらの条件を改定し、撤廃すること
 - (c) 投資信託の推進者または運営者の入替えを求めること
 - (d) 事柄を適切に行うようにファンドに助言する者を選任すること
 - (e) 投資信託の事務を支配する者を選任すること
- 7.10 CIMAが第7.9項の行為を行った場合、CIMAは、投資信託の投資者および債権者の利益を保護するために必要と考える措置を行いおよびその後同項に定めたその他の行為をするように命じる命令を求めて、グランドコートに対して、申請することができる。
- 7.11 CIMAは、そうすることが必要または適切であると考え、そうすることが实际的である場合は、CIMAは投資信託に関しみずから行っている措置または行おうとしている措置を、投資信託の投資者に対して知らせるものとする。
- 7.12 第7.9(d)項または第7.9(e)項により選任された者は、当該投資信託の費用負担において選任されるものとする。その選任によりCIMAに発生した費用は、投資信託がCIMAに支払う。

- 7.13 第7.9(e)項により選任された者は、投資信託の投資者および債権者の最善の利益のために運営者を排除して投資信託の事務を行うに必要な一切の権限を有する。
- 7.14 第7.13項で与えられた権限は、投資信託の事務を終了する権限をも含む。
- 7.15 第7.9(d)項または第7.9(e)項により投資信託に関し選任された者は、以下の行為を行うものとする。
- (a) C I M A から求められたときは、C I M A の特定する投資信託に関する情報をC I M A に対して提供する。
 - (b) 選任後3か月以内またはC I M A が特定する期間内に、選任された者が投資信託に関し行っている事柄についての報告書を作成してC I M A に対して提出し、かつそれが適切な場合は投資信託に関する勧告をC I M A に対して行う。
 - (c) 第7.15(b)項の報告書を提出後選任が終了しない場合、その後C I M A が特定する情報、報告書、勧告をC I M A に対して提供する。
- 7.16 第7.9(d)項または第7.9(e)項により投資信託に関し選任された者が第7.15項の義務を遵守しない場合、またはC I M A の意見によれば当該投資信託に関するその義務を満足に実行していない場合、C I M A は、選任を取り消して他の者をもってこれに替えることができる。
- 7.17 投資信託に関する第7.15項の情報または報告を受領したときは、C I M A は以下の措置を執ることができる。
- (a) C I M A が特定した方法で投資信託に関する事柄を再編するように要求すること
 - (b) 投資信託が会社の場合、会社法（2013年改訂）の第94(4)条によりグランドコートに対して同会社が法律の規定に従い解散されるように申し立てること
 - (c) 投資信託がケイマン諸島の法律に準拠したユニット・トラストの場合、ファンドを解散させるため受託会社に対して指示する命令を求めてグランドコートに申し立てること
 - (d) 投資信託がケイマン諸島の法律に準拠したパートナーシップの場合、パートナーシップの解散命令を求めてグランドコートに申し立てること
 - (e) また、C I M A は、第7.9(d)項または第7.9(e)項により選任される者の選任または再任に関して適切と考える行為をとることができる。
- 7.18 C I M A が第7.17項の措置をとった場合、投資信託の投資者および債権者の利益を守るために必要と考えるその他の措置および同項または第7.9項に定めたその他の措置をとるように命じる命令を求めてグランドコートに申し立てることができる。
- 7.19 規制投資信託がケイマン諸島の法律の下で組織されたパートナーシップの場合でC I M A が第7.9(a)項に従い投資信託の免許を取り消した場合、パートナーシップは、解散されたものとみなす。
- 7.20 グランドコートが第7.17(c)項に従ってなされた申立てに対して命令を発する場合、裁判所は受託会社に対して投資信託資産から裁判所が適切と認める補償の支払を認めることができる。
- 7.21 C I M A のその他の権限に影響を与えることなく、C I M A は、ファンドが投資信託として事業を行うこともしくは行おうとすることを終了しまたは清算もしくは解散に付されるものと了解したときは、第4(1)(b)条（管理投資信託）または第4(3)条（第4(3)条投資信託）に基づき投資信託について有効な投資信託の許可または登録をいつでも取り消すことができる。

8．投資信託管理に対するC I M A の規制および監督

- 8.1 C I M A は、いつでも免許投資信託管理者に対して会計監査を行い、C I M A が特定する合理的期間内にC I M A に対し提出するように指示することができる。
- 8.2 免許投資信託管理者は、第8.1項により受けた指示に従うものとし、この規定に違反する者は、罪に問われ、かつ1万ケイマン諸島ドルの罰金を課され、かつ所定の時期以後も免許投資信託管理者が指示に従わない場合はその日より一日につき500ケイマン諸島ドルの罰金刑に処せられる。
- 8.3 ある者がミューチュアル・ファンド法に違反して投資信託管理業を行なっているか行おうとしていると信じる合理的根拠がC I M A にある場合は、C I M A は、その者に対して、C I M A がミューチュアル・ファンド法による義務を実行するために合理的に要求できる情報または説明をC I M A に対して提供するように指示できる。

- 8.4 何人でも、第8.3項に従い与えられた指示を遵守しない者は、罪に問われ、かつ10万ケイマン諸島ドルの罰金に処せられる。
- 8.5 第8.3項の目的のために情報または説明を提供する者は、みずからそれが虚偽であるか誤解を招くものであることを知りながら、または知るべきであるのかかわらず、これをCIMAに提供してはならない。この規定に違反した者は、罪に問われ、かつ10万ケイマン諸島ドルの罰金に処せられる。
- 8.6 CIMAが以下に該当すると判断する場合には、CIMAは、当該者によって管理されている投資信託の投資者の資産を維持するために適切と見られる命令を求めてグランドコートに申立てをすることができ、グランドコートはかかる命令を認める権限を有する。
- (a) ある者が投資信託管理者として行為し、またはその業務を行っており、かつ
- (b) 同人がミューチュアル・ファンド法に違反してこれを行っている場合。
- 8.7 CIMAは、投資信託管理者が事業を行うこともしくは行おうとすることを終了しまたは清算もしくは解散に付されるものと了解したときは、いつでも投資信託管理者免許を取り消すことができる。
- 8.8 CIMAは、免許投資信託管理者が以下のいずれかの事由に該当する場合は、第8.10項所定の措置をとることができる。
- (a) 免許投資信託管理者がその義務を履行するべきときに履行できないか、そのおそれがある場合
- (b) 免許投資信託管理者が管理している投資信託の投資者または投資信託管理者の債権者または投資信託の債権者を害するような方法で、みずから事業を行いもしくは行っている事業を解散し、またはそうしようとして意図している場合
- (c) 免許投資信託管理者が投資信託管理の業務をその投資信託管理免許の条件を遵守しないで行いまたはそのように意図している場合
- (d) 免許投資信託管理業務の指示および管理が、適正かつ正当な方法で実行されていない場合。
- (e) 免許投資信託管理業務について取締役、管理者または役員の地位にある者が、各々の地位に就くには適正かつ正当な者ではない場合
- (f) 上場されている免許投資信託管理業務を支配しまたは所有する者が、当該支配または所有を行うには適正かつ正当な者ではない場合
- 8.9 CIMAは、第8.8項に言及した事由が発生したか、または発生しそうか否かについて注意を払うために、規制投資信託の以下の事項についてその理由について直ちに質問をなし、かつ確認するものとする。
- (a) 免許投資信託管理者の以下の不履行
- () CIMAに対して規制投資信託の主要事務所の提供を開始したことを通知すること、規制投資信託に関し所定の年間手数料を支払うこと
- () CIMAの命令に従い、保証または財政上の援助をし、純資産額を増加すること
- () 投資信託、またはファンドの設立計画推進者または運営者に関し、条件が満たされていること
- () 規制投資信託の事柄に関し書面による通知をCIMAに対して行うこと
- () CIMAの命令に従い、名称を変更すること
- () 会計監査を受け、CIMAに対して監査済会計書類を送ること
- () 少なくとも2人の取締役をおくこと
- () CIMAから指示されたときに会計監査を受け、かつ監査済会計書類をCIMAに対し提出すること
- (b) CIMAの承認を得ることなく管理者が株式を発行すること
- (c) CIMAの書面による承認なく管理者の取締役、主要な上級役員、ジェネラル・パートナーを選任すること
- (d) CIMAの承認なく、管理者の株式が処分されまたは取り引きされること
- 8.10 第8.8項の目的のために免許投資信託管理者についてCIMAがとりうる行為は以下の通りである。
- (a) 投資信託管理者が保有する投資信託管理者免許を撤回すること
- (b) その投資信託管理者免許に関し条件および追加条件を付し、またかかる条件を変更しまたは取り消すこと

- (c) 管理者の取締役、類似の上級役員またはジェネラル・パートナーの交代を請求すること
 - (d) 管理者に対し、その投資信託管理の適正な遂行について助言を行う者を選任すること
 - (e) 投資信託管理に関し管理者の業務の監督を引き受ける者を選任すること
- 8.11 CIMAが第8.10項による措置を執った場合、CIMAは、グランドコートに対して、CIMAが当該管理者によって管理されているすべてのファンドの投資者とそのいずれのファンドの債権者の利益を保護するために必要とみなすその他の措置を執るよう命令を求めて申立てを行うことができる。
- 8.12 第8.10(d)項または第8.10(e)項により選任される者は、当該管理者の費用負担において選任されるものとする。その選任によりCIMAに発生した費用は、管理者がCIMAに支払うべき金額となる。
- 8.13 第8.10(e)項により選任された者は、管理者によって管理される投資信託の投資者および管理者の債権者およびかかるファンドの債権者の最善の利益のために（管財人、清算人を除く）他の者を排除して投資信託に関する管理者の事務を行うに必要な一切の権限を有する。
- 8.14 第8.13項で与えられた権限は、投資信託の管理に関連する限り管理者の事務を終了させる権限をも含む。
- 8.15 第8.10(d)項または第8.10(e)項により許可を受けた投資信託管理者に関し選任された者は、以下の行為を行うものとする。
- (a) CIMAから求められたときは、CIMAの特定する投資信託の管理者の管理に関する情報をCIMAに対して提供する。
 - (b) 選任後3か月以内またはCIMAが特定する期間内に、選任された者が投資信託の管理者の管理について実行する事柄についての報告書を作成してCIMAに対して提出し、かつそれが適切な場合は管理に関する推奨をCIMAに対して行う。
 - (c) 第8.15(b)項の報告書を提出後選任が終了しない場合、その後CIMAが特定する情報、報告書、推奨をCIMAに対して提供する。
- 8.16 第8.10(d)項または第8.10(e)項により選任された者が、
- (a) 第8.15項の義務に従わない場合、または
 - (b) 満足できる形で投資信託管理に関する義務を実行していないとCIMAが判断する場合、CIMAは、選任を取り消しこれに替えて他の者を選任することができる。
- 8.17 免許投資信託管理者に関する第8.15項の情報または報告を受領したときは、CIMAは以下の措置を執ることができる。
- (a) CIMAが特定した方法で投資信託管理者に関する事柄を再編するように要求すること
 - (b) 投資信託管理者が会社の場合、会社法（2013年改訂）の第94(4)条によりグランドコートに対して同会社が法律の規定に従い解散されるように申し立てること
 - (c) CIMAは、第8.10(d)項または第8.10(e)項により選任される者の選任に関して適切と考える行為をとることができる。
- 8.18 CIMAが第8.16項の措置をとった場合、CIMAは、管理者が管理する投資信託の投資者、管理者の債権者およびかかるファンドの債権者の利益を守るために必要と考えるその他の措置をとるように命じる命令を求めてグランドコートに申し立てることができる。
- 8.19 CIMAのその他の権限に影響を与えることなく、CIMAは、以下の場合、いつでも投資信託管理者の免許を取り消すことができる。
- (a) CIMAは、免許保有者が投資信託管理者としての事業を行うことまたは行おうとすることをやめてしまっているという要件を満たした場合
 - (b) 免許の保有者が、解散、または清算に付された場合
- 8.20 免許投資信託管理者がケイマン諸島の法律によって組織されたパートナーシップの場合で、CIMAが第8.10項に従い、その投資信託管理者の免許を取り消した場合、パートナーシップは解散されたものとみなされる。
- 8.21 投資信託管理者が免許信託会社の場合、たとえば、投資信託の受託者である場合、銀行・信託会社法（2013年改訂）によりCIMAによっても規制され監督される。かかる規制と監督の程度はミューチュアル・ファンド法の下でのそれにおよそ近いものである。

9. ミューチュアル・ファンド法のもとでの一般的法の執行

- 9.1 下記の解散の申請がCIMA以外の者によりなされた場合、CIMAは、申請者より申請の写しの送達を受け、申請の聴聞会に出廷することができる。
- (a) 規制投資信託
 - (b) 免許投資信託管理者
 - (c) 規制投資信託であった人物、または
 - (d) 免許投資信託管理者であった人物
- 9.2 解散のための申請に関する書類および第9.1(a)項から第9.1(d)項に規定された人物またはそれぞれの債権者に送付が要求される書類はCIMAにも送付される。
- 9.3 CIMAにより当該目的のために任命された人物は、以下を行うことができる。
- (a) 第9.1(a)項から第9.1(d)項に規定された人物の債権者会議に出席すること
 - (b) 仲裁または取り決めに審議するために設置された委員会に出席すること
 - (c) 当該会議におけるあらゆる決済事項に関して代理すること
- 9.4 執行官が、CIMAまたはインスペクターと同じレベル以上の警察官が、ミューチュアル・ファンド法の下での犯罪行為がある一定の場所で行われたか、行われつつあるかもしくは行われようとしていると疑う合理的な根拠があるとしてなした申請に納得できた場合、執行官はCIMAまたは警察官およびその者が支援を受けるため合理的に必要とするその他の者に以下のことを授權する令状を発行することができる。
- (a) 必要な場合は強権を用いてそれらの場所に立ち入ること
 - (b) それらの場所またはその場所にいる者を搜索すること
 - (c) 必要な場合は、記録が保存されているか、隠されている場所において、強制的に開扉して搜索をすること
 - (d) ミューチュアル・ファンド法のもとでの犯罪行為が行われたか、行われつつあるか、または行われようとしていることを示すと思われる記録の占有を確保し安全に保持すること
 - (e) ミューチュアル・ファンド法のもとでの犯罪行為が行われたか、行われつつあるか、または行われようとしていることを示すと思われる場所において記録の点検をし写しをとること。もし、それが実際的でない場合は、かかる記録を持ち去ってCIMAに対して引き渡すこと
- 9.5 CIMAが記録を持ち去ったとき、またはCIMAに記録が引き渡されたときCIMAはこれを点検し、写しや抜粋を取得するために必要な期間これを保持することができるが、その後は、それが持ち去られた場所に返還すべきものとする。
- 9.6 何人もCIMAがミューチュアル・ファンド法の下での権限を行使することを妨げてはならない。この規定に違反する者は罪に問われ、かつ20万ケイマン諸島ドルの罰金に処せられる。

10. CIMAによるミューチュアル・ファンド法上またはその他の法律上の開示

- 10.1 ミューチュアル・ファンド法または金融庁法により、CIMAは、下記のいずれかに関係する情報を開示することができる。
- (a) ミューチュアル・ファンド法のもとでの免許を受けるためにCIMAに対してなされた申請。
 - (b) 投資信託に関する事柄
 - (c) 投資信託管理者に関する事柄
- ただし、これらの情報は、CIMAがミューチュアル・ファンド法により職務を行い、その任務を実行する過程で取得したもので次のいずれかの場合に限られる。
- (a) CIMAがミューチュアル・ファンド法により付与された職務を行うことを援助する目的の場合
 - (b) 例えば秘密関係（保護）法（2015年改訂）、犯罪収益に関する法律（2014年改訂）または薬物濫用法（2014年改訂）等にもとづき、ケイマン諸島内の裁判所によりこれを行うことが合法的に要求されまたは許可された場合

- (c) 開示される情報が投資者の身元を開示することなく（当該開示が許される場合を除く）、要約または統計的なものである場合
- (d) ケイマン諸島外の金融監督当局に対し、CIMAにより免許に関し遂行される任務に対応する任務を当該当局が遂行するために必要な情報を開示する場合。ただし、CIMAは情報の受領が予定されている当局が更なる開示に関し十分な法的規制を受けていることについて満足していることを条件とする。
- (e) 投資信託、投資信託管理者または投資信託の受託者の解散、清算または免許所有者の管財人の任命もしくは職務に関連する法的手続を目的とする場合

11．ケイマン諸島投資信託の受益権の募集／販売に関する一般的な民法上の債務

11.1 過失による誤った事実表明

販売書類における不実表示に対しては民事上の債務が発生しうる。販売書類の条件では、販売書類の内容を信頼して受益権を申込み者のために、販売書類の内容について責任のある者、例えば（場合に応じ）ファンド、取締役、運用者、ジェネラル・パートナー等に注意義務を課している。この義務の違反は、販売文書の中のかかる者によって明示的または黙示的に責任を負うことが受け入れられている者に対する不実表示による損失の請求を可能にするであろう。

11.2 欺罔的な不実表明

事実の欺罔的な不実表明（約束、予想、または意見の表明でなくとも）に関しては、不法行為の民事責任も生じうる。ここにいう「欺罔的」とは、表明が虚偽であることを知りながらまたは表明が真実であるか虚偽であるかについて注意を払わずに行ったことを意味すると一般的に解される。

11.3 契約法（1996年改訂）

- (a) 契約法の第14(1)条では、当該表明が欺罔的に行われていれば責任が生じたであろう場合には、契約前の不実の表明による損害の回復ができるであろう。ただし、かかる表明をした者が、事実が真実であるものと信じ、かつ契約の時まで信じていた合理的理由があったということを証明した場合はこの限りでない。一般的には、本条は、過失による不実の表明に関する損害に対しても法定の権利を与えるものである。同法の第14(2)条は、不実の表明が行われた場合に、取消に代えて損害賠償を容認することを裁判所に対して認めている。
- (b) 一般的に、関連契約はファンド自身（または受託会社）とのものであるため、ファンド（または受託会社）は、次にその運用者、ジェネラル・パートナー、取締役、設立計画推進者または助言者に対し請求することが可能であるとしても、申込人の請求の対象となる者はファンドとなる。

11.4 欺罔に対する訴訟提起

- (a) 損害を受けた投資者は、欺罔行為について訴えを提起し（契約上でなく不法行為上の民事請求権）、以下を証明することにより、欺罔による損害賠償を得ることができる。
 - () 重要な不実の表明が欺罔的になされたこと。
 - () そのような不実の表明の結果、受益証券を申し込むように誘引されたこと。
- (b) 「欺罔的」とは、表明が虚偽であることを知りながらまたは表明が真実であるか虚偽であるかについて注意を払わずに行ったことを意味すると一般的に解される。だます意図があったことまたは欺罔的な不実表明が投資者を受益権購入に誘引した唯一の原因であったことを証明する必要はない。
- (c) 情報の欠落は、事実についての何らかの積極的な不実の表明があったとき、または欠落情報を入れなかったために表明事項が虚偽となるか誤解を招くものとなるような部分的もしくは断片的な事実の表明があったときは、不実の表明となりうる。
- (d) 表明がなされたときは真実であっても、受益証券の申込の受諾が無条件となる前に表明が真実でなくなったときは、当該変更を明確に指摘せずに受益権の申込を許したことは欺罔にあたるであろうから、欺罔による請求権を発生せしめうる。
- (e) 事実の表明とは違い、意見または期待の表明は、本項の責任を生じることはないであろうが、表現によっては誤っていれば不実表示を構成する事実の表明となることもありうる。

11.5 契約上の債務

- (a) 販売書類もファンド（または受託会社）と持分の成約申込者との間の契約の基礎を形成する。もしそれが不正確か誤解を招くものであれば、申込者は契約を解除しまたは損害賠償を求めて管理会社、設立計画推進者、ジェネラル・パートナーまたは取締役に対し訴えを提起することができる。
- (b) 一般的事柄としては、当該契約はファンド（または受託会社）そのものと締結するので、ファンドは取締役、運用者、ジェネラル・パートナー、設立計画推進者、または助言者に求償することはあっても、申込者が請求する相手方当事者は、ファンド（または受託会社）である。

11.6 隠された利益および利益相反

ファンドの受託会社、ジェネラル・パートナー、取締役、役員、代行会社は、ファンドと第三者との間の取引から利益を得てはならない。ただし、ファンドによって特定の授権されているときはこの限りでない。そのように授権を受けずに得られた利益は、ファンドに帰属する。

12. ケイマン諸島投資信託の受益権の募集／販売に関する一般刑事法

12.1 刑法（2013年改訂）第257条

会社の役員（もしくはかかる者として行為しようとする者）が株主または債権者を会社の事項について欺罔する意図のもとに、「重要な事項」について誤解を招くか、虚偽であるか、欺罔的であるような声明、計算書を書面にて発行しまたは発行に同調する場合、彼は罪に問われるとともに7年間の拘禁刑に処せられる。

12.2 刑法（2013年改訂）第247条、第248条

- (a) 欺罔により、不正にみずから金銭的利益を得、または他の者をして金銭的利益を得させる者は、罪に問われるとともに、5年間の拘禁刑に処せられる。
- (b) 他の者に属する財産をその者から永久に奪う意図のもとに不正に取得する者は、罪に問われると共に10年の拘禁刑に処せられる。この目的上、彼が所有権、占有または支配を取得した場合は財産を取得したものとみなし、「取得」には、第三者のための取得または第三者をして取得もしくは確保を可能にすることを含む。
- (c) 両条の目的上、「欺罔」とは、事実についてであれ法についてであれ、言葉であれ、行為であれ、欺罔を用いる者もしくはその他の者の現在の意図についての欺罔を含む。

12.3 秘密関係（保護）法（2015年改訂）第5(3)条

秘密情報を保有している者で、これを許可なく個人的利益のためまたは他の者のため使用する者は、罪に問われるとともに4年間の拘禁刑に処せられ、さらに1万ケイマン諸島ドルの罰金および発生した利益に相当する罰金を課される。

13. 清算

13.1 会社

会社の清算（解散）は、会社法（2013年改訂）、2008年会社清算規則および会社の定款に準拠する。清算は、自発的なもの（すなわち、株主の議決に従うもの）、または債権者、出資者（すなわち、株主）または会社自体の申立に従い裁判所による強制的なものがある。自発的な解散は、後に裁判所の監督の下になされることになることもある。CIMAも、投資信託または投資信託管理会社が解散されるべきことを裁判所に申立てる権限を有する（参照：第7.17(b)項および第8.17(b)項）。剰余資産は、もしあれば、定款の規定に従い、株主に分配される。

13.2 ユニット・トラスト

ユニット・トラストの清算は、信託証書の規定に準拠する。CIMAは、受託会社が投資信託を解散すべきであるという命令を裁判所に申請する権限をもっている。（参照：第7.17(c)項）剰余資産は、もしあれば、信託証書の規定に従って分配される。

13.3 リミテッド・パートナーシップ

免除リミテッド・パートナーシップの解散は、2014年免除リミテッド・パートナーシップ法およびパートナーシップ契約に準拠する。CIMAは、パートナーシップを解散させるべしとの命令（参照：

第7.17(d)項)を求めて裁判所に申立をする権限を有している。剰余資産は、もしあれば、パートナーシップ契約の規定に従って分配される。

ジェネラル・パートナーまたはパートナーシップ契約に基づき清算人に任命された他の者は、パートナーシップを解散する責任を負っている。パートナーシップが一度解散されれば、ジェネラル・パートナーまたはパートナーシップ契約に基づき清算人に任命された他の者は、免除リミテッド・パートナーシップの登記官に解散通知を提出しなければならない。

13.4 税金

ケイマン諸島においては直接税、源泉課税または為替管理はない。ケイマン諸島は、ケイマン諸島の投資信託に対してまたはよって行われるあらゆる支払に適用されるいかなる国との間でも二重課税防止条約を締結していない。免除会社、受託会社、およびリミテッド・パートナーシップは、将来の課税に対して誓約書を取得することができる（第6.1(i)項、第6.2(g)項および第6.3(i)項参照）。

14. 一般投資家向け投資信託（日本）規則（2007年改正）

14.1 一般投資家向け投資信託（日本）規則（2007年改正）（一般投資家向け投資信託（日本）規則（2012年改正）により改正済。）（以下、総称して「本規則」という。）は、日本で公衆に向けて販売される一般投資家向け投資信託に関する法的枠組みを定めたものである。本規則の解釈上、「一般投資家向け投資信託」とは、ミューチュアル・ファンド法第4(1)(a)条に基づく免許を受け、その証券が日本の公衆に対して既に販売され、または販売されることが予定されている信託、会社またはパートナーシップである投資信託をいう。日本国内で既に証券を販売し、2003年11月17日現在存在している投資信託、または同日現在存在し、同日後にサブ・トラストを設定した投資信託は、本規則に基づく「一般投資家向け投資信託」の定義に含まれない。上記のいずれかの適用除外に該当する一般投資家向け投資信託は、本規則の適用を受けることをCIMAに書面で届け出ることによって、かかる選択（当該選択は撤回不能である）をすることができる。

14.2 CIMAが一般投資家向け投資信託に交付する投資信託免許にはCIMAが適当とみなす条件の適用がある。かかる条件のひとつとして一般投資家向け投資信託は本規則に従って事業を行わねばならない。

14.3 本規則は一般投資家向け投資信託の設立文書に特定の条項を入れることを義務づけている。具体的には証券に付随する権利および制限、資産と負債の評価に関する条件、各証券の純資産価額および証券の募集価格および償還価格または買戻価格の計算方法、証券の発行条件、証券の譲渡または転換の条件、証券の買戻しおよびかかる買戻しの中止の条件、監査人の任命などが含まれる。

14.4 一般投資家向け投資信託の証券の発行価格および償還価格または買戻価格は請求に応じて管理事務代行会社の事務所で無料で入手することができなければならない。

14.5 一般投資家向け投資信託は会計年度が終了してから6か月以内、または目論見書に定めるそれ以前の日に、年次報告書を作成し、投資家に配付するか、またはこれらを指示しなければならない。年次報告書には本規則に従って作成された当該投資信託の監査済財務諸表を盛り込まなければならない。

14.6 また一般投資家向け投資信託の運営者は各会計年度末の6か月後から20日以内に、一般投資家向け投資信託の事業の詳細を記載した報告書をCIMAに提出する義務を負う。さらに一般投資家向け投資信託の運営者は、運営者が知る限り、当該投資信託の投資方針、投資制限および設立文書を遵守していること、ならびに当該投資信託は投資家の利益を損なうような運営をしていないことを確認した宣誓書を、年に一度、CIMAに提出しなければならない。本規則の解釈上、「運営者」とは、ユニット・トラストの場合は信託の受託者、パートナーシップの場合はパートナーシップのジェネラル・パートナー、また会社の場合は会社の取締役をいう。

14.7 管理事務代行会社

(a) 本規則第13.1条は一般投資家向け投資信託の管理事務代行会社が履行すべき様々な職務を定めている。かかる職務には下記の事項が含まれる。

() 一般投資家向け投資信託の設立文書、目論見書、申込契約およびその他の関係法に従って証券の発行、譲渡、転換および償還または買戻しが確実に実行されるようにすること

- () 一般投資家向け投資信託の設立文書、目論見書、申込契約および投資家または潜在的投資家に公表されるものに従って確実に証券の純資産価額、発行価格、転換価格および償還価格または買戻価格が計算されるようにすること
 - () 管理事務代行会社が職務を履行するために必要なすべての事務所設備、機器および人員を確保すること
 - () 本規則、会社法（2013年改訂）およびミューチュアル・ファンド法に従って、一般投資家向け投資信託の運営者が同意した形式で投資家向けの定期報告書が確実に作成されるようにすること
 - () 一般投資家向け投資信託の会計帳簿が適切に記帳されるように確保すること
 - () 管理事務代行会社が投資家名簿を保管している場合を除き、名義書換代理人の手続および投資家名簿の管理に関して名義書換代理人に与えた指示が実効的に監視されるように確保すること
 - () 別途名義書換代理人が任命されている場合を除き、一般投資家向け投資信託の設立文書で義務づけられた投資家名簿が確実に管理されるようにすること
 - () 一般投資家向け投資信託の証券に関して適宜宣言されたすべての分配金またはその他の配分が当該投資信託から確実に投資家に支払われるようにすること
- (b) 本規則は、一般投資家向け投資信託の資産の一部または全部が目論見書に定める投資目的および投資制限に従って投資されていないことに管理事務代行会社が気付いた場合、または一般投資家向け投資信託の運営者または投資顧問会社が設立文書または目論見書に定める規定に従って当該投資信託の業務または投資活動を実施していない場合、できる限り速やかにＣＩＭＡに連絡し、当該投資信託の運営者に書面で報告することを管理事務代行会社に対して義務づけている。
- (c) 管理事務代行会社は、一般投資家向け投資信託の募集または償還もしくは買戻しを中止する場合、および一般投資家向け投資信託を清算する意向である場合、実務上できる限り速やかにその旨をＣＩＭＡに通知しなければならない。
- (d) 管理事務代行会社はケイマン諸島または別表３の領域で設立され、または適法に事業を営んでいる者にその職務または任務を委託することができる。ただし、管理事務代行会社は委託した職務または任務の履行に関し引き続き責任を負わなければならない。管理事務代行会社は職務を委託する前にＣＩＭＡに届け出るとともに、委託後直ちに運営者、サービス提供者および投資家に通知するものとする。「別表３の領域」とは、マネー・ロンダリング防止規則（2015年改訂）の別表３に記載するリストに含まれている法域をいう。

14.8 保管会社

- (a) 一般投資家向け投資信託はケイマン諸島、別表３の領域またはＣＩＭＡが承認したその他の法域で規制を受けている保管会社を任命し、維持しなければならない。保管会社を変更する場合、一般投資家向け投資信託は変更の１か月前までにその旨を書面でＣＩＭＡ、当該投資信託の投資家およびサービス提供者に通知しなければならない。
- (b) 本規則は任命された保管会社の職務として、保管会社は投資対象に関する証券および権原に関する書類を保管し、当該投資信託の設立文書、目論見書、申込契約または関係法令と矛盾しない限り、契約により規定される一般投資家向け投資信託の投資に関する管理事務代行会社、投資顧問会社および運営者の指示を実行することを定めている。
- (c) 保管会社は、管理事務代行会社または一般投資家向け投資信託に対して、証券の申込代金の受取りおよび充当、当該投資信託の証券の発行、転換および買戻し、投資対象の売却に際して受取った純収益の送金、当該投資信託の資本および収益の充当ならびに当該投資信託の純資産価額の計算に関する写しおよび情報を請求する権利を有する。
- (d) 保管会社は副保管会社を任命することができ、保管会社は適切な副保管会社の選任に際して合理的な技量、注意および努力を払うものとする。保管会社はその業務を副保管会社に委託することを、１か月前までに書面でその他のサービス提供者に通知しなければならない。保管会社は保管サービスを提供する副保管会社の適格性を継続的に確認する責任を負う。保管会社は各副保管会社を適切なレベルで監督し、各副保管会社が引き続きその任務を十分に履行していることを確認するために定期的に調査しなければならない。

14.9 投資顧問会社

- (a) 一般投資家向け投資信託はケイマン諸島、別表３の領域またはＣＩＭＡが承認したその他の法域で設立され、または適法に事業を営んでいる投資顧問会社を任命し、維持しなければならない。本規則の解釈上、「投資顧問会社」とは、一般投資家向け投資信託の投資活動に関する投資運用業務を提供する目的で、一般投資家向け投資信託により、または一般投資家向け投資信託のために任命された事業体をいう。かかる事業体により任命された副投資顧問会社はこれに含まれない。本規則の解釈上、「投資運用業務」には、ケイマン諸島の証券投資業法（２０１５年改正）の別表２第３項に規定される活動が含まれる。
- (b) 投資顧問会社を変更する場合には、変更の１か月前までにＣＩＭＡ、投資家およびその他の業務提供者に当該変更について通知しなければならない。更に、投資顧問会社の取締役を変更する場合には、運用する各一般投資家向け投資信託の運営者（すなわち、場合に応じて、取締役、受託会社またはジェネラル・パートナー）の事前の承認を要する。運営者は、かかる変更について、変更の１か月前までに書面でＣＩＭＡに通知することが要求される。
- (c) 本規則第２１条は、ミューチュアル・ファンド法に基づいて投資信託免許を取得する条件のひとつとして投資顧問会社を任命する契約に一定の職務が記載されていることを要求している。かかる職務には下記の事項が含まれる。
- () 一般投資家向け投資信託が受取った申込代金が当該投資信託の設立文書、目論見書および申込契約に従って確実に充当されるようにすること
 - () 一般投資家向け投資信託の資産の売却に際してその純収益が合理的な期限内に確実に保管会社へ送金されるようにすること
 - () 一般投資家向け投資信託の収益が当該投資信託の設立文書、目論見書および申込契約に従って確実に充当されるようにすること
 - () 一般投資家向け投資信託の資産が、当該投資信託の設立文書、目論見書および申込契約に記載される当該投資信託の投資目的および投資制限に従って確実に投資されるようにすること
 - () 保管会社または副保管会社が一般投資家向け投資信託に関する契約上の義務を履行するために必要な情報および指示を合理的な時に提供すること
- (d) 本規則は、現在、一般投資家向け投資信託の投資顧問会社がユニット・トラストに対して投資顧問業務を行っているか、または会社に対して行っているかを区別しており、それに応じて、異なる投資制限が適用されている。
- (e) 投資信託がユニット・トラストである場合、本規則第２１条(４)項は投資顧問会社がかかるユニット・トラストのために引受けてはならない業務を以下の通り定めている。
- () 結果的に当該一般投資家向け投資信託のために空売りされるすべての有価証券の総額がかかる空売りの直後に当該一般投資家向け投資信託の純資産を超過することになる場合、かかる有価証券の空売りを行ってはならない。
 - () 結果的に当該投資信託のために行われる借入れの残高の総額がかかる借入れ直後に当該投資信託の純資産の１０％を超えることになる場合、かかる借入れを行ってはならない。ただし、
 - (Ａ) 特殊事情（一般投資家向け投資信託と別の投資信託、投資ファンドまたはそれ以外の種類の集団投資スキームとの合併を含むがそれらに限られない。）において、１２か月を超えない期間に限り、本()項において言及される借入制限を超えてもよいものとし、
 - (Ｂ) １ 当該一般投資家向け投資信託が、有価証券の発行手取金のすべてまたは実質的にすべてを不動産の権利を含む不動産に投資するとの方針を有し、
 - ２ 投資顧問会社が、当該一般投資家向け投資信託の資産の健全な運営または当該一般投資家向け投資信託の受益者の利益保護のために、かかる制限を超える借入れが必要であると判断する場合、本()項において言及される借入制限を超えてもよいものとする。

- () 株式取得の結果、投資顧問会社が運用するすべての投資信託が保有する一会社（投資会社を除く。）の株式総数が、当該会社の発行済議決権付株式総数の50%を超えることになる場合、当該会社の議決権付株式を取得してはならない。
- () 取引所に上場されていないか、または容易に換金できない投資対象を取得する結果として、取得直後に一般投資家向け投資信託が保有するかかる投資対象の総価値が当該投資信託の純資産価額の15%を超えることになる場合、当該投資対象を取得してはならないが、投資顧問会社は、当該投資対象の評価方法が当該一般投資家向け投資信託の目論見書において明確に開示されている場合、当該投資対象の取得を制限されないものとする。
- () 当該一般投資家向け投資信託の受益者の利益を損なうか、または当該一般投資家向け投資信託の資産の適切な運用に違反する取引（投資信託の受益者ではなく投資顧問会社もしくは第三者の利益を図る取引を含むが、これらに限られない。）を行ってはならない。
- () 本人として自社またはその取締役と取引を行ってはならない。
- (f) 一般投資家向け投資信託が会社である場合、本規則第21条(5)項は、投資顧問会社が当該会社のために引受けてはならない業務を以下の通り定めている。
 - () 株式取得の結果、当該一般投資家向け投資信託が保有する一会社（投資会社を除く。）の株式総数が、当該会社の発行済議決権付株式総数の50%を超えることになる場合、当該会社の議決権付株式を取得してはならない。
 - () 当該一般投資家向け投資信託が発行するいかなる証券も取得してはならない。
 - () 当該一般投資家向け投資信託の受益者の利益を損なうか、または当該一般投資家向け投資信託の資産の適切な運用に違反する取引（当該一般投資家向け投資信託の受益者ではなく投資顧問会社もしくは第三者の利益を図る取引を含むが、これらに限られない。）を行ってはならない。
- (g) 上記にかかわらず、本規則第21条(6)項は、本規則第21条(4)項または第21条(5)項によって、投資顧問会社が、一般投資家向け投資信託のために、以下に該当する会社、ユニット・トラスト、パートナーシップまたはその他の者のすべてのまたはいずれかの株式、証券、持分またはその他の投資対象を取得することを妨げないことを明記している。
 - () 投資信託、投資ファンド、ファンド・オブ・ファンズまたはその他の種類の集団投資スキームである場合
 - () マスター・ファンド、フィーダー・ファンド、その他の類似の組織もしくは会社または事業体のグループの一部を構成している場合
 - () 一般投資家向け投資信託の投資目的または投資戦略を、全般的にまたは部分的に、直接促進する特別目的事業体である場合
- (h) 投資顧問会社は副投資顧問会社を任命することができ、副投資顧問会社を任命する場合は事前にその他の業務提供者、運営者およびCIMAに通知しなければならない。投資顧問会社は副投資顧問会社が履行する業務に関して責任を負う。

14.10 財務報告

- (a) 本規則パート は一般投資家向け投資信託の財務報告に充てられている。一般投資家向け投資信託は、各会計年度が終了してから6か月以内に、監査済財務諸表を織り込んだ財務報告書を作成し、ミューチュアル・ファンド法に従って投資家およびCIMAに配付しなければならない。また中間財務諸表については当該投資信託の設立文書および目論見書の中で投資家に説明した要領で作成し、配付すれば足りる。
- (b) 投資家に配付するすべての関連財務情報および純資産価額を算定するために使用する財務情報は、目論見書に定める一般に認められた会計原則に従って準備されなければならない。
- (c) 本規則第26条では一般投資家向け投資信託の監査済財務諸表に入れるべき最低限の情報を定めている。

14.11 監査

- (a) 一般投資家向け投資信託は監査人を任命し、維持しなければならない。監査人を変更する場合は1か月前までに書面でCIMA、投資家およびサービス提供者に通知しなければならない。また監査人を変更する場合は事前にCIMAの承認を得なければならない。
- (b) 一般投資家向け投資信託は最初に監査人の書面による承認を得ることなく、当該投資信託の監査報告書を公表または配付してはならない。
- (c) 監査人はケイマン諸島以外の法域で一般に認められた監査基準を使用することができ、その際、監査報告書の中でかかる事実および法域の名称を開示しなければならない。
- (d) 監査人は一般投資家向け投資信託の運営者およびその他のサービス提供者から独立していなければならない。

14.12 目論見書

- (a) 本規則パート は、ミューチュアル・ファンド法第4(1)条および第4(6)条に従ってCIMAに届け出られる一般投資家向け投資信託の目論見書に関する最低限の開示要件を定めている。目論見書に重大な変更があった場合もCIMAに届け出なければならない。一般投資家向け投資信託の目論見書は当該投資信託の登記上の事務所またはケイマン諸島に所在するいずれかのサービス提供者の事務所において無料で入手することができなければならない。
- (b) ミューチュアル・ファンド法に定める要件に追加して、本規則第37条は一般投資家向け投資信託の目論見書に関する最低限の開示要件を定めており、以下の詳細が含まれていなければならない。
 - () 一般投資家向け投資信託の名称、また会社もしくはパートナーシップの場合はケイマン諸島の登記上の住所
 - () 一般投資家向け投資信託の設立日または設定日（存続期間に関する制限の有無を表示する）
 - () 設立文書および年次報告書または定期報告書の写しを閲覧し、入手できる場所の記述
 - () 一般投資家向け投資信託の会計年度の終了日
 - () 監査人の氏名および住所
 - () 下記の(xx)、(xx)および(xx)に定める者とは別に、一般投資家向け投資信託の業務に重大な関係を有す取締役、役員、名義書換代理人、法律顧問およびその他の者の氏名および営業用住所
 - () 投資信託会社である一般投資家向け投資信託の授權株式および発行済株式資本の詳細（該当する場合は現存する当初株式、設立者株式または経営株式を含む）
 - () 証券に付与されている主な権利および制限の詳細（通貨、議決権、清算または解散の状況、券面、名簿への記録等に関する詳細を含む）
 - () 該当する場合、証券を上場し、または上場を予定する証券取引所または市場の記述
 - () 証券の発行および売却に関する手続および条件
 - (x) 証券の償還または買戻しに関する手続および条件ならびに償還または買戻しを中止する状況
 - (x) 一般投資家向け投資信託の証券に関する配当または分配金の宣言に関する意向の説明
 - (x) 一般投資家向け投資信託の投資目的、投資方針および投資方針に関する制限の説明、一般投資家向け投資信託の重大なリスクの説明、および使用する投資手法、投資商品または借入の権限に関する記述
 - (x) 一般投資家向け投資信託の資産の評価に適用される規則の説明
 - (x) 一般投資家向け投資信託の発行価格、償還価格または買戻価格の決定（取引の頻度を含む）に適用される規則および価格に関する情報を入手することのできる場所の説明
 - (x) 一般投資家向け投資信託から運営者、管理事務代行会社、投資顧問会社、保管会社およびその他のサービス提供者が受取るまたは受取る可能性の高い報酬の支払方法、金額および報酬の計算に関する情報
 - (x) 一般投資家向け投資信託とその運営者およびサービス提供者との間の潜在的利益相反に関する説明
 - (x) 一般投資家向け投資信託がケイマン諸島以外の法域またはケイマン諸島以外の監督機関もしくは規制機関で登録し、もしくは免許を取得している場合（または登録し、もしくは免許を取得する予定である場合）、その旨の記述

(x) 投資家に配付する財務報告書の性格および頻度に関する詳細

(xx) 一般投資家向け投資信託の財務報告書を作成する際に採用した一般に認められた会計原則

(xx) 以下の記述

「ケイマン諸島金融庁が交付した投資信託免許は、一般投資家向け投資信託のパフォーマンスまたは信用力に関する金融庁の投資家に対する義務を構成しない。またかかる免許の交付にあたり、金融庁は一般投資家向け投資信託の損失もしくは不履行または目論見書に記載された意見もしくは記述の正確性に関して責任を負わないものとする。」

(xx) 管理事務代行会社（管理事務代行会社の名称、管理事務代行会社の登記上の住所もしくは主たる営業所の住所または両方の住所を含む）

(xx) 保管会社および副保管会社（下記事項を含む）

(A) 保管会社および副保管会社（該当する場合）の名称、保管会社および副保管会社の登記上の住所もしくは主たる営業所の住所または両方の住所

(B) 保管会社および副保管会社の主たる事業活動

(xx) 投資顧問会社（下記事項を含む）

(A) 投資顧問会社の取締役の氏名および経歴の詳細ならびに投資顧問会社の登記上の住所もしくは主たる営業所の住所または両方の住所

(B) 投資顧問会社のサービスに関する契約の重要な規定

(C) ファンドに対する投資家の持分に関するケイマン諸島の法令に定める重要な規定

第4【その他】

- (1) 交付目論見書の表紙に図案を使用することがある。
- (2) 交付目論見書の表紙に以下の事項を記載する。
 - ・購入にあたっては交付目論見書の内容を十分に読むべき旨
- (3) 交付目論見書の「投資リスク」の項に次の事項を記載することがある。
 - ・ファンドの受益証券の取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定（いわゆるクーリング・オフ）の適用がない旨
- (4) 交付目論見書に、運用実績として最新の数値を記載することがある。
- (5) 交付目論見書の「投資リスク」の冒頭に、以下の趣旨の文章を記載することがある。

「投資信託は預貯金と異なります。ファンドは、世界の金融機関が発行するキャピタル証券やCoCosを主な投資対象としています。これにより、金利変動等による組入証券の価格の下落や、発行体の倒産や財務状況の悪化等の影響により、受益証券1口当たりの純資産価格が下落し、損失を被ることがあります。なお、円クラス以外の外貨建てクラスの場合、当該通貨建てでは投資元本を割り込んでいない場合でも、為替変動により、円換算ベースでは投資元本を割り込むことによる損失を被ることがあります。したがって、投資者の皆さまの投資元金は保証されているものではなく、純資産価格の下落や為替相場の変動により、投資元金が割り込み損失を被ることがあります。運用による損益はすべて投資者の皆さまに帰属します。」
- (6) ファンド証券の券面は発行されない。

[次へ](#)

別紙

定義集

「決算日」とは、管理会社が受託会社の同意を得て別段に定めない限り、各年の９月30日または補遺信託証書に定められたその他の日をいい、（最終計算期間の場合は）サブ・ファンドが信託証書の条項に従って終了する日をいう。

「計算期間」とは、管理会社が受託会社の同意を得て別段に定めない限り、サブ・ファンドの設立日（最初の計算期間の場合）または各年の決算日の翌日から、翌決算日までの期間をいう。

「管理事務代行会社」とは、サブ・ファンドの管理事務代行会社として行為するブラウン・ブラザーズ・ハリマン・アンド・カンパニーおよびその承継会社またはいずれかのサブ・ファンドにつき管理事務代行会社として行為する者として任命され、英文目論見書に定められるその他の者をいう。

「代行協会員」とは、サブ・ファンドの代行協会員として行為するゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント株式会社およびその承継会社またはサブ・ファンドの代行協会員として選任され、英文目論見書に定められるその他の者をいう。

「代行協会員報酬」とは、代行協会員に対して支払われる報酬をいう。

「関連会社」とは、ある者（会社である場合）に関して、その持株会社、子会社、かかる持株会社の子会社、当該者または上記に基づくその関連会社が発行済株式の３分の１以上を実質的に所有する会社（またはその子会社）をいい、それには、その一人または複数のパートナーが、直接または間接に、もしくは法人を通じて、当該者（会社である場合）の発行済株式の４分の３以上に対して実質的に権利を有する社団を含み、かつ当該社団のパートナーも含む。当該者が、個人、社団その他の法人格なき団体である場合、「関連会社」とは、当該者により直接または間接に、もしくは法人を通じて支配されている会社をいう。

「監査人」とは、ケイマンのプライスウォーターハウスクーパースまたはそれ以外に受託会社の同意を得て、管理会社によりサブ・ファンドの会計監査人として指名されたケイマン諸島に本拠を置く公認会計士または公認会計士事務所をいう。

「当局」、「CIMA」とは、ケイマン諸島金融庁をいう。

「実質的所有者」とは、受益証券の実質的所有者をいう。

「ファンド営業日」とは、ロンドン、ニューヨーク、ルクセンブルクおよび東京において銀行が営業している日で、かつ、ロンドン証券取引所およびニューヨーク証券取引所が営業をしている日（ただし12月24日およびマスター・ファンドの純資産価額の決定が停止されている日を除く）、または管理会社および受託会社が随時定める日をいう。

「国内営業日」とは、東京において銀行が営業している日をいう。

「ケイマン諸島」とは、英国の海外領土であるケイマン諸島をいう。

「セント」とは、１米ドル、１ユーロまたはサブ・ファンドの補遺信託証書および英文目論見書で定められるその他の通貨の100分の１をいう。

「保管会社」とは、サブ・ファンドの保管会社として行為するブラウン・ブラザーズ・ハリマン・アンド・カンパニーおよびその承継会社またはサブ・ファンドの保管会社として選任され、英文目論見書に定められるその他の者をいう。

「取引日」とは、ファンド営業日をいう。

「信託証書」とは、管理会社および受託会社の間で締結された信託証書（随時変更される）をいい、添付された別紙およびサブ・ファンドその他の関連して締結される補遺信託証書を含むことがある。

「信託財産」とは、信託証書に基づき信託により保有されているまたは保有されるとみなされるサブ・ファンドに帰属するあらゆる資産をいう。

「総販売会社」とは、サブ・ファンドの総販売会社として行為するゴールドマン・サックス・インターナショナルおよびその承継会社またはサブ・ファンドの総販売会社として選任され、英文目論見書に定められるその他の者をいう。

「販売会社」とは、受益証券の販売について総販売会社から委託を受けた者をいう。

「日本における販売会社」とは、サブ・ファンドの日本における販売会社およびその承継会社またはサブ・ファンドの日本における販売会社として選任されるその他の者をいう。

「公課・費用」とは、ある取引、売買に関する、印紙税および租税公課、政府徴収金、ブローカレッジ手数料、銀行手数料、名義書換手数料、登録手数料、訴訟その他の法律費用およびすべてのその他の費用、義務および負担（信託財産の設定、信託財産の増加、受益証券の創設、発行、消却、販売、交換または購入、投資対象の取得、処分もしくは保有、保護に関する他の取扱い、収益の回収に関するかそれ以外かを問わない。）であり、それにより当該公課、費用、負担が支払われることになった取引、売買または他の事由が生じる以前に支払われなければならないか支払われなくなることがあるものをいうが、純資産価額を確定する際に考慮される手数料、費用、公課を意味するわけではない。

「特別決議」とは、信託証書の条項に従い正当に招集し開催された受益者集会で挙手により議決権を行使する受益者によって行使された議決権の4分の3以上を構成する多数が支持した決議または投票が正当に要求された場合は、当該投票により行使された議決権の4分の3以上を構成する多数により可決された決議をいう。

「重過失」とは、過失の水準を超える主観的状态であり、ある者が他の者に対して負う注意義務に違反した場合の結果について認識しながら配慮を怠った場合におけるものをいう。

「受益者」とは、

- (a) サブ・ファンドの存続中、法的所有者かつ受益証券の所有者として受益者名簿に随時記載される者をいい、共同所有者として同様に記載される者を含む。および
- (b) 信託証書の規定に従うサブ・ファンドの終了から受託会社の手元にサブ・ファンドの資産が残存しなくなる日までの間に、受益者名簿にサブ・ファンドの終了日付で記載されている者をいう。

「収益」とは、管理会社により信託財産から生じる収益の性質を有すると判断されるあらゆる利息、配当およびその他の金額をいう。

「英文目論見書」とは、サブ・ファンドについて、受益証券の募集に関してサブ・ファンドまたはそのクラス受益証券のために発行される予定の、随時補足もしくは更新されうる募集目論見書、英文目論見書その他の募集書類またはその附属書類をいう。

「投資対象」とは、英文目論見書の規定に基づき許容され、信託財産の投資の目的で管理会社により選択された、その性質、収益を生み出すかどうかを問わず、あらゆる資産またはその一部分を成すものをいう。

「K I I D」とは、主要な投資家情報書類をいう。

「管理報酬」とは、信託証書に基づき管理会社に与えられるあらゆる金額をいう。

「管理会社」とは、サブ・ファンドの管理会社である三菱ＵＦＪグローバルカストディ・エス・エイおよびその承継会社をいう。

「加盟国」とは、EU加盟国をいう。

「純資産価額」とは、サブ・ファンドについて、信託証書に基づき決定される、サブ・ファンドの資産から、サブ・ファンドの債務を控除した額をいう。

「１口当たり純資産価格」とは、信託証書に規定された評価日に受益証券口座の純資産価額を、評価日現在発行済みの受益証券数で除し、１セント単位に四捨五入した額、またはサブ・ファンドについて補遺信託証書および英文目論見書に定められるその他の端数を切り捨てた額をいう。

「非適格者」とは、受益証券を取得および保有することが国や政府当局の法律や規則に違反することになる者、受託会社もしくは管理会社の意見において、サブ・ファンドが、そうでなければ負担もしくは被ることのなかった納税義務を負担し、もしくは他の金銭上もしくは商業上の不利益を被る可能性がある状況（かかる状況が、直接もしくは間接に当該一もしくは複数の人物に影響するか否か、単独もしくは関係するもしくは関係しないその他の人物に該当するか否かを問わず、または受託会社もしくは管理会社にとってかかる状況に該当すると思われる状況）に置かれることになる一または複数の人物、21歳未満の者、米国人、またはケイマン諸島に在住もしくは居住する人物（ケイマン諸島において設立された免除会社および非居住会社を除く。）をいう。

「受益者登録簿」とは、信託証書の条項に従い備置される受益者の登録簿をいう。

「登録事務代行会社」とは、サブ・ファンドの登録事務代行会社および名義書換代理人として行為する受託会社により管理事務代行契約に基づき任命された管理事務代行会社または信託証書の条項に従い受益者登録簿を保管するその他の者をいう。

「買戻通知」とは、サブ・ファンド（またはサブ・ファンドのクラス）の受益証券について、信託証書の定めにしたがって、受益証券の買戻しを請求する通知をいう。

「買戻価格」とは、受益証券が、買戻される価格をいい、信託証書の定めに従い決定される。

「ファンド決議」とは、信託証書の定めに従い、適法に招集され開催されるサブ・ファンドの受益者の集会で、挙手の方法によるか、投票が議決権の４分の３以上の多数により適正に要求されかつ決定された場合には投票の方法により、参加した受益者が有する議決権の４分の３以上の多数により採択された決議をいう。

「補遺信託証書」とは、各サブ・ファンドについて、サブ・ファンドを設立し、随時変更または補足されることがある補遺信託証書をいう。

「終了日」とは、各サブ・ファンドについて、関連する補遺信託証書または英文目論見書の条項により定められた日または状況をいう。サブ・ファンドの存続期間は、法および一般法の制限のもと、受託会社と協議した上で管理会社がその裁量に基づき、または管理会社および受託会社の同意の上で行われた受益者集会の特別決議により延期されうる。

「トラスト」とは、信託証書に言及された名称（または、受託会社および管理会社が随時決定するその他の名称）で認識される信託証書により設定されたユニット・トラスト型投資信託をいう。

「受託会社」とは、受託会社としての役割を有するブラウン・ブラザーズ・ハリマン・トラスト・カンパニー（ケイマン）リミテッドおよびその承継会社をいう。

「受託報酬」とは、信託証書の定めに基づき受託会社に与えられるあらゆる金額をいう。

「UCI」とは、投資信託をいう。

「UCITS」とは、UCITS指令に基づく譲渡性のある証券を投資対象とする投資信託をいう。

「UCITS指令」とは、譲渡性のある証券を投資対象とする投資信託に関する法律、規則および行政規定の調整に関する2009年7月13日付欧州議会および理事会通達2009/65/EC（改正済）をいう。

「受益証券」とは、サブ・ファンドの未分割の持分をいい、文脈上要求される場合には、当該サブ・ファンドのクラスの受益証券およびその端数をいう。

「米国」とは、アメリカ合衆国ならびにそのいずれかの州およびコロンビア特別区を含むその領土および属領をいう。

「米国人」とは、(1)1933年米国証券法（改正済）のレギュレーションSに定義されている米国人をいい、随時、（ ）米国に居住する自然人、（ ）米国においてまたは米国法に基づき設立され、創設されまたは組織されたパートナーシップ、会社またはその他の法人、（ ）遺産管理人または管財人が米国人である財団、（ ）受託者が米国人である信託、（ ）米国に所在する米国外の機関の代理機関または支店、（ ）米国人のためディーラーまたはその他の受託者により保有される非一任勘定または類似の勘定（財団または信託を除く。）、（ ）米国で組織され、設立されまたは（個人の場合）米国に居住するディーラーまたはその他の受託者により保有される一任勘定または類似の勘定（財団または信託を除く。）、（ ）(A)米国外の法域の法律に基づき組織されまたは設立されている場合、および(B)米国証券法に基づき登録されていない証券への投資を主たる目的として米国人により設立されている場合（ただし、自然人、財団または信託ではない認定投資家（米国証券法に基づくルール501(a)で定義される。）により組織されまたは設立されかつ所有されている場合にはこの限りではない。）のパートナーシップまたは法人を随時含む米国人、ならびに(2)米国商品取引所法（改正済）に基づくルール4.7に規定されている「非米国人」ではない者をいう。

「評価日」とは、ファンド営業日をいう。

「年」とは、暦上の年をいう。

「適格投資家」とは、()適用される法令に違反しなければ受益証券を取得または保有することができない自然人、会社もしくは法主体、または()()に定められた者のためのカストディアン、名義人もしくは受託者を除く非米国人または非欧州人をいう。

「表示通貨」とは、各クラスの受益証券が評価される通貨をいい、各クラスの表示通貨は、米ドル（毎月）クラス受益証券および米ドル（年2回）クラス受益証券については米ドル、ユーロ（毎月）クラス受益証券およびユーロ（年2回）クラス受益証券についてはユーロ、円（毎月）クラス受益証券および円（年2回）クラス受益証券については日本円とする。

英文から翻訳された独立監査人の報告書

MUGC GSケイマン・ファンドの受託会社であるブラウン・ブラザーズ・ハリマン・トラスト・カンパニー（ケイマン）リミテッド 御中

私どもは、MUGC GSケイマン・ファンドのサブ・ファンドであるGS CoCos & キャピタル証券ファンド（以下「サブ・ファンド」という。）の添付の財務書類、すなわち2015年9月30日現在の財政状態計算書（投資明細表を含む）、ならびに同日をもって終了した会計年度の包括利益計算書、買戻可能参加受益証券の受益者に帰属する純資産変動計算書およびキャッシュ・フロー計算書、ならびに重要な会計方針の要約およびその他の説明的情報からなる注記について監査を行った。

財務書類に対する経営者の責任

経営者は、国際財務報告基準に準拠してこれらの財務書類を作成し適正に表示する責任、および不正または誤謬によるものであるかにかかわらず、重要な虚偽の表示のない財務書類を作成するために経営者が必要と判断した内部統制に対する責任を負っている。

監査人の責任

私どもの責任は、私どもの監査に基づいて、これらの財務書類に対する意見を表明することにある。私どもは国際監査基準に従って監査を行った。当該基準は、財務書類に重要な虚偽の表示がないかどうかについての合理的な保証を得るために、私どもが倫理規定に従い、監査を計画し実施することを求めている。

監査は、財務書類中の金額および開示内容に関する監査証拠を得るための手続の実施を含んでいる。手続の選択は、不正または誤謬によるものであるかにかかわらず、財務書類の重要な虚偽の表示のリスク評価を含む、監査人の判断にかかっている。これらのリスク評価を行うにあたり、監査人は、事業体による財務書類の作成および適正な表示に関する内部統制を考慮に入れるが、これは状況に照らして適切な監査手続を立案するためであって、事業体の内部統制の有効性についての意見を表明することが目的ではない。監査はまた、経営者が採用した会計方針の適切性および経営者によって行われた会計上の見積りの合理性について評価すること、および全体として財務書類の表示を検討することを含んでいる。

私どもは、私どもが入手した監査証拠が、私どもの監査意見の表明のための合理的な基礎を得るのに十分かつ適切であると判断している。

意見

私どもの意見では、添付の財務書類は、国際財務報告基準に準拠して、2015年9月30日現在のサブ・ファンドの財政状態、ならびに同日をもって終了した会計年度のサブ・ファンドの営業成績およびキャッシュ・フローをすべての重要な点において適正に表示している。

プライスウォーターハウスクーパース

ケイマン諸島

2015年12月23日

注：この監査報告書の訳文は、英語で作成された原文監査報告書を翻訳したものです。情報、見解または意見のあらゆる解釈において、英語版の原文監査報告書がこの訳文に優先します。

[次へ](#)

Independent Auditor's Report

To Brown Brothers Harriman Trust Company (Cayman) Limited, solely in its capacity as trustee of MUGC GS Cayman Fund

We have audited the accompanying financial statements of GS CoCos & Capital Securities Fund (the "Sub-Trust"), a sub-trust of MUGC GS Cayman Fund, which comprise the statements of financial position, including the schedule of investments, as at 30 September 2015, and the statements of comprehensive income, changes in net assets attributable to holders of redeemable participating units and cash flows for the year then ended, and notes, comprising a summary of significant accounting policies and other explanatory information.

Management's Responsibility for the Financial Statements

Management is responsible for the preparation and fair presentation of these financial statements in accordance with International Financial Reporting Standards, and for such internal control as management determines is necessary to enable the preparation of financial statements that are free from material misstatement, whether due to fraud or error.

Auditor's Responsibility

Our responsibility is to express an opinion on these financial statements based on our audit. We conducted our audit in accordance with International Standards on Auditing. Those standards require that we comply with ethical requirements and plan and perform the audit to obtain reasonable assurance about whether the financial statements are free from material misstatement.

An audit involves performing procedures to obtain audit evidence about the amounts and disclosures in the financial statements. The procedures selected depend on the auditor's judgment, including the assessment of the risks of material misstatement of the financial statements, whether due to fraud or error. In making those risk assessments, the auditor considers internal control relevant to the entity's preparation and fair presentation of the financial statements in order to design audit procedures that are appropriate in the circumstances, but not for the purpose of expressing an opinion on the effectiveness of the entity's internal control. An audit also includes evaluating the appropriateness of accounting policies used and the reasonableness of accounting estimates made by management, as well as evaluating the overall presentation of the financial statements.

We believe that the audit evidence we have obtained is sufficient and appropriate to provide a basis for our audit opinion.

Opinion

In our opinion the financial statements present fairly, in all material respects, the financial position of the Sub-Trust as at 30 September 2015, and its financial performance and its cash flows for the year then ended in accordance with International Financial Reporting Standards.

PricewaterhouseCoopers
Cayman Islands

23 December 2015

（ ）上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は本書提出代理人が別途保管している。

[次へ](#)

ミツビシＵＦＪグローバルカストディ・エス・エイ
取締役会各位
ルクセンブルグＬ- 1150、アーロン通り 287 - 289番

承認された監査人の報告書

財務書類に関する報告

取締役会において任命された後、我々は、2014年12月31日現在の貸借対照表、同日に終了した年度の損益計算書、重要な会計方針の要約およびその他の説明情報から構成されるミツビシＵＦＪグローバルカストディ・エス・エイの財務書類について監査を行った。

財務書類に対する取締役会の責任

取締役会は、財務書類の作成に関するルクセンブルグにおける法律および規制の要件に準拠して本財務書類を作成することおよび公正に表示すること、ならびに不正によるか誤謬によるかを問わず、重大な虚偽記載のない財務書類の作成に必要であると取締役会が判断する内部統制について責任を負う。

承認された監査人の責任

我々の責任は、我々の監査に基づいて、当該財務書類に対する意見を表明することである。我々は、ルクセンブルグの金融セクター監視委員会によって適用された国際監査基準に準拠して監査を実施した。当該基準は、関連する倫理規定を遵守することならびに財務書類に重大な虚偽記載がないことの合理的な確信を得られるように我々が監査を計画し実施することを要求している。

監査は、財務書類中の金額および開示事項を支える監査証拠を入手するための手続の実施を含んでいる。当該手続は、不正または誤謬による財務書類における重要な虚偽記載のリスク評価を含む承認された監査人の判断によって選定される。承認された監査人は、当該リスク評価を行うに当たって、財務書類の作成および公正な表示に関連するファンドの内部統制について検討する。これは、状況に適した監査手続を策定するためであって、ファンドの内部統制の有効性に意見を表明することを目的とするものではない。

監査はまた、取締役会により採用された会計方針の適正性および会計見積りの合理性の評価とともに、財務書類の全体的な表示に関する評価も含んでいる。我々は、我々が入手した監査証拠は、我々の監査意見の基礎を提供するに十分かつ適切であると確信している。

意見

我々の意見では、本財務書類は、財務書類の作成に関するルクセンブルグにおける法律および規制の要件に準拠して、ミツビシＵＦＪグローバルカストディ・エス・エイの2014年12月31日現在の財務状態ならびに同日に終了した年度の営業成績について真実かつ公正な概観を与えているものと認める。

その他の法律および規制の要件に関する報告

取締役会が責任を負う経営者報告書は、本財務書類と一致している。

デロイト・オーディット、公認の監査法人

〔署名〕
マーティン・フローネ、公認の監査人
パートナー

2015年 3月13日

[次へ](#)

To the Board of Directors of
MITSUBISHI UFJ GLOBAL CUSTODY S.A.
287-289, Route d'Arlon
L-1150 Luxembourg

REPORT OF THE REVISEUR D'ENTREPRISES AGREE

Report on the annual accounts

Following our appointment by the Board of Directors, we have audited the accompanying annual accounts of MITSUBISHI UFJ GLOBAL CUSTODY S.A., which comprise the Balance Sheet as at December 31, 2014 and the Profit and Loss Account for the year then ended, and a summary of significant accounting policies and other explanatory information.

Responsibility of the Board of Directors for the annual accounts

The Board of Directors is responsible for the preparation and fair presentation of these annual accounts in accordance with Luxembourg legal and regulatory requirements relating to the preparation of the annual accounts, and for such internal control as the Board of Directors determines is necessary to enable the preparation of annual accounts that are free from material misstatement, whether due to fraud or error.

Responsibility of the réviseur d'entreprises agréé

Our responsibility is to express an opinion on these annual accounts based on our audit. We conducted our audit in accordance with International Standards on Auditing as adopted for Luxembourg by the Commission de Surveillance du Secteur Financier. Those standards require that we comply with ethical requirements and plan and perform the audit to obtain reasonable assurance whether the annual accounts are free from material misstatement.

An audit involves performing procedures to obtain audit evidence about the amounts and disclosures in the annual accounts. The procedures selected depend on the réviseur d'entreprises agréé's judgement, including the assessment of the risks of material misstatement of the annual accounts, whether due to fraud or error. In making those risk assessments, the réviseur d'entreprises agréé considers internal control relevant to the entity's preparation and fair presentation of the annual accounts in order to design audit procedures that are appropriate in the circumstances, but not for the purpose of expressing an opinion on the effectiveness of the entity's internal control. An audit also includes evaluating the appropriateness of accounting policies used and the reasonableness of accounting estimates made by the Board of Directors, as well as evaluating the overall presentation of the annual accounts.

We believe that the audit evidence we have obtained is sufficient and appropriate to provide a basis for our audit opinion.

Opinion

In our opinion, the annual accounts give a true and fair view of the financial position of MITSUBISHI UFJ GLOBAL CUSTODY S.A. as of December 31, 2014, and of the results of its operations for the year then ended in accordance with Luxembourg legal and regulatory requirements relating to the preparation of the annual accounts.

Report on other legal and regulatory requirements

The management report, which is the responsibility of the Board of Directors, is consistent with the annual accounts.

For Deloitte Audit, Cabinet de révision agréé

Martin Flaunet, Réviseur d'entreprises agréé
Partner

March 13, 2015

（注）上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は本書提出代理人が別途保管している。